

令和2年香美市議会定例会

2月定例会議会議録

令和 2年 2月25日 開 議
令和 2年 3月19日 散 会

香 美 市 議 会

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

2 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 1 号)

令 和 2 年 2 月 2 5 日 火 曜 日

令和2年香美市議会定例会2月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和2年2月25日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2月25日火曜日（審議期間第1日） 午前 9時03分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	西本恭久
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	森安伸	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	三谷恵司	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防次長 宮地義之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 2号 令和2年度香美市一般会計予算
- 議案第 3号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 8号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 9号 令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 10号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 11号 令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 12号 令和2年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 13号 令和2年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 14号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 15号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 16号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 議案第 17号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 18号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 19号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 20号 令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 21号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 22号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 26号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 35号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 36号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 議案第 42号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第 43号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 44号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 45号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 46号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和2年香美市議会定例会2月定例会議議事日程

令和2年2月25日(火) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 審議期間の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 1号 土讃線土佐山田駅構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進
工事に係る協定の一部を変更する契約の締結について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 2号 令和2年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第 3号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第 4号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第 5号 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予
算

日程第8 議案第 6号 令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9 議案第 7号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

日程第10 議案第 8号 令和2年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

日程第11 議案第 9号 令和2年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘
定)予算

日程第12 議案第 10号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第 11号 令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予
算

日程第14 議案第 12号 令和2年度香美市水道事業会計予算

日程第15 議案第 13号 令和2年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第16 議案第 14号 令和元年度香美市一般会計補正予算(第9号)

日程第17 議案第 15号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4
号)

日程第18 議案第 16号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第6
号)

日程第19 議案第 17号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補
正予算(第3号)

日程第20 議案第 18号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正
予算(第4号)

日程第21 議案第 19号 令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正

予算（第4号）

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第22 | 議案第 | 20号 | 令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第23 | 議案第 | 21号 | 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第24 | 議案第 | 22号 | 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第 | 23号 | 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第 | 24号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第 | 25号 | 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第 | 26号 | 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第29 | 議案第 | 27号 | 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第 | 28号 | 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第31 | 議案第 | 29号 | 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第32 | 議案第 | 30号 | 香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第33 | 議案第 | 31号 | 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第34 | 議案第 | 32号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第35 | 議案第 | 33号 | 香美市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について |
| 日程第36 | 議案第 | 34号 | 香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第37 | 議案第 | 35号 | 市有財産の無償貸付けについて |
| 日程第38 | 議案第 | 36号 | 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について |
| 日程第39 | 議案第 | 37号 | 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について |
| 日程第40 | 議案第 | 38号 | 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について |
| 日程第41 | 議案第 | 39号 | 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について |

- 日程第42 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第 41号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第 42号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の
機関の事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第45 議案第 43号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第46 議案第 44号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退するこ
とに伴う財産処分について
- 日程第47 議案第 45号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホー
ム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第48 議案第 46号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第49 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

会議録署名議員

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時03分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和2年香美市議会定例会2月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

暖冬と言われてきましたことしの冬も、まだまだ肌寒さを感じる日はありますが、日増しに春の気配を感じる気候となってまいりました。議員各位、執行部の皆様におかれましては、年度末を控え公私ともに御多忙の折、2月定例会議に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

中国湖北省武漢市を中心に拡大しています新型コロナウイルスによる肺炎、COVID-19感染症が日本国内でも感染が広がり、非常に危惧される状況となったように思われます。本年7月には東京オリンピックが開催されます。香美市におきましては、4月21日に東京オリンピックの聖火リレーが実施される計画となっております。このことから、感染症が一日も早く収束することを望む次第であります。手洗いやうがいなど日常生活での予防策にも一層留意していきたいと思えます。

さて、2月定例会議に市長から提出されています議案は、令和2年度香美市一般会計予算を含む45件、ほかに報告1件、同意1件がございます。議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、2月定例会議を通じて、5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第2、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、2月20日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。

本日開会しました令和2年香美市議会定例会2月定例会議の運営につきまして、去る2月20日、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告いたします。

まず、審議期間につきましては、お手元にお配りしました2月定例会議審議期間予定表のとおり進めることに決定し、本日から3月19日までの24日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての終了と、審議期間の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、本日の会議日程ですが、本日は2月定例会議に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第19号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、議案第23号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、香美市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、同意第1号、教育委員会委員の任命についての4件は、本日他の議案と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し、採決まで行います。

審議期間2日目の26日から7日目の3月2日までは、議案精査及び休日のため休会としました。

審議期間8日目の3日から10日目の5日までの3日間は、一般質問を予定しております。

審議期間11日目の6日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。定例会議終了後、予算決算常任委員会、予算決算常任委員会総務分科会、総務常任委員会において議案審査となります。

審議期間12日目の7日及び13日目の8日は、休日及び議案精査のため休会としました。

審議期間14日目の9日は、午前9時より予算決算常任委員会教育厚生分科会、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

審議期間15日目の10日は、午前9時より予算決算常任委員会産業建設分科会、産業建設常任委員会において議案審査となります。

審議期間16日目の11日から21日目の16日は、休日及び議案精査整理のため休会としました。

審議期間22日目の17日は、午前9時より予算決算常任委員会において議案審査となります。

審議期間23日目の18日は、議案精査整理のため休会としました。

審議期間24日目の19日の最終日は、本会議において各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加議案がありますので、委員会付託を省略し、本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、審議期間2日目の26日水曜日午前10時までと決定しました。抽せんは11時から行います。一般質問の通告の内容であります。質問の要旨が十分わかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願・陳情、発議については、案件がありません。決議案第1号及び意見書案第1号から第6号につきましては、書式等が整っていますので、会派代表者会議において調整を行い、提出者が署名を整えて、最終日に追加案件として提案することになりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおり

でありますので、議員各位の格段の御協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わりました。

お諮りします。2月定例会議の審議期間は、委員長報告のとおり、本日から3月19日までの24日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日から3月19日までの24日間と決定しました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会におきまして決定しました、香料・化学物質過敏症への対策を求める意見書の提出について、台風・豪雨災害に関する支援強化を求める意見書の提出については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から、地方自治法第180条の規定による専決処分事項につきまして、報告第1号のとおり報告がありました。また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄の報告につきまして、報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、議案第2号、令和2年度香美市一般会計予算から日程第49、同意第1号、教育委員会委員の任命についてまで、以上46件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第2号から同意第1号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 令和2年香美市議会定例会2月定例会議に臨みまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、寒さ厳しい中でありますけれども、住民、市民の皆様の暮らしに目を配り、心を砕き、地域のために、また香美市の発展のために、それぞれ懸命に活動いただいていることに対しまして、深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、連日マスコミをにぎわせておりますが、一向に収束の兆しが見えない状況であり、国内感染も次第に広がりを見せております。こうした中、今月13日、高知県では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。本市におきましても14日午前10時をもって、今後の状況に応じて直ちに対

策本部が設置できるよう警戒本部を設置し、情報の収集を初め、手洗いやせきエチケットについての注意喚起のチラシの掲示、消毒液を初め必要物の配置、市民への感染防止に関する情報提供などに努めているところであります。今後とも油断することなく、非常時に備え、県などとの関係を緊密にしていまいりまして、市として行うべき行動を直ちにとれるようにしていまいります。

また、昨年1年間の人口の社会増減につきましては113人の増で、四国で3番でありました。今後詳しく分析するとともに、引き続き誰もが住みたくなるまち香美市を目指して、市民生活環境の充実を図ってまいり所存でありますので、議員の皆様には積極的な御提言等をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、各課関連行政報告を申し上げます。

まず初めに、定住推進課。

1、大柘駅及び市営バス車両の寄附について、ジェイアール四国バス株式会社の美良布から大柘間の路線バス廃線に伴い、利用目的のなくなった大柘駅舎を含めた土地と建物を、四国旅客鉄道株式会社から市に御寄附いただきました。また、ジェイアール四国バス株式会社からは、市営バス運行へのスムーズな移行のため、14人乗りの市営バス車両を御寄附いただきました。今後は、4月1日から運行する市営バス美良布・大柘線の大柘駅、バス車両として活用していきます。また、市営バス美良布・大柘線の運行便数については、運転手不足や働き方改革などがある中で、できる限りの便数の維持を図っていきます。

2、ふるさと納税について、1月31日現在で、寄附件数3万887件、寄附金額2億3,873万3,652円となっております。寄附金額1万円以下の返礼品を充実して、魅力をアップしたことにより、寄附件数が昨年の約2倍に増加し、寄附金額も目標の2億5,000万円を達成できる見込みとなっております。現在の登録状況は、事業者41社・返礼品203品となっており、今後とも登録事業者の新規開拓及び返礼品の充実に力を入れていきます。

健康介護支援課。

1、香美市新型コロナウイルス感染症対策警戒本部の設置について、新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大を受けて、高知県に新型コロナウイルス感染症対策本部が2月13日に設置されたことを受け、香美市も県や関係機関と連携を図るため、2月14日に香美市新型コロナウイルス感染症対策警戒本部を設置しました。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していますが、感染予防対策等について、市のホームページ等を利用し、情報の周知に努めてまいります。

農林課。

1、鳥獣対策事業について、香美市猟友会の皆様に御協力をいただき実施している有害鳥獣捕獲数は、1月31日時点で鹿1,353頭、イノシシ456頭、猿48頭となっております。3月には、白髪山付近で2回の捕獲作業を予定しており、一層の捕獲を期

待するところです。

2、狩猟フォーラムについて、令和2年2月1日に、保健福祉センター香北を会場に香美市狩猟フォーラムを開催いたしました。基調講演にお招きした講師からは、マーケティングによる視点から鳥獣の利活用についてお話いただき、ジビエ加工施設を中心とした地域活性化など各地の実情を交えながら御講演をいただきました。また、飲食スペースでのジビエ料理の販売を初め、シミュレーターによるハンティング模擬体験など、各コーナーにおいて来場いただいた多くの方に狩猟やジビエの魅力を身近に感じていただきました。

3、中山間地域等直接支払制度について、平成27年度89地区579.9ヘクタールからスタートした、中山間地域等直接支払制度の第4期対策が本年度で終了となります。今期への移行に当たり、高齢化等の理由で取り組みをやめた地域に対する再開要請及び広域化の推進による組織の維持を図り、最終的には、89地区618.5ヘクタールの実績見込みとなっています。なお、第5期対策の事業は継続される見込みであり、今後も事業の推進を図ってまいります。

4、木材住宅支援事業について、木材住宅支援事業は、1月24日時点で25件の申請があり、補助金額は2,009万7,000円です。さらに4件の申請が見込まれ、令和元年度の補助金合計は2,499万7,000円となる予定です。本事業は平成27年度からスタートし、5年間の実績は、申請予定を含み申請件数100件、補助金額9,784万6,000円となる見込みです。

5、未来の森づくり委員会について、委員会は、6月、10月、2月の3回開催し、専門部会である森づくり、担い手対策、市産材活用の各部会は合同開催も含め7回、普及・PR部会は5回の協議を行うとともに、必要に応じて独自の打ち合わせ、調査や研修会も実施しました。委員会からは、森林環境税を活用した次年度事業に関する御意見や御提案をいただくとともに、日本建築士会連合会長の三井所先生を講師にお招きした講演会の開催について企画・運営をしていただきました。次年度も引き続き、関連事業及び今後の香美市の森づくり等について協議いただき、御意見・御提案をいただく予定です。

6、東京2020オリンピック・パラリンピックへの木材提供について、1月29日に2020年東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザ内覧会に出席しました。高知県産材は香美市、大豊町が50年から60年生の杉をそれぞれ70立法メートル提供し、県が製材、CLTへの加工と運搬を担当、加工されたCLTは主にインターネットラウンジやカフェなどの床材として使用されていました。提供した木材はオリンピック終了後に自治体に返還されますので、今後の有効活用を検討してまいります。

農業委員会。

1、農地法等による申請について、平成31年1月から令和元年12月までに審査し

た件数は、売買申請 4 2 件、転用申請 4 3 件、貸借申請 1 5 1 件、非農地申請 4 5 件、贈与 1 0 件となっています。

商工観光課。

1、観光施設の入り込み数について、昨年 7 月 1 9 日にグランドオープンをした龍河洞は、入洞者数が 9 年ぶりに 1 2 万人を突破しました。プロジェクションマッピングを初め洞内外の整備と、さまざまなイベントを行い、メディア取材と SNS で拡散し集客アップにつながりました。今年は 1 3 万人を目指します。

建設課。

1、土木工事関係について、がけくずれ住家防災対策事業で本年度要望のあった 6 件全て発注済みですが、一部の工事については繰り越しとなります。本年度発生した農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は、1 2 月末までに国の査定が終了しました。査定後、緊急順位の高い箇所から事業を実施していますが、昨年度発生した災害復旧事業も残っており、繰越事業及び過年災事業とともに、早期完成を目指します。また、市道・林道等の道路整備については、年度内完成に向け施工中ですが、災害復旧等事業との関係もあり、一部繰り越しも視野に入れての事業計画を行っています。

2、都市計画道路新町西町線について、用地買収がほぼ完了し、移転等に伴う側溝等道路施設を施工しています。小学校前踏切拡幅事業については、雨水管推進工事に時間を要していることから、一部繰り越しも視野に入れての事業計画変更を行います。

3、香美市都市計画マスタープラン策定業務について、本市の課題等を加味した構想を策定していますが、同時に実現化の施策も検討のため、一部繰り越しを視野に入れての事業計画を行います。

4、地籍調査業務について、本年度計画地区について、3 月中旬に完了の見込みです。

5、河川整備について、物部川改修期成同盟会を通じ、本年度 3 回目の要望活動を 2 月 1 7 日、1 8 日に、次年度以降の治水事業関係予算の増額確保に向け、地元選出国会議員及び国土交通省へ行いました。

環境上下水道課。

1、都市計画道路新町西町線への下水道雨水管布設について、JR 四国と施工協定を締結して施工中ですが、計画以上に大きな転石が出現したため、一部繰り越しを行うよう事業計画の変更を行います。

2、秦山町 1 丁目浸水対策工事について、秦山町 1 丁目の土佐山田幼稚園北西について、側溝改修及び雨水幹線への取り込みによる浸水対策工事が完了しました。

教育振興課。

1、姉妹都市交流事業について、姉妹都市との友好交流関係の発展を図るため、1 月 9 日から 1 2 日まで、積丹町の児童 6 名と美国小学校長ほか教職員等 2 名が香美市を訪れました。香美市では、染物体験や龍河洞探検、片地小学校との全校交流を行い、思い出に残る貴重な体験ができました。今後もこのつながりを続けていきたいと思っていま

す。

生涯学習振興課。

1、成人式について、成人式を1月3日に、高知工科大学の講堂において開催しました。今年の新成人の対象者は294名で、式典には171名の方が出席しました。

2、第8回香美市体育文化奨励賞表彰について、2月11日に全国大会や四国大会の体育分野において、下表のとおりすぐれた功績を挙げた3名と1団体を表彰しました。表については御参照いただきたいと思います。

消防課。

1、令和元年の火災、救急及び救助出動件数等について、昨年は、火災件数18件、損害額4,946万円、救急出動件数1,756件、救助出動件数12件となっています。なお、1月の建物火災で1名の方が亡くなっております。表を掲げておりますので御参照ください。

2、消防車両の更新、配備について、平成13年から使用していた消防本部の指令車と消防団本部車を令和元年9月に更新、配備しました。

施政方針でございます。

日本経済について政府は、令和2年1月20日閣議決定の令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度の中で、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しているとしています。令和2年度については、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された安心と成長の未来を拓く総合経済対策に基づき、機動的かつ万全の対策を講じ、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくとし、実質GDP成長率を0.9%程度と予測しております。

一方、地方財政では令和2年度地方財政計画の中で地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を上回る額を確保するとしています。

こうした国の経済動向や地方財政措置のもと、令和2年度予算も限られた財源の中で国や県の補助事業を有効に活用しながら、新図書館建設事業や児童クラブ建設事業、小中学校へのタブレット整備事業など教育環境整備を図る事業のほか、老朽化し土砂災害警戒区域内にある消防署香北分署の移転建てかえ事業、地域に根差した産業の育成、少子・高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実を重要政策とし、本市の将来都市像である「美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市・香美市」の実現を目指して取り組んでいきます。

令和2年度一般会計予算規模についてでございます。

令和2年度の歳入・歳出予算総額は185億3,500万円で、前年度186億5,800万円と比べて、1億2,300万円、0.7%の減となっています。

歳入では、市税で市民税が前年度比2.0%増、固定資産税が前年度比1.9%減、軽自動車税が前年度比2.5%増、たばこ税が前年度比5.0%増、入湯税が前年度比17.8%減等により総額で27億1,629万5,000円、地方譲与税では森林環境譲与税の増により前年度比26.9%増、利子割交付金は前年度比53.7%の減、配当割交付金は前年度比10.9%の減、株式等譲渡所得割交付金は前年度比45.7%の減、本年度から新たに交付される法人事業税交付金が皆増、地方消費税交付金は消費税率の引き上げ等により前年度比17.9%の増、環境性能割交付金は前年度比115.7%の増、地方特例交付金は、昨年度の幼児教育の無償化に係る臨時的財政措置である子ども・子育て支援臨時交付金の皆減により前年度比72.1%の減となっています。また、普通交付税は58億5,000万円を計上しています。

繰入金については、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金13億2,406万1,000円を計上し、基金繰入金の総額が14億1,175万6,000円となっています。

市債については、交付税の振替財源としての臨時財政対策債が3億1,028万4,000円となっており、児童福祉施設整備事業、消防防災施設整備事業、生涯学習施設整備事業等に伴う旧合併特例事業債6億5,970万円、義務教育施設整備事業や道路新設改良事業、林道整備事業に伴う過疎対策事業債4億100万円、過疎対策事業債1億4,410万円、公共土木施設災害復旧事業に伴う過年発生補助災害復旧事業債7,420万円等により、総額で180億88万4,000円（後に「18億88万4,000円」と訂正あり）となっています。

歳出では、性質別に大別すると、義務的経費が80億8,966万1,000円、投資的経費が28億5,396万8,000円、その他の経費75億9,137万1,000円となっています。また、総予算に占める割合は、義務的経費が43.6%、投資的経費が15.4%、その他経費が41%となっています。

以上、令和2年度一般会計予算案の説明を終わります。

次に、提案をいたしております議案の提案及び説明に移らせていただきます。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告であり、土讃線土佐山田駅構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進工事に係る協定の一部を変更する契約の締結についてです。

議案第2号は、令和2年度香美市一般会計予算です。

議案第3号は、令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算です。

議案第4号は、令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算です。

議案第5号は、令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算です。

議案第6号は、令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算です。

議案第 7 号は、令和 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第 8 号は、令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第 9 号は、令和 2 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第 10 号は、令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第 11 号は、令和 2 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算です。

議案第 12 号は、令和 2 年度香美市水道事業会計予算です。

議案第 13 号は、令和 2 年度香美市工業用水道事業会計予算です。

議案第 14 号は、令和元年度香美市一般会計補正予算（第 9 号）です。

議案第 15 号は、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）です。

議案第 16 号は、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）です。

議案第 17 号は、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）です。

議案第 18 号は、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）です。

議案第 19 号は、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）です。

議案第 20 号は、令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）です。

議案第 21 号は、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）です。

議案第 22 号は、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 23 号は、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 24 号は、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 25 号は、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 26 号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 27 号は、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 28 号は、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 29 号は、香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 30 号は、香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてです。

議案第 3 1 号は、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 3 2 号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

議案第 3 3 号は、香美市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてです。

議案第 3 4 号は、香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定についてです。

議案第 3 5 号は、市有財産の無償貸付けについてです。

議案第 3 6 号は、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてです。

議案第 3 7 号は、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてです。

議案第 3 8 号は、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてです。

議案第 3 9 号は、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第 4 0 号は、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてです。

議案第 4 1 号は、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定についてです。

議案第 4 2 号は、香美市と高知県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約の制定についてです。

議案第 4 3 号は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてです。

議案第 4 4 号は、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についてです。

議案第 4 5 号は、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてです。

議案第 4 6 号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてです。

同意第 1 号は、教育委員会委員の任命についてです。

以上、令和 2 年度香美市一般会計予算など、報告 1 件、議案 4 5 件、同意 1 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書を御参照くださいますようお願いいたします。

一般会計の規模に関する説明の中で誤って御報告申し上げましたので、訂正をさせていただきます。

お手元の資料、8 ページの下から 8 行目になりますけれども、災害復旧事業債の後の総額のところを、私が「180 億 88 万 4,000 円」と読み間違えたようであります。正確には文書のとおり「18 億 88 万 4,000 円」でございますので、申しわけありませんが訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 以上で、市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、専決処分事項の報告について、報告第1号、土讃線土佐山田駅構内小学校前踏切拡幅・下水道管推進工事に係る協定の一部を変更する契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 全員協議会においても説明を受けたところですが、そもそも10%で契約、協定を結んでおく必要性があったのではないかという点をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当初からのJRとの協議の中で、契約時が8%という消費税相当額の期間であったため、JRのほうが、確定をしないうちに10%で当初から契約はできないという協議の上、8%で契約を行い、確定した後、その他全体工事費の関係、それと工期等の関係も加味して、10%に変更を行ったという形になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 了解したところですが、そもそも4月以前に契約結んでいたら8%で、工期が10月過ぎて完成するというふうになれば10%になるのは至極当然ですが、現実、この金額について、まともに8%が10%になるための追加であれば、もうちょっと金額は太るわけですね。4億1,700万円ぐらいになるのかな、私の計算では。そこのところは、8%から10%に資材関係が上がったとか、そういう部分の具体を積み重ねた結果で改めて契約したという認識でいいのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当初の計画といいますか、協定案の内容は変わっておりませんが、もともと負担金補償工事、旧の踏切の拡幅になりますので、旧の部分、拡幅以外に関しましてはもともとJRのものです。その部分に関しましては、もともと消費税はかかっておりません。それで、協定分の拡幅部分の工事につきまして、8%から10%というふうな形の消費税相当額がかかっちゃうため、全体的な金額で108分の8とか110分の10とかいう金額とは合っていないです。各項目によつての積み上げによる消費税という形になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営員会委員長から報告がありましたが、議案第19号、議案第23号、議案第33号及び同意第1号につきましては、本日他の案件と分離し、

会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第21、議案第19号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 議案第19号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）について御説明をいたします。

令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）

令和元年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,076万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,724万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月25日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、特定個人情報データ標準レイアウト改版によるシステム改修費を追加するもので、介護事業費補助金において補助対象事業となるものですが、令和2年度以降は国の予算編成において補助率が少なくなる可能性があるため、システム改修費を追加するほか、保険給付費の追加、地域支援事業費の減額のため、補正を行うものです。

なお、議案の概要につきましては、議案細部説明書236ページにお示ししております。

以上で補足説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。先ほど説明がありましたけれども、細部説明書の236ページの歳出の説明の中で、特定個人情報データ標準レイアウト改版によるシステム改修費76万3,000円、これを早くしたいがために本日の採決をということだと思っておりますけれども、ちょっともう少し詳しくそのあたりの説明をお願いしたいと思います。

それと、国から来ています介護事業費補助金は来年度はもう来ないと、これには使え

ないということで、それはもう少し前からわかっていたものではないでしょうか。そのあたりの確認をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

この特定個人情報データ標準レイアウトというのは、マイナンバーの関係でありまして、毎年少しずつ国のシステムが改修されております。それには国の補助金が該当しますけれども、国の追加内示がありまして、来年度やるよりも、ことし予算がつけられるのであれば、今年度中にやったらどうかという追加内示がありましたので、今回の補正に上げさせていただきました。

また、国の支出金ですが、一応確定はしておりますが、まだ事業自体は今年度全部終わっておりませんので、今の段階ではこの状況ですが、来年度につきましては、また来年度の状況によりまして補助金額が決まるということですので、今ここではっきりとお答えすることはできないと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 介護給付費のほうですけれども、議案で言ったら13ページと16ページにあります、サービス利用者の増加ということで増額になってるわけですが、この状況の説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 保険給付費の増加につきましてですが、施設介護サービス給付費、また居宅介護サービス計画給付費等、いろいろな給付費を上げておりますが、全体的に全ての利用者がふえておる状態になっております。昨年度の同時期で比べましてもかなり人数もふえておりますし、サービスに係るお金というのは、大体去年より1億2,000万円ぐらいはふえてきている状況となっております。これは2019年4月から2020年11月（後日「2019年11月」と訂正あり）までの実績と、前年の同時期で比べた状態です。今現在、認定者もかなりふえてきておりますので、この後、介護給付費につきましては高齢化もありますので、今後も伸びてくる可能性があると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先ほど説明がありました、特定個人情報データの標準レイアウト改版によるシステムの改修費ですが、これは来年についてはまた来年度に、補助金が少なくなるかもしれないけれどもあるのではないかとということでしたが、ずっと今後毎年毎年発生するものですか。それとも、最初にこの特定個人情報データの標準レイ

アウト改版をされて、これが最初にだあっとやっといたらもう後は発生しないものなのか、その辺をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

大体この改修につきましては、小さな改修を含めると毎年改修はあるようです。また、来年以降その改修があるかどうかにつきましては、国の状況によるところでありますので、うちのほうでは全てを把握することは今のところできない状況です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） おはようございます。それでは、議案第23号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案第23号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年2月25日提出、香美市長 法光院晶一

香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

香美市児童クラブ設置条例（平成20年香美市条例第44号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、議案書のとおりです。詳細につきましては、細部説明書238ページを御参照ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 児童クラブ関係の保護者の方からうちのほうに電話をいた

だいたことだったんですが、保育料が上がる子供さんがふえてくるということになりま
すか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

今、指定管理を一括で香美市全部で受けておりますので、それぞればらばらであった
利用料につきまして、調整をしていく必要があるというふうに聞いております。月に1
回は定例会もしておりますので、利用者の方の急激な負担にならないような形にはして
いきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうすると、たけのこ児童クラブの保育料も、だんだんほ
かの児童クラブと合わされていくということによろしいですかね。

それと、もう一点お聞きしたいんです。名称の変更が新設になるに伴ってされるよう
になっておりますが、この名称につきましては、もう保護者の方とか了解でしょうか。
それぞれ運営委員さん、運営をされていた保護者会の方々が、思い入れのあつてつけた
名前とかもあると思うんですが、このように変わるといふことで、指定管理者がかわっ
て、関係者の了解のもとにこうなっているのかということと、それから、たけのこ児童
クラブ、うぐいす児童クラブはこのままでいくのですね、その辺の何か協議の内容がわ
かりましたら。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

利用料につきましては、全部で同じようなサービスをしていく中で、やはり利用料が
ばらばらというのはおかしいところもあると思いますので、そこについては今後調整し
ていくということで聞いております。

それと、名称の変更につきましては、条例に載っている名称を変更させていただくと
いうことですので、通称名で、例えば山田小学校の第一児童クラブとついたものが、こ
れからはそう絶対呼ばないといけないというものではないですので、くじら、めだか、
それぞれ通称名で呼んでいくことについては、変わらない部分もあるのではないかと思
っておりますので、そこにつきまして保護者の方と相談をしているというところではあ
りません。

次に、ほかのたけのこことうぐいすの名称につきましては、今後新しい児童クラブを
建てていく予定でありますので、それに伴いまして、それぞれ条例上の名称は変更して
いく予定としておりますが、今のところは建っているとか今使っているという状況に応
じまして改正をしているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連です。条例上は、山田小学校児童クラブだと第一、第二、第三というふうになるけど、通称名として使って構わないという。ただ、やっぱりきれいに保護者の方とかの理解を得て、そこは今までみたいなくじら、めだかというのがすごく親しみがあってよかったと思いますし、第三が何になるかわかりませんが、そういうことで規定していると、やっぱり条例上の名前と、片一方で通称があるとかいうのはどうかなとか。逆に言ったら、たけのこにしてもうぐいすにしても、やっぱりそれなりにこだわってつけられていることもありますので、これはちょっと教育委員会内部できれいに精査して、指定管理者も踏まえて、通称と条例上とまた違うというのは、ちょっと混乱を及ぼすんじゃないろうとか、今ちょっと漠然と思ったんですけども、ちょっと見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

混乱が生じないように、保護者の方にも丁寧に説明していきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑は。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今、山田小学校関係で、もともと歴史的なつくってきた経過がありましてね、今度専用施設つくりますと、そうしたらそれはどうしていくのか。そのときにも結局3つの名前で残していくのか、一元化していくのか、そこら辺の基本的な方向性というのはちょっとどうでしょうか。

それから、定数は基本的に各40人になってますよね。第三というのは定数は何ぼなのか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

新しい児童クラブが建設されまして、施設としては1つになりますけれども、そちらのほうに3つの児童クラブが入るという想定をしております。

それと、第三の定数につきましても45人とさせていただきたいと考えております。それが、今のところ来年度130人を超える申し込みがあるということで聞いておりますので、そちらのほうも全部収容ができるような形をとっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第33号、香美市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 議案第33号を説明させていただきます。

議案第33号、香美市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

令和2年2月25日提出、香美市長 法光院晶一

香美市一般職の任期付職員の採用に関する条例の条文につきましては、省略させていただきます。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員を選考により任期を定めて採用することができる制度を制定し、多様な任用形態を有効に活用することができるようにするものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今回初日ということで、具体的に来年度からこの任期付職員の採用ということを考えていると思うんですけども、具体的にどの職を考えているのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

今のところ、美術館長、教育研究所長、教育支援センター所長を考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 1ページ第2条の中には、どのような場合に任期を定めて採用するのかということで、一定の期間の困難性ということを中心に書かれているんですけども、実際に契約するときには任期も定めるとは思うんですけども、大体どの程度が想定されているのかという点、わかる範囲でお願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） まだちょっと教育委員会のほうとも協議しながらになり

ますので、一応3年か5年以内という制度になっていますので、そのあたりで検討していくということになります。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 1ページのこの任期を定めた採用というところの第2条の部分の方々が、これまでの特別職の非常勤職員という認識でいいのか。

それからもう一つ、次の2ページのほうの第4条で短時間勤務職員の任期と書いているところが、以前の一般職の非常勤の臨時職員を規定したものなのか。会計年度任用職員の関係と振り分けていきますと、そういう認識でいいのかなということを含めてちょっとお願いします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） まず、第2条については、これまでの特別職の非常勤職員でいいのかということですが、それぞれの考え方によりますので、特に特別職の非常勤職員をここでという考え方ではございません。今回、任期付職員のこの条例を制定することについては、今後の将来的に採用する職員についても選択肢として広げるということもありますので、特に特別職をここに適用するということでもございません。

それから、臨時的任用職員については制度が違いますので。あくまで臨時的任用職員というのは、正職が例えば欠員になったということで、正職のかわりに臨時的任用職員を雇用したりするわけですが、今回は任期を定めて雇用することになりますので、ちょっと制度の中身が全く違うということで、それぞれの職に応じてどういった採用をしていくかは、それぞれ一番適当な採用の仕方を検討していくことになるかと考えております。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、第4条のほうは病休とか何かの事故的な問題等での対応職員という、そういう新しい枠としてできていくという。4月1日から会計年度任用職員という形が出てくると同時に、この今度新しく制度ありますよね、そういう勤務形態がかなり変わってくるじゃないですか。そこにちょっと何か今後の体系的な資料等で示せるものがあればお願いしたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 第4条は、第3条に掲げる業務について短時間で勤務できるという規定ですので、先ほど笹岡議員が言われたのとは少し違う内容になっております。

また、資料については、今後ちょっと検討させていただきます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。先ほど第2条の絡みで3つの部署の

ことをおっしゃったと思うんですけども、美術館長さんとか。吉井勇記念館のほうは、今、非常勤でいらっしゃると思うんですけど、あと学芸員の方もいらっしゃいますが、どのようになるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） まず、最初に言いました美術館長等については、第2条ということではなく、今のところ第4条を適用するという考え方でおります。

それから、吉井勇記念館につきましては、担当課と協議の上、常勤の職員の兼務を考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第49、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 同意第1号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町朴ノ木290番地

氏 名 西 美 紀

生年月日 昭和41年3月21日

令和2年2月25日提出、香美市長 法光院晶一

経歴を参考資料としてお配りしていますので、御参照ください。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第7項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、同意第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月3日午前9時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

（午前10時24分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

2 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 2 号)

令 和 2 年 3 月 3 日 火 曜 日

令和2年香美市議会定例会2月定例会議会議録（第2号）

招集年月日 令和2年2月25日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月3日火曜日（審議期間第8日） 午前 9時25分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	西本恭久
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	森安伸	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	秋月建樹	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 寺田潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 2 年香美市議会定例会 2 月定例会議議事日程

(審議期間第 8 日目 日程第 2 号)

令和 2 年 3 月 3 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 1 1 番 山 崎 晃 子
- ② 1 6 番 依 光 美代子
- ③ 1 番 萩 野 義 和
- ④ 7 番 利 根 健 二
- ⑤ 2 番 山 口 学
- ⑥ 1 0 番 舟 谷 千 幸
- ⑦ 1 3 番 山 崎 龍太郎
- ⑧ 5 番 笹 岡 優
- ⑨ 6 番 森 田 雄 介
- ⑩ 1 7 番 村 田 珠 美
- ⑪ 4 番 甲 藤 邦 廣
- ⑫ 1 2 番 濱 田 百合子
- ⑬ 1 4 番 大 岸 眞 弓
- ⑭ 9 番 爲 近 初 男

会議録署名議員

5 番、笹岡 優君、6 番、森田雄介君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時25分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

初めに、健康介護支援課長から発言を求められておりますので、これを許可します。健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） おはようございます。2月25日に議案第19号での山崎晃子議員の給付費の質問に対する答弁の中で、2019年4月から2019年11月までと資料の説明をするところでしたが、2019年4月から2020年1月と答弁いたしました。正しくは2019年4月から2019年11月ですので、「2020年11月」を「2019年11月」に訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（比与森光俊君） お諮りします。ただいま、健康介護支援課長、宗石こずゑさんから、2月25日の山崎晃子議員の質問に対する答弁の中で、「2020年11月」と発言した部分を「2019年11月」に訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、健康介護支援課長の発言の訂正を許可することに決定しました。

議事日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告をお願いします。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。

2月25日開会しました令和2年香美市議会定例会2月定例会議の運営につきまして、本日3月3日、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告いたします。

12番、濱田百合子議員の一般質問の2、米軍機の低空飛行中止を求めるの質問の中で、動画を使用することにつきまして、これを認めることに決定しましたので、議員各位の各段の御協力をよろしくお願ひいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） おはようございます。11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、高齢者施策について、避難行動について、野生鳥獣の利活用についての3項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、高齢者施策についてお伺いいたします。

昨年4月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した、都道府県別の日本の世帯数の将来推計によりますと、2040年には世帯主が65歳以上になる世帯が2,200万世帯を突破し、世帯総数の半数近くになるとしています。さらに、その世帯の中でも、ひとり暮らしの高齢者が896万世帯にまで増加し、その割合も全国平均で40%を超え、全ての都道府県で30%を超えると推計されています。都道府県別では、東京都、大阪府、高知県を筆頭に15都道府県において40%を超えると推計しています。この理由の一つとして、高齢化の進行と、結婚しない人が増加していることが背景にあると分析しています。このことに関して質問いたします。

①です。本市でも高齢の御夫婦だけで生活している世帯がふえ、その中には、連れ添いに先立たれてからひとり暮らしになった方もおいでます。近年はそのような世帯がふえてきたように感じられる状況ですが、現在、本市の現状はどうなっているのでしょうか。高齢世帯の状況、独居の状況等をお聞かせください。あわせて、独居高齢者が安心して暮らすため、来年度に検討される第8期高齢者福祉計画に本市の状況をどのように反映させていく構想か、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

香美市の人口の推移を見ますと、総人口では、平成29年9月末時点で2万6,514人、令和2年1月末時点では2万6,032人となっており、482人減少しています。総人口の減少に対し65歳以上の人口は増加傾向にあり、令和2年1月末時点で1万2,999人、高齢化率は現在39.6%となっております。これは、平成29年9月末時点では高齢化率は39.2%でした。

世帯の状況につきましてですが、市全体は把握できておりませんが、第8期の計画策定に当たり、市内の65歳以上、要介護1から5の認定の方を除いた分ですが、8,700人に対して、令和元年12月10日付で送付した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、これは有効回答数が4,768件となっておりますが、それによりますと、ひとり暮らしとの回答は1,013件、21.2%、配偶者が65歳以上の夫婦二人暮らしとの回答は1,746件、36.6%で、合わせて57.8%と過半数を占めていることがわかります。前回、7期の計画では20%と36.6%でしたので、独居高齢世帯の割合はふえる傾向にあることがうかがえます。

次に、8期の計画に向けてですが、第8期の高齢者福祉計画は2040年問題を視野に入れた最初の計画となるため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果や第7期計画の進捗状況、評価結果等を取り入れ、計画の基本理念である「ともに支えあい、いきいきとした暮らしを育むまちづくり」を実現できるよう、第8期香美市高齢者福祉計画

等策定委員会を設置しまして、その中で幅広い意見を反映させ、策定したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） やはり増加傾向ということで、わかりました。独居の方がふえていってるということですが、そういう方々に対して、第7期から第8期に当たって取り組みですね、そういう方々に対する取り組みというのは何か、第7期と違って第8期で何か考えていることはあるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 現在は声かけのボランティアでありますとか、生活支援のボランティアとか、地域で支え合う仕組みをつくっておりますが、今のところまだ第8期の委員会も設置されてない状況ですので、今またすぐにお答えできるようなことはございません。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、②の質問に移ります。

高齢者が1人で暮らすことにより、健康への大きなリスクになる可能性があると言われております。東京都健康長寿医療センターの調査研究では、単純にひとり暮らしだからということではなく、他者とのかかわりが乏しい社会的な孤立が要因となっている場合があるという研究結果を発表しております。また、多くの調査項目で、独居かどうかより社会的なかかわりの多いか少ないかということが結果に影響しており、人と触れ合う社会的な暮らしを心がければ、要介護や認知症のリスクは下がる可能性があるとしております。

本市の高齢化もさまざまな面に影響があり、深刻な状況になってきていますが、社会的に孤立させないという強い思いを持ち、地域の方々と連携して見守りや声かけを続けていくことが重要だと思います。近年の少子高齢化の進捗状況から見ても、独居世帯は今後も増加していくと考えざるを得ません。経済的な事情や健康面の問題などから、孤立せざるを得ない場合もあるのではないかと考えます。

地域社会とかかわりの薄い独居の方々に対して、行政として可能な限りの取り組みを模索・検討し、それらを実施するための体制づくりを充実させていくことが大切ではないでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

市役所だけではなかなか支援は難しいということは御承知のとおりだと思います。地域で支援が必要と思われる方や心配な方については、民生委員さんから相談や情報をいただくこともあり、大変お世話になっております。また、自治会とか近隣住民の方、関係機関などからも情報をいただくこともあります。いずれにしても相談や情報をいた

だいた際には訪問等を行い、現状の把握や支援に努めているところです。場合によっては、介護の相談だけに限らず、さまざまな課題を抱える方もおありまして、市役所の関係部署や社会福祉協議会、関係機関と連携し、今後も支援に当たることになると思います。皆さんの御協力のもと支援の体制づくりを進め、今後も市民の皆様には高齢者の相談機関として気軽に活用していただけるよう、市としても努めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） やはり見守りや声かけが非常に大事だということですが、例えば郵便局とか、それから新聞配達の方とか、あるいは移動販売業者の方とか、そういった民間の方々とも連携をして、いろんな方が見守れる体制っていうのが必要じゃないかと思っておりますけれども、そうしたいろんな方を含めた体制づくりを考えていくべきではないかと思うんですけれども、そういうことについて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

貴重な御意見をありがとうございます。現在、香北・物部エリアとか、山田エリアとか、エリアごとに生活支援コーディネーターも配置して、エリアごとの仕組みづくりについても進めているところでありますが、さまざまな御意見をいただきまして、また第8期の計画の中でも実現していけるように会を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それから、見守りというところでは、健康づくり地域ネットワーク事業も入ってるんじゃないかと思うんですけれども、こういったものが十分活用されていってるのかなということを思うわけですね。申請件数なんかもだんだん減ってきてるということですので、見守り体制づくりというところでは、そういうグループがいろんな地域でどんどんふえて行って、みんなで見守れるっていうような体制がとれたら、それもいいと思うんですけれども、この事業ももう少し見直しをすることか、何かできないかなっていうふうに思うんですけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

その事業につきましても、同じように検討課題として今後もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、さまざまな検討をしていただきたいと思います。では、次の質問に移ります。③です。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
（午前 9時41分 休憩）
（午前10時02分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、③の質問に移ります。

厚生労働省は、ことし4月から75歳以上の方を対象に、介護を必要とする一歩手前のフレイルという状態になっているかいないかを調べる、新しい健診を始めると聞きました。フレイルとは、虚弱を意味するフレイルティをもとに日本老年医学会が2014年につくった言葉で、加齢によって筋力や認知機能など心身の活力が低下した虚弱な状態を指しています。

フレイルの予防のために大切なポイントは、栄養・運動・社会参加の3点が上げられています。1点目は栄養ですけれども、これはたんぱく質を重視したバランスのよい食事を心がけ、よくかんでしっかり食べること、そして歯や口腔内の定期的なチェックをすることを挙げています。2点目は運動ということですが、これは歩行・筋トレ・体操などで体を動かすなど、日常的な運動習慣をつけることとしています。3点目は社会参加ということですが、趣味や余暇活動やボランティア活動への参加、就労など、自分に合った方法で社会参加することとしています。これらの3つの対策を進めることにより、介護サービスが必要となる手前で食いとめることができるという考え方です。

フレイル健診を実施するかどうかは各自治体が判断するものと聞いていますが、本市ではどのように取り組むお考えか、お聞かせください。あわせて、健診の実施内容もお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 山崎議員の御質問にお答えします。

令和2年度から、後期高齢者が健康診査を受けるときの問診票に新たに質問票を追加し、フレイルなど高齢者の特性を把握できるようにするものであり、質問内容は健診結果説明会における栄養指導や生活指導で活用されます。

なお、後期高齢者健康診査の検査項目は従来と同じです。

今後、本市が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するようになれば、健診だけでなく、もっと幅広い事業が展開されるものと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、本市もこれは4月から取り組んでいくということでもよろしいですかね。そうなりますと、先ほどの栄養指導等で活用されるということ

は、健診結果、問診票で出た結果は訪問をして指導されていくのか、何か問題が見つかった場合の対応について、もう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在、健診結果説明会をしておりますので、ここに参加をしてくださった方に対して栄養指導や生活指導をしておりますけれども、この結果説明会のほうに来られない方で質問したいというような方がおられましたら、個別に相談に応じることもできますので、お越しをいただいたりして、そういう指導はするよういたします。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、個別に相談に応じるということですが、相談に出向かないかですね、出向くことが困難な状況の場合、健康介護支援課と連携して訪問するというのも出てくるのではないかなと思うんですけども、そのあたりはどういう連携をとっていくお考えがあるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在、後期高齢者の健康診査は、保険者であります広域連合のほうで主にしているので、令和2年の体制としては、市民保険課が今までより一歩踏み込んで訪問指導であるとか、そういったところまでの検討は今のところしておりません。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これ介護予防ということにつながっていくんですけども、ですから、健康介護支援課と連携をして、例えば、もうちょっと何か体操したらいいのではないかなというふうな状況ができた場合に、やっぱり健康介護支援課と連携して、何か地域で行われている体操に参加をしてもらおうとかといった、連携というものが出てくるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことはないつつ、そしたら市民保険課でこの結果をそのまま置いてということになるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 健診結果は御本人様に送られております。当然、私どものほうでも結果はわかっておりますけれども、本人様のほうに送っております。

それと、介護につなげるというところですが、最初にお答えしましたように、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業が今後進められていきますので、その中で検討したいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、健康介護支援課とも十分連携をして取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2番目の質問です。避難行動についてお伺いいたします。

初めに、障害のある方の避難についてお伺いいたします。

平成23年に発生した東日本大震災では、障害のある人の死亡率が被災住民全体の死亡率の2倍に上ったと聞いています。そして、平成25年6月、この教訓をもとに、実効性のある避難支援を行うために災害対策基本法の一部が改正されました。災害時に1人では避難することが困難な方を避難行動要支援者と位置づけ、該当する方々の名簿を作成することが市町村に義務づけられました。また、同意を得られた方については個別支援計画作成の対象となっています。

平成31年3月現在の個別支援計画策定は、高知県全体で11.9%と進んでいない状況にあります。本市では、平成30年度末現在で81件、全体の8.7%と聞いています。このことに関してお伺いをいたします。

昨年の6月の答弁では、計画作成の中心と規定している自主防災組織からは、負担が重い、名簿の管理が困難であるというような声があったとお聞きをいたしました。また、作成が進んでいる市町村の事例を参考として、取り組みを加速化していくとの答弁もありました。個別支援計画の進捗状況と問題点についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

令和元年9月30日時点における避難行動要支援者893人のうち、個別の避難計画が作成済みとなっているのは78人で、作成率は8.7%となっております。これは平成30年度末時点の81人に、新規作成3人と、死亡や入院、入所による減数6人を合計したものでございます。その後、1人が作成済みとなりまして、現在79人となっております。

計画作成推進の取り組みは、これまで地域の共助力を高めること、避難支援を実効性のあるものにするを目的に、地元の自主防災組織を主体として個別計画作成の依頼を行ってきたところです。しかしながら、本人の状態に応じたアプローチが欠かせないこと、避難支援者を特定することが困難ということが関係者の負担感につながり、円滑な作成作業の妨げになっているのではと考えております。

また、避難行動要支援者名簿の情報を地域の支援者に提供することに対しまして、同意が得られている方が893人中616人、69%にとどまっております。同意取得率を向上させることも今後の課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、今後この支援計画の作成に向けてどういった取り組みをするお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

これまでの取り組みから判明した課題を解決するために、担当係のマンパワーを強化

することとし、次年度の予算には避難行動要支援者の個別計画作成の専任職員1名の雇用経費を計上しております。個別計画の重要性、必要性を戸別訪問によって丁寧に説明し、また、避難支援者の決定を自主防災組織と調整することで、作成の加速化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今までは計画の作成が自主防中心ということで、ずっとこれまで答弁をされてきたわけですが、そこだけにお任せするというのは本当に負担が重いと思いますし、それをコーディネートする役割が必要だと。やっぱり市が積極的に自主防を支援するという形が要ると私もずっと思っていたんですけれども、それを今度1名専任の職員を計上して取り組むということをお聞きしたんですけれども、その専任の職員さんというのは、そういうノウハウを持っている方ということによろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 今予定しております雇用者につきましては、防災士の資格を持った方になります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） わかりました。

それでは、次の質問に移ります。②の質問です。

高知県障害者（児）福祉連合会は、昨年2月から5月に、南海トラフ地震や豪雨災害への備えを進める上で、障害者の避難にどんな課題があるか把握するために、防災や備えに関する意識調査を実施しています。ことし2月1日には、障害のある人が参加できる地域の防災避難訓練をテーマにシンポジウムを開催し、調査結果の報告も行われました。その中で、「情報が伝わってこない」ということが上げられていました。また、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画があることを知らず、福祉避難所があることも知らない人が多いということも聞きました。

近年は全国各地でさまざまな災害が発生している状況ですので、障害がある方々に必要な情報が正しく伝えられ、一人一人に的確な支援が届く体制を確立しておくことが求められています。本市の場合、万全な体制が整っているのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

避難行動要支援者名簿の登録対象者に対しましては、毎年度複数回文書を送付し、災害時における要配慮者支援の取り組みをお知らせした上で、名簿情報を地域に提供することにつきまして同意いただくよう働きかけております。先ほどおよそ3割の方から同意が得られていないと申し上げましたけれども、不同意者の中には、送付した文書の内

容を十分確認されておられない方もいらっしゃるのではないかと考えられます。

そこで、先ほども申し上げましたが、次年度の予算案では個別計画の作成を図るため、専任職員1名の雇用経費を計上しております。この職員には同意取得から計画作成まで、対象者宅を訪問させることを予定しておりますので、避難支援に関する情報について直接伝えることが可能となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 特別計画に向けて情報が伝わっていくようにということでお聞きをしたわけですが、そうすれば、例えば災害時の情報伝達でいきますと、情報が伝わってこないというところでいくんですが、災害時の情報伝達はどういうふうな形で、まあ、防災行政無線でいろんな情報が発信されるわけですが、それを聞くことができない聴覚に障害のある方なんかは、情報が伝わってこないの、すごい不安だということをお聞きをしたわけですが、東日本大震災のときにも、まずは自分の身を守ることが必要ですが、耳に障害のある方は、そうじゃなくてテレビを先に守ったと。やっぱり情報が来ないというすごい不安感が強くて、そういう行動に出られたんだというふうなお話もお聞きしたんですが、そうした災害時の情報伝達はどのような形で行われているのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

聴覚障害を持たれる方につきましては、防災行政無線の戸別受信機に文字表示装置を付加しております、これは音声情報を文字情報に変換しまして、目で見て情報が確認できるといったものになっておりますので、これによって対応が可能であろうというふうに考えます。

また、情報の理解等に十分な能力がないという方もおいでだと思いますので、そういった方々につきましては、個別計画を作成する上で、避難支援者を決定することによってフォローしていくといった方策をとりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、個別計画でということ、あと、目が不自由な方に関しては点字でお手紙なんかは書かれている、点字とかでも対応してるということ、よろしいですかね。やっぱりいろんな障害の特性に応じて、さまざまな意思疎通の形態を考えていかなければならないと思うんですね。場合によっては、手話通訳が要ったりとかということもあるだろうし、点字とかってということもあるかと思うんですが、そのあたりの対応等はきちんとできるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

避難行動を起こす場面でそういった支援ができるかにつきましては、現在のところ特に取り組みが進んでおる状況にはございません。避難された後、避難所におきましては、そういった資格を持たれた方、ボランティアの方を派遣し、スムーズな情報伝達に努めるといったことは策定しておりますけれども、避難行動を起こす場面では、これから個別計画を作成する上で織り込みをしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、障害のある方の防災、避難ニーズというのは十分把握をしていただいて、対応していただきたいというふうに思います。

それでは、③の質問に移ります。

防災にはふだんからの地域住民の連携が大切だと言われてはいますが、高知県障害者（児）福祉連合会の意識調査では、地域の防災避難訓練に7割近くの人が参加していない実態が明らかになったとされています。急用や病気など以外に、参加したくてもできない方がおいでたとも聞きました。「訓練の連絡が来なかった」、「防災の書類などが送られてきても、読めないのだからわからなかった」などの声もあったと聞きました。本市での防災訓練の事前連絡やチラシ作成などに際し、文字の大きさや読みやすさ、伝達方法などには配慮されているのでしょうか。あわせて、訓練への参加状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 香美市の状況でございますけれども、最初に、訓練の連絡につきましては、訓練実施時には開催案内文書を、防災会から各戸へ配付または回覧をして周知をしております。これにつきましては、各防災会から提出されました訓練実績報告書等で確認しております。

次に、チラシ作成時の配慮に関しましては、防災会が自主的に作成・配付する全ての文書につきまして確認ができておりませんが、本市からの通知につきましては、年に一度、県下一斉避難訓練の案内をしております。次回より文字サイズやレイアウトを変更するなどの改良をし、よりよい文書作成に努めてまいりたいと考えております。

次に、訓練への参加状況ですけれども、参加人員報告があります高知県一斉避難訓練での障害をお持ちの方の訓練参加人数につきましては、現在のところ把握できておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 把握できていないということは、参加状況はわからないということですか。障害のある方もやはり参加をしていただけたらいいんじゃないかと思うんですけれども、そのあたり課長はどういうふうにお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今まで、自主防災組織から市への報告様式の中に障害者に関する項目がなかったもので、これからはその項目も入れていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうですね、項目がなかったのかわからない。実際、ひよっと参加されている方もおいでなのかもしれませんけれども、障害を持たれている方も、誰もが命をつないでいくということになっていきますので、ぜひそういう参加の支援をしていただきたいと思います。というのも、遠慮しているということもあるんじゃないかと思うので、ぜひこういう避難訓練に参加をしていただくよう、防災会を通じて声かけをしていただければと思うんですね。そのためには、そういう訓練に参加しやすい環境づくりというのも大事になってきますので、防災会だけでは厳しいようであれば、市のほうも何らかの支援をする体制をとっていかなければいけないと思うんですけれども、今後の訓練への参加に関して何か取り組み、こうしていきたいというお考えがあれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 議員がおっしゃられましたように、あらゆる形で参加をしてくださるように通知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、ぜひお願いしたいと思います。

では、④の質問に移ります。

同調査では、一般避難所に福祉避難のスペースをつくること大切なこととして、障害への理解が上げられています。シンポジウムでは、集団行動ができないため、避難訓練に参加したらほかの人に迷惑をかけるのではないかという心配があって、防災訓練に参加したことがない。実際に災害が発生したときには、どうしたらいいかわからないと悩む方の声も聞きました。また、聴覚に障害がある方からは、避難所でみんなの話す内容がわからないので孤立してしまったという話を聞きました。視覚に障害がある方は、避難するために外に出ること自体が危険な状況になるなど、障害がある方々はさまざまな困難を抱えています。防災を考えると、障害がある方の特性を理解することと、的確に対応することが重要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

障害者は、生活環境の変化などから心身の健康状態が悪化しやすく、災害関連死のリスクが高いとされております。生命の確保、健康維持を最優先に対応すると同時に、避難生活における行動支援や情報保障など、その特性に応じた多様な支援の仕組みづくりが求められているものと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 災害関連死が多いというのも、昨日でしたか新聞にも出ていましたけれども、環境変化によるストレスが要因というふうなことも言われてましたので、やはり特性に応じて、特性を理解して的確に対応していくことが必要だと思うんですけども、障害への理解という点でいきますと、今後具体的にどういった取り組みを考えていかれるのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

肢体不自由のある方、内部障害のある方、視覚障害の方、聴覚障害のある方、また知的障害や精神障害のある方、そして発達障害のある方など、障害特性によってそれぞれ異なる配慮事項やコミュニケーション方法、支援方法等を紙媒体などにわかりやすくまとめるなど、避難所に滞在する避難者に周知し、理解を得られるように努めたいと考えます。避難所での場面にはなりませんけれども、同じ避難所に行かれると想定される御近所の方とも、コミュニケーションを図ることも必要になりますし、急に災害の場面でそういった要配慮者への対応ができるわけでもありませんので、やはりこれは日ごろからの取り組みを地道に進めるしかないだろうというふうにも考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうですね、急にそういう場面になってもではできないと思うので、やっぱり日ごろからの日常的なかかわりというのはすごく大事になってくると思います。そのためにも、避難訓練もその一つだと思うんですけども、大事なことだと思います。

例えば障害のある方の声を聞くというところでいきますと、防災会議といった場ですよ、当事者の声を聞くとかっていう。そういう方が参加することも必要になってくるのではないかなと思うんですけども、防災会議にそういう障害のある方が参加されるというようなことは考えることはできないでしょうかね。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今現在、防災会議の中で障害のある方は参加していませんけれども、今後、そういったことはございますので、また検討してまいりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ当事者の声を酌み取っていただきたいというふうに思います。

それと、今、共生の社会と言われておりますので、日ごろからそういった取り組みが必要かと思うんですけども、やはり学校教育とかもすごく大事になってくると思うんで

すが、先日たまたまテレビをつけたところ、舟入小学校で防災教育の取り組みをしまして、市と国が連携した授業ということで、防災対策課の職員さんも行って子供たちにお話をされていたんですけれども、そういった中でも学校は福祉教育もしてるんですけれども、そういうところでお話をしていただける方がいればと思うんですが。じかに声を聞くこともすごく大事になってくるんじゃないかと思うんですけれども、学校教育の現場での障害への理解というところは、どういうふうな取り組みをされてるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん、この辺は通告に入れておかないとなかなか答弁ができないと思います。よろしくお願いします。

○11番（山崎晃子君） 通告にないからちょっとあれで、ただ、防災への理解というところでは子供たちのそういったことも、将来的には支援者に回っていったりということもあるので、すごく大事なことではないかなというふうに思いましたので、ひょっとお答えできるようであれば、お願いしたいですが。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

山田養護学校が防災の指定事業も受けてやっています、舟入小学校も山田養護学校とともに防災の訓練を行ったりしていますので、とても大事なことなので、極力そういう機会はつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 山崎議員、非常に大切な質問で自分も理解はしますが、そういう理解があれば、ぜひ通告に入れて詳しく質問していただくようお願いしておきます。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 申しわけありません。お答えをいただきまして、済みません。

そしたら、次の質問に移ります。（2）の質問になりますけれども、妊産婦・乳幼児の避難所についてお伺いいたします。

東日本大震災や熊本地震では、赤ちゃん連れの母親が、赤ちゃんの泣き声がほかの方の迷惑になるのではないかとか、周りの目が気になって授乳させづらかったなど、避難所で肩身の狭い思いをした人や、車中泊をしたために十分な支援が受けられなかった人などがいたと聞きました。そうした教訓から、妊産婦や新生児が避難生活を送る場所として、福祉避難所を指定しているところもあると聞いています。本市には、特に配慮が必要な妊産婦や乳幼児を受け入れる福祉避難所がありません。早急な対策と位置づけ、前向きに検討するべきではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

妊産婦や乳幼児を災害時要配慮者として位置づけ、その心身や生活上の特性を踏まえて、避難生活における健康維持など適切な支援を行うことは、災害時における母子の安全・安心の確保に欠かせないものと考えます。

妊産婦・乳幼児の避難先といたしましては、現在のところ指定避難所内の福祉避難スペースを想定しておりますが、授乳や夜泣きなどへの不安が大きくなることも心配されるため、今後、避難生活支援のあり方について検討していく必要があるものと考えております。また、災害時に妊産婦等をケアする専門職の確保や、かかりつけの医療機関との連携などの対応も必要となりますので、関係部署、機関と協議してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、今後検討していただけるということでお話がありました。ほかでは保育所を福祉避難所に活用するというようなところもあるので、いろんなほかの市町村の取り組みなんかもまたお聞きをして、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、大きな3番目の質問に移ります。野生鳥獣の利活用についてお伺いいたします。

本市はこれまで野生鳥獣対策に積極的に取り組んできたと思いますが、野生鳥獣は一向に減る気配がなく、その生息地域は山奥から里へ、そして家のすぐ近くまで来ています。農作物を食い荒らす被害に、もう何もつくれんと嘆く声を聞きます。本市の10年間の捕獲状況と、鹿、イノシシ、猿の現在の予測頭数をお聞かせください。あわせて、今後の具体的な野生鳥獣対策をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 山崎晃子議員の野生鳥獣の利活用についての質問にお答えいたします。

捕獲状況につきましては、ちょっと見づらい資料になっておりますが、お手元に配付したとおりです。本年は昨年度同時期より増加していることから、昨年より多くの捕獲頭数を予想しております。

今後の対策といたしましては、これまでどおり猟友会を中心に、地道に捕獲活動を続けていくことが必要と考えています。また、あわせて、農作物の被害につきましては集落全体で防護柵等を設置していただき、被害対策を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これで見ますと、平成26年度が鹿が一番多かったようですけれども、結構捕獲しているんじゃないかというふうに思います。

そうしますと、予測頭数は今どういう状況でしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在猟期に入っております。報奨金が出るのは鹿と猿のみになっておりますので、その頭数につきましては今後ふえてくるものと考えております。特に鹿につきましては、3月に入りましたので、山嶺周辺におきまして、個体数の調整事業として捕獲作業を2回ほど実施する予定をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、鹿はやっぱり減っていないと見てよろしいでしょうか。なかなか山奥のほうに行くと、狩猟がしづらい地域にも鹿が行っているということも聞きますが、今、暖冬にもなってきていますので、鹿も年1回じゃなくて年2回お産をするというふうなことも聞いたんですけれども、まだまだいるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

生息頭数につきましては、議員のおっしゃるとおりまだまだいると思います。ただ、昨年度は暖冬の影響もありまして下のほうにおいてこなかったのも、捕獲頭数が少なかったというように聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、地道な捕獲活動で今後もぜひとっていただきたいというふうには思います。

それでは、②の質問に移ります。

2月1日、本市主催の第5回狩猟フォーラムが香北町の健康福祉センターで開催され、約200人の方々が参加されました。1年前にも、本市の有害鳥獣対策の取り組みとともに、野生鳥獣の利活用が中山間地域の活性化につながるのではないかとの思いから、質問させていただいておりました。今回のフォーラムでは、全国のジビエ業界を研究している東京国際大学の伊藤匡美教授が講演され、積極的に取り組んでいる和歌山県、鳥取県と本県を比較され、本県は外商に向けたマーケティング力に乏しく、産業としては発展途上、推進には県や市のリードが重要との話でした。

県下で初めてジビエカーを導入した梶原町では、イノシシや鹿を解体・販売する「ゆすはらジビエの里」が農林水産省の国産ジビエ認証を取得し、販路拡大に向けて取り組んでいく旨の報道もありました。

本市としての取り組みについては、1年前の担当課長の答弁では、施設運営の試算では、鹿、イノシシはそれぞれ約170頭が搬入されれば、二、三名の作業員により成り

立つのではないか。また、ジビエカーは小型の保冷車なら機動力があり実用的と考える。そして、ジビエ活用には魅力を感じているので、安定的供給及び販路等を含め調査研究を続けていきたいとの答弁をいただいております。あれから1年、この調査研究の進捗状況をお聞かせください。また、将来的な展望も含めて、今後の取り組み方についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

本年度は県主導でジビエ振興に取り組んでいる和歌山県を視察し、「わかやまジビエ」に関する制度及び解体処理施設の運営に関する研修を行うとともに、県内施設の情報収集を行ってまいりました。

また、狩猟者に対しまして食肉加工施設に関するアンケートを実施し、約半数に当たる112名の方から回答をいただいております。施設への持ち込みに関する問いには70%の方が「持ち込みたい」と答えており、「命を無駄にしたくない」「埋設処理の負担軽減」が理由の上位を占めております。また、持ち込みたくない理由としては、「時間的に厳しい」「山奥で持ち出せない」が上げられております。個体の回収につきましては、約60%の方が自分で持ってくるかと回答しています。

今後につきましては、埋設処理の負担軽減及びごくまれに起こります個体の不法投棄防止の観点から、処分施設の検討を進める考えです。あわせて、個体の搬入、販路の開拓等、課題は大きいですが、ジビエ加工施設の併設を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 処分施設に加工施設もということですかね、ちょっとどういったものになるのか、もう少し具体的にお聞きしたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

原則山中埋設が基本で処分を行っていただいております。仮に年間2,000頭とられまして、自家消費で5%程度と言われておりますので、およそ1,800頭から1,900頭ぐらいが山中埋設ということになりますが、そうなりますとやっぱり土壌汚染とか水質汚染につながりますので、環境面に配慮して全ての個体を処分して、なおかつその中で使えるものについてはジビエに利活用できればいいという方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、それはいつごろ、大体ことしはこうで来年あたりと違って、何かそういう計画ですよ、そういったものは考えているのか、お聞きをしたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

担当課といたしましては、現在、地域づくり支援員の方がいらっしゃいますので、その方の任期中に何とか計画を立てていき、その方が現在御夫婦で縁があって香美市に住んでいただいておりますので、そのまま住み続けていただけるような形になればベストだと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） わかりました。そしたら、一、二年ぐらいというふうな感じで思ったんですけれども、先ほど言われたように、2,000頭余りといった有害鳥獣、鹿が、ただ埋設される、捨てられていくということは、本当にやっぱり大切な命をいただくという意味でも、前にも給食でも使ったらどうかというようなお話もさせていただいたんですけれども、そうした意味で利活用されていくことは大変いいことだと思います。

先日行われました大栃小学校の生活発表会でも、5、6年生の子供さんたちが野生鳥獣対策について聞き取りとか調査をした内容をまとめていまして、その中でも野生鳥獣を利活用して地域の活性化をというふうな内容の発表もありましたので、ぜひそういう地域の活性化につながればと私も期待をしております。

それでは、御答弁をいただきましたので、以上で私の本日の質問は終わります。

○議長（比与森光俊君） 暫時、11時まで休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 16番、香美市をよくする会の依光美代子でございます。

通告に従って、3項目について一問一答方式で質問をいたします。

最初に、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

今期の選挙戦は、4人が出馬した前回とは一転して無投票での再選となりました。何か物足りなさを感じたのではないのでしょうか。選挙は勝ち上がってきてこそやりがいに通じる場所もあると私は受けとめております。

市長の今期の公約では、経済の活性化を強く訴えておりました。選挙戦で配布した講演会のしおりには、地方創生、元気な香美市へ全力というキャッチフレーズのもと、地域産業の強化、地域経済の活力、人材づくりと若い力を活用したまちづくり、そして、

どの子も生き生き子育て応援、教育の充実、次に、誰もが安心・安全、笑顔の暮らし、そして最後に、情報公開、市民参加の開かれた行政を掲げ、それぞれに取り組みを示していました。

市長は2年前に再選され、任期の中間点を迎えようとしております。その公約について、具体的な対策を講じてきたと思います。以前、同僚議員も質問の中で述べておりましたが、私も同じく政治は結果責任だと思います。公約にさまざま掲げることも大事ですが、何を残したか、それこそが大切だと思います。

そこでお尋ねをいたします。最初に、この2年間、5つの取り組みの中で特に力を入れてきた対策はどのような取り組みでしたか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 政治姿勢に関するお尋ねに対してお答えをしたいと思います。

選挙があってもなかつても私は同じことだと思っております。大変緊張しながらやっているというのが実情でございますので。今言われるように5つの公約を掲げさせていただきました。議員のほうには、とりわけ経済の活性化といったことが非常に響いていたようではありますが、そのとおりでありまして、これまでにこの5つの中で経済が非常に大事だという思いを持ってまいりましたので、龍河洞エリアの整備でございますとか、地場産業であります鍛冶屋創生塾でありますとか、そういうことについて、また、林業の場面から市内材を使用した住宅の応援でありますとか、そういうものを進めてまいりました。

同時に、耐震化を見ましたときに非常に耐震化率が低い自治体でありまして、周りの自治体に比べても、また全国平均と比べても大変低うございます。そういうことから、地震の中でたちまち住家の犠牲になって亡くなることだけは避けたいという思いで、相当無理をして耐震化の応援をさせていただいておるところでございます。恐らくは、こういう応援をしているのは県下の中でも数少ない自治体ではないかと思っております。そうした中で、住民の皆さんも大変受けとめてくださいますので、耐震化を進めていただいておりますので、徐々に耐震化率も上がってまいっております。

また、除却事業につきましても次第に広がりを見せておりますので、こうした安心・安全の取り組みをしっかりと進めていきたいと思っておるところでございます。

次の時代を支えていく人づくりということが非常に大事になってまいりますので、ものづくり会議の中でもさまざまな議論をして可能性を見出し、それに参加をしていただく人の広がりを目指していきたいと思っておるところでございます。

そして、何よりも子供がすくすくと元気に育っていく、未来を支える子供たちを応援をしていくことが大事だということで、子ども・子育ての充実を図ってまいっておりますのでございまして、そういう中で、多くの事業においては手応えを感じさせていただけるようなものも生まれているというところでございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 5項目についていろいろお話を聞かせてくれました。次の質問の進捗状況などについても踏み込んでお話をしてくださいました。②でその取り組みの進捗状況と効果についてお尋ねしたいと思っていましたが、その部分にも踏み込んで御答弁がありました。それ以上にあればお聞かせください。また、その中で反省点などもあれば、一緒にお聞かせいただきたいと思います。

それで、鍛冶屋創生塾には市長も前期のときよりすごく力を入れられて取り組んでこられたと思いますが、その鍛冶屋創生塾で人材を育成し、その方々にやっぱりこのまちで就業してもらい、そんなことを私も大変期待するところですが、市長はその辺、香美市の鍛冶屋創生塾の人たちが就業し、何年後には鍛冶屋の出荷額がおよそこれぐらいになるだろうとか、いやいやまだそこまでは考えていないとかいうような部分、その辺の将来展望をどのように考えているかを、あわせて御見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 龍河洞についてもお話をいたしましたけれども、10万人を切るような大変厳しい状況になっておりましたけれども、エリア内の整備が進みまして、昨年度は約12万6,600人という数字だったということで、さらに令和3年度はもっと大きな数字で頑張っていこうというお話を伺いまして、大変心強く思っております。

鍛冶屋創生塾につきましては、3名の方が今勉強なされておりますけれども、想定した以上に3名の塾生が頑張っているというお話を聞かせていただいております。それにはさまざまな理由があるとは思いますが、本当にやる気で、やりたいという思いで鍛冶屋創生塾に入られた方であったり、設備も整備をいたしましたので、専用にして使う機会があることも大きな力になっていると思います。そういう方々をしっかりとまちに根づかせていくということが、これから大きな課題でありますので、第二弾の施策も構えていかなければならないと思っております。そのためには、この鍛造関係にかかわっている皆さんの声をもう一度お聞かせ願いながら、応援をもう一弾するようなことをやって、しっかりとまちに定着していただくということをやりたいと思っております。

この鍛造に関しては、私は生産高の問題もさることながら、方向としては海外に輸出をする、そういうものにしたい、外資を本当に稼ぎ出すようなエースにしていきたいと思っております。そのためには、海外との取り引きについても整備をしていくようなことを、これから考えていかなければならないと思いますが、まずは人を育て、そこまで行くのかどうか、そこをしっかりとサポートしていただけるような状況をつくってまいりたいと思っております。

ただ、厳しい環境もありまして、デマンドバスも整備をいたしました。公共交通につきましても撤退をする事業者がある中で、地元の方に支えていただいている。買い物も

撤退をする中で、さらにその中で地域で頑張ってください業者さんもおります。

医療、福祉についても本当に厳しいという状況は承知をしておりますけれども、こうしたものにつきましても本当に御無理を重ねて言う中で、現状が維持できているというふうな状況でございます。

教育につきましては、関係者の御努力によりまして、よってたかって教育の探究あふれる学園都市に力強く進んでいると考えております。

道路でありますとか河川の改修などにつきましては、これは本当に香美市だけでなく県下の関係する自治体、市町村の皆さんとの連携・協力・協働によって前進をしてきているというふうに思います。しかしながら、まだまだのところも多いわけでありまして、災害復旧については復旧ができていない箇所もたくさんあるわけでありまして、大変不便をかけている住民の方もおられるわけですので、これらも本当に急ぎでやらなきゃならない、事業者の皆さんにも協力いただかなければならないと考えております。

農業や林業については、これからの新しい技術を活用するという意味で、AIなどの活用についても考えるわけでありまして、まだまだでありますので、こうしたところについても、多くの技術者でありますとか研究者の方々にも協力いただかなければならないと思っています。

光回線についても、全域にくまなく行き渡っているわけでありませぬので、大変厳しい状況があります。これらが今後の大きな課題になっていくと考えておるところでございます。なかなか前進はわずかな部分であって、課題のほうが大きく見えるというのが実情であります。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） まだまだ課題も多いということで、龍河洞なんかも本当にてこ入れすることによってたくさんの観光客が来られ、12万人を突破ということですごくうれしく私自身も思っています。

ただ、この龍河洞に対してちょっと心配をするんですが、プロジェクションマッピングの照明なんかですごく中にカビが発生しているの、ぜひその辺は長期的に、定期的に観察をしているからということですが、私は何回か行くんですが、行くたびにやっぱり状況が少しずつ変わっていることを感じるんです。その辺もぜひ気にかけるだけでなく確実に行って、せっかくの我がまちの財産が将来だめになって使えないというようなことにならないように、ぜひ気にとめていただきたいと思います。

それでは、（2）の質問に移らさせていただきます。

市長の今期の任期は本年度より任期後半となります。後半2年間の取り組みについてお尋ねをいたします。後半の2年間にどのようなことを最優先に取り組んでいかれますか。お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） さまざまな課題があるというお話をしたわけでありましての

で、その全てに全力を挙げていかなければならないわけでありましてけれども、その中であえて申し上げますと、安心・安全についてはさらに制度の前進を図っていかなければならないと思っております。目下のコロナウイルス感染症対策も同じでありますけれども、危機管理の制度をもっと上げなきゃいけないと思っております。そのために、急いで消防分署、それから消防屯所、医療救護倉庫などを整備してまいりたいと思います。あわせて、災害復旧だけでなく災害予防の観点からの工事も推進してまいりたい。医療救護体制でありますとか自主防災の充実、また住家の耐震、危険家屋の除却、防火の推進でありますとか迂回路の整備、国が進めております扇作戦における国道195号の格上げ、さらには災害協定の拡大を図ってまいりたいと思っております。

また、人づくりにつきましては、どの時代にあってもこれは大切なことでありましてけれども、今はSociety 5.0と言われる新しい時代へ動こうとしているわけでありまして、一層この人づくりが大事だと思っております。産業を支える人づくり、福祉、介護、地域を支える人づくり、社会あるいはまちの未来をリードする人づくり、あらゆる分野の人づくりが大事だと思っております。幸いにして、香美市の教育関係者は、保育から大学まで一体となって、探究をキーワードに、郷土を愛し未来を支える、未来を切り開く人づくりを力強く推進していただいております。市が一丸となって、一体となって、香美市によってたかって教育、生涯教育、生き生き元気な未来、香美市を目指してまいりたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） さまざまな思いを今聞かせていただいたところですが、いろんな後期2年にやりたいことをおっしゃられました。それに対して、この事業については残された2年間でここまでやりたいという、数値目標まで厳しいかもわかりませんが、この事業はこの2年間でここまでやるぞというような、おおよそのことがわかりであればお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） どこまでやれるかは別として、やらなければならないことについては、それぞれの創生計画であるとか振興計画の中に定められておりますので、議員の皆様方にもそれはよく承知をしていただく中でないと進められないわけでありまして、そのことは計画という形でさまざまあらわさせていただいておりますので、その実現に全力を挙げるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ②の質問に移ります。

今、さまざま市長の熱き思い、残された2年間で全力をもって取り組むというお話がございました。その思いを市職員や市民にどのように伝えていけますか。

もう既に実施しているかもわかりませんが、私が認識不足であればお許し願いたいんですが、例えば市職員に対して毎月課長会をやられていると思うんです。そのときに市

長の熱き思いや方向性について語る、そして、そのことによってそれを形にするのが職員であると思うがです。その形にするためには、やはり意見や議論などのコミュニケーションが活発になっていくと思うんです。そんなことがもっともっとできたら、元気な香美市に近づいていくんじゃないかなと思ったりもします。

また、市民に対して市の広報の活用ができないものでしょうか。例えばですが、市長からの伝言とか、今月の市長のようなコーナーを設けて、名称はとりあえずとして、そのコーナーには市長がその時期の行事に参加しての思いや、参加してどうだったとか、その感想なりを少し写真と一緒に載せるとか、新たな事業を始めたときは、こんな思いでこの事業を実施しています。そして、どういう効果があった、いやいやまだこのことはもっと続けたいとか、そんな市長の生の声を伝えていく。先日、山田高校のプレゼン審査会なんかも、すばらしい山田高校の生徒さんのプレゼンがそれぞれあったと思いますが、そういうのも市長の生の声を載せることがあったらいいんじゃないかなと思ったことでした。

そしてまた、そのコーナーの一角には今度は市長のふだんの姿を載せるというか、市長の趣味である釣りの話や読書が好きと聞いておりますが、市長の今月のお勧めの本なども載せると。市長の生の声や思いを市民に毎月コンスタントに伝え、言葉で残していくことができれば、市民に市長の思いが伝わり、共感が得られ、市長がよく言われる住民参加のまちづくりが必要なときに、住民の協力が得られるのではないかと思います。こんな取り組みもできないものでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） いろいろと御提案をいただいて本当にありがたいと思います。ただ、私は行政の職員としてやってきて少しかたいところがあるので、そこは議員が言われるように、もう少し個性をしっかりと出したらという話で、参考にはしなきゃならないと思いますけれども、にわかには変われませんので、私の考えておるところでやってまいりたいと思います。課長会は、言われるように月に1回開催しております、冒頭の私の発言は要約をして職員に伝わるようにしておるところでございます。

ただ、これからはどういうふうに考えていくかということですが、香美市の行政、まあ、どこもそうですけれども、幅広く行政は事業があり一見ばらばらに見えるようでもありますけれども、よく見るとその事業はそれぞれがつながっていたり、関係をし合っていたり、影響をし合っていたりするわけです。

職員が一生懸命頑張って現場でやっていくわけですが、一生懸命の中に全体が見えなくなってしまったとか、関係がよくわからなかったりとかするところも出てこようかと思うんです。ですから、これからは物事を総合的に見る力をつけていく必要がある。そして、外の動きもしっかり見ていくことが大事になってこようかと思っています。ですから、今までの人事交流、派遣でありますとか、研修とかいうのではなくて、もっとたくさんの職員、限られた分野のところの職員の研修だけでなく、多くの

分野の方々に外へも行っていただく、研修にも出て行っていただく、交流もするという状況を何とかつくっていきたいということで、県の方とか国の方とも今話し合いをさせていただいております。そういう職員を育てていくことによって、まちの様子が少し変わってくるのではないかと思います。そういう中で、住民の皆さんにも参加をしていただける場所を広げていきたい、参加の機会を広げていきたいというふうに思っています。ただそのときに、人の話を聞いて聞きっ放しになるのではなくて、話を聞いてまとめるとか整理をする、コーディネートする力であるとか、あるいは、その話をしっかり聞いた上でみんなのものにして生かすというところ、生かすための力というものをつけるようなことをやってまいりたいと思っております。つまりは、市民参加を促すためにも、市民参加を実りあるものにするためにも、職員全体、市役所全体がスキルアップをしていくことに尽きるというふうに思っております。ちょっと依光議員からしてみたらかた過ぎかもしれませんが、そういう形でやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 今、市長の思いを聞かせてもらったんですが、そういうお話を課長会では出されてますか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 課長会は今までは業務を遂行するためのお話を中心になってまいりますので、こうした話は少し時間をとる必要があるかと思います。課長会だけでなく、特別にそういう思いを伝えるようなことも考えてまいりたいと思っておりますし、伝える前に皆さんの意見を聞きたいというふうに思っております。ただ、年の初めとか年度の初めにはこうしたお話をまとめてさせていただいております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 年度の初めにお話しされるというのはすごくいいことだと思うけど、やはりせつかくの場があるから課長会のとときに市長の思い。何か香美市の市役所がだんだん年々元気がないように私は受けとめるんですよね、コミュニケーションが庁舎内でうまくいっているかなとも感じるところであります。それも今回質問をさせていただいたところです。

職員の上がってくる意見を大切にして聞かれるって、その思いはとっても大事、職員がものが言いやすい、意見が出しやすい、そのことは非常に大事なことだと思うんですが、やっぱり市長の方向性であったり熱き思いを、せつかく毎月課長会があるならば、そこで少し話をし、それぞれの事業についてまた突っ込んだお話をしていくという。やはり、そこに市長の熱き思いがあると、事業というのは計画にのっとってやってるけれど、それでもそこには市長の熱き思いがあると思うんですよね。その思いを伝えることによって、やはり職員もそれを達成しようと思うと、やっぱり意見、議論とかいろんなことをかみ合わせもってやっていってこそ形になるし、またやりがいも感じていけると思うん

ですよね。もっともっとその辺に、せっかく毎月課長会があるのであれば、市長の思いをぜひ市職員にも伝えていただけたらなということをお願いします。

それと、市民には参画のできる場を広げていくということはとても大事なことだと思いますけれど、これ全国でもいろいろちょっと見てみましたがあちこちでやられてますね、市長の生の声で今月あった事業とか、広報が発刊されるまでに参加した事業に対しての市長の思いであったり、こんなによかったとか、そういう感想をちょっとやられたりとか、そこにまた市民も感心して、市長こういう思いでこの事業をやられたとかいうのもあるので、ぜひそういったことも前向きに検討していただけないでしょうか。

それともう一点、今回もそうですが予算編成のときに、やっぱり国の動向も大事ですけど、そこに市長の熱き思いがあつてすると、もっともっと人を動かしやすいし伝わりやすい。それで、市の広報に令和2年度の当初予算載せるとき、ことしはこんな思いで事業をするんだよという思いなんかを、ぜひ載せていくことはできないか、そんなことを検討することができないでしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 香美市の職員が少し元気がないじゃないかというお話でありますけど、皆さん外から言われるのも、おとなしいねというのはよく聞くんでありますけれども、私のほうは、じゃあ職員がしっかり業務を、仕事を、事務をやれてるのかどうなのか、それで実績を上げているのかどうかが一番大事になってくるところであります。そういう面で見ると、私は香美市の職員というのは非常におとなしいかもしれないけど堅実にしっかりやってる。それから、表には出さないかもしれないけど、熱い思いを事業の中で果たしていってくださっていると思っております。

例えば、建設事業なんかにつきましては、道路の整備、これ皆さん大きな課題でありますけれども、そういうところについても県下の事務局を預かってやっておりますし、河川についても本当にこの間まで事務局を預かって、まだ事務局の機能が求められておるようでありますけれども、そういうリーダー的な役割を果たしております。そして実績を上げてきております。収納のほうを見ましても、非常に頑張っけて県下の平均を上回るような状況になってきております。また、今回のコロナウイルスについても、ごらんのように早く対応を進めていくというような状況にあります。教育については、先ほども言いましたが、本当に一つになって、それこそまちじゅうが教育でまとまっていくように、教育を通じてのまちづくりといたしますか、まちおこしといたしますか、そういうことをやろうとしている、そういう高い思いを持っております。ですから、私は職員については本当によくやっている半面、悪いことも起こるわけでもありますけれども、このところそういうことも起こっていない、非常に誠実に仕事をしてくださっていると思っております。

私のパフォーマンスの部分については、それはちょっと私のキャラではなかなか難しいかもしれませんが、何よりも誠実に市民の皆さんと向き合っていくことが、私

の一番やりたいことをございますので、ちょっと地味かもしれませんが、お許し願いたいと思います。このカラーでやっていきますので、なかなか物足りないところがあるかと思いますが、勉強はさせていただきますが、なかなか目立った市長にはなれないかもしれませんが、市民の皆さんを残念にさせないような市長でありたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ありがとうございます。決して、香美市がだんだんおとなしくなっているというのは、仕事をしてないという意味ではないんです。本当に市長が言われたように、それぞれが頑張っているし、成果を出している部分も重々わかっております。それから、教育においても本当にそうです。何か教育に対してこのまちがわくわく感があるから香美市へかわってきたいという人にもお会いしました。子育てしている人が香美市で教育を受けると、それと子育て支援もあるから安心して子育てができるということで、二、三年前にかわってこられた方もおります。その後1回会っても、本当にこのまちに来てよかった、いろんな体験ができるというような声もいただいています。いろんな分で、決して仕事ができているということでの発言をしたわけではありますので、誤解のないようお願いいたします。

市長のカラーがあるからということで、私は広報で市長のコメント、思い、生の声を入れることは、決してパフォーマンスではないと思います。市長がおとなしいとか、市長のカラーであるからこそ、そこにちょっと市長の生の声を載せることで、みんなにより知っていただける。そんな機会になればなということで、今回提案をさせてもらったところです。

それでは、次の（3）の質問に移らせていただきます。

市長は再選時に高知新聞の取材に対し、地域に出向き積極的に住民の話を聞きたいということを述べられておりました。他の自治体でも地域座談会や市民懇談会を開催されていますが、いつごろからこの取り組みを実施しますか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 地域の懇談につきましては、再選を果たしてから実施をいたしております。これまでに旧町村それぞれ2回、2カ所ずつ6回（後に「7回」と訂正あり）開催をさせていただいております。ただ、それだけでなく、災害でありますとか、道路ですとか、水路の管理でありますとか、個別の課題があるところには伺っております。そういう中で皆さんとお話をして、対策を急いできたということもございません。

また、中山間地域の集落の維持が大変難しくなっているところにつきましては、他の集落の方々との交流を一緒に開いたりとか、私も一緒に食事をしながらいろんな意見交換をしたりなんかして、集落の維持の大変さを共感しながら、いろんな試みをやっているのを紹介し合ったりなんかしながらやっているところでもあります。まだまだ数が

少ないですので、これらをもっともっと広げていったり、開催を呼びかけていったりしたいというふうに思っております。そういう会を開くと、さまざまな思いもよくわかりますし、また、こちらの思いも相手方に理解をしていただける非常に大事な会だと思っておりますので、今後も続けていく思いであります。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 大変失礼をいたしました。私の認識不足で申しわけございませんでした。

現在も6回ぐらいやっているということですが、さきのころに地域住民の方に、市長は当選されたころこうやって言われたけど、いつごろからするのと尋ねられました。私もこのように今お聞きしてよくわかりましたが、知らなかったの、庁舎内の職員さんにお二人ほど聞いてみたんです。そしたら、お二人とも知りませんね、そんなことやりはせんと思うよというような感じでした。せっかくいいことだから、ぜひやっていただきたいと思って今回の質問に入れたところですが、6回開催されてじかに住民の声を聞かれて、きっと地域の方も喜んでおられると思います。その選定というか、場所を決めるのにはどんなふうに行われていますか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） まず私が考えたのは、集落によって、あるいは自治会によって、それぞれ課題があると思うんですけれども、大きな自治会、集落と、小さな集落とはもう全く違うところがあるかと思うんですね。ですから、中間のような地域をまず選ばさせていただきました。そういうところでお話をいただいて、さらに細かく入っていき、あるいは大きなところでもやらせていただきたいと思っております、選択をしたのはどういう思いでやったのかということのお尋ねでありましたので、以上のような中間的な、大体全体が見えてくるんじゃないかというところを選ばさせていただきました。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、こちら側で中間的なところを選び、自治会長にどうでしょうかというような投げかけをして、そしたら、その場所へは市長がお一人行くんでしょうか、何名か連れていかれるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今までの会議は昼間に求められることが多いものですから、関係する職員、課長を連れていくことについては、皆さん一緒に行っていただいたら非常にいいんですけれども、そうはいかないので、一応事前にお話を伺って、こういうことを聞きたいとか、こういうことが問題になってるということがあれば、その担当する課長には加わっていただく形で、大体10名前後で参加をさせていただいております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） よくわかりました。せっかくこうしてやっておられるこ

とが、庁舎内でも職員の中にも伝わっていないというようなこともあるので、開催しているとか、終わってからでもここで開催しましたとか、そういうことをぜひ広報なりで何かあれば、それを見た住民が、それならうちのほうへもぜひ来てもらいたいというような形で、手が挙がってくることもあるんじゃないでしょうかと思いますけれど、これからもやっぱり開催するに当たっては、こちら側からその地区へ投げかけてやるというような形でやっていくお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 開催の動機というか、開催の目的が、行政の中になすべきこととか、あるいはそごが生じてるとか、そういうことっていろいろありますので、実際に私たちが住民の皆さんにお話をいただいて、なお正すべきところは正さんといかんと、あるいはやれることはさらにやっというところ、行政の内容充実させるために御足労いただいてお集まりいただいているわけでありまして、皆さんのところに平等に開きますよという発想ではありませんので、私たちの都合で集まらせていただいて、そして、私たちに困っていることとか、行政として正さなきゃいけないことをお聞かせ願っているというのが今のところです。

ただ、来いよというところについては行っておりますので、そういうことをやってるんだったら来いというんだったら、喜んで行かせていただきます。今までも、さきにお話ししましたように、水の問題であるとか災害の問題、道路であるとか水路の管理だとかさまざまあります。調整区域にかかわる問題だとかがありますので、そういうところには私たちが行かせていただいておりますので、行政がお願いしてやっているのが6回、それから、来てくださいねといったものについてはいつでも行きますという形、その形は、もう少数であったりとか、たくさん集まっていたりとかします。それ以外に、自治会長が会議をするので来てくれというときには、そちらのほうにも出向いておりますので、ほかにも、実は呼ばれなくても副市長とか担当の課長と一緒に、現場を中心に回らせていただいておりますので、かなり足しげく現場には出ているというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ありがとうございます。さまざまに聞かせてもらいまして、十分に理解ができましたので、今の現状で続けていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。防災減災ということで、今回は、南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応などについてお尋ねをいたします。

この件について、高知県より臨時情報が発表された際の具体的な配備体制などの通知と、市町村における対応の実施についての依頼が、各自治体に平成29年10月31日付であったと思います。ここからが多分臨時情報の出発点でなかったかと思いますが、そして、翌年5月に第1回市町村会議が開催され、協議が行われました。回を重ねながら、昨年6月28日に第6回市町村会議を行っております。この間、南海トラフ地震臨

時情報発表時の対応方針や支援について、そして財政支援なども含め協議をしてきたと聞いております。県下の各自治体では、令和元年の年度末までに南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応などについて検討を行い、地域防災計画の改定を行うとなっております。高知市では既に1月末で作成が終了しております。事前避難対象区域の公表については、幾つかの自治体は公表済みと聞いております。

そこでお尋ねをいたします。香美市では、南海トラフ地震に関する臨時情報が発表された場合の具体的な対応について、どのように考えておられますか。香美市は幸いにして津波対策は必要ないのですが、それ以外にもさまざまなことについて対応を考える必要があります。どのように考え進めておりますか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 香美市では、現在、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン、これは国のガイドラインになります。あと、南海トラフ地震臨時情報発表時における住民事前避難の検討手引き、これは県の手引きになりますけれども、この2つをあわせまして、それをもとに住民避難や啓発、事前対策を講じることで、被害の軽減につなげる取り組みを香美市地域防災計画に定めるものとしております。現在、その計画は改定作業中でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 防災会議をやっているということですが、きっとその防災会議は、当初は津波浸水地域が対象だったと思うけれど、そこに香美市は入っていないから、この臨時情報への対応は他の市町村から比べたら遅かったんじゃないかとも思いますが、この防災会議はいつごろから、どのようなメンバーで開催をしておられますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） ちょっと覚えてないですけど、12月か1月に最初の会議を開きまして、メンバーにつきましては、国のほうから四国地方整備局の高知河川国道事務所長とか土佐国道事務所、あと森林管理局の高知中部森林課長、県のほうからは中央東土木事務所、農業振興センター、農林事務所長、福祉保健所長、危機管理部とか警察、消防、あと公共機関としましてはN T T、四国電力、J R四国など30名弱のメンバーとなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 先ほどの同僚議員からの質問もありましたが、障害者の方とか団体とかは入っていないんですね。そうした地域防災計画の見直しするときこそ障害者の声をどう生かしていくかがとても大事になってこようかと思えます。

障害のある当事者の方と以前話したときに、東北の地震の後のことをとても心配されておられました。その記事が昨日にも載ってましたよね。過去の災害時の避難所で、障害者の方に対して十分な対応ができなくて悲惨な状況であったと。先ほど同僚議員も言われました、死亡したり障害が重くなったり、そういう方がすごくふえている。その教訓が、次に発生した大規模災害には生かされていない現実があるということで、当事者の皆さんも大変心配をしておるところです。

だから、先ほど課長がそういう声を聞く検討をしていきたいということですが、次の防災計画見直しのときに、やはりそういう障害者の生の声を反映させていくことが大事ではないだろうかと思いますが、その防災会議に例えば健康介護だとか、市の中ではそういう部門の課は参加しておりませんか、このメンバーの中に。

○議長（比与森光俊君） 依光議員、今、臨時情報が発令された場合の具体的な対応の質問ですね。具体的に通告をよろしくお願いします。

防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 市役所の中では、福祉事務所長が会議のメンバーに入っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ、その地域防災計画の臨時情報が発令されたときの対応をどうするか見直しをし、見直しというか、このことが新たに盛り込まれるんですが、そのときに、やっぱり障害を持っておられる当事者の声を反映して行ってこそ改定に意味があると思いますので、福祉事務所長が当事者の声を聞き防災会議に臨むことはできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

この臨時情報の発令に伴う実際の避難行動でございますけれども、こちらは臨時情報じゃなくても、突発的な地震対応、また風水害への対応、こういったものは全て避難行動要支援者の個別計画で個々定めていくということになりますので、それは特に地域防災計画の中に書き込むといったことには、ちょっとなじまないんじゃないかというふうには考えます。大きな理念としてそういったことを定めておくことは、非常に重要なことであるとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） わかりました。

そしたら、②の質問に移らさせていただきます。

この南海トラフ地震臨時情報について、住民の多くは十分理解していないと思います。お手元にある資料をごらんください。これは東北大学の災害科学国際研究所が、南海ト

ラフ地震臨時情報の発表をされたときに、臨時情報というのは突発的なこととなるので、社会がどのように対応して被害軽減につなげるか、そのためにはどうすべきかということでプロジェクトを組み、研究を進めております。そこでいただいた資料です。

左下がその対象地域を示したものです。左が南海トラフ地震防災対策推進地域、そして、右が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域です。この調査は住民の意向調査というか、住民の聞き取りウェブ調査をしたんですが、ここに在住の成人の480人を対象に調査をしたものです。右上が対象地域の4区分です。①、②、③、④とありまして、②が私たちの高知県が該当します。右下のグラフは、この南海トラフ地震臨時情報について知っているかの調査です。全体的にどの地域でも知っているが少なく、その臨時情報という言葉聞いたことがあるが内容は知らない、また全く知らないという方がこのグラフをごらんになってもわかるように大半となっています。この②に私たちの高知県が入っております。

私自身もこの臨時情報に対して勉強不足であったので、勉強会へも参加したことでしたが、その後地域住民に臨時情報について知っていますかということで聞き取りをしました。ほとんどの方が知りませんでした。臨時情報という言葉聞いたことがあるが内容は知らないという方が多く、また、臨時情報いうても津波対象地域でないから関係ないろうというような声もありました。

このように、私が聞いた人が限られているかもわかりません。20人弱でした。いろんな地域であったり、年代を変えて聞き取りをしたんですが、理解していない方がほとんどでした。香美市は津波が来ないので大丈夫と楽観的な人が多いように感じました。住民に対して、南海トラフ地震臨時情報はどのような状況になったときに発表され、その発表時には住民はどのような行動をとるべきかなどについて、早目の周知が必要と考えます。どのような手だてを考えておりますか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 発表のタイミング、住民への周知につきましては、気象庁での発表のタイミングは、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合や、観測された異常な現象の調査結果を発表する場合は情報発表の条件となっております。これに関しましての住民に対しての広報ですけれども、現在、香美市地域防災計画改定中でございますので、その中につけ加えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） その計画の中へ周知についてもつけ加えていくということでございますが、大事なことと思いますので、先ほど県の手引きのようなものも交え協議をしていくということですが、ぜひ、その地域防災計画ができた後に臨時情報にお

ける全員避難の手引き、県が出しているけど市として対象地域の人、それから、その臨時情報のことをやはり住民に理解してもらうことが、とっさの判断であり行動につながっていくと思うんですね。その改定ができた後に、そういう手引きの作成が必要と思いますがいかがお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今現在は、地域防災計画の中に含むようにしておりますけれども、わかりやすいような形で手引き等つくっていきたいと考えております。また、市のホームページや、また危ない地域の自主防災会とか、あと防災士連絡会の方々にも協力していただきまして、皆さんに周知できるように考えていきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ、そこの住民の周知ということに力を入れていかないと、本当に突発的に発生するから、やはりそこの行動がすごく大事ですので、住民の周知によくホームページを出されるんですけど、ホームページを見れる方は本当に一定だと思えます。高齢者であったり、すぐ逃げろうにも逃げられない方にとっては、なかなかホームページで理解するということが難しい。自主防であったり、そこへ広めていくということですが、ぜひ今後そういう説明会とか、それに関する住民向けのシンポジウムとか、そんなことも考えていかれてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今後機会がありましたら、なお検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移らさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 昼食のため1時まで休憩します。

（午後 0時10分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、法光院市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（法光院晶一君） 午前中の依光議員への答弁の中で、私、地域の懇談会を「6回」と申しあげましたけども、回数は「7回」でございますので訂正させていただきます。

○議長（比与森光俊君） ただいま、市長、法光院晶一君から、午前中の答弁の中で「6回」というところを「7回」に訂正の申し出がありました。会議規則第65条の規定によりこれを許可することにいたします。

一般質問を続けます。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 引き続き質問をさせていただきます。

③の香美市では、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの事前避難対象者をどのように考えていますかという質問ですが、先ほどの1回目の質問のときに、さまざまなことを防災会議で協議していくというようなことであったので、このことがまだ協議されていないのかどうか、そして、防災会議はいつ行うようになっているのでしょうか。ことしの年度末までに策定するとなっているので、あわせてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 臨時情報発表時の事前避難の対象者につきましても、現在開催しております防災会議の中で決定しまして、地域防災計画に盛り込む予定となっております。

なお、開催日時につきましては、一応3月18日を予定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） わかりました。

そうしますと、④の質問に移りたいと思いますが、この項目についても防災会議がなされてからでないと、防災会議の中でこういうことも協議をしていくのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 防災会議の中で話しまして、地域防災計画を作成していく予定となっております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうですけど、事前避難対象地域の方を全員受け入れる避難所確保をどうするか。例えば、土砂災害警戒区域で臨時情報が発表された場合には、その避難所では避難者の受け入れができないと思うがですね。そういったときにもどう対応するかということまで踏み込んで協議をするのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） それも含めまして地域防災計画を策定していく予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） わかりました。

それでは、3番目の項目に移らせていただきます。3項目めの環境行政について2点お尋ねをいたします。

今回は、以前より問題になっているごみ出し困難者への個別収集ができないかについてであります。この問題は数年前から議会質問で数回繰り返しております。前課長のと

きに、前向きに実施に向け検討したいということでした。平成30年10月より実施に向け協議をしていたが、クリアしなければならないことが発生し、次年度、いわゆる令和元年から取り組みを始めたいと聞いておりました。引き継ぎもあったと思います。

既に1年が経過し、間もなく令和2年度に入ります。何がネックになりこのようにお困っているのですか。令和2年度実施に向けてどのような検討をしていますか。あわせて進捗状況についてもお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今年度施行に向けて取り組んできましたが、現在のところ当課の準備不足等もあり、関係各課との最終調整が現在のところまだついておらず、実施に至っておりません。ただし、従来からの介護保険制度における訪問介護サービスの利用者で、ごみ出しが困難な方のごみの、介護事業者による直接の持ち込み分は、担当が現在受け入れを行っている状況であります。調整がつかなかったところは、申請の受け付け等はどうするかとか、あと審査をどうしていくかというところをちょっと詰め切れてなくて、施行できずそこでとまっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 受け付けをどうするかとか、審査をどの課がどうするかを詰め切れてなかったということで、そしたら、来年度に向けどのように。やっぱり各課の連携して話を詰めていかないかんと思う。その辺のことをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

先々週、香南市、香美市、南国市の3市の協議会がありまして、直接南国市の課長にお伺いしました。実際、南国市は始まりも2年早く、平成27年度から取り組んで現在実施をしております。状況としては、40件ぐらいを嘱託職員が回って回収をしているというお話で、実際順調にいつていますので、ちょっともうそのまま南国市さんに確実にしておいて、早期に進めたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 早期に進めたいということで、ぜひお願いしたいと思っております。私も地域住民から相談があつて議会質問をした。その方はもう既に亡くなられて、もう一人の方はもう施設へ入られることになったから、やはり早くにすることが非常に大事になってこようかと思っております。

その前に、やっぱり希望者が何人ほどいるかの調査も必要でないかと思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君）　　ちょっとそこまで詰め切れていない状況であります。さっきも申しましたように、介護サービスのほうで受け入れているのが、10件ぐらいの名簿がちょっと残っておりまして、その中で全てが今現在受け入れているわけではありませんが、土佐山田町内でそのくらいあるという形であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君）　　そうしたら早期ということで、令和2年度内に始めるということでしょうか、なお確認をお願いします。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君）　　お答えします。

令和2年度中には必ず執行して準備を整えたいと、今の状態ではだめだということは認識しておりますので、正規に制度としてのせれるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君）　　そうしましたら、（2）の質問に移らさせていただきます。

このプラスチックごみに関する質問は毎回行っております。本当に香美市のプラスチックごみが、人口が減ってるのにふえてる状況がございます。質問すると、どなたが質問しても、いつも啓発に努めていますとか、取り組んでいきたいということと言われるけど、余り改善点が見られないので、また今回もするわけです。

香美市には、一般廃棄物処理基本計画にごみの排出量削減の目標値を掲げていますよね。令和7年度までに平成24年度比12%減量を設定しています。これは人口が減るから減るではなくて、やっぱり1人当たりのごみの排出量を減らすということが目標かと思えます。

このプラスチックごみ削減は、地球温暖化対策の一つでもあり、今、世界中で問題になっている海洋プラスチックごみにも大きく関係するものです。現在、地球温暖化は年々進んでおり、世界中で待ったなしの危機的状況になっています。近年の異常気象による豪雨や猛暑、それによる農産物や生態系への影響が出ています。このことを多くの市民は知っており、年々地球温暖化が進み大変なことになってきたと実感していると思います。

しかし、その方々に、そしたら、あなた方は何か地球温暖化対策に取り組んでいますかと聞くと、ほとんどの方が地球温暖化に気づきながらも何の取り組みもしていないのが現状です。だからこそ行政が率先して旗振り役になり、地球温暖化対策となる取り組みが必要なのです。特に市民の先頭に立つ市長、副市長を初め全職員、特に担当課の意気込みが、住民にその気になってもらう大きな原動力になると思います。毎日の生活の中でほんの少し意識をするだけで、二酸化炭素の発生を抑制できます。

その一つがプラスチックごみの排出削減です。香美市のプラスチックごみの排出量は年々増加しています。昨年、市職員対象によるマイバッグキャンペーン、買い物時にレジ袋を断る取り組みがありました。レジ袋を断った回数は1,452回、二酸化炭素削減量に換算すると108キログラムとなりました。杉8本分が1年間に吸収する量の二酸化炭素の削減となりました。一人一人が地球温暖化対策として無駄なプラスチック製品の利用をやめる意識改革が必要です。令和2年度のプラスチックごみ削減の取り組みについてお尋ねをいたします。

最初に、香美市のプラスチックごみ排出量は、人口は年々減少しているにもかかわらず増加をしております。ふえるから収集回数をふやすのではなく、どのようにすれば削減できるかを考えるべきではないでしょうか。

毎日の生活の中でトレーやペットボトル、ビニール袋など使い捨てプラスチック製品の利用が大変増加しています。それらのプラスチック類利用後に、その処理が正しくされないままに海に流出し、海洋プラスチックごみとなり深刻な問題になっているのです。物部川の河口から沿岸線に沿ってたくさんのプラスチックごみが散乱しております。私たち一人一人が気をつけなければなりません。プラスチック類の製品の利用後は正しく分別処理をする。それを処理する以前に、利用する前にできるだけプラスチックごみとなるものの利用を少なくする、この2点を住民に徹底させるべきだと思います。

令和2年度内にレジ袋が有料化となります。今月1日から量販店のマルニ（後に「マルナカ」と訂正あり）でレジ袋の有料化が開始されました。この機会をチャンスと捉え、マイバッグ運動や、先ほど言いました容器包装プラスチックの利用を少なくする、この2点の取り組みによりプラスチックごみの削減となります。新年度はどのような取り組みを考えていますか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 取り組みについてお答えします。

新年度、昨年よりテーマをいただいております香美市オリジナルマイバッグを作成し、量販店などでの展示や各種イベントでの景品に使用する等を初め、いろいろな場面でマイバッグの活用を周知することで、ことしのレジ袋削減をさらに進めていきたいと考えています。

また、従来 of 3R運動に、今回、レジ袋を断る、使わない等のリフューズ、断る、使わないの1Rを加えた新たな4R運動の推進による、最終的にはリサイクルに頼らない、ごみをつくらないことを優先する運動に転換し、不要なものは購入しないなど、地球温暖化対策とごみの減量に取り組むとともに、従来よりのクールチョイス、賢い選択、省エネ等全て含めたものですが、の普及啓発に改めて努め、市民の皆さんによるエコ活動や省エネの実践につながる取り組みを考えて実施していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ごみをつくらない対策がとても大事になることと思います。やはり皆さんが、地球温暖化が進んで大変だという意識はあるけど、しかし、何か取り組んでいるかというとはほとんどの方が何もしてないという状況。やっぱりこのプラスチック用品を燃やしても二酸化炭素はすごく出るんですよ、そういうこともあるので、やっぱりできるだけ自然のものを使い、不要なものは使わないという取り組みが大事だと思う。そのためにも啓発が大事だと思います。

今お聞きすると、量販店でマイバッグの展示だとかもやってみたくて。いろんな企画で景品としてマイバッグを与え、マイバッグを推進していくということでもとてもいい取り組みだと思いますが、令和2年度もそのマイバッグ運動というのを、令和元年度は職員を対象に行いましたよね、令和2年度はその辺の取り組みはどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 昨年度市役所を挙げて取り組んだマイバッグキャンペーンですが、ちょっと今年度の状況はまだ確認できておりません。ただし、マイバッグの普及には努めていきたいと思いますので、何らかの形、最終的には単独でもうやるとかいう方法もとれると思いますので、状況に合わせて今後考えていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 状況に合わせて考えていくということも大事だけど、そういう消極的であつたらますます前へ進みません。申しわけないけど。昨年秋にやった職員対象も、見てのごとくああいう状況だって、やっぱり職員がこぞってこのことに参加する姿勢が、また地域住民、市民にも還元していくということがあるから、やはり昨年の秋の体制をよしとせず、さらに広めていく活動が大事でないかと思いますが。ぜひ令和2年度も前回より多くの職員が参加する、職員みずからその運動を推進していくというように受けとめて、前回も終わったときにより一層という答弁をいただいています。このままではいかんから、市職員を初め各種団体、企業などにも呼びかけて、より一層この輪を広げていきたいという答弁でございましたが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） おっしゃるとおりで、キャンペーンがある場合は昨年より成果を上げていきたいと思います。また、職員の皆さん一人一人がレジにおいて袋要りませんと大きい声で言ってもらって、周りの方々にもとにかくこういう形で声を出すことが大事で、先に、要りませんと声を出すことが一応重要だというお話も聞いたことがありますので、そこら辺を含めて、職員皆さんで量販店とかで大きい声で言うて、そういうふうに言うたらえいのやなというような形を広めていければと、小さいところではありますが、ちょっとそこは考えております。言うように、キャンペーンもあれば去年以上の成果を上げたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。今、課長がそう言われたことで、ここで各担当課長の皆さん聞いているから、しっかりと聞きましたよね、協力も得られると思いますので、ぜひ実践に向けお願ひをいたします。

そして、プラスチックごみを削減すると思えば、やはりある程度の目標値、令和2年度は何%ぐらい削減したいとかいう目標値、どのぐらいに考えてますか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 具体的になると、ちょっと今すぐにはお答えできない状態ですので、勉強して、必ず目標を持って取り組むべきものだと思いますので、そこら辺を検討していきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ目標を持って課内で話し合いながら進める、それがとても大事なことになると思いますので。

②の質問に移らさせていただきます。

議会答弁の中で、よくこのごみの問題や地球温暖化の問題が出ると、地球温暖化対策地域協議会の中で協議検討したいということをお聞きしますが、プラスチックごみ排出量削減の実践に、この協議会の協力を得て、具体的な対策を講じることができないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

実際のところ、まずは自分たちで何かを行うことが重要であると考えています。環境省等が作成しているポスター、パネルなどを使った市役所、支所等のロビーでのパネル展などや、各種イベント、現在、生涯学習課が行っているよってたかって生涯学習フォーラムや、山田高校が実施していますe c oマーケット等への参加協力などを行い、自分たちでできる取り組みを優先的に行っていきたいと考えております。

また、その中で、地球温暖化対策地域協議会の中でも具体策を検討、協議していただいて、各種企業や団体の方々にも協力、実施できる、ちょっと今のところ頭の中にはないんですが具体策を検討して、市全体で盛り上げて何かできることを考えていきたいとは考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） この地球温暖化対策地域協議会のメンバーですが、私も当初のほう入ってたけど、そのときにはこの地球温暖化のことにいろんな意見を出したり、それから、実際に県から依頼のイベントがあったとき、委員みんなが市の職員も一

緒に行ってもらったりとかして、そういう形で一緒に実践する活動があったんですよ。最近そういうのも見受けられないし、会がどのように開かれてるのかなということも思うんですよ。

この協議会の設置要綱を見ると、目的の中にも書いてるんですよ。香美市域の温室効果ガス排出の抑制などに関し必要な措置について協議し、具体的な対策を実施することにより、地域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とするというようになっています。それから活動内容は、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制などを効果的に推進する対策の企画及び実践に関するといった、企画の提案であったり、実践のときのお手伝いであったりがこの委員の役割かなと思ってるがです。下のほうには第8条で部会があって、具体的な対策を実施するため部会を置くことができ、その実践の部会を置く。私が入っているときは部会までなかったけれど、よく会をして、いろんなことをやって、楽しいと思いながらやった過去があるがですよ。最近そういう動きが余り見られない。この委員の任期が2年ですよ、次の改選期はいつなのでしょう。それと、私が協議を知らないだけかもわからないけれど、そういう協議もしてきていますか。その2点についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 今、答弁していただきますけど、その辺も通告に入れておかないと、すぐ答弁ができないと思いますので。

環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 地球温暖化対策地域協議会の任期等の関係は、ちょっと資料を今現在持ち合わせておりませんが、確かに年1回、現在は工科大の学祭でイベントを出しています。それに出ていただける方は参加して、協力いただいております。また、そういう形で1回だけなので、先ほど言ったように、何かほかのイベントへも小さいブースで構んで出て、協力してお願いできたらなという構想は、現在のところ自分の考えの中ではあります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 先ほど課長が来年度の取り組みの中で、まずは自分たちでできることから優先にと言うけど、やはり課員も少ない中で限られていると思うがですよ。せっかくこういう地球温暖化対策地域協議会というのがあって、温暖化対策についていろんなことを考えたり実践するようになっているので、年1回ではそういうこともできないと思うんです。以前は、その計画に対してどうだとかいうこともやったけど、もうそういうことも全然されてないんじゃないかなとちょっと気になるがですよ。せっかくこのメンバーがいらっしゃるの、工科大の学祭のときにも手伝うてくださりゆうと言うけど、本当にあれはわずかの人ですよ。もっとやっぱり推進員自身の実践が伴うということもすごく大事になってくるから、そういうイベントがあったときに、実際にやっている方の声というのはすごく響くんですよ。それから、人も関心を持って寄

ってくださいるから、そんな点にもう少し力を入れてできないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 御指摘のとおりでありまして、実際、市からの提案とかも現在のところ少ないので、会があったら僕のほうも思いつく限りは話して、協力なり何なり等の訴えはしております。そこら辺でもう一回ゼロから見直して、地球温暖化対策地域協議会のほうでもまたみんなで協力してできるような取り組みに、昔からやられてる方とかはなかなかいろいろ知識もありますので協力いただいて、いろんなイベントとか対策等を実施していけたらと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 本当に限られた職員の中で頑張っているから、せっかくそういう協議会があるので、ぜひここで今答弁されたことの実践に向け、活動できることを期待申し上げ、以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

次に、1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 1番、萩野義和、市民クラブです。通告書のとおり、一問一答方式で質問させていただきます。

1番、地域振興に関して、（1）奥物部ふれあいプラザに関して以下を問います。

①この施設の使用料は何年前に決定されましたでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

使用料は約30年前に決まったものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 私も、旧物部村時代にこの使用料は決めたんじゃないかと、今、御返答のとおり30年間見直しはされてないということでございます。後の質問にこれちょっと続きますので、とりあえず②に移ります。

この施設は、平成18年度は収入済額が、数字は約で申しますが、約24万3,000円、平成30年度で見ると収入済額は約11万2,000円と減少しております。市民より、施設使用料金が高過ぎる、安くすれば使用もふえるのではとの意見もあります。また、この施設の設置目的を条例第2条で確認しますと、産業経済の振興ということがしょっぱなにうたわれております。その結果、営利目的でも使えるということになっています。私、全部精査したわけではないんですが、公共の施設というものは一般的には営利目的では使えないんですが、最初の第2条でもうたっているとおりに産業経済の振興ということがあって、営利目的でも使われるということだと思っております、これを営利

目的で1日多目的ホールを使用すると使用料は5万5,000円です。これでは営利目的ではとても利用できないのではないですか。あそこで営利目的で何かを販売しても使用料の5万5,000円が出ないのではないかと思います。

前面の奥物部ふるさと物産館・ふるさと市を含め、この付近に人が集うための一つの策として、一つの策としてですね、これをもって全てではないと思いますが、使用料を大幅に減額することはできませんか。例えば10分の1にして、同じ使用状況だったら12万円という使用料が1万2,000円ということになりますが、公共建物の目的があくまでも市民サービスでございますので、ひとつ御検討をいただきたいんですが、見解を問います。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

近年の年間利用者数は、平成26年度7,400人、平成27年度6,171人、平成28年度8,683人、この8,683人は物部支所の建てかえのためにコミュニティセンターでの事業人数が入っていますので、かなり多くなっております。それで平成29年度5,016人、平成30年度5,419人と確かに減少しております。

原因の一つとしましては、近年の台風や豪雨などの災害による観光客の減少、また、大柄橋のかけかえ工事による駐車場の減少等が考えられます。しかし、災害復旧及び橋のかけかえ工事が完了すれば、ある程度の利用者数は回復すると考えております。

使用料の歳入は、営利目的団体及び個人の利用者の会議とか宴会等いろいろあると思いますが、営利目的の場合となっております。なお、社会教育関係とか、公共団体または公的団体、社会福祉関係団体の使用料は減免となっております。

人が集うための策として、奥物部ふれあいプラザでは、予約もなし、利用料もなし、安価で集える場所として、社会福祉協議会のサロンがあります。少人数の打ち合わせ等はサロンを利用していただければと考えております。また、ロビーや廊下は現在無料で使用できます。このような利用状況ですので、奥物部ふれあいプラザの使用料の減額は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 細かな点で私も十分把握し切れないところがあったんですが、やはり営利目的で1日使って5万5,000円、これはやっぱり高いだろうということと、市民はもっと安くすればという意見もあるわけですよ。もう少し前向きにお考えいただく余地はないですか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

1日5万5,000円ということで条例のほうには載っております。この分は施設全体を借り受けた場合の金額となっております。和室、調理会議室、調理室、第2会議室、

多目的ホール等を利用した結婚式とか披露宴、そういうものに対して1日全体で5万5,000円というような単価を出しております。営利目的の業者となりますと、やはり和室を借りたり会議室を借りたりとか、一つずつの箇所を借りますので、それは個々の使用料ということで決めております。

市民の方が安くしたら借りると、借りたいというような御意見もあるかと思いますが、やはり借りる方と借りない方との公平性を考えますと、どうしても利用料を一元に物すごく安くするというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 再度質問いたしますけれども、物部町、合併時2万7,000人ぐらいの人口があったわけですね。それが今1万7,000人ぐらいに減っているわけです。人口が減ればこういうものの使用が減るとは単純に思いませんが、いま一度、難しゅうございますか、人口の減少もあることですか。

○議長（比与森光俊君） 暫時、休憩します。
(午後 2時15分 休憩)
(午後 2時29分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 数字の訂正をさせていただきます。合併時2,700人が現在1,700人でございます。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

物部町の総人口は、先ほど議員もおっしゃいましたように1,700人弱となっておりますが、この施設は物部町だけの方が借りるとするような施設ではございません。香美市全体で見て、使用料は決めていくべきと考えておりますので。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） なかなか難しいということですが、また私も重々、きょうの御返答を市民の方と確認させていただいた上、またいずれ質問させていただくことがあるかも知れません。

それでは、(2)のほうに行きます。市所有の施設に関して問う。

使用料を支払って使用できる施設は香美市にはたくさんありますが、10年もたつと人口減少等社会情勢も大きく変わることがあります。10年に一度ぐらいは全ての使用料を、地域性、それから特に人口の減少等を考慮して見直していく必要があるのではないですか。

先ほども30年ということでしたので、確かに数も100件から200件ぐらいはあると思いますので、なかなか大変だということは理解できますが、10年に1回なら10年に1回使用料の見直しを、細かな点は結構でございますけれども見解を問います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 萩野議員の御質問にお答えします。

合併後、使用料の見直しを検討した結果据え置きとした施設も含め、市の施設のうちの約7割の施設は、消費税分を除く本体部分の使用料を据え置いています。行政改革実施計画では使用料を適宜見直すとしていますので、社会情勢の変化や施設の維持管理経費等を踏まえ、施設を使用する人と使用しない人の負担の公平性・公正性の観点から、適宜見直しは必要と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） (3)の奥物部ふるさと物産館と奥物部ふるさと市に関して以下を質問させていただきます。

①レストラン、美術館を含め指定管理者の決定を本年6月を目指しているようですが、非常に地元の強い、特にレストランでございますけれども、早期オープンの要望がございます。見通しはいかがでございますか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

現在、指定管理者の選定を行っていますが、まだ決定していないためオープンについては不確定となっております。そのため機器の修繕等の予算確保もしておらず、厨房機器、その他機器を含め、点検・修繕を行っていない状況です。指定管理者が決定していない段階での先行修繕は、管理者が決まらなかった場合、施設の利用方法も含め再検討する必要もあり、また、決定した場合でもレストラン部分の利用方法についてさまざまな提案がある可能性もあるため、不要な予算の支出は避けるべきと考えております。そのようなこともあり、指定管理者決定前の修繕は考えておりません。

指定管理者が決定した場合、6月議会で管理者の決定を提案すると同時に、補正予算で点検費用、修繕費用を確保し、厨房機器、その他の機器についても点検・修繕を行う予定としています。そのような状況のため、早期にレストランをオープンすることは難しいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） レストランに関しては地元の方の非常に強い要望もありますから、努力されていないという認識は持っていません。でも、精いっぱい頑張って、オープンをひとつお願いいたしますということで、②の質問に移ります。

奥物部ふるさと物産館・奥物部ふるさと市のオープンは平成9年と聞いております。
現在までに外部塗装工事等の修繕は行っておられますか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

物産館、ふるさと市の外装については、合併前の書類もないため確認はとれていませんが、合併後については外壁等の修繕を行ったことはありません。ふるさと市の屋根に関しては、雨漏り等の修繕を先日も行いました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ③の質問に移ります。

現在、外部の木の部分の傷みはかなり進行しています。このまま放置すると、近い将来大規模な改修が必要になると予測されます。それから、雰囲気的にもかなり暗い雰囲気となっております。レストラン、美術館の再オープンもあることと合わせて、外装を一新する必要があると思われまます。物産館、ふるさと市ともに状態が悪くなっておりまます。地方自治法によりまますと、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということになっております。それで、最少の経費で修繕できる時期は、私の判断ではもう既に過ぎていたのではないかと思います。急ぎ対応するべきではないですか、見解を問います。

ただ、近藤支所長もですね、失礼なこと申しますけれども、皆さんは毎日毎日でもしょっちゅう見ていますから、割合この傷みぐあいというのは理解しにくいと思うんですよ。私、1年半ぐらい前まで県外にいましたから、最初にあれができたときびっくりしたんですよ。こんなすばらしいものが物部にできたのかと。それで、時々は帰ってきていて、最近見ると非常に傷んでいるように見えます。ただ、支所長の場合はもう毎日というかしょっちゅう見てるから、割合劣化度が感じられない面があると思いまますので、その辺もちょっとお考えいただいて、前向きに改装のことをお考えいただきたいんですが。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 御質問にお答えいたします。

現在、指定管理者が決定していないため、オープンについては不確定ということで先ほども申し上げましたが、現時点で外壁工事の計画はなく、現状でのオープンと考えています。改装工事となると設計監理、工事費等かなり費用が必要となるため、関係機関との協議も必要となりますので、早急に対応は難しいと考えております。新しい指定管理者から建物の老朽化での修繕の相談があれば、個々に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 行政の場合、修繕しようと思いましたが一気にはいかないということは十分わかりますし、協議してということをおっしゃられましたけども、前向きに協議していただいて、やはり前のふれあいプラザも同時進行的に劣化していますから、あの付近全体が劣化してるんですね。先ほど言いましたように、新築時を呼び戻していただければ、それがいかに劣化しているかというのが十分理解できると思います。ということで、次の質問に移ります。

④美術館、今回の指定管理に関しては美術館のオープンということがございますが、美術館の企画運営は非常に難しいことではないかと思われまます。特にここは小原画伯との関係もあるようですし、指定管理者に任せるだけでなく、市としてもアドバイス等通常以上の支援をする必要があると思われまますが、見解を問います。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

指定管理者に企画をしていただき、物部支所に相談をし、支所から関係機関に連絡をとることはできると考えております。その後は関係機関と直接打ち合わせ等を行っていただき、企画展の開催をしていただくこととなります。指定管理希望者には、そういった企画運営も含めたものを提案していただくこととなっており、そのようなことに対応できる団体に指定管理をお願いすることになると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ⑤の質問に移ります。

レストラン・美術館オープンに向けて、国道沿いに野立て看板をたくさん立てる必要があるのではないか。特に別府方面から来ると物産館の手前は下り坂で、かつカーブとなっており、徳島県方面から初めて来たような人は入りにくい状況となっています。これ下り坂でカーブだけでなく大柵の町なかから来る道路と合流しますから、初めての人だったら合流してくるほうから車が来ないか見ていると、物産館、ふるさと市に入り損なっていく可能性もありますので、ともかくここを活性化させたいということで、たくさん注意看板を手前、特に徳島県方面から来た人にわかりやすくするために設置できませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

さきにもお伝えしましたが、現段階で指定管理者が決定していないということは何度もお話しさせていただいていますが、指定管理につきましては、現在の施設、設備をそのまま利用し、新たな物品の購入は行わないとなっております。看板等の設備に関しましても、現在のものを利用し活用していただくこととなります。

新たに指定管理者が決定して物産館がオープンし、指定管理者がそのような告知が必要と判断した場合には、支所に相談はしていただくこととなりますが、宣伝広報につい

ても指定管理者が行うこととなっているため、簡易なのぼり旗等を指定管理者に用意していただき対応することになると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 広報は確かに理解できないことはないんですが、こういう看板等も全部指定管理者の込みということでございますか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

現在、中谷川という地区があります。トンネルの手前に大きな看板があります。それは高知市方面から来た方のためにあります。それから、別府のほうから来るのは塩という地区の国道ぶちに看板を設置しております。それ以上の広報ということになりますと、やはり指定管理者が広報していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、2番のほうに参ります。奥物部ふるさと物産館の北東の国土交通省所有の土地に関して質問させていただきます。

最初に、少しわかりにくいと思いますので、このような地籍図をお配りしていますので、これをちょっと説明を先にさせていただきます。

まず、北面に道と書いてあるところは国道195号です。変形になっていますけれども、メインの国道プラス側道がございますので、こういう形になっています。北側の道は国道195号でございます。それから、現在、香美市の土地の中に奥物部ふるさと物産館が建っておりますが、その建っている位置は914-3と919-1、それから872の一部に建っております。この国土交通省の土地と物産館の建物の間は約三、四メートルあいております。それで、現状は軽トラック等だったら十分通れる状況になっております。それから、南側の水と書いているところは河川敷でございます。

それでは、質問をさせていただきます。奥物部ふるさと物産館の建っている香美市の土地に接して、北東に国土交通省所有の土地185平方メートルございます。一方、その土地の南・北東側にも香美市の土地があり、国土交通省の土地はほぼ香美市の土地にコの字型に囲まれた状況となっております。現在、南・北東の市の土地に入るには、物産館の国の道路、先ほど申しました北側の国道に約3.2メートル幅の側道がございますので、そこを歩いて今入る状況。それと、物産館と国土交通省の間に三、四メートル間がありますのでそこを通るかという形で奥の香美市の土地には入っています。そういう状況になり、駐車場は市のほうでも刈り込み等の管理はしておりますので、ほぼ駐車場状況の空き地となっております。この土地が香美市所有となれば、土地の形状がよくなり、物産館もいずれ建て直しになるはず。そのとき非常に有効となると思われま。

ふるさと市も含めてこの物産館の、非常に今となつては、当時としたらあれでよかつ

たのかもわかりませんが、大柘橋の工事もあります、それが終われば少し広がると思います、駐車場が少ないというのは決定的な致命傷なんですね。ですから、この土地を香美市の所有にしておけば、いずれ物産館が建て直しにもなりますから、そのとき北東部に引いて駐車台数をふやすことも可能となります。この国の土地を香美市の所有にしておくことを、将来のために対策として考えられませんか。見解を問います。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

将来に向けての投資をしてはとの御質問と思います。将来建てかえ計画が出てきたとき、国土交通省の土地が必要であれば購入を考えていくと思います。今の時点では、物産館の建てかえ計画はありませんので、先行投資的な土地購入は難しいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ただ、現状は近在の方が国土交通省の土地に野菜をつくっているという状況になってます。ですから、早い時点で香美市が押さえておいたほうが、そのときになって考えるよりははるかにいいと思われまじけども、どうでしょうその点は。いかがでございますか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

建てかえ計画もないまま土地の購入をした場合、将来の負担となることもあります。しっかり利用計画を立てた後購入すべきだと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 私の意見としては、こういう土地っていうのは時代とともに状況変わっていきますし早目に、今、買い取るというお話がございましたが、国土交通省に当たれば、非常に低コストの可能性もあるように思われます。そういうことで、ひとつ将来へ向けて御検討をお願いいたしますということで、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 萩野義和君の質問が終わりました。

次に、7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 7番、市民クラブ、利根健二です。一問一答形式で順次質問をしまります。

まず、通告の1点目、香美市所有の音響機材についてです。これは、②の質問、今後のスケジュールのほうも一緒に答弁の資料としていただいておりますので、①と②を一緒に質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2005年の電波法関係法令が改正されまして、旧規格B型ワイヤレス機器は2022年11月30日以降使用できなくなります。何と17年にも及ぶ猶予期間がありまし

たが、とうとうそれも期限が迫ってまいりました。これは規則改正のときに大分アナウンスされましたが、今回また集中的にアナウンスをされているようです。

これの対象となる機器がそれぞれのメーカーから発表されていますが、香美市においても小中学校を含め多くのシステムが稼働中ではないでしょうか。対象機材の調査も含め、順次計画的に対応していく必要があると思いますが、対応状況及び今後のスケジュールを問います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。①と②両方一度にという形でお答えさせていただきます。

ワイヤレス機器の対応状況につきましては、お配りしています資料のとおりとなっております。部署ごとの今後の対応予定も同じように掲載しています。全て令和4年1月30日までには完了するように対応していきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） この資料、随分詳しくいただいておりますが、これは香美市全体の備品台帳で調べ、そういうのはあるのかな。各課に調査をお願いして、各課から上がってきたものの集計でしょうか、その確認をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 各課に調査依頼をかけまして、集計したものとなっております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 今回質問したのは、以前、旧土佐山田町で同じようなワイヤレスマイクについての法律の変更があったときに、古い規格のワイヤレスマイクを廃棄せずにそのまま置いておいて、誰もが使えるような状態になっておりました。

特に今回の変更につきましては、規制前のマイクと今回の対応済みのマイクの完全互換性があるまま使えますし、見た目では適合しているかどうかわからないものもあります。ちょっと例えば、ここに（スクリーンを示しながら説明）、これがマイクの握るところですけども、マイクがあつて、これがマイクの型番で、ここの数字です。全て、まあ言うたらマイクの形、色、全く同じで、ここの数字だけが旧規格か新規格かだけの差であります。もう一つ、これがピンマイクのやつです。これも型が全く現状一緒で、ここの型番も全く一緒で、ここの数字で使えるか使えないかが変わってきます。

こういった形で、来たときに完全に入れかえをするというか、消却、廃棄しないと、一旦一緒になってしまうとなかなか後ではもう、また調べ直すというのはちょっと面倒くさいことがあります。これは特に罰則がある改正ですので、今言ったような廃棄も含めて、特に抜かりないような対応を求めたいところです。

あと、また今回の改正では受信機がそのまま使えます。送信機だけの規制というか変

更なので、便乗して必要のない機材も、自分の知り合いは、これもう受信機も古いからかえましょうというような形で、一緒にと言われたところもありますので、そういった無駄な買いかえなどないように、必要なところをしっかりと見きわめるような対応を、まあ各課に調査入れたということですので、また総務課のほうからそういったこともあわせて対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） そのように一応いたしたいと思います。また、今回の質問によって各課も再度認識したと思いますので、そのあたりしっかりと各課対応していただけたらと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そうです。一般質問で取り上げたのも、ここで皆さん課長がおるので、この場で聞いていただけるかなという思いもありまして。あと、きょうこの表ちらっと見て、まさに多分総務課の管轄なのかな、選挙管理委員会のマイク機器が、高額で更新が困難であり廃棄予定ということですからけれども、これは必要があるけれども廃棄せざるを得なくなったのか、どこかから借りてきたらええぐらいの業務量なのか、お願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今のところ選挙管理委員会の選挙時においては、各会場の音響設備を利用していますので、そんなに利用する頻度はございませんが、利用状況を今後調べた上で最終的に、今のところは廃棄予定にしていますけれども、そういったことも含め、また、あと国の選挙によって補助がございますので、そういった補助事業が活用できるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） これこそまさにマイクだけだとそんなに高くないですので、セットでどうですかと言われたら高額で買えんなどということになりますので、それもあわせてまた確認をお願いいたします。

続きまして、2番目の質問へ移ります。プラザ八王子の設備についてです。

香美市の施設でプロジェクターのスクリーンの設置を以前提案したことがあります。中央公民館のスクリーンなどは設置されましたが、プラザ八王子の3階のホールについてはそのままとなっています。そもそも、以前も言いましたが、ホールの設計に問題があり、広さ、利用形態に合わせて考えたときに非常に使い勝手が悪い部分があります。講演会やイベントの主催者からは、持ち運び型のスクリーンでは対応できない場面も多くあると聞いています。スクリーンの追加が必要ではないでしょうか。

これも以前ホールの写真を撮っていますので（スクリーンを示しながら説明）、これが3階なわけですけれども、参加者からしたらこれが正面になります。正面を見たときに、

実際このエリアから見たら、普通の持ち運びのポータブルスクリーンやったらこれぐらいの感じですね。これぐらいのやつにちょっとスライドを映しても、なかなかやりたいこととか伝えたいことが伝わらない。普通のホールですと、ここが真っ白い壁なんで、壁をスクリーンがわりにして一定効果的に使うこともできますけれども、これが大問題ながですけど、ここはもうできないとなっていますので、少なくとも、このあたりにバーを取りつけてありますので、ここからスクリーンをロールスクリーンみたいな形であればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

昨年4月からことし1月までの10カ月間におきます、プロジェクターの携帯型スクリーンの使用実績はおよそ50回となっております。平均しますと週1回以上の使用頻度でありまして、言葉だけでは伝わりにくい内容を、視覚情報で伝えるための環境整備が必要であると考えます。会場の広さに比べてスクリーンのサイズが小さく、映像が見えにくいとの御指摘でありますので、できるだけ安価な方法で現状を改善できるように検討したいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、②のほうへ移ってまいります。

同じ会場です。現在の設備ではマイク等の音の拡声に問題があるようです。利用者はお年寄りが多いようで、そのお年寄りの参加者からは、「聞こえない」との意見も多くあるようです。ここは非常放送とホール運営用の拡声システムが併用になっております。そういった現在のシステムにもともと無理がありました。現在の利用においてはもちろん、避難所の役割が追加されていることを考えたときに、改修が必要ではないでしょうか。

これも同じ写真で（スクリーンを示しながら説明）、また人間の耳は前の音を聞くように基本的にはできています。ここには前にスピーカーがなく、天井にスピーカーがあるだけで、それも小さい音しか聞こえない。ちょっとでも大きい音が出るとバリバリバリって割れて、とても聞けるような音にはならないような状況です。ちなみに天井に小さいマイクが、上から丸いこれぐらいのやつがあるだけです。こういったことはちょっと改善をしないといけないのかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

御指摘の音響設備につきましては、平成30年1月に点検調査を行っております。実施項目の概要は、アンプ、スピーカー制御ボックス、ボリュームコントローラー、ワイヤレスと有線両方のマイク、天井スピーカー及びケーブル類の設備機器と、その周辺機器にわたって動作機能の点検と清掃、使用状況を確認したものでございます。結果は、

全ての機器の点検項目において異常は認められないとされております。

動作機能上の問題ではないとすれば、構成する機器の性能の適否や機器レイアウトの適否を評価し、根本的な対策を講じる方法も考えられますけれども、これには多額の費用を要することになります。現状では対症療法的な対策とならざるを得ないところがございますけれども、費用対効果を考慮しながら改善策を検討してまいりたいと考えます。その節には利根議員にもぜひ御助言を賜りたく存じます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 以前、調べちゃおかと言ったことありますけど、ちょっと忙しくてようしていないままになります。多分これは現場としては直したいけれども、プラザ全体のランニングコストが結構、修繕含めてかかっている中で、埋もれていっているようなものやと思います。けど、利用目的に対して、こういったように十分に活用できないことは、もう設備自体がかなりもったいないようなことです。以前の中央公民館の照明の設備でも言いましたけれども、雨漏りや耐震とかランニングコストも含めたやつだけでなく、ちゃんと利用目的に沿った適切な延命措置こそが大事ですので、ぜひそれはまた言っていただければ調査に伺いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 2時30分まで休憩します。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時29分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 休憩前に引き続き質問を進めてまいります。

3番目の企業誘致についてです。企業誘致といっても、その対象、規模によってそれぞれの対策を考えていく必要があります。

まず、高知テクノパークです。高知県では南海トラフ地震を想定して、工場などの施設を沿岸部から県内移転を検討している会社も数多くあるようです。しかし、県内移転の用地不足があり、高知県そのものから撤退してしまいそうな企業もあると聞いています。この時期に合った高知テクノパークの販売戦略も出てくるのではないのでしょうか。

この誘致活動は主として県が行うものではあります。香美市も積極的になる必要があります。特にこういった県内企業（工場）に対してのセールスは、香美市も活躍できる部分があるのではないのでしょうか。工業団地用地の調査の予算も出ているようですが、高知テクノパークが売れ残っている状態では、なかなか進めづらいのではないかと感じています。実際に、県が工場の移転用地を開発も視野に入れて探しているという話も、県の関係者からは聞いておりますので、そういったところと連携を十分にと

れば、今回ちょっとでも前に進む可能性があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市で空き区画のある工業団地は高知テクノパークになりますが、当該工業団地は高知県立施設となりますので、高知県商工労働部企業立地課が県内企業に対しまして誘致活動を行っております。

一方で、香美市としましては、県との情報共有がメインとなっており、企業の掘り起こしについては香美市独自ではできていない状況ではあります。情報共有とあわせて、香美市内の企業からの問い合わせ等には対応しているという状況であります。

あと、最後のほうでおっしゃってございました調査費というところがございますけれども、高知テクノパークの誘致につきましては今後も引き続き行っていきながら、新たなまだ次の段階への準備というふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） たまたま県の関係の方から、現在のこういった流れを聞きまして、ここで一旦質問をさせていただきました。

そしたら、②へ行きます。ここからが本当にやりたいなというようなことです。よろしく。

②以降はサテライトオフィスに移ってまいります。投資金額も少なく地元雇用にもつながるサテライトオフィスの誘致合戦が全国で始まっています。香美市もサテライトオフィス誘致にさまざまな対応をとっていく必要があるのではないかと思います。

サテライトオフィス誘致においては、空き家（空き店舗）改修・起業・雇用などに対して、高知県及び香美市で行える支援策、補助金制度等を取りまとめたパンフレットなどを作成し、積極的に行動してはどうでしょうか。来ていただきたいという姿勢を見せるのであれば、企業側が調べるまでもなく、こちらから提案できるわかりやすいパンフレットは最低限必要です。また、賃貸のオフィスを想定した場合、家主に対しても助成制度のパンフレット等を作成して、空き店舗、空き家を確保する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

企業の本拠地から離れた場所に設置されるサテライトオフィスにつきましては、働き方改革の流れに伴い企業側が積極的に展開している傾向にあり、また、地方における誘致の取り組みも行われています。

本市におきましては積極的な活動ができていませんが、地元雇用の受け皿として、また移住推進のツールとしまして、まちの活性化につながるオフィス誘致は大変有効であ

ります。現在のところ、財政支援を初め香美市の支援体制が整っていませんので、検討を進め、高知県との連携を深めながら、企業の誘致に取り組みたいと考えております。

また、パンフレットにつきましては、高知県に伺いましたところ、議員がおっしゃいました支援策を取りまとめたパンフレットは現時点でできておりませんが、物件情報や支援策を取りまとめている状況であると伺っております。そういったところの活用が今後できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 印刷物というより、例ですけれども、これはホームページなのですが、映りません。徳島県ではサテライトオフィス開設事業者への支援制度、市町村への支援制度、耐震化工事、リフォーム工事への支援を、1カ所にまとめてざっと見えるようなところでそれぞれ多分リンク張ってるのかな、アナウンスができるようなところもつくっております。

香美市のホームページの、実は、先ほど質問した高知テクノパークね、香美市のホームページの高知テクノパークのところには、主な優遇制度として高知県が5メニューになるのかな、香美市も3メニューぐらいが載ってるんじゃないかなという感じがします。実際、サテライトオフィスの対象企業の性格からしたら、とりあえずパンフレットというよりは、ホームページの情報提供からのスタートがもしかしたらいいのかもしれない。これは今後の誘致活動のスキームとか進捗によって、内容とかアナウンス方法は変わってくると思いますが、可能な限りわかりやすく、企業側からしたら進出の意欲が湧くような内容を今後計画していく必要があると思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現時点で具体的な案というのはございませんが、先ほどおっしゃいましたとおり、徳島県等先進事例も研究しながら、また県とも連携しながら検討したいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、③へ行きます。

企業がサテライトオフィスを地方に開設する理由として、人材確保に有利であるとも聞きます。驚いたことに、現在では首都圏で募集するよりも地方で募集するほうがよい人材が集まるそうです。これは自分もこの前初めて聞きました。特に香美市には工科大学があり、すばらしい人材を送り出すことができます。また、工科大学にとっても近くに就職先が確保でき、産学連携にも弾みがつくのではないのでしょうか。

高知工科大学の学生の中でも、就職した会社でそれなりの地位というか、決定権があるようなところにいる方や、そもそも起業した方などがいると思っております。香美市は開学以来さまざまな形で連携をとってきております。そのOBと連携をするなど、また、そ

の大切な資産を生かす時期が来ているのではないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

高知工科大学は開学から20年が過ぎ、多くの卒業生がさまざまな分野で活躍されています。高知工科大学との連携は、企業誘致を含め、あらゆる面で重要でありますので、大学との連絡協議会を活用するなど連携を深めるとともに、大学OBの方とも連携ができれば大きな力になっていくと考えています。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 連携のとり方についてはまた研究をしていただいて、今後の④のプロジェクトチームなんかにも、もしかしたらかかわってくるかもしれませんので、そちらのほうで聞きたいと思います。

④へ行きます。

現在、中心商店街活性化協議会（プロジェクト）が正式にできたのかどうかはつきりわかりませんが、でも、そこでもサテライトオフィス誘致が提案をされておりました。ここではえびす街を中心とした提案ですが、光ファイバーさえ通っていれば、香北・物部・土佐山田全域がそういったオフィス誘致の候補地となります。

先進地の成功例を見てみると、行政の力でなく、民間の方の力も必要不可欠です。強力に官民連携をとっていく必要があります。サテライトオフィス誘致に向けた、向けたというか特に特化したような、官民合同でプロジェクトチームを組んで誘致活動を行ってはどうかでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

サテライトオフィス誘致は、今後取り組んでいくべき重要な案件であると考えています。そのため、当市への企業誘致に必要な物件情報を収集し、企業誘致に取り組んでいる高知県との連携をとりながら進めていきたいと考えています。また、プロジェクトチームにつきましては、今後の取り組み状況に応じて検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 今後検討していただけるかもしれないプロジェクトチームですけれども、これは自分の感覚で言えば、従来ありがちな諮問機関的な性格よりも、みずから積極的に実動とか活動できる個人、そして組織が必要です。どちらかといえば、民間が動いて行政はバックアップするぐらいの組織でないと成功しないというか、民間の力が80%ぐらいかなというような感じで自分もおります。

先日の中心商店街活性化協議会を見ますと、基本的なそういったサテライトオフィスに対する情報とかノウハウとかは、商工会の会長とかJC関係者、集まっていた方はもうかなり理解も進んでるし、向くべき方向なんかも一定共有してるのかなというよ

うな気がします。まだ活動を始めていないのでわかりませんが、中心商店街に活性化のワーキンググループができますね、そういったワーキンググループの対象を香美市全域に、えびす街中心でなくもっと広げて、そのかわりに全体的な業務じゃなくてサテライトオフィスに特化したチームみたいな感じを想像を勝手にしていますが、そういった取り組みのスキームどうでしょうかね。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほどおっしゃいました民間主導でというようなところは、徳島県の成功事例の中でもそういった方法をとっておる自治体もあるというふうに聞いております。それから、プロジェクトチームにつきましては、当課の一職員のみで対応するのではなくて、先ほど言ってくださいましたように、香美市中心商店街活性化計画策定時におきましては、商店街関係者、それから教育機関、もろもろの関係される方のワーキンググループでもって検討してきた経過がございますので、そういったものを参考にしていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そういったところに今言ったような工科大の事務局、卒業生とかも一定管理できる事務局とか、個人レベルで香美市住んで結構つながってる方もおりますので、そういった方も取り組んだプロジェクトチームをぜひ検討をお願いいたします。

続きまして、⑤です。

人脈の活用・情報収集・戦略を練るときに、この事業推進にはノウハウがかなり必要となります。徳島県では、この部分は県が強力にバックアップをしています。徳島県内3ブロックそれぞれに対してノウハウのある事業者に、サテライトオフィス誘致コンシェルジュ業務を事業委託しております。香美市も高知県に働きかけまして、自分の財布じゃないところで誘致活動のフォローをお願いしてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在のところ具体的な取り組みができておりませんので、オフィス誘致のためにはノウハウが必要であると考えています。そのため先進的に取り組んでいる高知県に協力をいただきながら、物件の確保、支援策などの検討をしていきたいと考えています。

県に確認しましたところ、平成16年度から若者や女性に人気が高く、労働集約型産業であるバックオフィスやコンタクトセンター等の企業誘致に取り組んでいるということも伺っておりますので、そういった実績とノウハウをいただきながら、フォローしていただければというふうに考えています。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 自分の言ってるのは、そういう既にあるノウハウなわけですけ

ども、まあ言うたら県とか自治体とか地元有志、大事なところですね、地元有志とかが一番大事で、それをつなぐ業務はフットワークとかノウハウがかなり必要で、特に立ち上げのときは県側の事務所とか、県側の人間というより、出向よりももうちょっと強力的に、瞬間的に、エンジンかける瞬間ってすごいパワーが要る。そういったところをちょっと県に助けてもらうとか、県にこんな情報があるよってそこへ行って習うという形じゃなくて、こっちへぐっと入ってきてもらうようなシステムがつかれないかなという質問ですが、いかがでしょう。

- 議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。
- 商工観光課長（竹崎澄人君） 今後検討させていただきたいと思います。
- 議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。
- 7番（利根健二君） 自分がやるというより決定は県がするので、またよろしくお願いたします。

続きまして、⑥へ行きます。

まず、この写真ですが（以降、スクリーンを示しながら説明）、これは神山町です。WEEK神山という建物から見たところで、初期のサテライトオフィスの風景ですが、数年前に、夏場この川に足をを入れてノートパソコンで仕事をしている風景が、テレビで放映されたときにすごく驚きました。こんなことができるんやというね。徳島県で3ゾーンと言いましたけれども、神山町のゾーンと、日和佐町のほうの美波町と、今、にし阿波地区っていうて、三好市池田町、美馬市脇町町あたりがなっている。ここの神山町と美波町のほうは、どっちかというところといった田舎型、リゾート型ですね。これは中央からの社員が入れかわり来るスタイルが多いです。6カ月間とかいうて東京から社員が来ちょっと期限が過ぎたら帰るみたいな、リゾート型の企業が多いと、自分が以前神山町へ行ったときにそんな話も随分聞きました。

それで、先日実は課長も一緒に行っていたきまして、阿波池田へ行きました。町なかの旅館がもう閉館したときに、ここに幾つか入っています。これは脇町のほうの古民家とか、ここへもサテライトオフィス企業が入っているようです。この今の2枚が、最近伸びてきているほどよい田舎という感覚ですね。全然目の前に自然が広がるんじゃないで、ほどよい田舎の進出例。こういった企業の特長として、地元雇用を積極的に行うという企業が多いそうです。まさに香美市が求める誘致可能なスタイルではないかなと思っております。

ちなみに、こういったベースだけ来てもらえれば、あとはもうこれ祖谷の谷かなという感じがしますが、その間に4G以上の環境拠点さえあれば、こういうところにノートパソコン持ち出して行って仕事もしてもらえることが可能になります。

こういった企業側の志向とか戦略が、実はサテライトオフィスと言っても、どんどんどんどん変わってきております。こういったサテライトオフィス・テレワークの受け入れなどが地方が生き残る大きなチャンス、変わってきた今が一番チャンスの時期、もし

かしたらこれがそういった流れの中では最後の大きなチャンスになるかもしれません。

三好市の関係者からは、雇用の場の確保、人口減少対策、税込アップはもちろん、社員が地域のさまざまな活動に参加してくれるなど、地域にとっては誘致活動に係る労力や経費・費用を考えても、よりはるかに効果があると聞きました。香美市でも専任の職員をつけるなどして、誘致に取り組んでいくべき事業ではないでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

サテライトオフィス誘致は、雇用の場の創出、人口減少対策、税込の確保、まちの活性化に有効な取り組みであり、できるところから進めていきたいと考えます。また、今後の誘致を進める上で必要となる職員の配置につきましては、状況に応じて関係課と検討したいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） これは、まあ言えば、成果が出始めると民間の最初80%と言ったけども、かなりの業務が民間で回り始めるように思います。先進地でも実際かなり民間ベースで回り始めます。自然とこれは人が人を呼び、企業が企業を呼ぶようになってきます。回転します。一時的に立ち上げの時期はどうしてもそういった調整関係で、戦略的に増員をして進める必要があります。

そこで、市長にちょっとお伺いしたいがですけれども、法光院市政では、午前中にも答弁がありました。観光協会とか、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート、龍河洞、鍛冶屋創生塾など、税込アップ、地域振興に向けた積極的なチャレンジが多くあります。これはもうすごく期待するところではあります。現状を守るためのチャレンジはもちろんです。ぜひこういった新しく獲得するためのチャレンジにも積極的に取り組んでほしいと思っております。

先日の中心商店街活性化協議会の報告会では、サテライトオフィスの誘致に対しては、今田副市長のなかなか積極的で力強いお言葉を聞いたところでありますが、この件について市長はどういったスタンスで取り組まれるのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

午前中の答弁でもお話しいたしましたように、これからいよいよ人づくり、人材がいかに大事かということでありまして、市の進む方向としては、そういう中で外に出て、民間の力を借りてくることも大事でありますけれども、すぐれた人材をたくさんまちに呼び入れるということも非常に大事なことでありますので、議員言われるように、積極的にやるべきテーマだというふうに思っておりますので、力を込めて進めさせていただきますので、よろしくお伺いしたいと思っております。ぜひいろいろと御提案をこれからよろ

しくお願いいたします。

- 議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。
- 7番（利根健二君） 以上で全ての質問を終わります。
- 議長（比与森光俊君） 利根健二君の質問が終わりました。

ここで、16番、依光美代子さんから、一部発言の訂正の申し出があります。これを許可します。

16番、依光美代子さん。

- 16番（依光美代子君） 大変失礼しました。先ほどの私の3、環境行政の（2）のプラスチックごみの質問の中で、レジ袋の有料化をマルニが今月1日から開始したと話しましたが、「マルニ」でなく「マルナカ」ですので、「マルナカ」に訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

- 議長（比与森光俊君） ただいま、16番、依光美代子さんから、質問の中の「マルニ」の部分を「マルナカ」に訂正との申し出がありました。会議規則第65条の規定によりこれを許可することにいたします。

次に、2番、山口 学君。

- 2番（山口 学君） 2番、市民クラブ所属、山口 学です。一問一答で質問させていただきます。

鏡野中学校体育施設について質問します。

①卓球場ですが、以前説明をしてもらいました結露の調査は続けていくとして、PTAの方々からは、早く生徒が安全に効率よく使えるようにしていただきたい、昨年の大会には直前2日前は練習できずに大会に出場した、生徒の成長の妨げにならないような施設に早くしてほしいとの声を聞きました。

先生方の声には、早くからストーブ等を使い室温上昇をすれば結露を抑えられるのではないかという案も出たようですが、実行するには、管理の難しさ、時間的負担も大きく難しいとのこと。間近に迫った次の梅雨のシーズンまでに具体的な解決策は決定したのかを質問します。

- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

- 教育振興課長（公文 薫君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

卓球場の結露対策につきましては、以前より御報告しておりますとおり、高知工科大学の准教授に御協力をいただきながら、施設内の環境測定による原因分析及び対策案の検討を行い作成した結露対策管理マニュアルにより、結露の抑制に努めてまいりたいと考えています。

なお、2月にもさまざまな測定を行い、室内の空気環境の変化状況等のデータがより詳細にわかってきましたので、それらの分析をもとに費用対効果等も考慮しながら、より確実な対策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 調査結果を待つというのはもちろんのことですが、その統計をとるのに、いつごろまでにとか、期限的なものとかはお考えでしょうか。見通しがあれば伺いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

調査も終了しましたので、年度内には方向を御提示できるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） さまざまな検討をいただいていると思います。以前意見として出たエアコンの導入なども検討していただきたいと思います。できるだけ早く生徒が安全に快適に使えるようにしていただきたいと思います。

②の質問に移ります。

屋内プールの反響音ですが、以前、同僚議員も質問しました。どう前進しているのでしょうか。昨年秋の議会報告会でもPTAの方から意見として出ましたが、現状どおりなら使用中止を求める方向で動いていくとの声もありました。もし使用中止にでもなってしまうと、取り壊し予定の以前のプールを使うということを見視野に入れなければいけないと思います。この問題も卓球場と同じく水泳部の活動開始までに時間がない状況です。どのような対策を考えているのかを質問します。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

プールの反響音につきましては、12月議会でも答弁させていただきましたが、現在、専門業者による残響時間の測定を行うなどして、まずは当該施設の状況を数値として客観的に把握し、今後、当該測定結果をもとに残響時間の短縮を図るため、費用や効果なども含めて十分検討した上で対策を進めたいと思っております。

なお、音の対策は、より慎重に効果的な方法を決める必要があります。対策の施工にも日数を要することから、次年度の水泳部の部活や授業開始までに対策を完了するという事は難しい状況ですが、学校とも協議、相談しながら、一定の方向性を示せるよう引き続き研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ちょっと調査の都合で今期の使用には対策が間に合わないということですが、今期のプールの使用に関して、去年どおりのようにやっていくのか、それとも何かまた対策があるのか。緊急提案でも構いませんし、何か、去年と全く同じ状況でやるのか、それとも何か考えを持って対策をとるのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほどとも重なるとは思いますが、学校とも協議をしながら検討していきたいと思
います。去年の状況と変わるような対策がとれるかどうかというところも相談していきた
いと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 屋内プールのことですので、今、以前使っていた市民グラウ
ンドのプールがまだそのまま手つかずですよ。それをまだ使うとかいう手も考えても
いいと僕は思うんですが。この問題は、やっぱり半ドーム状の屋根の形状というのが一
つの問題点やと思います。けど、それを今さら変えるわけにもいかないし、早く調査結
果が出て、対策を講じてもらえることを僕はいろいろな人をお願いされております。予
算はかかりますけど、埋め殺しの窓を開閉式にするとか、音を吸収する吸音材を張るな
どの検討をしていただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほど山口議員がおっしゃられたことも、全て検討に上がりながら解決策を模索して
いるところですので、もう少し方向性を定めたらまた御報告していきたいと思ってい
ます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 巨額を投じたすばらしい施設だと思います。問題点も残るこ
の施設に早急な改善をしてほしいと思っております。教育長の考えを聞かせてください。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

プールは本当に子供たちにとってとても大事な施設です。けれども、今のような状況
ですので、たくさんの検討をしております。データ結果もいただいたりしていますので、
慎重に検討しながら、できるだけ早く改善したいと思っておりますが、ちょっと時間的には先
ほどの答弁のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 調査の結果を含めてさまざまな検討をしていただきたいと思
います。

③体育館です。

体育館ですが、今の体育館では狭く、2つのクラブが近くの小学校に場所を借りて練
習していると聞きます。正直なところ、本当に新設してほしいのは体育館だったと
いう先生からの声もあります。また、老朽化も進む中で、指定緊急避難場所としての役

割もある体育館の今後をどう考えているのかを質問します。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

今年度末には学校施設長寿命化計画策定が完了しますので、今後、各施設の老朽化状況に応じて長寿命化の改修を計画的に進めてまいります。

鏡野中学校の体育館につきましても、当該計画に基づき改修を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） では、また何かしらのお答えが出たら聞かせていただきたいと思えます。

短いですが、以上で質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山口 学君の質問が終わりました。

次に、10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 10番、公明党の舟谷千幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一問一答方式にて、2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、1点目の入札・契約についてでございます。

総務省から、地方自治制度の地方公共団体の入札・契約制度についての文書の中に、財源が税金によって賄われるものであるため、よりよいもの、より安いものを調達しなければなりません。さらに、地域活性化の観点からは、地元企業が受注し、地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要がありますと基本的な方向性を示しております。本市においてもこの点を踏まえた入札・契約が行われていることと思えます。

そこで、（1）最低制限価格の質問でございます。これは、ダンピング受注による労働条件の悪化の防止や、工事の品質確保等のために、地方自治法施行令第167条の10第2項に最低制限価格についての規定がございます。

①でございます。本市における最低制限価格を用いて発注している工事や委託などの業種と、そして予定価格に対する設定金額の範囲をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 舟谷議員の質問にお答えいたします。

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格については、本市の場合、建設工事に係る入札において設定しております。また、最低制限価格の範囲については、香美市契約規則第16条の規定により、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で設定することとなっております。

なお、委託業務については、最低制限価格を設定しておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 先ほど申されましたように、今、最低制限価格というのは建設工事に設けられておいて、委託業務、建設設計には設けられていないということでございます。

②の質問でございます。建築設計には、今申されましたように、最低制限価格の導入がされていない中での、平成30年度から31年度の2年間の建築設計の一般、そしてまた指名競争入札における予定価格に対する平均の落札率、そして、その中で最も低い落札率というのはどれくらいかをお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 建築設計に係る入札につきましては、平成30年度においては全14件で、平均の落札率は54.4%、平成31年度においては全9件で、平均の落札率は52.0%となっております。

最も低い落札率については、平成30年度においては、平成30年度山田小学校児童クラブ新築工事設計監理委託業務の入札で33.9%、予定価格1,273万3,200円、契約金額432万円となっており、平成31年度においては、令和元年度香美市消防署香北分署新築工事基本設計及び実施設計委託業務の入札で37.4%、予定価格1,014万2,000円、契約金額379万5,000円となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 先ほど詳しく申されましたけれども、この建築の工事にかかわるには10分の7と、10分の9から言うとぐっと低いわけでございますし、最低制限価格を設けてないということで、私も周辺の市町村はどうかなということで、私なりにちょっと比較をするために調べてまいりました。建築設計の委託業務に最低制限価格を用いている安芸市は、約60から80%、そして、香南市は60から85%の範囲で市長が決めてるということでした。そして、南国市は3分の2から90%というふうにお聞きしまして、それから言うと、先ほど申されました当市の小学校の児童クラブは33.9%、そして香北消防署は37.4%というのはかなり低い率と言えます。

一般的に、低価格入札はダンピングの一種であるとも言われております。平成31年3月に、国から県知事や市長に対して、公共事業におけるダンピング対策の強化についての要請の通知がっております。低入札価格調査制度または最低制限価格のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこととありまして、設計業務についても公共工事に準じてダンピング対策の強化を努めることとございます。

そこで、③の質問でございます。本市において、この委託、建築設計の最低制限価格の導入が行われていないというのはどうしてなのかという理由をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 舟谷議員のおっしゃられた安芸市やほかの市を私のほうでも調査しましたところ、香美市を除く10市のうち最低制限価格を設けていない市が3市ありまして、そのうち須崎市については令和2年度から設定予定ということを知っております。

それで、質問のお答えですが、平成30年の議会の一般質問で、当時の管財課長の答弁もありましたが、建築の設計につきましては、建築に係る技術職員ではなく、発注担当課の職員が設計事務所より見積書を徴し、設計書を作成することがほとんどであると考えております。見積業者の業務人数や時間数、技術料に対する考え方の違いにより、見積金額に差異が生じることも考えられ、高い見積金額を参照し予定価格を設定した場合、高どまりした最低制限価格になる可能性もあります。最低制限価格の設定されていない入札においては、入札参加者は履行可能な金額で入札すると考えています。落札業者は、入札金額で業務ができると判断して落札し、契約を締結していますので、責任を持って履行していただけるものではないかと考えていますという答弁をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 私もそのようなところをしっかりと読まさせていただきました、今もそのような考えと同じように課長は考えておられるのでしょうか。先ほど課長からも、須崎市も令和2年度から設定をするということでございますけれども、今、平成30年の答弁のところを今読まれましたけれども、今も課長の気持ちというのはこのとおりなのでしょうか、ちょっと重ねて確認でございます。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） ④の質問の方向性のところでお答えしようかとは思っておりますが、舟谷議員がおっしゃる国土交通省から出ていますダンピング対策のさらなる徹底に向けた、低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等についての通知にもありますとおり、国の要請もあって、県内の他市の状況を見ましても、最低制限価格を導入している市が多くなってきていることもあり、本市においても最低制限価格の設定については、導入に向けた検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 今、④の質問の方向性のところをお話いただきまして、承知いたしました。最低制限価格については導入に向けてという御答弁でございましたので、それでは、次の（2）の質問に移らせていただきます。

工事を行う際の内部技術によるチェック体制についても、同じ平成30年の議会での質問に対しまして当時の担当課長が、確かにチェック体制というのは大事なんだというところですけども、実際できているのかと言われたときには、体制ができていなかった

たと思うとの答弁でございまして、その後、そういった担当課同士の連携についての改善に関しては、いつどのように改善を行ってきたのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 建設課に配属されている建築に係る技術職員との連携については、以前より可能な範囲で相談やアドバイスといった、協力・連携をとっております。ただ、建設課の技術職員は、通常の業務を行うことに追加しての協力になりますので、あくまで可能な範囲ということになろうかと考えております。

このことに関しまして、昨年4月の人事異動で生涯学習振興課に建設課より技術職員1名が配属されておりますが、新図書館の建設に係る業務に専属するということであり、技術職員の連携・機能強化という意味で改善されているのではないかと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 建設課より建設予定のある新図書館について配属をされたということで、この点について本当に改善をして、しっかりとした建物を建てようという心が感じられました。

それから、次の（3）建築工事関係の設計監理業務ですけれども、これは設計と同じように入札で行っているのでしょうか。また、その監理に関しての市の考え方というのをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 年度後半に発注する場合を除き、基本的に設計と監理を一括で発注しております。設計と監理を一括で発注する理由といたしましては、設計をした者が監理をすることによって、設計の意図が伝わりやすいというか、自分が設計したものですので監理をしやすいということを考えてのことで、香美市といたしましては一括で発注という形をとっております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それでは、全部が一括で行われて、監理も一緒だったらスムーズに行われるということだと思いますけれども、やはりそれで特に支障は現在のところないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 特に支障はなく、やはり設計と監理が別の業者になるよりは監理しやすいのではないかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 建設がスムーズにいくようにということですけど、やっぱり品質管理がきちんとできて設計、工事が進んでいくように、今後も、今一括で行われていることが本当にそれでいいのかどうかということも、状況を見て検討して、今のところは支障がないということですので、見ていきたいと思っております。

それと、導入に向けてというお話でございましたが、確認でございます。今、須崎市のほうは令和2年度設定ということでしたけれども、当市に関しては令和2年度なのか、一応その見通しというか、そのところはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 先ほど③の質問で、当時の管財課長が答弁をした件でありますけれども、業者から見積もりをとって、現在、発注担当課の職員が設計書を作成する場所が多いところではありますが、香美市として一定の基準の積算がなされておられませんので、それについては一応統一した積算根拠を出していかなければならないと考えておりますので、その辺については、建築の技術職員等も含めまして、ある程度の積算の根拠を確定してから進めていくということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 積算根拠を確定して進めていくということでございますので、ぜひとも早く設定をしていただけるように望むものでございます。

次に、（4）工事の契約について質問させていただきます。

①でございます。落札から契約締結までの期間、契約規則では7日以内にと規定されております。実際にはどのように行われているのか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 契約締結の期間については、香美市契約規則第36条において、落札者は、市長が契約締結の時期を別に指定した場合のほか、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければならないと規定されています。実際には、入札公告において落札日より4日後を契約予定日として公告しており、特段何もなければ予定日に契約を締結しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 実際には7日以内ということで、4日で早目に行っているということでございますね。これは契約保証金の有無とか、あと工事の規模の大小には関係なく、もう4日ということで大体行っているわけなんではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） ③の配慮のところでお答えしようと思っておったところではありますが、県外業者とか比較的大きな会社では、契約書に押印するにも決裁手続に時間を要する場合等があり、契約締結までにある程度の期間を要すると見込まれる場合は、4日ではなくそれより長い期間をとる場合もございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） そういった大きな時間がかかるなと思われるところは7日

にしていると。大体は一応4日で行われているということでございますね。

それでは、次の②でございます。この契約締結までの期間に、入札金額の積算のチェックとか、そういったことは行われているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 入札において各社が入れる入札金額に疑義が生じた場合には、担当課において積算のチェックをしてもらっております。積算のチェックについては、過去においても契約予定日までの間に行うことができます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） きちんと契約のチェックも行われているということでございました。

次の③でございます。ある業者からですけれども、契約書類の作成とか保証金の確保というようなことで4日と言われている。大きな企業ではないということで、契約までに4日じゃなくてもっと1週間せめて欲しいと、このような声、要望がございました。

県は、規模が違いますけれども、2週間ということを取り決めておられまして、また、近隣の安芸市、香南市は1週間以内じゃなくて、1週間ということで行っています。業者の配慮ということで、先ほど御答弁いただきましたけれども、重ねてその点、追加のことがありましたら御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 契約予定日を入札日より4日としているのは、できるだけ早期に着工することで、工事の完成・業務の執行を早め、ひいては住民福祉の向上につながるものとして、契約締結可能と考えられる中で早期の日を予定日としております。

これまで業者より直接そのような、長くしてもらいたいとかいうお話を受けたことがありませんが、入札公告では契約予定日として記載しており、必要に応じて落札業者、担当課と協議して契約日を調整するなどの対応は考えております。また、入札公告の記載方法等についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） これまでに、業者さんからそういったお声も聞いたことがなかったということでございまして、私には聞こえてきたことなんですけれども、やはり市のほうには言いにくいというようなことがあるんじゃないかと思われまして。

そういった配慮をしてくださるということですが、猶予はあるということで、どうしても1週間にしてもらいたいと言ったらできると、配慮してくださるということですが、なかなか業者の立場から言いますと、今まで1週間にしてくださいとは言えないという立場、なかなか言いづらい、きっちり7日と決めてくださっていただければやりやすいということもございますので、なおこの点検討していただきたいなと思うことと、とにかく4日、3日でも早く取りかかって、住民福祉のためにというような御答弁

でございましたけれども、一日でも早くということは本当によくわかりますけれども、3日おくれて着工することで、工事に大きな影響というのがあるのでしょうか。また、やっぱり地元企業への配慮というのが、1週間って決めるということが大事じゃないかと、配慮することが大事じゃないかと思われるんですけれども、おくれることに対しての影響というのとはどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 3日おくれることでどれくらい影響があるかと言われましたら、ちょっとお答えしにくいところがあるんですけど、契約規則で7日以内となっておりますので、御要望等があれば7日にすることは可能だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 御要望があればということですがけれども、やはり業者のそういう上から目線ではなくて、業者のことを、地域の活性化ということを考えたら、周辺町村も1週間と決めてるところもございますので、なお検討のほどお願いしたいと思います。

本市においては本当にここ、先ほど中学校のお話もございましたけれども、この数年、建設された公共事業で設計内容の変更や、また予定しなかった多額の追加予算を投入しなければならなくなったという事例が発生しているわけですが、これは最低制限価格を取り入れなかったことや、技術職員の内容の十分なチェックがなされていなかったことが、一つの大きな原因になったというふうに私は考えるわけでして、それに対して、今、課長言われましたように、そのことがないように、きちんと職員の配慮というか、担当課の建設の職員さんを配慮したり、そして、前向きに最低制限価格を取り入れようという御答弁でございましたので、本当に早期の導入を望むものでございます。やっぱり市民の多額の税金が投入される公共工事です。より安く、品質が確保されるように、建設設計の最低制限価格の早期の導入を望む、また契約については一定の業者への配慮ということを望みます。

ここで、市長に、平成30年にも早期に検討という御答弁もございましたので、これについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大きな公金を使うわけでありますので、できるだけ安くするというのも一つ大事なことだと思いますけれども、そのことによって公正な競争が失われるということは、ひいては行政にとってもマイナスなことにつながるというふうに思いますので、できるだけ早く制限価格をやって、そうしたダンピングが行われないような環境を築いていきたいと思います。

ただ、そのためにはどのような計算、基準を設けていくのか、そのところが非常に大事でありますので、そのあたりも皆さんが納得のいくような公正な選択をしてまいり

たいと思いますので、少し時間がかかりますけれども、できるだけ早く実施をするという方向であります。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それでは、大きな2点目の質問に移らせていただきます。障害者に対する福祉タクシー料金助成についての質問でございます。

福祉タクシー料金助成事業の目的というのが、当市の場合は、通院に限らず社会参加及び生活支援のため保健福祉の増進としております。対象者は、身体障害者手帳を所持している方などのほか、県下の市町村には数少ない70歳以上の方にも助成があります。利用区域ですけれども、通常は香美市内に限られております。助成金額は、片道1回の利用につき4,000円を上限に、1,000円は御自分で払い、そしてその1,000円を超えた残りの料金が、規定された視覚障害1級の方や下肢及び体幹機能障害の1級もしくは2級の手帳を所持する方は、この1,000円を払ったあとの残りが無料になるわけです。しかし、それ以外の方は、あとの残りを払わなければならない分の半額というようなことで、大変遠方の方が中心地に来るまでも、香美市は本当に山間地域も多いし、そういった買い物や通院や社会参加、こういったことでのバス以外のタクシーをどうしても使わなければならないという、そういった方についてはすごく利用価値のある助成金だというふうに思うわけですが、(1)の質問でございます。実施要綱の中に、利用区域は香美市内となっておりますが、市長がやむを得ない事情があると認めたときには、通院に限り必要最小限の範囲で香美市外へ利用を認めると、このようにございます。これはどのようなときに認めているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

現在、香美市外への利用につきましては、透析による通院と、繁藤地区の方が大杉中央病院、大豊町になりますけれども、を受診する場合に認めております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 透析、もちろん香美市には透析の病院はございませんし、繁藤地域の方ということで、通院に限って市外のタクシーに助成金が許可されてるということでございますね。

そして、②の質問でございます。土佐山田町内で目の見えない身体障害者手帳1級のある障害者の方は、市内、市外を問わず、本人にとって安心感のある行きなれた医療機関にいつもタクシーで、バスはとてもしゃないけどもう全然目が見えないわけですので、タクシーでないと移動ができないという方なんです。そのタクシーを利用してる方は、市内の病院といたり、施設といたり、また買い物といっても、なかなかタクシーで1,000円以内のところではないわけです。ですので、1,000円以上の福祉タクシーの恩恵が受けられていないということがありまして、この障害者の方の福祉タクシー助成に関してのお考え、一定こういった障害者の方に対しての福祉助成事業になってい

るわけですがけれども、福祉タクシー助成に対してのお考え、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

基本的な考え方としては、舟谷議員さんが最初におっしゃられたように、要綱のとおりで、対象者も身体障害で1級、2級を所持する方とか、変わりはありません。また、利用できる区域につきましても、香美市内として今のところやっていく予定で、基本的な考え方としては、十分ではないかもしれませんが、今の要綱のとおりでございます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 基本的に、本当に障害者の方は一般的にもタクシーを利用したら10%割引がありますし、それからJRとか、そしてバスなんかも割引があるわけですがけれども、その上に香美市はこういったタクシーの助成事業をやっているわけなので、同じ障害を持つ1級、そしてこういった方に対して恩恵が受けられていないという現状がありまして、この事業が本当に中心以外の遠方の方に配慮された事業で、このような障害者の方に恩恵が受けられていないということに関して、移動支援に、さつき繁藤の方とか、そして透析の方とかには市外が認められているということですが、周辺地域というか、この福祉タクシーのことに私なりに調べてみましたところ、高知市とか南国市なんかは、本当にうちのような70歳以上の高齢の方は本当にタクシーのほうには入ってなくて、一定障害者の限定された級の方に年間一万数千円分の400円チケットを渡して、どこへ行っても、市外へ行くにも使えるというようなこととか、また、香南市では、医療機関へ月に1回だけという医療機関だけの補助というのをやっている、市内はシルバー人材センターが無料で車を出していると。市外に限ってはタクシーで、高知市には5,000円、それから南国市には3,000円、そして中山間地域には1,000円を加算してあげているといった補助事業がありますけれども、うちの香美市に限っては、70歳以上の方にも恩恵の受けられるようなことになっていきますけれども、香美市内に限定されているわけですので、これから高齢化社会に向かっては、本当に移動手段に対してはすごく手厚い補助事業だと思いますけれども、障害者に対してのこういったタクシーの補助が、同じ1級なのに受けられないという現状に対して、やっぱり公平な移動手段ができるような検討が必要じゃないかと思っておりますけれども、これに対してのお考えをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

③の問いになったと思うんですがけれども、障害者の方の通院に限定してタクシー料金の助成ができないかという点だと思います。このような事例があるということも私たちも認識しておりまして、必要性を感じてはおります。ただ、障害者担当部署との検討とか、それから財政面の兼ね合いとかもありまして、これは今後の課題として考えております。以上です。

- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） 今までもこういう方がおられたことを御存じやったということで、本当に抜け落ちている福祉の補助事業に対しての今後の検討をぜひ望みまして、私の質問を終わらせていただきます。
- 議長（比与森光俊君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。
お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。
- 「異議なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。
次の会議は3月4日午前9時から開会いたします。
(午後 3時45分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

2 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 3 号)

令 和 2 年 3 月 4 日 水 曜 日

令和2年香美市議会定例会2月定例会議会議録（第3号）

招集年月日 令和2年2月25日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月4日水曜日（審議期間第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	環境上下水道課長	明石満雄
定住推進課長	中山繁美	《香北支所》	
防災対策課長	一圓幹生	支所長	前田哲夫
市民保険課長	植田佐智	《物部支所》	
健康介護支援課長	宗石こずゑ	支所長	近藤浩伸
税務収納課長	明石清美		
ふれあい交流センター所長	横山和彦		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和2年香美市議会定例会2月定例会議議事日程

(審議期間第9日目 日程第3号)

令和2年3月4日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 13番 山 崎 龍太郎
- ② 5番 笹 岡 優
- ③ 6番 森 田 雄 介
- ④ 17番 村 田 珠 美
- ⑤ 4番 甲 藤 邦 廣
- ⑥ 12番 濱 田 百合子
- ⑦ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑧ 9番 爲 近 初 男

会議録署名議員

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おはようございます。13番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、申告についてお尋ねしてまいります。

新型コロナウイルスの影響で確定申告が4月16日まで延期されました。今後の市の事務におくれが生じないか、心配されるところです。

さて、現在確定申告、住民税の申告にて忙しい時期での質問で恐縮するところではありますが、市民、業者の方々も1年の総決算の時期で、毎年のことではありますが、頭を悩ますとの声も聞かれます。

私は税制はシンプル・イズ・ベストが基本と考えますが、昨今そうはいかず、所得控除額を計算するにも一苦労とのことです。また、業者の方々の中には昨年10月からの消費税増税にて区分経理を余儀なくされ、今まで2枚でよかった消費税申告書を書き上げる事務も一般課税で8枚、簡易課税で10枚と数時間を要することとなりました。そのような中、住民税等の申告において、さまざまな所得控除を受けるに当たって気になる点を伺ってまいります。

1点目に、医療費控除を受ける際に、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。令和元年分までについては今までの領収書の添付でもオーケーであります。令和2年分からは確実に移行してまいります。

さて、ことしの申告においても、国保加入者の方は1月から10月までの市民保険課の発行する医療費通知書（お知らせ）を添付し、医療費通知に関する事項に金額を記入いたします。そして、11月、12月分については病院ごとに整理して明細に記入しなければならず、計算間違いもするし、手間も取るとの声がございます。

そこで伺ってまいります。

医療費通知の11月、12月分は2月初旬に発送できないものなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） おはようございます。山崎議員の御質問にお答えします。

国保の11、12月分の医療費通知の流れを簡単に御説明しますと、各医療機関が12月分の医療報酬明細書（レセプト）を国保連合会に提出するのが1月10日ごろです。国保連合会では1月中に審査をし、2月中旬までに確定した後に医療費通知書の印刷、

発送準備にかかることから、急いでも2月下旬の発送になります。3月初旬にはお手元に届きますので、通常の確定申告の期間であったとしてもお使いいただけるものかと思えます。

また、2月中に必要とされる方は、12月のレセプトが確定する2月中旬以降に市民保険課保険班へ申し出ていただければ、医療給付明細書を交付することができます。なお、確定日は年により異なりますので、事前にお問い合わせいただければと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市の事務を急いで何とかなるものではないという認識でいいかと思うんですが、国保連合会のほうでもやっぱり10日に届いて未までかかるといことで、2月初旬はなかなか難しいということですが、現実、還付申告自体はもう1月の1カ月前からできますので、結構急いでやりたいという方もおられます。たしかに、私どもにも月曜日に通知が来ました。これ必ず届くのであればそういう通知をしていただいたら、私、昨年医療費控除の適用を受けるときに、あらかじめ計算が終わって3月の頭に届いたんですよね。さあ、どうしたものかと、通知書が来たのでつけて、また別の部分は中身を書いたんですけれども、もう3月初旬に必ず届くということであれば、そのような告知を市民の方にされたほうが待てると思いますが、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 年末の通知だけを出すというのもいかなものかと思えますけれども、2カ月ごと通知書は送られていきますので、大体送られていく時期というのは同じような時期に、何日かは前後すると思えますけれども、そのような形で届くと思えますので、個別にこれぐらいに届きますという通知をするかどうかは、また検討させていただきたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もう一点、2月中旬に市民保険課のほうに問い合わせいただけたらお知らせすることができるということ、まあ、個々によって違うということ、電話連絡をすればできますよということを市民の方にお知らせできるのは確実なのか、再度伺います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 個々によって日が異なるのではなくて、年によって確定日が若干前後するということですので、その確定をしなければ私どものほうでも明細書を発行することができませんので、事前に窓口に来られても、まだうちではわかりませんよということになると、お手数、何度もということになりますし、それから、この明細書をつくるのに若干お時間をいただくことになりますので、事前に御連絡いただいから来ていただければと思います。もしくは、郵送しておりますので、電話で連絡

していただくことも可能です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

他の健保組合や建設国保等では、1年間の通知書に医療費の合計額が記載されていると伺います。国保の場合2カ月分が送られてくるわけですが、通知に合計額の記載をお願いしたいとの声がございます。改善できないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在の通知書は、以前から使っていました県下統一の様式を、平成29年度の税制改正に合わせて必要最小限に改訂したものです。議員から御指摘をいただきましたので、国保連合会へ合計欄の追加について検討していただくよう要望いたしました。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 早速の動き御苦労さまです。

もう一点、関連してですが、申告書につけるとなると、これは私どものお知らせです（資料を示しながら説明）、これにまた同一世帯に後期高齢者世帯なんかがありますとそれも追加すると、結構かさばるんですわね。見解はさまざまあると思うんですけども、これは2カ月ごとではありますが、事務改善の意味からもある部分年1回でいいのかなと。建設国保では1年分出ます。ただ、1年分が1月から12月まで出ますので、最後の部分を削っちゃって全員の最後の部分を入れるみたいな、合計額はありますけどね。そんなことですが、ちょっと検討されたらどうかと。結構かさばるといことで、来年からはもう領収書をつけなくてえいけど5年間保存せえというふうな格好になるんですけど、そこら辺が今2カ月ごと出されて、自分の健康状態、かかった分をチェックするというのがあるけれども、片一方で、この申告の事務になると結構かさばるなというふうな声もございますが、そこら辺はどのような見解をお持ちなのか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 議員がおっしゃいましたように、もともとの通知は、医療費がどれだけかかっているかをお知らせする用途で通知しているものです。確定申告に利用できる税制改正によって後から用途がふえましたものですから、年1回がいいのか、はたまた今までどおりのほうがいいのかというところは、また検討しなければならないかと思えます。香美市の一つの考えだけでどうこうということではないと思えますので、また、そういったことも勘案した上で、どのような方向がいいのか検討していただくように連合会のほうに申し出たいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

医療費通知（お知らせ）をなくされている方が結構おられます。年度途中で大きな医

療費の負担を強いられることもよくあることで、医療費控除をつけるに当たって再発行をお願いする例もあろうかと思いますが、状況をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 窓口での医療給付明細書の交付は、平成30年度が20件、令和元年度は2月27日現在で4件です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） このこと自体は、余り告知していなくてもやはり必要に生じて来られることがあると思いますが、それは身分を証明するものがあって、出してくれと言ったらすぐ出るもののでしょうか、ちょっと時間をとってまた後で郵送するような手間になるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） ①のところでもお答えいたしましたけれども、窓口に来られますと、若干明細書の発行までに作業がありますので、30分程度はお時間をいただいて発行しております。事前にお電話いただければと思います。郵送等もしておりますし、窓口で直接渡す場合には本人確認ができれば窓口で手渡しすることも可能です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 後期高齢者についても同じということによろしいでしょうか。後期高齢者の通知をなくされて来られた方がおったら、同じ事務手続になるのかという点について伺います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 後期高齢者につきましては、若干レセプトの確定、公開と言っておりますけれども、その時期がずれておりましたので、12月のレセプト公開が2月21日現在ではまだ公開されておりましたので、それが発行できるかどうかは国保とはまだ時期がずれているので、確実に発行できるとは限らないと思います。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の項目に移ります。（2）です。

特定一般用医療品等を購入して、一定金額以上であればセルフメディケーション税制による医療費控除の特例が適用されます。その場合、健康の保持増進及び疾病の予防の取り組みとして、人間ドックやインフルエンザの予防接種などを行ったことを明らかにする書類の添付が必要であります。私がまず思い浮かぶのは市の特定健診を受けた場合なども対象になると考えます。さまざまな健診の結果通知表などは書類としては添付しにくいもので、そのような声があります。市のほうで認定するなどということは現状あるのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えします。

セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、健康の保持増進、疾病予防の一定の取り組みとして健診等を受けていることが要件となっていますが、それについて市のほうでの認定はいたしておりません。

市や税務署で確定申告をされる場合は、対象となる健診等を受けたことがわかる領収書、結果通知書等を提示していただくだけで結構です。郵送やe-Taxで確定申告書を提出される場合は添付が必要ですが、その場合でも健診結果の部分は不要ですので、結果部分を黒塗り、または該当部分を切り取って提出していただいても構いません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在、住民税の申告を1階でやっているんですけど、そこでこの医療費控除の特例を使用されている、なかなか私どもこれを使うにも使いづらい制度であるというが個人的な見解なんですけど、住民税の申告で基本的に医療費控除10万円とか、所得の5%以上医療費がかかった場合に使えますけれども、これは金額が低くてもいけるけれども、薬の種類とか、何やかんやっていったときには大変な作業になると私は考えるんですけど、現実問題、住民税の申告において、これを使っている例はございますかね、伺います。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えいたします。

今までに把握している限りにおいては、セルフメディケーション税制の控除申告のあった方はいらっしゃいません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の項目に移ります。（3）です。

障害者手帳を持たない方の障害者控除の取り扱いについてであります。

①です。

確定申告の手引きでは、障害者としての位置づけの一つの項目に、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている方などとなっています。本市の場合、認定を行い、障害者控除の適用はできているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えします。

健康介護支援課において手続をし、障害者控除対象者の認定を受けている方については障害者控除の適用をしております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

同じく特別障害者の位置づけとして、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければな

らない方などとなっています。特別障害者控除の適用に際し、認定は必要なのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えします。

確定申告においては、その年の12月31日の現況で、引き続き6カ月以上にわたり、身体の障害により寝たきりで、複雑な介護を必要とする方が特別障害者控除の対象となっていますが、認定についての規定はございません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 確定申告においては認定について規定はないということですが、住民税の申告についてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） 住民税は賦課課税方式ですので、確認できる認定書を提出していただいたら一番ありがたいのですが、ない場合は要件に該当する状態であることを健康介護支援課等に確認することになります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、障害者であっても特別障害者であっても、健康介護支援課に見てもらって認定すると。賦課課税の方式やから、書類的に認定書類みたいなものがあって、この人は障害者に該当する、特別障害者に該当するという事務をしているということによろしいのか。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） 先ほど申し上げたのが、寝たきりに該当する方については認定についての規定はございませんが、ほかの障害者、特別障害者について、認定の規定が必要となっているものもございますので、それについては認定書を持ってきていただくということになります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

障害者については認定をしていると、特別障害者もケース・バイ・ケースによって認定すると、基本寝たきり状態だったら要らないというふうなことでもありましたけれども、実際これって毎年の認定が必要なのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えします。

障害者控除の適用は、その年の12月31日の現況で該当するかどうかを見ることになっています。よって、認定書に書かれている期間を見て、申告する年の12月31日の現況がどうかにより適用することになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　　ということは、12月31日現在ですので、その現況を毎年見て、障害者に当たるという認定作業をすることにはなろうかと思えます。

次に移ります。④です。

現在までの認定の実績から、障害の状況と要介護度の関連について伺います。

過去の議論では、要介護1、2（後に「4、5」と訂正あり）は特別障害者の対象ではないか、要介護3、4、5（後に「1、2、3」と訂正あり）は障害者の対象ではないかと論戦したこともございます。現状、今までやった実績から、そこら辺のリンクの状況なんかはどうかをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君）　　お答えいたします。

要介護度は、介護認定調査と主治医意見書をもとに、介護にかかる時間を算出して、介護認定審査会において介護の必要度合いについて審査して決定していますので、障害の状況に比例する場合がありますし、そうでない場合もあります。例えば、身体障害者1級に該当する両目が見えない方でも、ある程度自立している方もおるといような状況もありまして、必ずしも地方税上の障害者控除のランクと要介護度は一致しないと考えております。

○議長（比与森光俊君）　　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　　そうでない場合がかなりあったということなのか、まれにそういうケースがあったか、その点を再度。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君）　　その点につきましては、詳しい調査はしておりませんので、職員が申請を受け付けてみてやっているところで、全部一緒ではないという大体のところでございます。済みません。

○議長（比与森光俊君）　　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　　実際のところ市の見解としては、必要であれば身体障害者なり、いろいろな障害者手帳を持ちなさいという見解でしょうか。実際そういう状況にならなくて、寝たきり状態やったら一番わかりやすいんですけど、それは税務署でも介護を受けていたら特別障害者になりますよというふうな見解ですけれども、実際問題としてそのところはそういう例もあるので、現状この人は要介護3やから障害者にといい、一律障害者の欄に丸しているわけじゃないということですか。私は基本的に、税務収納課からこれでどうやろうかと話があった場合に、この人は要介護3やと、いろいろな所見から見ても障害者に当たるという部分は、簡単な作業でやっていると思うんですけど、そうじゃなくて、一々中身まできれいに調べて、障害者に当たりませんというふうな結果を出したことがあるのかないのか。そこまでなかなか課長も新しいのでわかっていないかもしれませんけど。だから、無理やりリンクさせえということではなくて、こういう事務作業というのは、実際のところこちらがあつてこちらという格好で

やったほうが、事務の軽減化が図れると思うんです。そこの指標が、要介護1、2（後に「4、5」と訂正あり）は特別障害者に当たるんじゃないかと、要介護3、4、5（後に「1、2、3」と訂正あり）は障害者に当たるんじゃないかということをお話したことがあるんですけど、それを基準において、それプラスアルファの要因を加味してやっているのかということについて、再度お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

できるだけ簡素化はしていきたい部分だとは思いますが、認定審査の中身を申請があった場合は調べまして、例えば、厚生労働省のランクが2ランクの方は知的障害の軽度に準ずるとかいう基準がありますので、それに基づいて職員のほうで判断して、その控除を認めていくというふうに今はしております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。（4）です。

源泉徴収票の添付が不要となりました。給与所得者の収入等は、給与所得者が確定申告しない限り税務署ではわかりません。ということは、マイナンバー制度で市役所と税務署が確実につながったので、源泉徴収票の添付が不要となったということでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えいたします。

平成31年度の税制改正におきまして、国税関係手続の簡素化が図られることになり、所得税法の改正により、確定申告書への源泉徴収票の添付条項が削除され、平成31年4月1日以降に提出される申告については、源泉徴収票の添付が不要となりました。税務署にお聞きしましたところ、この改正においては、納税者の利便性の向上や行政の効率化の観点などから、法定調書等により税務署が容易に情報を把握できる書類については、確定申告書への添付を要しないとされたとのことです。具体的には、源泉徴収票については一定のものを除いて、給与等の支払い者から税務署へ提出することとされていますので、確定申告書への添付を要しなくなったということです。

また、税務署のほうにシステムについての確認もいたしましたが、現時点では、マイナンバーを利用し、データを結びつけていることはないとのことです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 簡素化されて利便性がということも言われたんですけど、実際、今まで張ってたがを張るにようばなったということだけで、それが簡素化なのかという部分もありますが、税務署の見解では容易に情報が把握できるようになったと。ちょっと私の認識とは違うんですけど、事業所から、給与所得者の部分については市役所に収入とか所得についての連絡がありますよね。税務署も情報把握はすぐできている

ということなのですが、そこら辺ちょっと私も詳しくないところもありますので、現実問題、マイナンバーと連携はしていないということになれば、税務署からの照会で、源泉徴収票の内容なんかはその都度市役所に聞いてきて、提示しているのか。そうじゃなくて、税務署はもう確実にそのことはわかっているのだから必要ないのか、そのところをちょっとお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えします。

市のほうで行っている事務になりますけれども、税務署から確定申告の内容が市のほうに来まして、市で把握している源泉徴収税額との差額があるものについては報告をすることになっております。

また、それ以外にも個別で照会があった場合は、回答をするなどして対応しています。以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これは給与所得者用の確定申告書のAなんですけど（資料を示しながら説明）、これには源泉徴収票はつけなくてもえいとなっていますけど、源泉徴収票のとおりというふうな記載の欄もあるんですわ、給与所得者の部分でね。これって、こう書いたら源泉徴収票をつけんといかんのやないやろうかと、これは公的年金のみの場合ということも書いているんですけど、公的年金の場合は400万円までの年金収入でほかに何か所得がなかったら申告しなくてもえいと。ただ、税金を還付を受けようという場合には申告せんといかんというがはあるんですけど、不要となった、つけなくてもよくなったという認識ってあるということ、私どもも実際確定申告したりするときに念のためにつけるんですけど、これはつけてもつけなくてもいいんですわね、実際は。これは市民税、住民税とはちょっと違うんですけど、現実問題は今後、不要になったと書いていますけれども、つけてもつけなくてもいいのかという部分については課長のほうでわかりますか、つけちゃっても別に構わんのかということについて。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） つけてだめということはないと思います。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。（5）です。

確定申告を要しない方、また、住民税の申告も法令等により必要のない方はおられます。しかし、所得が減少したことなどにより、みずからの判断で申告を行わない方も見受けられます。相談があった場合には、私は、申告をしないと国保の減免等も受けられませんよということも多々あります。市として未申告者の現状をいかにつかんでいるのか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えいたします。

税務収納課では、前年度の状況などから申告が必要と思われる未申告者に、毎年5月に申告を促す案内文書を添付しています。具体的には、前年度収入があった方や、障害年金・遺族年金などの収入があった未申告の方を対象に送付し、その中でも非課税になると思われる方には、案内文書の中に、申告は国保税・後期高齢者医療保険の課税資料となり、未申告では軽減措置を受けられなくなる可能性があるという旨を記載して申告を促しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。（6）です。

前段でも申したとおり、消費税申告はことしは非常に大変です。市は昨年まで消費税申告も吏員として行っていたのではと私は思っていますが、ことしはどうなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えします。

消費税の申告については、所得税申告と同様、税務署等から臨時の税務書類の作成許可を得て、取り扱いはできることになっております。

ただ、把握している限り、市役所において消費税申告についての対応をした事例はございません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ほかの市なんか見ますと、消費税申告をしていたけど、ことしからちょっと複雑やきできないみたいな旨のことも見受けたことがありました。本市としてはやっていないということで、市民税でも、実際事業をしている方で1,000万円以上売り上げがあって申告もしたいという要望があっても、現実問題、本市の対応では、吏員の資格はあるけど難しいという部分もありますが、今後もなかなかそれは難しいということでしょうか、消費税申告についてちょっとお勉強するというふうな格好は難しいんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えいたします。

議員がおっしゃられますように、市役所でも消費税申告の対応ができるように勉強して、住民の方の対応ができることは望ましいとは考えておりますが、現在は所得税の確定申告について、分離課税や住宅借入れ等、多岐にわたる内容を受け付けており、納税相談の来庁者の待ち時間は1時間を超える場合も多々ある状況です。加えて、今年度から消費税申告は非常に複雑になっておりますので、現在の人員体制では非常に厳しいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。

令和2年度新規事業として子育て世帯新築住宅取得支援事業補助金が創設されました。第4次実施計画では移住及び定住推進を図るため、新築住宅を取得する子育て世帯に対し補助をすることとなっております。補助金額は年300万円を予算化もされております。そこで、お尋ねします。①です。

利子補給の制度とお聞きしましたが、制度の中身について具体的に伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

この補助金は、子育て世帯に対して新築住宅の取得支援を行うことにより、本市への移住及び定住を促進することを目的としております。

補助対象者は、1つ目といたしまして、本年4月1日以後において、本市に新築住宅を取得する者、2つ目といたしまして、その住宅に居住する者全員が住民基本台帳の登録を行うとともに、特別な事情がない限り生活の本拠として引き続き10年以上継続して居住する意思のある者、それから、3つ目といたしまして、補助金の申請時において、取得者またはその配偶者のいずれかが40歳以下かつ中学校卒業までの子供を養育している者としております。

補助金の額は、交付対象住宅1件につき20万円とし、予算の範囲内で交付するもので、香美市内に事業所を有する施工業者と工事請負契約書を締結する場合は、20万円を加算することとしております。

また、今回住宅金融支援機構と連携いたしまして、フラット35、子育て支援型の住宅ローンを利用する場合、借入金利が当初5年間0.25%引き下げられるメリットも付加しております。

このほかにも細かい要件はございますが、おおむね以上のような内容となっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 子育て世帯の定義としていろいろ、少なくともどちらかの親御さんが40歳以下と、それから中学生までの子供さんがおるということですがけれども、そのところを決めるに当たって、今晚婚の格好もあつたりもするんですけど、親の世帯のどちらかが40歳以下じゃないといけないという部分はどういう理屈なのか、ちょっと。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

子育て世帯の定義はなかなかさまざまあるかと思っておりますけれども、今回、住宅金融支援機構と連携するに当たりまして、フラット35が念頭に置く子育て世帯の定義はほぼほぼこれに当たっておりまして、連携するに当たってこの世帯を我々もターゲットにしたということがございます。

- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） フラット35という制度、住宅金融支援機構の部分で、市中銀行なんかも取り扱っていると思うんですが、実際は固定金利でやっていくんですね。その分が0.25%引き下げで20万円を出すということで、これは融資してもらうのに金額に幾らか下限というがはあるんですか。新築住宅やきそこそこかかるとは思うんですけども、金額は何ぼ以上で20万円、市内業者を使うと20万円出るというがはすごくいいと思うんですけど、そこら辺の部分でどうなのか、再度伺います。
- 議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） 住宅取得に係る経費について、50万円以上を想定しております。また、フラット35におきましては、年間返済計画において、いろいろ借り入れ計画に規定がございますけれども、400万円以下が30%以下とか、フラット35のほうはうちの補助金の要綱とは別にさまざまな規定がございます。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 概略、課長のほうから制度について説明いただきましたけど、また、どうせ予算等可決されたらまた要綱も整備されていると思いますので、どういう格好になっていくのか興味がありますので、また議員にお示しいただきたいというふうに思うんですが。
- 次に移ります。②です。
- 財源としては、その実施計画の中では一般財源ではないというふうな格好で、特定財源であろうかと思いますが、どういうお金を使うのか、お尋ねします。
- 議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。
- まちづくり応援基金を財源としております。
- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 市長おまかせコース、かがやきコース、やすらぎコース、にぎわいコースとありますけども、どれを使います。
- 議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） 市長おまかせコースでございます。
- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 市長に聞きたいんですけど、市長おまかせコースは、市長がよっしゃやれということになったと思うんですが、この事業に対してのちょっと意欲的なものをお聞かせください。
- 議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。
- 市長（法光院晶一君） 新しい制度をスタートさせるということで、若い人たちの子育てを応援していこうということで、昨日からもお話を申し上げましたように、人を

育てていく町になっていきたいと、人材を育てていきたいというふうな考え方でございます。そのためには、若い方に香美市に関心を持っていただいで住んでいただく、そして、そこで未来を拓くような子供が育っていくということが非常に大事でありますので、大変手厚い応援になっております。この後の質問でも市内木材の質問がございませうけれども、あわせて応援をしていこうということでありませうので、こういう人材を育て、そして、企業を引っ張ってくるということを入れてやっていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

新築する住宅に対しての支援としては木材住宅支援事業があります。当初3年の事業計画を5年に延長すると実施計画には書かれております。2つの制度を要件に当てはめればともに使えるということによいのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

香美市木材住宅支援事業費補助金は、香美市の持続的な森林整備を進めるとともに、林業・製材業・建築業等、市内木材関連産業の活性化及び香美市への定住を促すことを目的としておりまして、定住の促進という側面において目的を共有しております。対象者が子育て世帯に限定されているかどうか、対象住宅において香美市産木材が使用されているかどうか、また、増改築部分に補助金が適用されるか否かといった違いはございますが、両補助金の要件に適合し、住宅取得費が補助金額の合計を超えなければ補助金の併用は可能と考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

今後、制度の拡充は図れないか、要綱の中で期間を1年にするとか2年、まあいうたから見直しですわね。前の住宅リフォーム補助金的时候は2年ごとに見直しということでありましたが、そこら辺はやってみないとわからないということにもなるでしょうけれども、私が考えるのには、若い世代ですので、お金のあるなしもありますけれども、一定の金額の中古住宅を購入する場合もあろうかとも思いますし、ただフラット35を使うんやったらどうかという部分もありますけれども、親の年齢40歳というがちょっと気になるころでもありますし、子供の年齢、中学校、義務教育以下というレベル、高校卒業ぐらいまでとか、個人的に考えたりするんですわね、実際。そこら辺のところをさまざま考えるのではないのでしょうか。そこについてちょっと見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

香美市では、平成28年から転入超過に転じておりまして、特に子育て世帯の転入超過傾向が認められます。この動きをさらに加速させるため、住宅金融支援機構と連携し、香美市のPRを図ることを主眼に本事業は創設されたものでございます。

今後の制度の拡充につきましては、転入超過等の動向を見ながら必要に応じて検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 制度自体はマッチしているというふうに思います、今の状況を見たときに、動きを加速させるということ。ただ、やっぱり利用される制度でなければならないというふうに思いますので、そのところをよろしくお願ひしたいと
思います。

私は以前、事業者支援として事業の借入資金に対して利子補給をして、本市でも商売繁盛してもらいたいというふうなことを質問したことがございました、これは別視点のことです。移住される方でも事業をされる方もおられると思いますので、まちづくり応援基金を財源で今回の事業をやるということですが、今後のまちづくり応援基金の有効利用としては、ちょっと別視点でありますけど、ちょっと提案させてもらおうということでこの質問は終わらせたいと思います。

次の質問に移ります。

文化財保護についてであります。

本市、文化財保護のため、日々の努力に敬意を表するところであります。さまざまな文化資産に対し補助等も行い、未来につなげていっているところであります。

さて、以前の質問にて、文化財保護の事務所等の必要性について、新図書館建設のめどがつけば検討に入る旨の答弁がございました。このことは本市の文化財保護行政の課題としても上げられております。

そこで数点伺ってまいります。①です。

新図書館用地、伏原遺跡から多数の出土品がございました。現在はどのような状況なのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 伏原遺跡出土遺物は今洗浄が終わりまして、一括して文化財事務所で保管し、現在は注記、接合作業を継続して行っております。

今後は、報告書の刊行に向けて、実測、トレースを行う予定です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 作業はどこで行っています？そういういろいろな作業。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 楠目の文化財事務所で、旧楠目保育所の中にあります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以前見らしてもらったんですけど、手狭なところでやっているということですね。

②です。

本出土品は生涯学習フォーラムの現地説明会にも展示され、いろいろ遺跡の状況も含めて案内を受けたところでもあります。大変勉強になりました。貴重な出土品等も含め、何か今後企画しているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 今のところ、今後の企画展等については未定ですけれども、時期を見て文化展とか生涯学習フォーラムなどで展示するなど、出土遺物の公開は考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ③です。

全体的なところで伺いますけど、市民ニーズを反映させてソフト事業も展開するという方向性が、決算の議案細部説明書にも書かれておりましたけれども、現在どういう考えでおられるのか、そここのところの取り組み状況をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 遺物についての企画展などは必ずしたいなど考えております。新図書館ができましたら、そちらのホールを使ってとか、展示などは早くしたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 平成30年度の主要な施策の成果説明書の中に、市民からのニーズがあるソフト事業の調査と実施ができていないというふうに書かれております。これは課としての見解であろうかと思いますが、新図書館で出土品とか、さまざまなそういう企画をされることはすばらしいことと思うんですけれども、実際、市民ニーズがあるけれどもそれが把握できていないというのがどういう状況なのか、お尋ねしたいんですけど。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 遺物の公開とかについての要望などは現在のところ市民の方からはいただいていないです。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっとかみ合っていないんですけど、私が今回聞いているのは、このテーマに対して全体的なところでということで、さまざま教育長のあれで企画ものをやられて、生涯学習のことも、文化財保護の関係でも、踊りのあれらもさまざまありますわね、ちょっと名前を忘れたけどいざなぎ流の踊り（後に「舞」と訂正あり）。そういう全体的なことの市民ニーズはどういうふうに捉えているかということはこの項目では聞いております。済みません。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 昨年度は大川上神社のおなばれ保存会が県の文化環境奨励賞をいただくなど、それと、塩の道なんかも歴史の道百選に選ばれたりな

どしておりますので、そういう文化的、ソフト面についてはどんどん発信していきたいなどは思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長から「踊り」じゃない「舞」と言われましたので「舞」に訂正しておきます。

それでは、④です。

文化財の公開や展示施設が不足しているとの認識はお持ちですが、文化財整理もままならない現状から見て、事務所も兼ねた展示施設等の整備はいかに考えるか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在の文化財事務所は、展示施設としてはちょっと向いていないと考えております。ほかに適当な施設がありませんので、いろんなイベントとか企画があるごとに遺物を運んで、とりあえずそちらで住民の方とかに探求心を深めてもらいたいなと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現状楠目の施設ではなかなか大変ということも、だから、新しい新施設というがはなかなかこれも難しいというふうな認識、私もある部分そう思うんですけど、文化庁が平成30年から文化財保存活用の推進及び公立文化施設の適正管理の推進の取り組みというものを出してしまして、その都度、何か市が文化財保護に対してやる時には地方財政措置をとりますと。そして、企画、展示、ソフト事業を行うようやったら特別交付税の対象になるとか、ハード事業に対しては起債の充当率90%で、交付税措置率30%から50%と交付税措置も拡充させていくとか。これはもう課のほうでも調べているとは思んですけど、ただ、そういうても一財も要るとか、起債も起こさんといかんということで大変でしょうけど、そういうレベルで、やはり香美市は結構開発等に伴って文化財も出てきたりして、新図書館建設においても出土品が出たので結構大変やったと思います。ただ、貴重なものが出たき、それはそれで勉強にもなりますし、その財産を生かすという部分からいったときには研究の余地はあろうかとは思いますが、そこら辺は課のほうとしてはどうお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 研究していきたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、日本共産党の笹岡 優です。

最初に、新型コロナウイルス感染症の脅威への対応、また、各種行事、そして、年度

末への対応、この4月からの会計年度任用職員への面接等、極めて多忙な中で大変尽力いただいておりますことに感謝申し上げます、敬意を表するものです。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1番目ですが、深刻になっていきます、新型コロナウイルスの感染症対策について伺います。

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、その認識として「我々は現在の感染の完全な防御は極めて難しいウイルスと戦っている。このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能です。ただし、感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられる。」これが専門家会議の見解でした。それに基づいて、今、日本全国、政府挙げて取り組んでいるわけですが、そこで、お手元に資料を配っていますけど、スクリーンにも映っていますが、これが新型インフルエンザ等対策実施に係る香美市の体制です。ですから、担当課に聞けば、インフルエンザ等となっていますので、これをベースに今この新型コロナウイルスの感染症対策に取り組んでいるという認識で質問したいと思います。

①ですが、2月13日に高知県新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、14日に本市の新型コロナウイルス感染症対策警戒本部を立ち上げています。そして、後でも触れますが、2月29日にそれが対策本部に格上げしたわけですが、これは、平成27年に策定された新型インフルエンザ等対策行動計画に沿ったものであると思いますが、この間の対応、取り組みについて時系列でお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

議員のおっしゃられた内容とちょっと重複するところがあるかもしれませんが、香美市新型インフルエンザ等対策行動計画をお示しいただきましたが、これに沿ってというか、この考え方を参考に、1月下旬から感染症対策に取り組んでおります。感染症対策の物品の在庫を関係各課へ情報提供したり、市役所関係等施設に感染予防対策チラシ、手洗いとかせきエチケットの掲示、市のインフォメーションやホームページに掲載を開始しました。2月3日には、課長会で新型コロナウイルス感染症についての中央東地域健康危機管理対策会議の情報を提供しまして、2月14日の10時に警戒本部を設置しております。2月29日に高知県で初の感染者が発生したため、同日、土曜日でしたが、課長会を経て、17時に香美市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

市民の方への情報提供といたしましては、ホームページ以外にもヤフー防災速報に香美市からの緊急情報として相談窓口のお知らせ等を発信したり、3月に自治会への広報が出ることに合わせまして、手洗い、せきエチケットのチラシの回覧文書の配布を実施いたしました。

また、市役所のトイレにチラシの掲示、それから、ハンドドライヤーがありますが、それは菌をまき散らすということで使用中止としまして、ペーパータオルを設置して感

染拡大の予防を図ってまいりました。

対策本部では、職員の健康管理等についても検討しまして、必要な措置をとっていくよう決定しております。

また、各課においても、3月中のイベントや講演会、健診事業の延期などの対応を行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本当に御苦労さまです。適切な対応を行っていただいておりますので、そこでちょっと聞きたいんですが、先にも紹介しました専門家会議の見解では、これからとるべき対策の最大の目標は感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り、重症者の発生と死亡者数を減らすこととしています。新型インフルエンザ等対策行動計画に書いていますが、基本計画の中身自身がありますけど、市の危機管理にかかわる重要な課題について位置づけるということで、住民の生命及び健康を保護し、生活等に及ぶ影響を最小限にとどめることを目標にして、1つ目が感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する、2つ目に住民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にするという、この2つの指針で動いているという認識でいいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

そのとおりでございます。感染の拡大を防いで市民の安全、それから、市役所業務の継続についても大事に考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。

行動計画に基づく現在の発生段階は、これを通告した当初は、国内発生早期の段階という認識であったんです、私自身は。ところが、今国内感染期という認識でいいでしょうか。高知県でも起こっていますので、その対応に対する現在の関係機関との連携体制はどうなっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

国・県とも通知や報道等では、現在何々期という表現はされておりませんが、中央東福祉保健所の田上保健監にお聞きしますと、新型インフルエンザ等対策行動計画を参照すると、国内感染期の早期であるとの認識でした。いずれにしても感染拡大を防ぐ重要な時期であると思われます。

それと、2つ目の質問の関係機関との連携につきましてですが、中央東福祉保健所管内医療機関説明会とか、市町村説明会に参加するなどして情報収集をして、対策本部会議の中で共通認識を持ち、各課への報告も行ってまいります。

また、新型コロナウイルスQ&A等いろいろ国からも、県からも通知が出ており、そ

の点につきましてはホームページに掲載しておりますが、ホームページだけではちょっと見れない方もおりますので、4月の広報に掲載を予定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 国内発生早期という認識でした？感染期という認識なのか。お手元に配っています、これはちょっと見にくいですのであれですが、そこはどうなんですか。このお手元に配っている左側にあります内容の新型の認定というのは、SARSよりずっと早かったんですね。SARSのときは5カ月かかったんです、どういうものなのかとわからなくて。ところが、今回は約1週間で新型コロナということ特定できたんです。そして、それに基づいて今現在は警戒本部から下の対策本部に移ったわけですね。政府は緊急事態宣言という形はとっていないんです。ただ、全国を休校してくださいという、これと同じ形に今なってしまうと、広がっていつているわけですね。そういう中で、ここに書いています組織図の対策本部で、今、本部長は法光院市長がなられて、あと副本部長等こういうメンバーで、あと部員はこういう形で変わらんのか。きのう私が聞いたら、事務局は防災対策課になっているということで、健康介護支援課は外れているという認識になるのかなというくも含めて、ちょっとこの体制がどうなっているかちょっと聞きたいなど。一つまたちょっと認識の問題でお願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

まず最初に、先ほどの何とか期ですね、国内感染期の早期という認識でおります。

それと、新型インフルエンザ等対策行動計画を参照にさせていただいていますが、先ほど議員がおっしゃられた新型と認定という項目がありますが、新型とは認定されておられません。これは新型インフルエンザを中心に書かれた計画ですので、このままではなくて、今は指定感染症という新型とまではいっていないという認識で動いております。

それから、対策本部につきましては、対策本部は防災対策課を中心にやるように今この計画でなっていますので、防災対策課が中心になっておりますが、内容が感染症ということで、健康介護支援課も事務局として一緒に入ってやっているという状況です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど課長のほうからありました、新型コロナウイルスQ&Aというやつが私のところへ届きまして、生涯学習振興課の体育協会の関係等でいただいておりますが、これは一つのわかりやすい資料ですので、こういうやつを含めて広報に入れるという認識でいいんでしょうかね。ぜひこういうのを生かさせていただきたいです。やっぱりホームページを見れる方はいいんですが、見れない方々は本当に情報が無いということで、私たち議員の中にも大分電話がかかってきて不安を言っていますので。

そこで、ちょっとあれなんです、相談窓口はつくったということですね、市としても。つくっていない？一つは相談窓口が要るんじゃないかということ。つくっていな

いんですか、ちょっとその点と、もう一つは防災無線での情報提供が可能かどうかというのはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

県のほうにきょうも新しい相談窓口が1つふえまして、2つの相談窓口があります。それから、国のほうも相談窓口を設置しております、そこで専門的な相談につきましてはしてもらうようになっております。市町村で簡単にこうしたらええとか、ああしたらええとかいうふうにすると混乱を招きますので、統一した相談窓口ということで、それ以外の感染予防とかの軽微な相談は、こちらのほうで順次受けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 防災行政無線で流すようなちょっと簡単なものではございませんので、先ほど健康介護支援課長がおっしゃられましたけれども、県の相談窓口のほうに相談していただけたらと思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） WHOの報告では、インフルエンザより強い感染力を持っているということですね、一つは。それと、今回は人への感染を媒介した中間の宿主がまだ何かは特定できていないということが、インフルエンザとの違いなんですね。特定できていないので最終結論が出ていないということで、そこに大きな不安があるんじゃないでしょうか。フェイク情報ですが、高知市も香美市もそうですがトイレットペーパーがもうなくなりました。本当にマスクもそうですけど、消毒のアルコールの関係もそうですが、そういう問題に対して危機感をあおるのやないんですが、防災無線やこの情報、ここは裏側に手洗いの関係は全部書いていますわね、予防の感染症対策の関係も書いていますし。新型コロナウイルスQ&Aでは、連絡の窓口は全部帰国者、感染者相談センターに連絡となっているわけよ。これは後でも触れますが、これで本当にいいのかなということを感じていますので、ぜひ研究する必要があると思います。

③ですが、専門家会議は2月24日から2週間、国内感染期の最大のピークになる危険性をはらんでいるという警告をしました。今週等を含めて山場を迎えると思いますが、2月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部に移行しましたが、昨年、事務局が防災対策課となり、健康介護支援課も入っているということですが、新たな強化をする必要がないのかどうかということと同時に、香美市に感染者が発生した場合どのような対応をするのか、今後の行動計画を教えてくださいたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 笹岡議員、③に移ったということでもいいですか。

○5番（笹岡 優君） ③です。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

対策本部が立ち上がりまして、既に3月中のイベント等は自粛ということ、それから、大きいホールの貸し出しを中止したりとか、いろいろと対策は行っております。新たな強化ということですが、一応これは香美市のほうでは災害対応と同じ状態というふうに認識しております、各課が役割分担して、組織的に対応していくということは対策本部の中で確認されております。

それから、もう一点、もし感染者が香美市で出たらということですが、その場合はまた県のほうとかと連携をとりまして、市長が会見なりすることになるかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） かなり先取りの手だてを考えておかないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

そこで、2月26日に日本医師会が見解を発表して、PCR検査の関係で、医師が求めてもやられないと、その原因は何かを今後調査をしようと言っています。昨日の国会でこの問題がはっきりしました。保険適用により、保健所を経由することなく、民間の検査機関に直接検査依頼を行うことが可能になると、2月29日に安倍首相が会見で言ったんです。そして、かかりつけ医が必要と考える場合には、全ての患者がPCR検査ができると3月2日に答弁しているんですが、結局きのうはっきりしたことは、帰国者・接触者外来844施設に、先ほど言ったこの流れの方で、相談した窓口で保険証、保険証は自治体に相談して、その許可を得た方しかPCR検査を受けられないというのが今の実態なんです。これで本当にいいかなという、この辺の認識はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） PCR検査につきましてはいろいろな課題もありまして、国民の方もなぜ検査が受けられないのかとかいう話もございますが、市町村の立場でPCR検査についてお答えすることはなかなか難しいと思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ県を通じて国にも上げていかないといけない問題だと思います。感染症対策の病院は、第1種の感染症指定病院は高知医療センターで2つのベッド、2床しかありません。そして、第2種の感染症指定病院は高知医療センターで6ベッド、全部で8ベッドしかないというのが今の現状です。この状態を本当に市として把握していかないと。そこで、これから人類にとってこの感染症が最大の脅威になります。地球温暖化も含めて、感染症対策の本格的な体制づくりが要るのではないのでしょうか。国、県に働きかける必要性があります。今はJA高知病院の統廃合問題を政府は打ち出しましたが、あそこにも感染症に対する簡易ですがあるんです。ですから、そういう役割もあるわけですので、ぜひこれは考える必要があります。

国立感染症研究所予算は、ピーク時は2007年の107億円でした。ところが来年度は65億円と40%も逆に国が予算をカットしているんです。そして、同時にこの感染症の実人員は日本全体で348人しかおりません。ですから、新型コロナウイルスのPCR検査に携わっている方々は十数名しかいないというのが今の現状なわけです。これでは本当にだめ。アメリカは、感染症の疾病対策センターが1万4,000人いるんです。予算も1兆3,000億円組んでいるんです。ですから、本当に国の姿勢を正していけないと取り返しがつかないことになるんじゃないでしょうか。感染症対策の質的向上が必要だと思いますので、ぜひこの点も今回声を上げていくことが必要だと思いますので、今回の新型コロナウイルス感染症に対する対策として市長の見解もいただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 感染症に対してのお尋ねにお答えをしたいと思います。

議長も議会冒頭にお話をされましたように、このコロナウイルスに関しては大変深刻な状況にあるわけでありまして、決してこの議会の中であおり上げるような形にならないことというお話がありました。まさにそのとおりだと思います。私たちはこの理論を通じて冷静に、そして、正確に正しくおびえ、対応していくということが大事だというふうに思っております。国や県のほうでやられている問題、あるいは、課題も議員のほうからは御指摘がありましたけれども、私どものほうで答えられる内容ではございませんので、そうした問題についてはまた別のステージでやっていただかなければならない。我々香美市としては、どうしてやっていくのかということが一番大事なものであって、我々が正しくこのことを理解をし、そして、市民の皆さんにそのことを伝えて、そして、それを感染の予防・防止に努めていただくことが、もう行政、議会ともに力を合わせてやらなきゃならないことではございますので、ぜひ決して予防ができないわけではありませぬので、そのことをしっかりとやっていくということに努めていきたいと思っておりますので、どうかその観点に立って一緒になってやっていくと、我々も災害対策以上の対策本部という意味でもってやっておりますので、職員700人、そして、家族、これらについてもしっかりと正しい知識を普及していくこともやってまいります。決して行政が崩壊することのないような取り組みをしてまいりますので、しっかりと信頼をして一緒に力を合わせていただくよう、よろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 職員の健康管理を含めて、対策は本当に重要だと思います。今言っているように、国との連携を含めて、県も強化をするということを発表しましたので、ぜひその辺はやっぱり国も含めて連携していくことが大事だと思いますので。

唐突な今回の小学校の休校問題も含めて、児童クラブに過重な負担もかかってきていますし、保育所の指導員の方、保育士も含めて、この感染症対策が本当に重要となっています。1点だけ、これ関連することですが、この職場は非正規職員の方々が多いで

すが、出勤停止等による病気の場合の有休対策というのは考えているのでしょうか、その点に関して最後に聞きます。

○議長（比与森光俊君） 通告の。

○5番（笹岡 優君） 関連、関連、ちょっと。

わかりました、また。

そうしたら、次の質問に行きます。

○議長（比与森光俊君） 暫時、10時40分まで休憩します。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 2番目の質問に入ります。

元気な物部川にするためにに対して質問します。

物部川の豊かな水と森づくりを考えるアクア・リプル・ネットワークや、物部川21世紀の森と水の会の取り組み、そして、物部川流域ふるさと交流推進協議会の役割等本当に素晴らしい取り組みをしていますが、その中での本市のイニシアチブについてお聞きします。

アクア・リプル・ネットワーク、物部川21世紀の森と水の会の取り組みは本当に素晴らしいと思いますが、この積極的な取り組みを生かす本市の役割について、どのような位置づけと認識をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 笹岡議員の元気な物部川にするためにということでお答えさせていただきます。

香美市、南国市、香南市の3市の住民の方々が集まった民間団体でありますアクア・リプル・ネットワークは、香美市、南国市、香南市の3市で構成されております物部川流域ふるさと交流推進協議会とともに、主に環境保全活動、環境学習や環境保全広報活動などを行っております。今後とも協力し合いながら活動を行っていく予定であります。

また、民間団体であります、物部川21世紀の森と水の会への協力につきましては、物部川流域ふるさと交流推進協議会から環境保全活動のための助成金を出しております。また、物部川の環境保全活動への共催や後援など、さまざまな形で協力を行っております。物部川21世紀の森と水の会は物部川の環境保全活動への協力など、引き続き行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） スクリーンにも出ていますが、これが物部川21世紀の森と水の会の関係、それと、先ほど言った物部川流域ふるさと交流推進協議会、香美市も入っています。アクア・リプル・ネットワーク等も含めて、この中には会員として15団体、個人が入っています。こういう仕組みになっていまして、「森と水」をめぐる自然・環境の保全と再生ということを明確にうたっています。保全と再生、「流域は一つの運命共同体、みんなの力・共同の輪で森と清流の再生をめざそう！」というのがスローガンになっています。これは香美市としても認識が一致しているということではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 香美市としても共有しているということで認識しております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移りますが、香美市、香南市、南国市でつくる物部川ふるさと交流推進協議会の果たす役割は何でしょうか。その中で香美市はどのような因子を発揮するのでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 物部川流域ふるさと交流推進協議会は、香美市、南国市、香南市の3市の交流を推進することにより、地域の機能や価値について、それぞれ相互理解し、流域の調和のある発展を図ることを目的とする会でございます。相互に3市が協力し合いながら活動しております。また、総会におきましては、3市の市長、副市長、市議会議長が出席をいたしまして、活動等の協議をそれぞれ行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そこで、この物部川流域ふるさと交流推進協議会の規約を見ましたら、先ほど答弁がありましたとおり、3市の交流を推進することにより、地域の機能や価値について、それぞれ相互理解し、流域の調和のある発展を図ることを目的とするですから、この物部川流域ふるさと交流推進協議会と物部川21世紀の森と水の会は、先ほど紹介したとおり森と清流の再生を目指そうと、清流を目指すということ、再生、清流、このことがあるわけですので、そこでのやっぱり物部川流域ふるさと交流推進協議会の質的発展が必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 協議会の目標であります、地域の機能の価値について相互理解することということは、豊かな森の大切さや、また、川の清流保全の大切さ、また、天然アユやゴリなど、川の生き物の生態系を守ることの大切さなどを理解することとございまして、また、流域の調和のある発展を図ることとは、森と水をめぐる自然、

環境の保全と再生が、物部川流域の最終的には発展につながるということで、文言は違いますが、最終的な目標は物部川21世紀の森と水の会と同じということで認識をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうしたら、先ほど確認した、この物部川21世紀の森と水の会の目標とスローガンに一致しているという認識でいいですね。

次に、③に移ります。

1997年（平成9年）に改正された河川法は、河川環境の維持が重要な目的として挙げられ、可能な限り全てのダムにおいて河川維持放流が事実上義務づけられました。そのような河川の環境の整備と保全についてどのような認識をお持ちなのか、見解を聞くものです。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 認識についてお答えいたします。

河川法の適応となる市管理河川は、規模も小さく延長も短い2準用河川しかなく、河川環境の整備と保全にどのような対応できるかが課題と考えています。

国・県管理の1・2級河川については河川法の適応となるため、従来の治水中心の旧河川法、利水関係を加えた新河川法、そして環境保全などを加え時代に即した河川管理のあり方を目指す1997年河川法改正となっています。ただし、河川環境の整備と保全は、河川の総合的な管理の一内容として追加されたものであり、河川環境だけを特別に重視すべきという趣旨ではないと考えています。河川の管理は、当然利水及び環境の総合的な河川管理が確保されるように行うべきであります。実際、環境の目的と治水・利水目的が相反することも多く、対立的に進むのではなく、地域の意向や特異性を考慮し、ケース・バイ・ケースにて判断すべきと考えています。

あくまでも河川管理の立場としてですが、地域の宝、住民の憩いの場である河川、物部川ではありますが、命と財産を守る治水の上でのことになると考えています。前段でも述べましたが、市の管理する河川法対象の河川は少ないため、以上のような認識となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 河川の関係、本当にこれから議論せんといかんのですが、④に移ります。

永瀬ダムの操作規則をここに公布するというこれがあるんですが（資料を示しながら説明）、これに基づいてやっている内容は次のこの数字なわけですね。これもこの前シンポジウムがありまして、そこでも出されてきましたが、大変これを見てショックというのは、これは1年間にほとんど、神母ノ木の上の合同堰から下には年間1秒間に1ト

ンしか流れていないと。1トンしか流れていない中で、水生動物が生活できるかなと本当に感じています。このように（スクリーンを示しながら説明）、そこでこの水利使用許可による杉田ダムから放流量は1月1日から10月15日までの維持流量1トン、1秒間に1トン、河川環境の整備と保全の趣旨とは相入れない異常な状態ではないでしょうか。物部川の再生にかかわるこの点での根本的な認識をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも県・国管理河川の問題としての認識となります。

河川整備基本方針により、土佐山田町杉田地点にて、かんがい期におおむね毎秒18立方メートル、非かんがい期にはおおむね毎秒10立方メートルと定められています。当面確保する流量は、現在の永瀬ダムの能力を踏まえ、国・県により平成22年4月作成された物部川水系河川整備計画では、河川整備基本方針で定められた目標に向け段階的に確保すべく、段階目標として、同地点においてかんがい期におおむね毎秒17立方メートル、非かんがい期にはおおむね毎秒10立方メートルとし、この流量確保をするため、永瀬ダムによる河川への補給を効率的に実施するとなっています。さらに、既設ダムの有効活用を図るとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と調整、連携して必要な流量の確保に努め、河川整備基本方針に定められた正常流量が確保できるよう、今後、調整を図ることとなっています。先ほどの答えと同じですが、市の管理河川ではないため、以上のような認識となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 管理の問題というよりは、この地域を預かる香美市として、本当に物部川というのは私たちの地域の宝なわけですので、管理者の立場でというのではなしに、本当に物部川の再生というのは、私たちが次の次代を担う子供たちへ本当にバトンタッチしていく中身なわけですので。

去年7月31日に、たかはし河川生物調査事務所から物部川の正常流量に関する意見書が出されています。それによると、生物の営みや人間の活動を維持していくためには、必要な水の流量を正常流量と呼ぶと、正常流量。正常流量は、川の機能を維持していくために最小限必要な流量の維持流量と、川の水の利用を同時に満たす流量を定義しています。

2番目には、統合堰下流に最低限確保される流量は1トンと書いていますが、これは仁淀川の3分の1以下、梶原川より少ないということを指摘され、そして、現在の目的流量は永瀬ダムの能力で最大限確保可能な流量から計算された数字ですが、物部川では生物の生息や漁業を営むために最低限必要とされる維持流量すら確保されないという、まさに異常事態となっていると指摘されているわけです。そして、水産資源保護法第22条では、遡上する生物の遡上を妨げないように工作物を維持管理することを、所有者

または占有者に義務づけていますが、それと同時に当面確保する目標流量の1秒間に1トンが統合堰下流に流される場合でも、統合堰の魚道に水が流れないという、水産資源保護法に違反した状態になっていることを指摘しているわけです。

5番目には、水をめぐる問題（紛争）の解決は困難を伴うが、日本が国際的な生物多様性条約を締結した国であり、高知県は既に生物多様性地域戦略（生物多様性こうち戦略）を策定していると考えれば、解決は難しいことを理由に先延ばしされるべき問題ではなく、河川環境の保全と利水の高度な調和を早急に見出す時期にきているという意見書が上がっています。ですから、ぜひ今必要なことは、1秒間に1トンしか流れないということが異常という認識はお持ちなのではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 正常流量がどればあかというのは、専門知識の中で決めていただくものと認識しています。感情が入っていいのかどうなのか、見た目に水が少ないのか多いのか、昔の川と違うとか、子供らが遊ばないとか、いろいろ諸問題はあるかと思いますが、そこら辺はそういう場で議論していただけたらいい流量だと思っています。

また、水産資源保護法に関しまして建設課でも調べてみましたが、水産資源の保護と漁業権、漁業の発展のためのものという形の中で、利水と環境の問題かなという、私どもの感じる治水とはちょっと離れているのかなという認識を持っています。市としてどこが担当するかというのも、ちょっとあれっというふうな形には思っています。

以上によって、水利権の問題もありますので、そういう場で協議し、あくまでも河川計画、河川整備計画の中で定めていくものだと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 後でもちょっと触れますけど、結局一部しか水が流れない中で、そこが侵食されて堤防の中で深く掘れていくところができるとかいう、悪循環になっているんじゃないかと思いますが。

そうしたら⑤に移ります。

山田堰井筋土地改良区管理施設の現地視察の文書が届きました。3月7日土曜日に1時半からで、こう書いています。当土地改良区の管理しております幹線用水路隧道工の施設は、昭和45年から48年に施工され、現在まで高知平野へ農業用水路潤沢に配水する大切な役割を果たしてきました。しかし、当施設は耐用年数50年を迎えており、南海トラフ地震の発生も予測されることから、今後の災害に耐え得ることができるのか大変危惧されていますということで、視察に来てくださいと書いています。このように高知平野の農業用水の配水施設も老朽化しており、漏水等深刻な事態にあります。どのような現状認識を持っているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

香美市内にある水路の老朽化は大きな問題であると認識しております。各土地改良区が管理、運営を行っている基幹水路や施設は、治水や農業振興の上で大きな役割を果たしており、市といたしましても一定の支援は必要であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 私もこの下流域に住んでいますのであれですが、上井・中井・舟入川の枝川も大変漏水が多いんです。もう下に水が流れていまして道が陥没したり。ですから、香長平野に用水を運ぶにも、もう途中で漏れて、漏れてという状態が起こってしまって、本当にこれは大問題だと思いますので、ぜひ今後どうしていくかということを経験しなければならぬと思います。

⑥です。

物部川の利水のあり方、維持流量の確保、濁水問題などから勘案すると、もう限界にきているんじゃないでしょうか。もともと70キロメートルしかない短くて勾配のきつい物部川に、これぐらい負荷をかけていくというのは、戦後の話ですので、本当にいいかということを含めて考えなければなりません。先ほども指摘しました、河川環境の保全と利水の高度の調和を図るため、原点に立ち返った議論が必要ではないでしょうか、見解を伺うものです。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほどの建設課長から水利権の話が出ましたが、各土地改良区は、必要な水量を精査して物部川からの取水量の更新を行っております。平成29年度に更新されておりますので、関係機関での調整はできたものと考えております。特に笹岡議員につきましては、日本の食糧自給率の低下を訴えられておりますが、農業用水は農業生産に必要な不可欠な資源でありますので、取水量については適切であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 野中兼山含めてやってきたわけですが、今米どころ、農業を支えてきた香長平野、高知平野が瀕死の状態になってきていると、もう物部川依存という今の状況だけで維持できなくなっているという、限界に来ているということ。片一方で維持用水を確保せんといかん、そしてダムで発電している、ダムには今堆砂がどんだんたまってきたり、もうこれ以上水をためることはできなくなっている。そういう中で、こういう方向だけでいいかということを含めて今回提案していますので、ぜひ問題点をリアルに見て、本当に打開の方向を議論していかないと、既得権の今の話だけでいっているのは大変だと思います。たとえば悪いですが、本当にもう物部川が言葉で言えば死滅しようとしているね、本当に川としての維持がなくなっている中で、

まだ水を利用しよう、利用しようということになるわけですので、ぜひ検討いただきたいと思います。

次に移ります。

⑦ですが、なぜ、水利使用の中心である高知県（公営企業局）が、物部川流域ふるさと交流推進協議会、または、物部川21世紀の森と水の会やアクア・リプル・ネットワークに入っていないのでしょうか。少なくともオブザーバー参加を含めて、どういう形になっているのか。私、これを見て、ぜひちょっと検討するというか、話し合いすることが必要じゃないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

物部川流域ふるさと交流推進協議会は、香美市、南国市、香南市の流域3市で構成しておりまして、3市の交流推進や相互理解等、流域の調和ある発展を図ることを目的として活動しておりますので、高知県は委員に入っておりません。

また、アクア・リプル・ネットワークでございますが、こちらは平成8年に物部川の上流と下流に位置する、旧野市町と旧物部村の住民代表7人が設立したのが始まりでございます。現在は流域住民の交流や体験学習を通じて、流域圏の各分野での人材育成、また相互交流の活動を行っております。香美市、南国市、香南市の3市の住民の方々が集まった民間団体でございますので、現在のところ高知県は入っておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 笹岡議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

県が加わっていないのはいかななものかというお話でしたけれども、今の答弁でおわかりいただいたと思いますが、加えてアクア・リプル・ネットワークについてお話をさせたいと思います。

アクア・リプル・ネットワークにつきましては、ただいま申し上げましたように、住民の方々が参加をして旧野市町と旧物部村で議論をすることになりました。この中には県が当初から加わっております。このネーミングについても県がいろいろと考えていただいたという経過もございますし、人的な応援もいただいております。そうした中で取り組みが進んでまいりまして、もう本当に30年近くになってきておるわけでありまして、この中にある公営企業局につきましては、森を物部町のほうにつくっております。杉やヒノキではなくて広葉樹の森を、水源をつくろうということで、広い面積の森を構えてくださっております。これもアクア・リプル・ネットワークの中で起こってきておることございまして、この森をつくるにつきましても、アクア・リプル・ネットワークのメンバーが参加をしながら植栽もしていったというような経過もございまして、県が参加できる場所はずっと参加をし、見守ってきていただいております。このことを御理解をいただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ここにちょっと下の線がありますが、ここですね（スクリーンを示しながら説明）。これが物部川清流保全推進協議会ですので、この幹事・委員の中にも県の公営企業局の関係が入っていますが、物部川21世紀の森と水の会も入っていますし、アクア・リプル・ネットワークも入っているんです。だから逆がないんですね。物部川21世紀の森と水の会は民間の方々でつくっているということで、住友共同電力株式会社も入っています。ただ、今起こっている事態というのは、本当にそれを網羅した方々で議論しないといかんようなところまで来ているんじゃないでしょうか。利水を使っているところの当事者が来て、現状認識と議論することが必要となりますので、ぜひ発展していただきたいと思います。香美市もオブザーバーで物部川21世紀の森と水の会の取り組み等を応援していますよね。そういうのを含めてやっぱり県の公営企業局には望むものです。

最後に行きます。

⑧ですが、物部川が再生されてゴリやカマキリ、アユやハエなどの多様な生物がよみがえれば、本市の大きな観光資源になります。同時に、次代を担う子供たちの健やかな成長を育む魅力ある町の顔になります。今川に行ったらもうヘドロがたまって、子供を連れて行ったら転ぶぐらい、本当に石の上に神母ノ木あたりはなっていますので、本当に本市として物部川をどうしようとしているのでしょうか。その思い、再生についてビジョンをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

第2次香美市振興計画の自然資源の保全と活用の促進の中でも掲げられていますように、物部川の清流、豊かな森林環境を守るため、国・県等と連携して森林や河川の環境整備を進めるとともに、市民や民間団体、企業等の理解と協力を得ながら、各部署において長期的な視点でハード・ソフト両面の取り組みを展開していきます。

また、本市の山と川のすばらしさと、その環境を守ることの意義を市民や流域住民とともに考え、森林の育成・管理、物部川を守る環境保全活動等の振興を図ります。

また、美しい物部川の自然環境を未来へと引き継ぐために、物部川を守り育てる気持ちを次世代に伝える活動も一緒に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 最後に、市長もアユ等の釣りで物部川を愛しているって今すぐくあると思いますが、市長としてどういう物部川に再生する、私たち子供のころは本当にアユを踏むぐらいたくさんいて、夜釣りから含めていろんな取り組みで、物部川で育んできたという記憶があるんですが、たった50年間でこんなになってしまっているかという思いがあるんですが、市長の思いもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 物部川は、これまで多くの恵みを私たちの町だけでなしに、流域、高知市を含めて大きく貢献をしてきたというか、恵みを与えてきた川であります。その川が非常に残念な渇水の状態、時には氾濫を起こしかねないような状況、濁水というような状況があるわけですがけれども、議員からも豊かな川をという御質問でありますけれども、ただ、この川については歴史があって、水の利用についても、管理についても、それぞれルールが定められているわけでありまして。そして、最後に水がないというので、誰が一番責めを負わなきゃならないのかといろいろとお尋ねでありますけれども、では、使う人が全部悪いのかというと、私はそうではないだろうと思っています。使っている量もだんだん減ってきているのも事実でありますし、使っている方々にとっても濁水を使わなきゃならないような状況で、農業の方も困られております。お互いに困った状況にあるわけですがけれども、もとをただせば、山のほうで水がつくられる状況が随分変化をしてきているわけでありまして。

ダムについても、戦後すぐに計画されてやってきたということですから、70年前の計画でやられているわけでありまして、山がそれからどのように変化をしてきて、水を補給をできなくなっているのか、そのあたりをしっかりと見きわめなきゃならないだろうと思います。そして、川も山も再生できるかどうか我々に今かかっているわけで、国民的な負担もいただいて、山をよみがえらそう、川をよみがえらそうという取り組みがやられておりますので、どうかただ責め上げるだけでなく、ともに力を合わせるという観点で頑張っていただきたい。特にダムにつきましても、さまざまな立場の人たちがこれではいけないということで、ダムを再生しようという取り組みも始まっているわけでありまして、どうかみんなが力を合わせるという観点から御議論を願いたいと思います。そのことが物部川をよみがえらせていく近道だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 力を合わせるためにも認識の一致を本当に見出してください。本当に現状認識が一致していなければ動く方向も違いますので、よろしく申し上げます。次に移ります。

3番目の問題です。

物部川の治水対策についてお聞きします。

2018年7月豪雨で、下ノ村では543メートルの区間、堤防から漏水していました。堤防が決壊していた可能性があったと高知河川国道事務所が発表しました。河道確保のための樹木撤去やしゅんせつ、堤防改良工事を行っていますが、このハード事業、ちょっとここに書いています、これがそうです（プロジェクターを示しながら説明）。これが上岡山のところのあれですね。そして、途中で今堤防の上を迂回する道をつくっているところが東洋園芸の南のほうですね。そして、あと戸板島の北のほう、そして下

ノ村のところですか。パイピング、漏水対策を含めてやっています。

そこで聞きます。

ことしは異常な雪不足や夏の猛暑の予想などがあります。異常気象、気候変動が危惧されています。当然一昨年規模の豪雨をもう予想しなければなりません。今取り組んでいる物部川のハード対策の進捗状況と、今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

平成30年の災害復旧として、国が実施している物部川堤防の浸透等対策については、令和2年の出水期前までに完了するとの確認をしました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ことしの出水期前というのは大体いつごろという判断でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 天候等の都合があるという形の中で、5月中には終わらせたい。ただし、天候、出水、その他の関係でどうなるかがわからないので出水期までという表現になっているようです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次、お手元にも資料を配っていると思いますが、これがハザードマップです（プロジェクターを示しながら説明）。ここが下ノ村です。ですから、もともと急峻な物部川が来てから、この香我美橋、神母ノ木から来たところでぶつかって、ここが一番決壊するおそれがあるというのは、これまでも国土交通省がずっと言ってきたんです。この前ここが本当に決壊しかけていたわけです。ですから、ここで決壊すれば、赤いところは20メートル以上で浸水すると。20メートルからずっとあります。お手元の資料でもあると思いますが、右のほうに20メートル以上、10メートルから20メートルとずっと色がついています。そして、これが空港の周辺です、空港の周辺。そして、この水は後免の町、高須、介良を含めて浸水するという、広大な範囲に被害をもたらす内容なわけです。下ノ村での漏水対策は治水対策として決定的ではないでしょうか。ここが決壊すれば大きな被害になります。その対策は、ここに書いていますようにパイピング対策で、遮水シートと護岸工事と漏水ドレーンの工事、この対策だけなんですけど、堤防の漏水をとめるために、上に張って堤防の中を抜けていくのはとめられるんですが、堤防の底を行っている漏水はとめられないんです。鋼矢板等による締め切りで堤防体への浸水をとめる、阻止するインプラント工、これですね。こういうインプラントを要望をする必要があるんじゃないでしょうか、見解を聞くものです。

○議長（比与森光俊君） 笹岡議員、②に移りましたね。

建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 下ノ村の堤防の課題に対して回答いたします。

漏水対策についてですが、計画洪水位以下の洪水を安全に流下させるための漏水対策としては、現在、国が取り組んでいます対策で十分対応できます。

また、御質問のいわゆるインプラント堤防のように鋼材を用いると極めて高価になり、腐食等の問題、また管理面でも課題の多いことから、該当箇所では検討されていません。そのことから、当箇所とインプラント堤防との関係はありません。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そこで、インプラントというのは、浦戸大橋を西に渡った花街道で今インプラントの堤防をつくっています。ですから、ぜひこれは研究する必要があるんじゃないかと思います。私自身が心配するのは、堤防の漏水というのは堤防の水面から横に漏水しているのか、それより底を行っているかによって堤防の決壊がわからないわけですので、そういう面も含めて、この前の水害を受けてやっているところが全国に今ありますので、ぜひ研究していただきたいと思います。

次に③に移ります。

永瀬ダムの土砂撤去の計画について、県のほうから説明があったと思いますが、この土砂撤去の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 県より直接的に説明はまだ受けていません。ただし、今回、質問により県のほうに確認をとりました。

現在ダム管理の県企業局において、平成30年7月豪雨災害復旧事業により約9万1,000立方メートルの堆砂除去を行っています。今後の対応としまして、自治省（後に「総務省」と訂正あり）による財政支援をする制度として、5カ年の緊急浚渫推進事業にて堆砂除去を計画しているとのことです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 自治省、総務省。

除去の流量の計画は聞いていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在計画をしゅう最中ということで、流量についてはわからないという回答でした。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 昨年の高知新聞の12月21日に、ダム撤去で永瀬ダムと鏡ダムに対して申請すると県の報告がありました。今毎年県がやっているのは、2,0

00万円かけて約6,500立方メートルをやったそうです。本当にこれは置き場も含めて大変と思いますが、お願いしたいと思います。問題はここで検討しなければ、気候変動の時代に入っています。ダムによる治水はもう限界に来ているんじゃないでしょうか。この前の愛媛県の肱川の問題も大きな話題になっていましたが、今こそ物部川流域全体で治水と利水のあり方を、さきの質問との関係ですが、利水問題、農業用水を確保するのはダムしかないのか、物部川を生かすことも含めて考えるときだと思いますが、この点について見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 笹岡議員、今③の質問は土砂撤去の計画について聞くことで、その答弁はありました。今の質問は。

○5番（笹岡 優君） ダムの対応というか。流域全体で考えるべきじゃないでしょうかと、治水問題はという話です、利水も含めてです。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 永瀬ダムに関しましては、やはり一番は治水ダムとしての機能があると思います。それから下流のダム、あと2ダムありますが、それは利水関係のダムという認識しております。やはり治水で命と財産を守ることが一番、その上に利水があって、環境があるものと認識しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） それは当然と思いますが、それがもう限界に来ているという認識なんですけど。

次に移ります。4番目です。

全児童生徒へのパソコン導入について伺います。

担当課としても大変当惑しているのではないのでしょうか。政府は全国の小中学校のパソコンか、タブレット型端末を児童生徒が1台ずつ使えるように配備するとしています。本市でも、来年度当初予算にLAN整備やタブレットリース料が計上されています。

ここに萩生田文部科学大臣のメッセージがありますが（プロジェクターを示しながら説明）、このメッセージを読んで本当に私これでいいかなと思います。子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けてということでメッセージを入れています。ここで、Society 5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものになっています。社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、社会からおくられたままではいられませんと、これがこの中に書いているんです。皆さんのところに配っていないですね。1人1台端末環境は、もはや令和時代における学校のスタンダードであります。最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これから学校教育は劇的に変わります。1人1台端末の整備と

あわせて、総合型校務支援システムを初めとするICT導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減に資するものであり、学校における働き方改革につながっていきます。忘れてならないことは、ICT環境の整備は手段であり、目的ではないということです。子供たちが変化を前向きに受けとめ、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のづくり手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。その際、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるネットリテラシー、これは調べたら識別という言葉でした。対応能力と識別などの情報活用能力を育成することも重要でと、こう書いています。これは、第5の時代、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会、第5がこの第5期、科学技術基本計画に基づく第5社会という位置づけなわけですね。こうメッセージをやっていきます。

①ですが、GIGAスクールネットワーク構想を出しています、これに基づいて。これに大きな疑問があります。本市として無条件で推進する立場なのでしょうか。GIGAスクールネットワーク構想についての見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 笹岡議員のGIGAスクールネットワーク構想についての見解を問うということにつきましてお答えをいたします。

現在のタブレットの整備状況は、小学校で6分の1、中学校で3分の1で、これまで計画的に整備をさせていただきましたが、使いたいときにほかの学級が使用していて使えないという状況はあります。子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育を行うには、1人1台の整備が必要と考えています。日本のICT教育は大変おくらせています。これからの時代を生きる子供たちにとって、今回のGIGAスクール構想の補助金を活用して、できるだけ早く整備をし、タブレット等を使いこなす力を培ってあげたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうしたら②に移ります。

余りにも拙速過ぎるんじゃないでしょうか。今回の予算を含めてどのような計画で進めるのでしょうか。タイムスケジュール自身が示されています。このタイムスケジュール、GIGAスクール構想の実現のためのロードマップ、このマップに基づいて進めるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもありましたが、香美市の小中学校では現在、小学校で全校生徒の約6分の1、中学校で全校生徒の約3分の1の数のタブレット整備をリースにより行っています。

G I G Aスクール構想は、残りのタブレット端末整備及びネットワーク環境の構築のためのLAN工事を行うものです。今後のスケジュールとしまして、LAN整備につきましては、国の交付決定がおり次第、令和2年度内に整備を行うこととしております。タブレット端末の整備につきましては、令和2年度から令和5年度までの期間に段階的に整備していくこととしており、まず令和2年度は小学校5・6年生と中学校1年生の児童生徒数のタブレット端末を整備する予定としております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これは大変と思いますね。後でちょっと触れますが、ロードマップでは後の中2も中3も含めて小学校3年、4年、小学校1年、2年も全部やっていくと、国の日程で。

③です、

どのような学校現場になるのでしょうか。一人一人のパソコン、タブレット端末機材の管理方法はどのようにしていくのか。また、朝に児童生徒が登校したら、まず真っ先にタブレット端末を見てくださいますか、伝達や連絡事項を見たりする感じになっていくのでしょうか。依存症の問題も含めてあるんですが、フェイス・トゥ・フェイス、本当に人と人の顔で交流していくということが大事だと思いますが、学校生活の一連の流れでどういう方向で使おうとしているのか聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

高速大容量の通信ネットワークと、児童生徒一人一人にパソコン等が整備されることにより、新学習指導要領にもあります、新しい時代の教育に必要な子供たち一人一人の個別最適化と創造性を育む教育が実現できるものとなります。

現状においては、パソコン等機材の管理は各教室に備えつける予定のキャビネット等一括して管理、保管していくことと考えております。児童生徒は登校し、パソコン等、機材を借り受けた後、教員の指導による授業中だけでなく、児童生徒一人一人の学習に応じて、学校のあらゆる場所でこの環境を利用して学習を進めることが可能となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 新しい時代なのか、本当に先ほど言ったように物部川を含めて自然環境の中でやるというのは本当に大事だと思いますが、④に移ります。

インターネットを活用するには光と影があります。SNSを通じて事件に巻き込まれた18歳未満の子供は、前年より15%ふえたと報告されています。香川県では、スマホでのネット・ゲーム依存に1日60分とする条例案が物議を醸しています。次これを見ていただければ（プロジェクターを示しながら説明）、こういう仕組みになるわけです。ここで全て見て、今直接全部つなげられます。端末からクラウドまで一体として円

滑な通信を確保する。動画視聴なども確認すると書いています。これ本当にセキュリティーは大丈夫でしょうか。文部科学省は教育情報セキュリティーポリシーに関するガイドラインを示していますが、教育現場で対応できるのか大きな疑問があります。この点での見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

香美市では、平成29年に香美市学校情報セキュリティー委員会を設置し、インターネット等の取り扱いを定めた基準である、香美市学校情報セキュリティー対策基準を制定しており、それに準じて厳格に運用を行っています。

今回のGIGAスクール構想においても、端末数はふえるものの、取り扱いにおいては従来どおり適正に行ってまいりたいと考えております。また、情報モラルに関しても、児童生徒だけでなく保護者も対象とした研修や講演会を開催するなど、各校取り組んでおりますので、引き続き行っていきたいと思います。

なお、今後とも研究、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今やっているのはスカイメニューという家庭学習用の関係で、その学校内でしか使えないネットワークなんです。それで外からもらうときは、ちゃんとそこで責任持ってとっているわけ。ところが今回全部がつながるわけですので、ぜひここはよく考える必要があります。教育状況のセキュリティーの考え方としてガイドラインをつくるときに、子供本人のトラブル、2番目は友人や知人とのトラブルや未知の他者とのトラブルがあります。この前も問題になっていましたが、サイバー攻撃等も書いています。日本の有力な産業であります三菱電機に、サイバー攻撃されたというのも出ていますし、アメリカの国防省までサイバー攻撃を受けています。セキュリティーの考え方はこう書いています。1つ目が組織体制を確立すること、組織体制での責任は教育委員会において責任を持つこと。2つ目が児童生徒による機微な情報へのアクセスリスクへの対応をどうするのか。3つ目に標的型攻撃等のリスクに対する対応。そして、4つ目に教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティーの対策。5つ目に教職員の情報セキュリティーに関する意識の醸成。6つ目に教職員の業務負担軽減。ところが業務がかなりふえるんじゃないか、これを皆が使えるようにするのにどういう、先ほど言ったように、国の中には民間のメーカーに来てもらって、外部社員で教育せえという話もあるわけです。

そして、もう一つであります。技術に対する考え方という問題もちゃんと出ています。その中で、ぜひこれは資料を渡していますので、課長ぜひ見ていただいて、学校が保有する機微情報に対するセキュリティー強化ということで幾つか書いています。そして、学校単位の機微情報に関するリスクの問題。ある方に聞いたら、子供たちが柔軟な

頭でこれを始めたら、本当にすごいことになっていくんじゃないかと。逆に、そうしたら、教職員が予想できないようなことに広がっていく可能性も大変危惧しています。ぜひ慎重に検討してください。

最後に⑤ですが、財政面でも大変です。国から補助率は50%で、あとは起債と一般財源で対応しなければなりません。今後の維持管理費を含めて今後の予算措置はどのように予想しているのでしょうか、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

ネット環境の整備につきましては50%ということで、タブレット端末は、買い取りで4万5,000円を上限に補助金が出るようになっておりますが、議員御指摘のとおり、国から事業導入後の維持管理等については、財源措置の有無の具体的な方向性などを明確に示されていない状況です。今後の本市財政運営に及ぼす影響も大きいと思いますので危惧しているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今財政は、教育予算も含めて総枠方式といいますか、枠方式でやっていますよね。このお金が肥大化してきたら、ほかの本当に必要な教育費予算が圧迫されるんじゃないでしょうか、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 枠配分の査定後に提示された新しい制度でございまして、財政部門としましても、教育振興のためにこうしたタイミングでこの制度の活用をしていくということで、あらゆる手段を通じて支援をしていく（後に「補助金や起債とかのあらゆる制度的枠組みを用いて支援していく」と訂正あり）ことで一致しております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ柔軟な対応をお願いします。

次に移ります。

5番目の教育行政について伺います。

①ですが、今教員の長時間勤務が社会問題になっており、過労死ラインを超える勤務を余儀なくされています。この具体的な事実、実態を直視することが必要ではないでしょうか。主人公である児童生徒と直接向き合う教員が異常な勤務になっていて、豊かな人間性を育むことができるのでしょうか。政府は教員の働き方に年間変形労働制導入を押し通していましたが、これは教育現場に本当にふさわしいのでしょうか。高知市は導入しないと決めましたが、本市としての方針はどうなっているのでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

年間変形労働制につきましては、現時点では詳細がわかっておらず、もう少し研究をしないと判断を下すことはできません。今後は、国や県の動向に注目し、近隣市町村とも連携するとともに、今行っています、香美市教職員の働き方改革検討協議会の場で協議を重ね、準備を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 国会の論議で、月45時間以上の残業がある学校には導入しない制約がかかりました。平成30年度の文部科学省の実態調査によれば、1カ月の時間外勤務が80時間を超える職員は小学校で5人に1人、中学校で2人に1人となっています。また、昨年末に文部科学省が発表した勤務実態調査では、月45時間以上の残業をしているのが小学校で約53%、中学校で約67%という報告をされています。過労死ラインとされる月80時間を超える場合は小学校で約13%、中学校で28%という報告です。本市でも、夜遅くまで学校に電気がついているという声や、家に持ち帰って仕事をしているなどの声がありますが、この国の45時間の基準以上に該当する小中学校はあるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） その改善が本当に必要ですね。多忙の原因が何なのかということ进行分析しているのでしょうか。担当業務が忙しいのか、分掌業務、総務部とか教務部とか生徒部とか進路部なのか、それから教科業務なのか、そこの分析はされているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 笹岡議員、この①の質問は年間変形労働制の本市の方針。

○5番（笹岡 優君） そうしたら変えます。

ぜひその多忙化の原因をはっきりさせて解消することが先決ですので、よろしく願いします。

そしたら②に移ります。

さきのような勤務状況や深刻な教員不足などの要因で体調を崩し、精神的な疾患によって休職しなければならない状況に陥った教員の方々はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

精神疾患により休職となっている教職員はおりません。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） それで、今ちょっと全国でも問題になっているのは、正式な採用になった方が新規研修期間というか、採用前にやめていく方もいたり、主幹教諭と

か管理職の方が降格というか、私はもう嫌と言って引くということも含めて、学校教員のなり手がいないという状況がありますので、ぜひここはよく考えていただきたいと思っています。

次に移ります。③です。

高知県教育委員会は、戦後の混乱期により義務教育を受けることができなかつた方や、不登校、虐待等で学校に通えなかつた形式卒業者、外国人等の学びを保障する目的で、県立夜間中学校を2021年4月開校に向けて動き出しました。今回の入学対象者は、義務教育の年齢を超えた学齢経過者ということが基本だそうです。年が過ぎてもとありました。県立夜間中学の本市としての対応と取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

県立夜間中学校の開設に向けては、県が中心となり公立中学校夜間学級設置検討委員会を立ち上げ、県内各地で体験教室を実施したり話し合いを重ねたりし、先日、高知新聞において、江ノ口特別支援学校の校舎を利用して行うとの方向性が示されました。今後は、そういった県の方向性と示される詳細を掌握し、県との連携等も含め検討を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本市としての窓口の設置と申しますか、それから、周知の方法とか対象の把握とかいうのはされているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 細かいところはできていません。県の検討委員会が立ち上がったときに、体験教室を行ったりする前段で、夜間中学校ができたら行ってみたい人みたいなことで、夜間中学校を知らせるチラシとともに、対象も決めず、そのチラシを持って行ってくださった方が、行きたいかどうかを書く用紙を配ったことがあります。その中には行ってみたいという人はおいでました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 関連なんですけど、学齢期の不登校の生徒などは今後検討と書いていましたけど、その受け入れの必要性についてどうでしょうか、ぜひ意見として上げていくという方向なのか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 今の段階は、学齢期を過ぎた子供さんということになっています。検討委員会の中でも、不登校の子供さん方のことも話し合いがなされたのですけれども大変多い。この夜間中学が、そのための目的でつくられるものではないので、

今は県としても学齢期を過ぎた方々ということになっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） どうもありがとうございました。

最後の質問です。6番目ですが、地震火災対策計画について質問します。

昨年12月議会でも質問しましたが、西本町1丁目から5丁目、東本町1丁目から5丁目、百石町1丁目、旭町5丁目までが、平成27年度に高知県の地震火災対策重点推進地区に指定されており、それを受けて本市の地震火災対策計画の取り組みをつくっています。その取り組みについてお聞きします。

①ですが、地震での揺れによって停電し、その後の送電復旧による漏電火災を防ぐために感震ブレーカーの設置を推進してきました。震度によって地震が起こったときに落ちるブレーカーを設置してきましたが、その設置率はどれくらいになっているのでしょうか。また、今後の推進の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 重点推進地区に配布予定の1,534個のうち、令和2年2月時点で888個を自治会、防災会の御協力をいただきまして配布しております。配布率は57.9%となっております。

今後の取り組みといたしましては、重点推進地区につきましては、消防本部と連携し、配布を進めて行く予定でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） コンセントタイプや分電盤型のタイプと、あと簡易タイプがありますが、簡易タイプを配布しているということの認識でいいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 香美市が配布している感震ブレーカーにつきましては全て簡易タイプでございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移りますが、地震火災対策重点推進地区に重なる地域に、市の資料では104件の空き家があり、そのうち84件、81%は廃墟や改修が極めて困難な家屋があるとのことでした。この空き家は今後ふえる傾向ではないのでしょうか。出火防止策はどうしていくのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 土佐山田町の都市計画区域内の空き家の数につきましては、平成29年で588件、平成30年で577件、平成31年に560件となっており、3年間で28件の減、率にして約5%の減という状況でございます。こういった空き家は、出火防止の根幹部分である個人による火の始末、電気を引いている場合、

避難時のブレーカー遮断といった電気器具類からの出火防止対策が期待できません。そのため出火しても延焼を防ぐための初期消火を地域で行えるよう、自主防災組織の訓練の支援を行っております。

また、現在、進めている感震ブレーカー配布事業において、電気が引かれた状態の空き家で所有者等の理解が得られた場合は感震ブレーカーを配布しておりますけれども、全ての空き家に対して対策が講じられている状況ではございません。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

消防本部としましては、特に空き家に対する地震火災対策は行っておりませんが、一般的な対応としまして、空き家敷地内の枯れ草等の燃焼のおそれがある物件の除去につきまして、自治会や近隣住民から相談があった場合は、香美市火災予防条例に基づき所有者等に対して指導を行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 技術的なものですが、やっぱり電柱からコンデンサーに引き込みの線があった場合は、この空き家の場合も倒壊すれば漏電するということはありますよね、当然。ですから、メーターまでできていますので、メーターからはとめていますけど、線そのものを撤去しなければ火災が起こる危険性があると思うんです。

そこで聞くんですが、以前も提案していますが、空き家になる前の手だてが必要じゃないでしょうか。後でも触れますが、自治会や町内会との連携で、独居世帯など、現在住んでいる方々の意向調査や、それから環境上下水道課の関係、まず空き家の場合は水道がとまりますね、それから、同時に四国電力との連携があれば電気がとまるわけです。そういう情報等が共有できるような仕組みをつくっていかないと、空き家になってから後で手だては大変だと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 必要であるとは考えておりますけれども、個人情報の問題も出てくるとおられます。まず最初に、とりあえず市役所内での関係課との情報連携につきましては考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 庁舎内の連携がまず必要だと思いますので、ぜひお願いします。

③に移ります。

地域火災対策重点推進地区の自治会の組織率はどうなっているのでしょうか。地震火災対策を考える場合、その組織率と具体的な体制が決定的ではないのでしょうか。先ほど初期の消火はすごく大事なわけで、その対応には相関関係があると思っておりますので、この点での見解というか、組織率を含めてお願いします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 重点推進地区内の一部地域についてですけれども、参考までに、対象133世帯のうち99世帯が自治会へ加入しており、組織率は74.4%となっております。重点推進地区全体の組織率は不明ですけれども、自治会に加入している世帯については、市の広報誌、自治会の回覧文書や啓発チラシ、また地域の防災訓練の案内等も届きますので、未加入世帯に比べると防災に関する知識・経験を得る機会が多いため、組織率が高ければ自助・共助の部分の地震火災対策はより広まるのではないかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 阪神・淡路大震災のときも火災で亡くなった方が大変多いわけですが、やっぱり香美市は、特に土佐山田町は地震には強いという、ある意味神話になっているかもしれませんが、地震時に火災が起こる対策、地域力として取り組むことがベースではないでしょうか。自治会に入らない、入れないが、しかし、地震火災は怖いや、嫌だという思いは持っていると思うわけですので、自主防災組織も含めてですが、やっぱり地震火災対策重点推進地域での自治会、町内会単位での現状の把握、この計画をつくっていますけど、これから具体化が要りますので、やっぱり自治会単位一定エリアでの現状の把握と、それに先ほど言った取り組みの積極面も本当に生かしながら問題点を解決していったって、地域、地域の処方箋といいますか、作成をしていかないといけないときにきているんじゃないかという認識なんですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 重点推進地区の自治会、防災会の皆様には御協力をいただきまして、感震ブレイカーの配布事業を進めているところです。現在115防災会のうち13防災会が配布済み、または配布中です。

自治会等につきましては、役員の人材不足、会員の高齢化、新たな加入者の少なさ等が課題であるとお聞きしております。自治会、防災会はあくまで主体は住民の方ですので、行政としてどこまでかかわっていくかが難しいところがございますけれども、ある防災会では、自治会加入率が5割程度のところ、防災会長の御尽力で加入率については9割を超えているというところもありますので、そういった事例を自主防災組織連絡協議会等の機会を捉え、情報共有していくことも有効ではないかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひよろしくお願いします。

④ですが、地震火災対策計画に掲載されている、火災延焼シミュレーションの実施計画に基づいてお聞きします。

この季節での風速と風の向きは、本市の風速データを反映させたものでしょうか。この庁舎の上にありますけど、風速のイメージとして、ぜひこれをちょっとよく議論する必要がありますのでお願いします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 地震火災対策計画の延焼シミュレーションにつきましては、高知県が条件設定を行ったもので、御質問の風速データにつきましては、山田地区から最も近い、高知地方気象台の後免気象観測所における1985年から2014年までの数値を用いております。

後免気象観測所の数値を用いた理由といたしましては、香美市役所及び香美市消防署に設置してあります機器で得られるデータでは、シミュレーションを行うために必要なデータが不足していたと聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この風速の関係等でこれを見ましたら、風速のイメージという階級別に分けていますが、このシミュレーションで見たら、冬場の風が秒速8メートルという位置づけになっているわけですね。秒速8メートルということですが、風力階級5の冬の季節時の秒速8メートルは、葉のある灌木、低い木が揺れ始める、池や沼の水面が波頭が立つ、水面が揺れ出すということが風力階級5です。今、香美市の北風というのは半端じゃないんです。ですから、これは低すぎるんじゃないでしょうか。少なくとも風力指数の7か8、樹木全体が揺れる、風に向かって歩きにくいとか、小枝が折れるとか、風に向かって歩けないとか、こういう状態のところはかなり香美市にはあるんですね。ですから、ぜひこのシミュレーションを含めて考える必要があります。特に、またこの内容で地震火災対策計画の資料2の5というところを見たら、向きも強い北風にならんといかんですが、類焼地域のところが何か東本町5丁目で出火した場合に、どちらかというとなりに燃えていたり百石町に燃えていくという、一部旭町のほうにあるんですが、なっています。これで本当にいいのかなということを含めて考えていますが、この関係もちょっと見直す必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） データのうち最も出現頻度の高い最大風速を抽出し、その中で上位2.5%を除いて計算したため、やや低く感じられますけれども、これはいわゆる異常気象を除いた場合の強風として出現頻度の高い値となっております。

風向きに関しましては、香美市消防署のデータを参照しますと、冬の平均風向きは北、冬の最大風速時で出現頻度の高い風向きは北北西となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 地震火災対策計画では、この地域の火災時の安全な避難場所として評価される場所として、山田小学校と山田高等学校が指定されています。しかし、この山田高校の北側にあります東本町地域は、空き家が49件、全体の半分近くの47%が集中しているんです。それに対して、地震火災対策計画資料編3の7では、出火

点が東本町5丁目で、延焼地域が先ほど言った東方向や百石町、旭町5丁目がなっているんですが、強い北風を考慮すれば、旭町全体に広がるのではないのでしょうか。そうなれば山田高等学校は火災からの輻射熱や熱気流などからの温度上昇で避難所として大変危険になるのではないのでしょうか。本市での風速データを反映させた火災延焼シミュレーションを再度行い、地域の自治会や防災組織を反映させると同時に、線路より北の地域に、冬ときには、避難場所を確保するなどの工夫が要るんじゃないのでしょうか。この計画そのものを発展させていくというか、更新させていくような考えも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 山田高校の北側にある国道195号は、歩道から歩道の幅員が約10メートルとなっておりますので、建物から建物への実際の離隔距離は全て10メートル以上となります。消防力の整備指針によりますと、通常の火災の場合、火元が木造2階建てで離隔距離10メートル以上の延焼率は、0%から2.9%とされております。延焼の危険性が全くないとは言えませんが、相当の異常気象でない限り安全と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど言ったように風の強さをどう考慮するかですので、ぜひもう一回風も含めて、多分これは弱いと思いますのでお願いします。

最後になりますが、地震火災対策計画の総則の計画の目的にも明記していますが、街路の整備、沿道建築物の不燃化、オープンスペースの確保などが火災に強いまちづくりを進めることの基本と明記しています。南海トラフ地震の発生が現実のものとなるときに、今この議論をするべきではないのでしょうか、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まちづくりとして街路の整備は現在も行っていますし、今後も計画にのっとり行わなければならないと考えています。沿道建築物の不燃化については、建築基準法による建築確認により担保されています。オープンスペースの確保については、今後の課題と考え、公共用地などがあれば広場等スペース整備も可能なため、市他部署や関係機関、当然地域防災関係者などと協議はしていかなければならないと考えています。また、前段、街路の整備及び道路附帯施設などにより、ある程度の空間は整備できるものと考えています。

当然、市などの関係機関では議論をしていますが、用地等、いろいろ諸問題や個人の財産的なものもあるため、地域を巻き込んだ議論が課題ではないかと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 井上建設課長に、本当に地域を巻き込む議論が今本当に大切

という、今回そういう自治会の問題、防災会の問題も含めて地域の組織率の問題もあったんですが、今この地域で議論することが必要です。新町西町線、できれば西本町が一つの、西東の類焼の関係は一つ切っていくことができると思うんですが、問題はやっぱり東本町関係がかなり厳しい面があるのかなと感じているわけですので。

そこでちょっと提案なんですが、この地域火災対策計画を具体的に実効あるものにするためにも、庁舎内での各課横断的に交流・連携できるプロジェクトチームをつくる必要性はどうでしょうか。市長が答えられれば法光院市長にお願いしたいですが、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まちづくりという立場、建設課の立場でお答えさせていただきます。

当然今都市計画マスタープラン、香美市都市計画マスタープランなんかもやっていますし、その中で幹事という形で関係の職員、課長に集まってもらって議論をしています。また、その下の下部組織として、若手職員からも意見を求めたりという場をつくっています。その場の中でそういう話が出て議論ができればいいのではないかと考えています。以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひよろしくお願いします。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） ここで企画財政課長、佐竹教人君から発言を求められておりますので、これを許可します。

企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 笹岡議員のG I G Aスクール構想の財源措置のところ、私の答弁が総合的にG I G Aスクール構想をやると決定された後は、「あらゆる手段を通じて支援をしていく」というふうに申し上げましたけれども、「補助金や起債とかのあらゆる制度的枠組みを用いて支援していく」というふうに訂正をさせていただきます。財政部門として無制限に一般財源の支出をいとわないというようにとられては困りますので、少し訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（比与森光俊君） ただいま企画財政課長、佐竹教人君から一部訂正の申し出がありました。会議規則第65条の規定によりこれを許可することにいたします。

続きまして、建設課長、井上雅之君より発言を求められておりますので、これを許可します。

○建設課長（井上雅之君） 先ほど笹岡議員への答弁の中で「自治省」と答えてしまいました。2001年から「総務省」になっていました。訂正をお願い申し上げます。

○議長（比与森光俊君） ただいま建設課長、井上雅之君から訂正の申し出がありました。会議規則第65条の規定によりこれを許可することにいたします。

笹岡 優君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時10分まで休憩します。

(午後 0時08分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

山崎龍太郎議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 私の午前中の質問の1、申告についての(3)④実績から障害の状況に対し、要介護度はリンクしているかの質問の中で、私の認識不足で要介護「4、5」と言わんといかんとところを要介護「1、2」と言ってしまいました。介護の重さの1、2、3、4、5の認識を逆に考えておりました。

あわせて、要介護「3、4、5」と言ったところを要介護「1、2、3」は障害者の対象ではないかという点でございます。そこのところを訂正させてください。申しわけございませんでした。

○議長(比与森光俊君) 確認です。要介護4、5と言ったところが要介護1、2？

○13番(山崎龍太郎君) 「1、2」と言ったところが「4、5」。

○議長(比与森光俊君) 「3、4、5」と言ったところが「1、2、3」。

○13番(山崎龍太郎君) そういことです。よろしくお願ひします。

○議長(比与森光俊君) ただいま13番、山崎龍太郎君から先ほどの一般質問の中で、要介護度につきまして「1、2」の部分を「4、5」に、「3、4、5」の部分を「1、2、3」に訂正したいとの申し出でございました。会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

一般質問を続けます。

6番、森田雄介君。

○6番(森田雄介君) 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、今回は4点にわたって一般質問をさせていただきたいと思ひます。

1点目、ふるさと納税の活用戦略ということでお聞きをいたします。

きのう、ちょうど奈半利町のふるさと納税にかかわる職員さんが逮捕されるという報道がありました。非常に残念であります。しかしながら、光があるところには影があるということで、光があるところにしっかりと種をまく、こういった観点で質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

議員控室に、こういった「ふるさと納税、ホントのところ」という冊子があります。この中で今回ふるさと納税、地域商社とも言われるような取り組みもありますので、ちょっとここで紹介をさせていただきたいと思ひます。

岩手県北上市におきましては、一般社団法人北上観光コンベンション協会の中のふる

さと納税専門チーム「きたかみチョイス」が2016年に設立され、地域商社の役割を担っております。町やお礼の品はアピールできているが、事業者の存在を寄附者の記憶に残せていないという課題に対しまして、事業者を表舞台に出し、PRすることをテーマに取り組み、事業者のモチベーション向上につなげておりました。クレーム対応から課題解決まで取り組みまして、地元の運送業者との課題も改善に結びつけているということでありました。

次に、茨城県境町には道の駅運営とふるさと納税のプロデュースを手がけている株式会社さかいまちづくり公社があります。2016年9月に設立された官民協働の企業体であります。お礼の品の開発、発送業務、納入業者との折衝などを引き受けております。地元で作業手数料が支払われることで、地域への還元になるということが報告されております。

次に、岩手県陸前高田市では、お礼の品のこん包作業は知的障害や発達障害を抱えるスタッフが、集荷は地元高齢者の方々が担当するという新しい取り組みをスタートさせています。東日本大震災からの復興に当たり、幅広い就労機会をつくろうと発足をしました、一般社団法人ドリームプロジェクトによる試みということでありました。

次に、最後ですが、福岡県宗像市は中間事業者への支払い手数料により、寄附金の一部が結局都市部に流れることの是非が議論をされまして、独自運用に切りかえております。寄附者の要望に的確に応えることで、新たなお礼の品の開発やクレームの減少へとつながっているということでありました。

返礼品の3割規制により、寄附先の一極集中が解消されるであろうと言われている今、本市をPRする窓口であり、応援したくなる取り組みをつくり出す拠点として、地元で活動する事業者が要るのではと考えます。

以上を踏まえまして、①としまして、地元事業者の必要性に対する見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 森田雄介議員の御質問にお答えいたします。

将来的に地元で活動できる事業所があれば理想ではございますが、現状ではそのような事業所が存在しないため、今後、起業してくれる方の募集や、また、現存の事業所の中で、事業拡大を検討しているところはないか情報収集をし、声がけをしていく必要があると考えております。

ちなみに、香美市の中で観光協会とか商工会など、NPO法人等も声がけをいたしました。今のところ委託事業者としては現状ではなかなか難しいということがございます。先ほど森田議員からもおっしゃられました、奈半利町の件もございますが、あそこは地元の事業者には軸足を置いて委託をしておいたということもございまして、なかなかそういった面でも香美市のほうはさとふるとか、レッドホースということで、大手のところ委託をしておりますので難しいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ちょっと1点、確認というか、ちょっと意地悪なお話になるかもしれませんがけれども、楽天のほうでもふるさと納税の受け込みをしております、ここには市町村ごとのレビューというのが出ております。そこで、当然いい評価をいただいているところもあるんですけども、残念であったというような内容も出ておるんです。こういったクレームへの対応は、内容で言いますと発送が遅いであるとか、ワンストップ特例の申請封筒が同封されていない、ちょっと箱が衛生的できでない、そんなのが出ております。定住推進課としてこういったものは確認されているのか、また、対応されているのかという点をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

レビューが一番大事なところでございますので、担当のほうで毎日確認をしております。そして、クレーム等につきましては、さとふるとかレッドホースのほうで、それぞれメールや電話等で対応していただいております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） こういった先ほどの岩手県北上市なんかの紹介をさせてもらいましたけれども、クレーム対応もやってくれるという意味では、事業者さんに任せるといっていますが、レッドホースは非常に大きな会社ではあるかもしれないけれども、軸足はやはり中央にある。そういう意味では、地域に軸足を置いて誠実に対応するところでも、地域商社はメリットがあるんじゃないかなということで、少しお聞きをさせていただきました。

もう一点、県のほうも今、地域未来投資促進法に基づく物部川地域の基本計画の中に、地域商社の育成を目指すというような文言も入っております。きのうの一般質問を引用させていただきますと、サテライトオフィスの答弁の中で、市長も積極的に進めたいということでありました。もし県とか、今現在ではないというお話でしたけれども、将来にわたってそういう事業を受けてくださるところがあれば、ぜひとも検討していただきたいと思います。

そのことを踏まえて、②であります。

現在のところでは実際に契約という相手方もないので、具体的な検討になっていないとは思いますが、契約の方式をプロポーザル方式にしてはということをお聞きをいたします。

本市での事業を振り返りましたら、図書館設計業務、児童クラブ運営業務委託、それから、香美市合併の10周年記念式典パンフレット及びロゴマークの作成委託業務などが、公募型のプロポーザルで募集をされておりました。そういった事例もあります。具体的な検討ではないかもしれませんが、現在の見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在の委託事業者であります、さとふるやレッドホースが扱う楽天やふるさとチョイスにつきましては、全国的にも知名度が高く、ふるさと納税のノウハウや実績もある事業者となっております。

中でもさとふるは、さとふるが起業間もない、平成26年ぐらいから起業ということでございましたが、平成27年度から香美市は業務委託しております、当時のリピーターも多く存在するため、現在でも寄附金の全体の約6割はさとふるサイトからの寄附となっております。以上のことから、ほかの事業者を募集する予定は現在のところはございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まだ検討されていないのでちょっとあれですけども、実際に、一般競争入札に比べてプロポーザルというのは、目的に合わせた委託を受けてくださる方を公募の中で選考するという方法でありますので、有効かなということで少し検討の片隅には置いていただきたいなと思います。

③に移ります。

本市にふるさと納税をした寄附者は、その使い道がかがやき、やすらぎ、にぎわい、また市長おまかせコースから選びます。単に修繕を目的とした使い道などではなく、寄附者に感動や満足感を与えるものを選ぶとされております。ふるさと納税は、ここへ来て地域の課題解決の手段として利用され始めているという例を、また先ほどのガイドブックから御紹介をさせていただきます。

東京都の世田谷区では、かつて渋谷駅と二子玉川駅を結んでいた路面電車「玉電」の保存車両再生プロジェクトを、ふるさと納税のスキームを使ったガバメントクラウドファンディングで行いました。

私も議会の視察で訪れたことのある広島県の神石高原町では、2012年から殺処分ゼロを目指した犬の保護事業を、寄附金の使い道事業として登録をしております。この事業は全国各地で共感を呼びまして、3カ月足らずで5,000万円を集めたということです。

ふるさとチョイスやさとふるの中で、「トビタテ！留学JAPAN」という項目がありまして、これへの寄附は、留学したいけれども、経済的な理由で諦めざるを得ない若者を支援する仕組みとなっております。同じ課題を抱える自治体が広域的に連携しているのも特徴であります。これらの寄附に対しては返礼品を設定をしております。それでも応援したい方々から寄附が集まっています。本市にもそういった課題に対して寄附を募る方式を探ってみてはと思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

御質問の方式といたしましては、企画案に対して賛同者の寄附金を募るという、クラウドファンディング方式がございます。以前、本市もこのクラウドファンディングにつきまして挑戦を検討した際に、さとふるの担当者から説明を受けた経過がありますが、最近の寄附者の傾向といたしましては、通販感覚の方が多くいらっしゃいまして、寄附額に見合った対価が商品等でもらえない企画は、なかなか成功が難しいとのことでもございました。しかしながら、他自治体では成功した事例もございますので、本市も今後、適した企画がありましたら、関係各課と連携しながら前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、少し関連しますので、④に移りたいと思います。

新年度から企業版のふるさと納税の税額控除枠が拡大されます。企業版ふるさと納税はまち・ひと・しごと創生総合戦略で設定をした地方創生プロジェクトに対して、企業から寄附を行える仕組みです。近年では、社会的課題解決への取り組みが企業の価値を高めることにもつながり、今後積極的に活用されることが期待をされております。本市においては、これまでに企業からのふるさと納税があったのか、ちょっとお聞きをしたいんですけども、先ほど、検討はしたが実質公募もされていないのかもしれないけれども、それとまた今後の対応、先ほども積極的にというお話もありましたけど、再度お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、実際これを実施する場合には事業計画の策定が必要となっており、現在のところ策定ができておりませんので実施はしておりません。議員のおっしゃるとおり、来年度からは企業版の控除割合が拡大されるということになっておりますので、今後調査、研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひともまた今後の調査、研究をお願いいたします。

それでは、大きな2点目に移ってまいります。

農業分野の持続可能な発展ということでお聞きをいたします。

前回、2019年12月の一般質問におきまして、日米貿易協定の影響を本市の農業分野においてお聞きをしたところ、農業の市内総生産額は平成21年度から上昇傾向にあり、最新のデータである平成28年度には、対平成21年度比10億円増の41億9,500万円となっているとの報告を受けました。きょう、課長のほうからも資料をつけていただきまして、平成28年で41億9,500万円ということが示されております。本市の農業の力強さに感心するとともに、より詳しい内容をお聞きしたいと今回

質問するものであります。

私がお聞きをしたニラ農家さんで言いますと、規模を拡大すれば売り上げが上がるものの、そぐり手さんを確保することなどはめどが立たず、現在の規模を維持するほうが賢明であると考えている。ただ、将来においてはさらにそぐり手さんが減ることが予想されることから、近くそぐり機を導入して、将来の人手不足に備えたいといった見解がありました。

また、一方で主要産業であるがゆえに農薬の空中散布が、この後お聞きするんですけども、化学物質過敏症の方への影響が強いことであるとか、農業ビニール素材の廃棄の問題だとか、大規模であるほどより顕著にマイナス面もあらわれるということであります。そういったところもあわせて現況をお聞きしていきます。

①であります。

本市の農業生産額が増加してきた要因の分析をお聞きいたします。生産を拡大している農家がある一方で、拡大に困難を抱えているところもあり、農家数としては減っているのではないかなと思っておりました。農家数や1件当たりの生産額、栽培面積の推移をあわせてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

主要農産物の栽培面積の推移はお手元にお配りした資料のとおりです。

農家数につきましては、2015年農林業センサスからの増減を把握しておらず、1戸当たりの生産額の算出はできませんでしたので、課税農家数と農業所得額を載せております。生産高の増加につきましては、農家の経営規模拡大もありますが、産地パワーアップ事業や園芸用ハウス整備事業による施設整備及び環境制御技術の導入による収量アップが要因だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 産地パワーアップ事業とか、環境整備技術の導入が要因だという見解もいただきましたので、生産者が少し減っているというのは、今後少し課題かとも思いますし、いい方向に産地として向かっていけば、また就業者もふえていくのではないかなという思いも持ちながら、次の質問に移りたいと思います。

②であります。

農業が大規模効率化する上で合理化は欠かせません。しかしながら、その合理化の名のもとで行われるさまざまなことのうち、例えば、農薬の空中散布やビニール資材の処理というものには環境負荷がかかります。近年、殊更プラスチックの環境汚染が取り沙汰されております。昨日のお答えにもあった廃棄物のリデュース、発生抑制に資することが今後期待されております。このように環境汚染が深刻になる中で、農業分野におけるプラごみ削減への取り組みと今後の課題をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

農業関係で発生するごみの主なものは、農業用塩化ビニール、農業用ポリ資材があり、県内では高知県農業用廃プラスチック処理公社が処理を行っています。

この事業は、県内各地域におかれた処理の窓口となる地域協議会へ、農業者から農業用塩化ビニール、農業用ポリ資材が持ち込まれ、廃プラ公社へまとめて運搬し、処理がされており。香美市の地域協議会事務局はJAに置かれ、処分費用の3分の1を市が負担しています。この事業によって、不法投棄や野外での焼却による環境汚染が抑えられていると思いますので、今後ともこの取り組みに対する支援は継続していきます。また、廃プラ公社が回収できないごみについては、販売元に持ち込み処理しているようです。

課題といたしましては、ごみの削減はできますが、なくすることはできませんので、現状の資材よりも地球に優しい素材の開発に期待するところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本市の取り組みは十分にされながら、なお全体の技術の進歩も必要だと思います。ぜひともそういうふうには社会全体が進んでいってほしいと思いますし、もしこういった今の取り組みなんかを積極的に、昔に比べたら進んでおるといようなこともアピールできるように、また時々には思い出せるように宣伝、PR等ができたらなと思うところがあります。

③に移ります。

昨年9月の同僚議員の質問でもありました、農福連携の取り組みは、農家の労働力の確保と、障害者等の雇用の確保の両面にとって有意義な取り組みであるとの答弁もあり、検討を進めているところだと思います。人と仕事のマッチングは個々それぞれのケースにおいて千差万別であり、可能性があるならトライをしてみるしかないのだと思います。障害特性に配慮は必要ですけれども、情熱があることはもっと重要です。現状で具体化できそうな事例や難しそうな事例等、検討されているのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

農福連携に関しましては、現在庁内関係課である福祉事務所、健康介護支援課、農林課で協議した後に、中央東福祉保健所を交えて検討をしているところですが、まだ制度設計には至っておりませんので、具体的な事例等の研究まではできておりません。先進地では就労継続支援B型事業所を立ち上げるとの情報がありますので、今後も調査研究を進めて、香美市に合った制度設計をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 1点確認を、制度設計への御説明がありました。現場という
か、働きたい方とか、また、農家さんのお話なんかも聞かれておるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

農家さんのほうは、やはり労働力不足ということで、この事業については随分と興味
を持たれている方もいらっしゃいますし、さきにもお答えしましたが、農家さんの中で
実際雇われたけど、結局対処できなくて、雇用が続かなかったというケースもあります
ので、できましたらこの事業は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひともまた情熱を持って進めていただけたらと思います。

次に、大きな3点目の質問に移りたいと思います。

化学物質過敏症の啓発をということでお聞きをいたします。

昨年、これも12月議会で香料・化学物質過敏症への対策を求める意見書を可決いた
しました。国には国がすべき対応を求め、本市においても化学物質による健康被害を
発症する人に寄り添い、支援をする手だてをとらなければならないと考えます。

化学物質過敏症は、がんや糖尿病とは違って、体の表面には大きな変化もなく、悪化
が死に至る病気でもありません。慢性的に体調の崩れを抱えているという状態です。体
調を維持するためには空気のよい高原に避難をしたり、有機食品しか食べられなかつた
り、高い洗剤や高い服しか着られなかつたりします。それは療養に必要なことですが、
周りの目にはわがままのようにも映ります。療養のために真っ先に求められるのは周囲
の理解ではないでしょうか。

①です。

その点で、香料でも健康被害が出る実態など、まだまだ知られていない状況があるの
で、まずは他市のホームページにもあるように、本市のホームページにも実態を知らせ
る記事を書いていくよう求めます。対応はできますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

化学物質過敏症につきましては、高知県や高知市、南国市のホームページで掲載され
ていることを確認いたしました。健康介護支援課としましても、県の保健所などと相談
しながら、掲載内容等について今後検討を始めたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 内容について検討ということで、これだけ化学物質が蔓延し
ておりますので、全ての人に発症する可能性もあるとも言えます。啓発とともに使用を
控える動きが少しでもあらわれることを願っております。

それで、関連もしますので、次の②に移りたいと思います。

参考になる高知市や仙台市のポスターを一応スクリーンで紹介させていただきたいと思います。このように、化学物質過敏症を知っていますかというような形で2点ほど、絵があったほうがより目を引きやすいということもありますし、興味を持っていただいて、また詳しい内容も掲載をされているというようなことであります。今後検討という話はあったんですけども、このような形で各職場や学校といったところでも啓発するポスター等、活用できないのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

こちらのほうでも高知県の作成しているチラシ等入手することができております。また、参考にさせていただきますして、掲示場所とか配布先につきましては、今後庁内の関係課とも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひともまた掲示場所等、連携してよろしくお願ひいたします。

それでは、大きな4点目であります。

身寄りのない方の入退院・葬儀の対応ということでお聞きをいたします。

ひとり暮らしの方が脳梗塞で倒れ、体が思うように動かず、しかしながら、わずかに動いた右手で携帯電話から119番を連絡をする、本市でも実際にあったということで私はお聞きをしております。そのような方のうち、身寄りもなく、救急搬送された後に意識混濁になった場合、救急救命から先の医療行為、その費用の支払い、入院するに当たり身の回りのものをどう準備するのか、回復して転院や転所する場合、身元保証人をつけることができない人は受け入れ先がなかなか見つからないといった現実もあると聞きます。もしくは、そのまま亡くなられた場合に葬儀や遺留品の処理、埋葬といった死後対応はどうなるのか、いろいろな課題があると思います。

日本医療社会福祉協議会がまとめた身元保証がない方の入退院支援ガイドブック、これは印刷したものでありますけれども、これを見ましたら、身元保証のない患者の退院・転院先が制約されていると思う割合は、とても思うが7割で、やや思うと合わせると9割に上るということであります。これが全国共通した問題であるとされております。

また、こうした事態にまず対応するのは、医療ソーシャルワーカーと言われる人たちということですが、先ほどの調査で、一般病床ありの病院をソーシャルワーカーがよく機能している病院と仮定をし、それ以外の専門病床のみの施設と比較した調査によりますと、保険加入の手続の実施、限度額手続の実施、身元保証人搜索の実施、葬儀手配の実施の4点については差が見られております。ソーシャルワーカーがより多くの事例に対応する病院のほうが、実施率が10から20ポイント高くなっているとの結果であり

ます。

一方で、専門病床のみの施設でも、必要物品の準備や、金銭や所持品の管理の実施に差はなかったとの調査結果となっておりますが、金銭管理は複数人で行うなどの院内規定が設けられていない割合は、ソーシャルワーカーが少ない病院ほど規定が設けられていない傾向があるということでもあります。

以下、この調査で寄せられた自由記述欄のコメントも抜粋をさせていただきます。

一番長く勤務しているソーシャルワーカーが独断で行っているものが多く、それが慣習となってしまっている。また、マニュアルがなく、ソーシャルワーカーに判断が委ねられているため、過度な負担により、ソーシャルワーカーのバーンアウトにつながる要素が高い。また、成年後見制度に申し立てをしても、後見人がつくのに1年ほどかかり機能していない。また同様に、この申し立てに半年ほどかかり、受け付けられない場合もある。本市の場合も、実際の事例の中でさまざまなケースがあったと思われまじけれども、今まで述べてきたことも含め、どのように対応されているのかを順次お聞かせ願いたいと思います。

①医療行為の同意についてであります。

誰かが同意書にサインをしなければ医療が受けられないという場面をお聞きいたします。形式的に保証人のない患者に不必要な身元保証会社をあっせんする急性期病院があり、トラブルになっていることが先ほどのガイドブックの報告にもあります。実際の対応等、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

医療法では、本人の判断能力の程度にかかわらず、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本とした上で、適切な医療行為を行うことが求められております。

一方で、本人の意思が確認できない患者の場合、本人以外の第三者の決定・同意については法令等で定められた一般的なルールはございません。社会通念や厚生労働省が取りまとめいたしました、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインに示された考え方にに基づき、医療機関で個別に判断されているものと考えられます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 個別に判断ということで、本当にここでまずかなり迷うということが言えると思います。まとめはまたしたいと思いますので、②に移ります。

入院費用の未収金に対する責任はどうでしょうか。後でも繰り返し触れますけれども、身寄りのない方は社会との関係性が少ないことと、経済的貧困が複雑に関係しているケースが多くあります。ケースワーカーとの連携が必要になってくる事例と思っておりますが、

いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

身元が判明している場合ですけれども、この場合、本人支払いが原則となり、未収となる入院費用を支払う責任は市にはございません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本人支払いが原則なんですけれども、経済的に貧困のケースはあると思います。そういったところは、スムーズな市の中での支援につなげることができているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

生活に困窮していると考えられる場合につきましては、医療機関から生活保護の相談が行われる場合がございます。その場合につきましては要否判定を速やかに行い、医療扶助の適否を判断しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 実際に御本人さんは入院されているわけですから、そちらのほうに出かけて行って手続もするということですね。

③に移ります。

身の回りの支援、着がえや日用品の購入などはいかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

入院とその療養に伴う世話につきましては、医療機関の相談支援事業で支援を受けられているものと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） では、④です。

次の転院・転所先を探す段階になったときです。保証人がいないことで受け入れ先の制約になると答えた割合は、9割であると紹介をさせていただきました。本市が関係したこういったケースの場合はいかがだったでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

転院・転所先の確保につきましては、医師の指示に基づき、医療ソーシャルワーカーが調整しているということが実態でございます。市が直接関与という場面はございません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ここも市が関与していませんけど、さっきの医療同意にもありました、個別に判断している状況になると思います。なかなか受け入れた病院にとっても次をとということで、非常にまたここも困難性を伴う場所だと思いますので、またこれは課題じゃないかなと思っております。

⑤に移ります。

一方で、亡くなられた場合なんですけれども、葬儀や遺留品処理、埋葬といった死後対応はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

身寄りのない患者が死亡し、葬祭執行者がいない場合につきましては、墓地埋葬等に関する法律に基づきまして、死亡地の市町村長が火葬を行うということになっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 済みません、続けて。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 続けて答弁いたします。

葬儀につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。遺留金品の処理につきましては、相続人の存否判明まで市町村長が管理、最終的に不在が判明した場合は国庫に帰属すると考えております。埋葬につきましては、市の無縁仏の納骨堂に収蔵しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 実際、法に基づいて処理されると。その費用も市を経由して、国費か何かで充てられるんですか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 葬儀にかかりました費用についてお答えをいたします。

墓地、埋葬等に関する法律で火葬を行った場合につきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、その費用の弁償を求められるということになっておりまして、これは扶養義務者に請求をすることになります。弁償がなされなかった場合につきましては、この法に基づきまして、国税徴収法の例により徴収をすることができるとなっておりますので、所定の事務を行うこととなります。身元が判明しておる場合はそのとおりでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私のほうも一回確認をすればわかることだと思いますので、確認をしておきたいと思います。

それで、5点お聞きをしてきましたけれども、このほかにも家賃や水光熱費の支払いであるとか、また、借金を本人さんが抱えている場合、こういったこともあると言われていています。ふだんのつき合いはないけれども、いざ亡くなった場合には、先ほどの最終的にかかった費用を誰かに支払いを求めなければならないという中で、連絡先、つながりというのを探っていくという作業も必要になると。率直に、こういったいろいろな市が対応する業務もあれば病院が対応する業務もある、こういったことに幾つか例があつての御答弁もあつたと思います。日ごろ感じている課題等ありましたら、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 課題でございますけれども、やはり身寄りのない方の中にも扶養義務者の方もおいでというケースが多々ございます。そういった方とのコンタクトをとって、経費の請求とか葬儀の執行を交渉する場面が、非常に困難になっておると。もともと身寄りがない方と御相談があつておりますので、なかなか交渉は難航するといったことが多々ございます。それが現在感じておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） なかなか答えがないというか、本当にケースごとに大変な業務になると思います。

それで、（2）のほうへ移りたいと思います。

身寄りのない独居生活者は年々増加傾向にもあると思います。経済的貧困とも複雑に関係していることが特徴であると、先ほどのガイドブックなんかでも指摘をされております。

それで、この中で三重県伊賀市の社会福祉協議会研究事業の成果や、それから愛知県半田市の取り組みが紹介をされております。ともすれば、身元保証人を設定したから、先ほどのいろいろな手続を実は身元保証人がやっているというのが実情であります。そういう方を設定したから全て解決という話になりかねませんが、さまざまな問題があるからこそ、実際にこういう身寄りがなく保証人もいない状態にあります。身元保証人一人に任せては、その方が潰れかねないというような状況であります。

また、愛知県半田市の事例では、身元保証代行団体の金銭管理が不透明であることが問題の根本にあつて、病院や施設の都合を最優先にしたことにより、本人の医療を受ける権利を著しく侵害する事態となつていたことを確認されております。関係機関ができることを持ち寄る、どこか1カ所に負担がかかつてはいけないというのが、この問題の根本にあるというふうに感じます。関係機関の共通理解が進むよう、互いがマニュアル

なりガイドラインを持ち寄り、さらに相互支援を明確にする必要があると感じますが、今後の取り組みをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市におきましては、現在のところ取り扱い件数も少なく、ガイドラインがないため関係者が混乱しているという状況にはございません。

しかしながら、今後も社会の高齢化が進展し、独居の高齢者、障害者、高齢者のみの世帯や、障害者の子と高齢の親との世帯などがふえる一方、家族機能が低下・縮小する傾向が予想されますので、経済的貧困と関係的貧困が複合したこの問題への対策は不可避のものと考えます。成年後見制度の利用を促進するとともに、対応事例の情報集積を行い、関係部署との連携を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まだ混乱している状態にはないというのは、逆に言えば幸いで、今後そういうところへ、人的リソースも少ない中でかなり手をとられるという事例もふえてくる可能性がありますので、今のうちから検討して、そういったことに陥らないようにぜひとも検討・研究を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

1つ目、さらなる安心・安全を。子供が親の手元を離れ、初めて団体の中で生活することとなる保育園はとても重要な場所です。今回は、保護者とその御家族の方々の声を質問させていただきます。

子供たちが集団の中で健康で生き生きと生活できることは誰もが願うことです。現在の保育環境等についてお尋ねいたします。

①です。

入園前に面接がありましたが、子供のこと、お迎え、アレルギーのことを聞かれて、園のしおりはなかったと聞きました。感染症などの病気のときの対応や薬について、また、個人情報同意書、緊急時の対応を入園までに知りたいとのことでした。さらに共働きなので、家族が迎えに行くことがあり、配置図があるとわかりやすいともおっしゃっていました。しおりが事前にあると参考になり準備がしやすいので、面接時に説明と配付ができないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

現在、入所決定通知を送る際に、面談の御案内文書とともに、香美市立保育園共通の開所時間や休園日、登園、降園等のことなど、必要事項の説明のための入園のしおりを同封しております。面談時に各園で入園に向けての説明もしておりますが、保護者の方が事前にお知りになりたい情報や各園の配置図なども、今後入園のしおりに追加していくなど考えていきたいと思っております。

また、新入園で不安な思いの保護者の方の気持ちに寄り添えるように、面談時の説明もより丁寧にすることを心がけるよう各園に周知したいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 誠意のある御答弁ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただきました、書き添えていただけるということですが、その中に感染症なんか1種、2種、3種とあると思うんですが、その1種にコロナウイルスとかジフテリア、ポリオ等が入りまして、こういうふうになると保育園に行っても構いませんよというところを、1種、2種、3種に入れていただきたいことと、配置図のほうは先ほどおっしゃっていただきました。そして、年間の行事予定ですとか、もしこのときにわかるようでしたら早い目に知りたいというふうなことでしたが、それは保育園の事情もあると思いますので、そのことは考慮していただいて、あと、用意するものとか、これは入園まででも間に合うような、それは入っているんですよね、わかりました。あと緊急時の対応、こういったことも多分入っているとは思いますが、説明をきちんとしてくださるということでしたので、そういったところはクリアできると思っておりますが、さっき言ったことも入れていただけるような形でよいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

それも含めて検討はしていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ありがとうございます。

それでは、次の質問にまいります。

家族の方がお迎えのとき、保育士の名前がわかると、〇〇先生が家族にこうおっしゃっていたと伝えやすいということと、また、いつまでもなかなか名前が覚えられないということと、子供から〇〇先生がこんなことを教えてくれたと言われても、なかなか先生のお顔と一致しないということがあります。

②の質問ですが、園内に保育士の名前と顔写真を掲示しておりますので、そこに行けばわかりますが、大規模保育園では名前がなかなか覚えられません。名札をつけていたら名前がその場所でわかります。また、入園した当初や家族が迎えに行くとき、名前がわかると親しみやすくなるので、名札をつけていただくことはできないでしょうかというお声があります。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

園によって名札の着用についての取り扱いには違いがありますが、新入園当初である4月には着用している園が多いようです。ただ、安全ピンのついた名札や首から下げるタイプの名札などはけがの心配もあるため、名札着用については素材等の工夫が必要であると思いますので、今後、園と相談していきたいと考えます。

また、保育士の写真掲示等は、保護者の方が見えやすいように複数掲示するなど、園とともに考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 検討していただけるということでありがたいんですが、臨時雇用の先生が入っていらっしゃったりすることもあると思うんですが、臨時雇用の先生はその顔写真の中には今まではないと思うのですけれども、そういったところでぜひ安全な方法はきっとあると思いますし、近隣の市なんかではつけているところもあります。高知市内なんかでもつけたという話も聞いたりしますので、ぜひ安全な方法は、完全に安全ということはなかなか厳しいかもわかりませんが、そういったところでまた工夫をしていただけたらありがたいのですが、その臨時雇用の先生の対応は何とかできるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

臨時雇用の先生も、年間を通じてその園に在園されている方の分は、顔写真等も掲示しております。ただ、お休みのときに入られる先生とか、そういうところはちょっと写真が入っていない場合もあるかもしれません。今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 次の質問にいきます。

温かい御飯は冬は特にですがおいしく、子供は食欲が出ます。ある園で、たまにですが温かい御飯を出すことがあったようでして、それを食べた子供さんが、きょうの御飯は本当に温かくておいしかったとすごく喜んでいたので。保育士がそれを調理の方にお伝えしたところ、すごく調理師の方も喜んで、温かい御飯を食べさせられたらいいねという話が出たと聞きました。

③の質問に行きます。

3歳児になると御飯を持っていっていますが、夏場は食中毒も心配です。給食時に冷たくなった御飯ではなく、炊きたての温かい御飯を食べさせることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

3歳児以上の主食につきましては、夏場などは特に衛生管理に気をつけて、冷房のきく部屋で昼食まで管理しています。完全給食が望ましいとも思っておりますが、財政面や調理員の確保、調理室の環境整備など課題も多いため、今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 土佐市の保育園では、御存じのように、完全給食に昨年の秋ぐらいからなったようでございます。子供たちは好き嫌いもあると思いますが、おかず等の残りなんかもかなり多いのではないかと心配されるころですが、食品ロスというのは環境面から考えても深刻なことだと思います。

そこで、先ほどの説明では経済面や設置場所、人数が足りないというふうなこともございましたが、近い将来、ぜひとも完全給食の対応を検討していただきながら、それまでの間、エアコンの中で食事をして、お弁当なんかも暖かいところに置いていないということですけども、梅雨時、真夏とか、あと冬場となってしまうと、もう1年になってしまうのかもしれないんですが、短期だけでもとか、たまにぐらいは温かい御飯を出すこともやっぱり厳しいですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） ちょっと私の記憶違いだったら申しわけないんですけども、1カ月に1回は御飯の給食というか、主食も出ていると記憶しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひとも本当に食事というのは大事なところなので、完全給食になれるように何とか検討していただけたらと思います。

それでは、④の質問にまいります。

水筒を持たせていますが、忘れたときの対応はどのようになさっていますか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

保育園で準備したお茶を飲ませるようにしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 以前、忘れたから飲めないこともあったと聞いておりますので、キーパーとかに入れて用意をしてくださっているとは思いますが、わかりました。

次にいきます。

友達が遊びに来て、それぞれが自分の持ってきたゲームで遊んでいるようでして、同じ空間の中にはいるんですけれども、なかなか会話ができないというふうなことが、保育園児の方の自宅ではスマホとかタブレット、ゲーム遊びをする子供さんがだんだんふえてきていると聞いております。

また、家庭の中でも、大人もですけれども、スマホとかでゲームをする方が多いとも聞いております。そうすることによって、親子の会話も少ないと聞きます。会話のある中で育つとたくさん言葉を知っていきます。そのことが遊びの中や友達関係に大きく影響していくのではないのでしょうか。

資料の3をごらんください。

これは、ある近隣の保育園に置いていたお人形のおもちゃです。こういった物を保育園で余り見たことがなかったので、ちょっとおもしろいなと思って写真を撮らせていただきました。このお人形遊びというのは、やはり会話がすごく出る遊びなので、思いやりの気持ちが育ったり、すごく楽しい遊びだと思います。

また、年齢によっても違うと思いますが、遊びの中でやはりルールが身につきます。この隣の4の写真は、低年齢なんですけれども、きちんと自分のジャンパー、オーバーをハンガーにかけて、きちんと整理をされていました。こういったことも遊びの延長のような形で、ふだんの保育園の中で教えていくと、スペースも要ると思うんですけれども、いい習慣が身につくのではないかなと思いました。

スポーツ庁は、小学5年生と中学2年生の2019年の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を公表しています。それによりますと、体力合計点は2008年度の調査開始以後、女子が上昇傾向、男子も横ばい以上で推移してきたのが、いずれも大幅に低下したとありました。小学校5年生、中学校2年生の男子は、ともに過去最低となったようです。このようなことから、保育園のときから体を使った遊びをして、体力・知力・言語力をつけてほしいと思いました。

⑤の質問です。

遊びは子供たちにとっても重要です。遊びの中での会話は友人関係をつくる土台となって、言語上達には欠かせないと思います。屋外と室内での遊びはどのようなことをなさっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられるとおりでと思います。子供たちにとって遊びは探求の芽生えや、多様な関係性を育むなど、あらゆる面で大変重要であると思います。

遊びの内容につきましては、例えば、室内では、絵本、折り紙、粘土などの造形や製作、リズム運動、ままごと、ごっこ遊びなど。屋外では、固定遊具や縄跳び、竹馬のような体を使った遊びや自然と触れ合う遊びなど、各年齢に応じたさまざまな遊びをして

います。

園では、遊びを通して友達同士や保育士とのかかわりを大切にしながら、子供たちの言語発達も促していけるよう、日々保育に努めています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 説明では、しっかり子供たちが遊んでいるということのごくよかったですと思います。

それでは、次の質問です。

⑥プールの水着についての現状はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

現在、プール遊びにつきまして、ゼロ歳から3歳児は、水遊び用の清潔なパンツで行う園が多く、4歳、5歳児は水着着用は御家庭の判断にお任せしているようですが、ほとんどの幼児が水着着用している園が多いようです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） わかりました。

次に移ります。

保育園での避難グッズについてお尋ねいたします。

5の写真をごらんください。

これは近隣のある市のものですが、長靴とヘルメットを玄関と教室に置いていました。本市では長靴は備えていないということですが、靴との違いは、皆さん御存じのように、長靴は早く履けて脱げにくいというところで、いざというときに足を守ってくれると思います。園ではふだんははだしが多いと思います。災害時にはものが散乱し、ガラスが割れて、靴を履いていないと逃げられない状況になります。保育士の方もきちんとした靴を履かれていると思いますが、いざというときに靴をはきかえる必要はないので、そのところもまた検討していただけたらと思います。はきかえることがないと、その分1人でもたくさんの子供たちを早く避難させることができると思います。

⑦の質問をさせていただきます。

園児の避難用長靴やヘルメットの準備はどのようになっていますか。また、緊急連絡先、避難ルート等は誰もがすぐわかるように掲示されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

避難用の履物は園によって若干異なりますが、乳幼児がすぐ履けるスリッパやサンダルを用意しており、ヘルメットや防災頭巾など、避難用品は各園で必要なものを準備し

ております。乳幼児の避難はいかに迅速にするかが大切となってきますので、避難にかかる時間を少しでも短縮できるよう、園では避難訓練も月1回は行っております。また、緊急連絡先や避難ルート等を掲示したり、緊急持ち出し袋なども準備しております。

なお、今後とも園長会などで確認をしながら、災害についての備えがより充実するようしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 園児はすぐ履けるサンダルやスリッパと言いましたか、履けることはいいんですけど、結構底がやわらかいので、万が一ガラスとかがあった場合には、足を傷つけやすいし脱げやすいということもあるので、ぜひ長靴とかをまた園長会のほうで検討していただけたらありがたいなと思います。

その避難訓練のときですが、スリッパやサンダルとかにはきかえて避難をする練習とかもされていますか、避難訓練を月1回やっているとおっしゃっていましたが。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

その具体的なところまでは、今回ちょっと調査をしていなかったもので申しわけありません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひそういったところも含めて、より真実味のあるような形で練習をされると、いざというときにすごく役に立つと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、次の質問にまいります。

写真6ですが、こちらも近隣の保育園の玄関なんですけれども、パンフレットや情報などが掲示されていて、すぐ目につくようになっていました。そこには交通安全ですとかいろんな掲示板を張っていたり、左の下なんですけれども、ここにはパンフレットが自由に目につき、持って帰れるようになっていました。

そこで質問をさせていただきます。⑧です。

市内の情報で、子育て支援の役に立つようなパンフレットやチラシはどのようにしているのでしょうか。また、それは保護者の方の目につき、自由に持ち帰れるようになっていっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

各園でポスターの掲示をしたり、パンフレットやチラシなどを置いている園もありますし、子育てに関する配布物もその都度配布したりしております。

また、園からのおたよりなどでも子育てに役立つ内容を発信することもあります。今後とも、保護者のニーズ等を考えた子育て支援の情報発信などを検討していきたいと

思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひ発信をよろしくお願ひいたします。こんなパンフレットを教育委員会がつくっていらっしゃるの（資料を示しながら説明）、こういったものとか、香美市がつくった分ですとか、あとファミリー・サポートセンターのものとか、いろいろ本当に工夫したいパンフレットがあるので、そういったものを自由に持っていけるようなところを、ぜひつくっていただけたら参考になるかなと思いますので、また園長会のほうでも検討していただけたらと思います。

続けて、⑨の質問にまいります。

園内に観葉植物や花、菜園などをつくるコーナーを設けることによって、情操教育につながるという声があります。見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

各園がそれぞれに計画して、園庭のプランターで四季折々の花や野菜を育てたり、近くに畑をお借りして、年間を通していろいろな野菜を育てるなど、栽培活動や菜園活動を積極的に取り入れ、豊かな感性につなげるよう、保育や食育を実践しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 現在なさっているということで、きっと全ての園じゃないのかもしれないですが、どこどこの団体が来てお花をプレゼントしたのじゃなくて、独自にやっということなので、私の認識不足かも知れませんが、また継続してそういった面もやっというだけだとおもいます。

それでは、次へまいります。

子育てをする中では、さまざまな心配事や悩み事などが出てきます。誰かに聞きたくてもふだんからなかなか交流がないと意外と聞きにくいものです。子供たちは単純にかわいがられるだけではなく、時には優しく愛情を持ってわかるように言葉で教えていくことが必要です。中には、かかわり方がわからない、保護者同士のコミュニケーションのとり方が苦手、どうしていいかわからない人もいます。そして、成長の過程で本当に心配な子供さんもふえてまいりました。そのような相談は、園のほうでも受けられていると思います。

⑩番の質問です。

子育て支援になるような研修会は実施していないと聞きます。初めての子育て、また、兄弟でも違うので迷うことも多くて不安です。相談することができないことがあるので、園内での一日保育士体験や、講師を招いて研修会を開いてほしいと聞きました。見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

研修会としての実施はありませんが、各園では、保護者同士のつながりや子育ての悩み相談などを共有できる機会として、参観行事での懇談会などを開催しています。また、子育てに関する相談を日々の送迎時にできる環境を整えるよう努めていると聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そういったことは、前からもうずっとやっていることだと思うんですが、保護者向けに外部講師の方を雇って、いろんな社会情勢が変わっていく、また、子供たちがインターネット等ですごくいろんな情報があって、おもしろいから次々とサイトを開いてしまったりとかいうことも聞きます。いろいろなことを含めて、外部講師の方に年に1回ぐらい講演をいただいて、さまざまな勉強会をするというのもいいことだと思うんですが、そういったことも園長会のほうで、これは保護者会のほうがかかわらないといけないことだとも思いますので、そういったところも含めて検討していただけるような方法はできないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

おっしゃられるとおり、保護者会のニーズ等も今後聞いていかなければいけないと思いますが、園長会等でもそういう話がありましたということで検討していくようにはしたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひそのようによろしくお願いいたします。

それでは、2つ目のマラソン大会の実施について。

○議長（比与森光俊君） 暫時14時35分まで休憩します。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それでは、大きな2つ目のマラソン大会の実施についてを質問させていただきます。

全国各地で市民マラソンの開催がたくさん開かれています。このマラソン・ランニングブームに火をつけたのは、2007年2月から開催されている東京マラソンと言われ

ているようです。各県さまざまな趣向を凝らした開催をしているようです。日本に1,000万人のランナーがいるとまで言われるようになりました。本市でも高知龍馬マラソンにはたくさんのランナーの方が参加されたようです。マラソンは年齢や性別に関係なく、手軽にできる有酸素運動です。血液の循環をよくし、体脂肪を燃焼させることでメタボ対策にもなります。また、マラソンには精神を安定させるというデータもあり、そして、ストレスの解消となり、メンタルにもよい効果があると言われていています。

本市でもマラソンをされている方をよく目にします。マラソン人口が多いと思われる香美市で、マラソン大会の開催をぜひとも実施していただきたく質問をいたします。

ことしも高知県最大のマラソン大会、高知龍馬マラソン2020が2月16日に雨の中開催されました。42.195キロメートルのフルマラソンでは、1万1,816人の方が参加をして、1万924人が完走して、完走率92.5%となるすばらしい結果でした。たくさんの感動があったようです。参加された方の声が高知新聞の声ひろばでも紹介されています。マラソン大会は今や一過性のブームを超える、多くの方が参加する魅力のある国民のスポーツです。本市でも継続的な地域活性化に期待ができ、健康寿命を延ばすことにもつながる、マラソン大会の開催ができるようにならないでしょうか、お尋ねいたします。

①です。

本市のマラソン大会の開催場所と参加人数は、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） ①がまだ、①はいいですか。

○17番（村田珠美君） 失礼しました、済みません。①の質問でございます。

本市のマラソン大会の開催場所と参加人数をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） それは②やないですかね、通告書を見てください。

○17番（村田珠美君） 失礼いたしました。マラソン大会について見解をお尋ねいたします。申しわけございません。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

マラソン大会は市外、県外からの参加者も見込めて、観光客の誘致や市内での宿泊などの経済効果、応募サイトで検索してもらえるだけでも、香美市の名前を知っていただけるチャンスにもなります。また、初心者でも参加しやすい大会にすることで、ふだんスポーツをしていない人が体を動かすきっかけにもなります。また、沿道でマラソンを応援するだけでも住民の方々の楽しみにつながると思い、単純にスポーツのイベントというだけでなく、まちづくり、地域振興につながるさまざまな効果が見込める可能性があると思います。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 私も同じようなことを思います。

それでは、続けて、①の本市のマラソン大会の開催場所と参加人数をお尋ねいたしま

す。

○議長（比与森光俊君） ②の。

○17番（村田珠美君） 失礼いたしました。②現在実施しているマラソン大会の開催場所と参加人数をお尋ねいたします。

それと、あわせて、資料をいただいておりますので、募集の方法と一緒に伺いしてもよろしいでしょうか、お願いいたします。

○議長（比与森光俊君） ③と一緒にということですか。②と③の答弁を一緒にお願いいたします。

生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 令和元年度の香美市内のマラソン大会について、お配りした資料のとおりになっております。募集方法などは広報とかホームページなどが主になっております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 大変お忙しい中、このように県全体の分まで出していただいております。

この香美市で行っている分につきまして、主催は香美市が行っているのでしょうか。甫喜ヶ峰で行っている分と、塩の道トレイルランニングレースについてはわかります。ピットリマラソンと、走り初めと、駅伝の分と、あと香美市子ども会連合会ピットリタイムマラソン大会についてお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） ちゃんと調べていないんですけれども、走り初めは体育協会、ピットリマラソンなども体育協会と生涯学習振興課が行っております。香美市子ども会連合会ピットリタイムマラソン大会は、少年育成センターの管轄の子ども会連合会が主に携わっております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） わかりました。マラソンブームが始まりかけたころは、年齢層が大変高い方が主でやっていたと思うんですが、健康管理の一環ということで始まったようです。御存じのように、龍馬マラソン等も、各県で盛んになったころにやはり若い世代の方もすごくふえてきたと思います。

そこで、次の④の質問に行くんですけれども、一つ、県外でこんなイベントをしているということをお話をさせていただきますと、山形県天童市では、日本一の生産量であるラ・フランスがあるんですけれども、そこではマラソン大会の名称は天童ラ・フランスマラソン大会となっているようです。皆様も御想像のとおり、走っているとき立ち寄るエイドステーションの全てに、一口大に切ったラ・フランスが置いてあってたくさん食べられ、大変人気のあるマラソン大会となっているようです。

そこで、④の質問にまいります。

全国へ香美市をさらに発信するために、走るコースに龍河洞などの観光スポット、美観スポット等を入れて、地域活性化へつながるようにしてはどうでしょうか。また、やなせたかしさんの故郷ここにあり、アンパンマンと言えば香美市をPRできる大会にできたらよいと思います。

そして、マラソン大会のネーミングはとても重要なので、題名のどこかに、全国的に知名度の高いアンパンマンを入れることができたらすごく最高だと思います。一つの大きな目玉として、香美市に寄り道でなく来ていただけるような企画として、マラソン大会の開催をしてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 人気のある大会となれば大きな効果を得ることができると思いますが、御質問にあるようなマラソン大会は、予算や人員体制などをクリアしないといけない課題が大きい事業となりますので、今後研究したいと思っております。ただ、残念ながら、新しい大会名にアンパンマンの名前を使うことは、著作権の関係から許可はいただけないものと思っております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 確かに大きな大会となりますと、なかなかいろんな面で御苦労等が出てくるとは思いますが、そういった苦労をして大会をするということに、すごく大きな意義もあると思います。

アンパンマンという名称がつけられないというところがすごく大きなネックですが、これはぜひ、こういった思いで香美市が一つになって、これから先やっていきたいという熱い思いで、プロダクションとかにお願いをするということは可能だとは思いますが、そういったことをしていただけるように働きかけを今後、来年すぐマラソン大会を開いてほしいということではないので、近い将来、そういったマラソン大会ができるような形で、何らかのアクションを持っていただけたらありがたいと思います。初めにも申しましたように、マラソン人口もすごく香美市は多いということと、山田高校という学校もすごくマラソンに力を入れている学校でございまして、経済的な地域活性化に本当に大きな意味合いがあると思います。

今回、私もこの質問をするに当たりまして、いろんな方にこんな大会があったらいいねという話を聞きました。確かに龍馬マラソンの後ということもあったと思いますが、すごくそういうわくわくするイベントがないから、ぜひやってもらいたい。そこへアンパンマンとすると、アンパンマンは全国的にもすごく有名なので、そういったネーミングができるとすごくいいねとおっしゃったり、自分も走ることが好きだからぜひ参加してみたい、そして、ふだん本当に何もなくていいところだけど、もし自分のところの家の前がコースになれば、もう足腰痛いけど一生懸命出て行って応援したいというふうな方も何人かおいでました。また、団体のほうにもちょっと聞いてみますと、自分たちもそういった大会ができるのであれば、ぜひぞうすいをつくったり、おぜんざいをつくったり、い

ろんなものをつくって私たちも応援したいとおっしゃってくれて、最高の私の思いはアンパンマンマラソン大会なのですが、そこへ行かないとしても何か大きな目玉となるマラソン大会を、ぜひこれから近い将来していただけるように検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 生涯学習振興課だけではできない事業となりますので、体育協会にも、それと色々な関係課等にもちょっと相談をしてみたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） やはりこういった大きなイベントになりますと、人数制限とかももちろんできると思いますし、香美市と行政、みんなが一緒に一つになって力を合わせて協力できて、みんなで盛り上がるようなイベントがやはり一番だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ここで、最後に市長にお尋ねをいたします。

市長も市長になられる前にはマラソンをされていたのを、私もたびたびとは言いませんが数回目にしたことがございます。このマラソン大会について、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） マラソンについてのお尋ねでありますけれども、マラソンの大会が町にあれば大変にぎやかになるということは、もうそのとおりだと思います。私も全国の大会を見て、楽しそうな大会には参加をしてまいりました。しかし、今まで積み重ねてやってきたところは、皆さんの大きな支持があってやっておられますけれども、今新しくやる場合は行政の中だけの相談では無理なんです。道路を使うということになりますと、やっぱり安全の問題があって、警察の許可も要りますし応援も必要だということでもあります。警察の署長にも時々香美市にあったらいいんだけどという話もしますけれども、なかなか今新しいところを応援をできるような状況にないんだというお話もされていて、別府峡と大栃を結ぶ別大マラソンをやりたいと思ってはいたんですけど、なかなか難しいというようなことがありまして、できないという状況であります。この発想というのは健康につながる問題でありますし、元気ににこにこ体によいことをやって、町を元気にしていくということは非常にいいことでもありますので、すぐここでやります、前向きにというわけにはいきませんが、しっかり考えさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、4番、甲藤邦廣君。

○ 4 番（甲藤邦廣君） 4 番、市民クラブの甲藤でございます。通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まずその前に、ちょっと通告文の訂正をお願いいたします。2 点ございます。

まず 1 点目が、最初の請負契約に係る最低制限価格についてのところの、真ん中の（2）建築・設計業務の請負契約に係るとありますけれども、この「設計業務」を「建設工事業務」に訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、2 点目ですが、次のページの⑤「美術品」の都合によりとありますけれども「美術館」に訂正をお願いします。「品」ではなくて「館」です。よろしいでしょうか。

それでは、1 番目の請負契約に係る最低制限価格についての質問でございます。

まず、（1）設計委託業務の請負契約に係る最低制限価格制度についての質問でございます。

本市におけます設計委託業務につきましては、最低制限価格を現在まで設けておりません。鏡野中学校の武道館・プール、そして消防署の香北分署、昨日説明がありました山田小学校児童クラブの落札率ですね、設計委託の。これが、いずれも三十数%、37%ぐらいという説明でございまして、非常に低い落札率となっております。このうちの 2 件については、地元の同一の設計業者が落札をしております。最低制限価格を設定することの目的は、ダンピングを防止し、成果品・成果物の品質を確保するということにあります。この件に関しましては、昨日同僚議員から同様の質問がありましたし、私の聞こうとする内容もほとんど重複はしておりますし、答弁も実はいただいておりますけれども、この答弁につきまして、私なりに聞いておりました若干疑問点がありますので、確認の意味も含めて簡単に質問をさせていただきます。

まず、①ですが、県及び近隣市の最低制限価格制度の設定状況についてということでペーパーをいただいております。これは皆さんにお配りしていただいておりますけれども、これにつきましてはちょっとごらんいただきたいのですが、これは裏表になっておまして、表が委託業務、そして裏が建設工事というペーパーになっております。

この委託業務について見てみますと、高知県と別に 11 市ありまして、その中で最低制限価格を設定しておりますのが、上から順番に高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市は令和 2 年度から設定するという予定になっているようです。そして、宿毛市、四万十市、香南市、ここまで最低制限価格が設定されております。設定されていないのは、土佐市と土佐清水市、須崎市は令和 2 年からとのことですが、香美市ともう数少ない状況でございます。

これについてお聞きしますけれども、この表の中の高知県の範囲というところを見ていただきますと、これが 10 分の 6 から 10 分の 8.5 までの範囲になっています。ほかのところを見てみますと、例えば高知市が 10 分の 6 から 10 分の 8 までとか、ちょっと 3 分の 2 を下らない額の範囲とかいうことで、ちょっと内容が違っておりますけれ

ども、実は多分国土交通省の示されました範囲というのは、この10分の6から10分の8.5になっていると思います。恐らくこれからは統一されるんじゃないかというふうに思っております。これは早急に取り入れるべきとは思いますが、ちょっとこの②にも関連してきますからもう②に行きますので、昨日の答弁を聞いておりました疑問点があると申しあげましたけれども、ちょっと聞いていただきたい。

昨日の管財課長の答弁というのは、恐らく2年ほど前の前管財課長の答弁を引用したものでしょうと聞いておりました。このときの議事録をちょっと読んでみましたけれども、はっきり言って非常にわかりにくいんですね。例えば、建築の場合ですが、特に見積書を徴収して設計するケースが多いと思います。この際に、見積書を徴収する相手により金額に差が出るとか、あるいは、高い見積書を参照して予定価格を設定した場合は、高どまりした最低制限価格になる可能性があるとか、それから、土木工事のように担当者が適切な水準で設計金額が算出できる統一された積算や見解、これは職員を守る必須条件であると考えているとか、この体制・プロセスができる環境整備を整えば、最低制限価格の設定について一考したいという答弁があったように思います。

ただ、昔はいざ知らず、随分以前から行政側が設計した設計内容につきましては、いわゆる金抜き設計書を示すわけですから、その金抜き設計書に基づいて業者がきちんと積算できるように、歩掛であるとか、単価であるとか、全て公開・公表されております。きちんと積算できるような積算ソフトというものは、もう既に以前から販売されておりますので問題ないと思います。実際見積もりの問題を言うのであれば、これは業者が積算できないような設計書はあり得んということです。積算できるというのが基本になっていますから。実行予算と積算の設計内容とを、どうも混同しているんじゃないかというふうに思います。県も多くの市も取り入れております最低制限価格を、なぜ本市が取り入れないのか、ちょっと私は理解ができていません。実際過去の答弁のような問題は発生しないと思います。ですから、県も他市も多くが取り入れているのではないかと考えております。昨日の答弁では検討すると言っておりましたが、私はもう令和2年4月1日から取り入れるべきだと考えておりますけれども、この件について答弁をいただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 甲藤議員の御質問にお答えいたします。

設計については、香美市のやり方としては設計業者から見積もりを徴して、その見積もりと香美市の建築技術者と協議の上で設計金額を出しておるところなんです。その見積もりの業者、例えば3社出してもらって当たって、3社とも金額が違うということが多々あるわけでごさいます。前の管財課長が言っているのは、高いところもあれば低いところもあるということで、そこの辺を統一しなければならぬのではなかろうかということをおっしゃっていると思っておりますし、うちの場合もそういった形で統一今できていないので、その統一後に最低制限価格を設定していきたいというふうな答弁をさせ

ていただきました。

- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） それはおかしいですよ。設計するのに見積書が、例えば3社からとりますね、それぞれ違いますから同じということがあり得んのですよ。そのどれを採用するかなんです。一緒にして安いほうを全部集めていくのか、1社の安いほうをそのまま採用するのか、それを積算するのに業者が積算できる状況にしないとイケない。課長が言っているのは多分全く違いますよ、当然見積もりとったらみんな違いますから。そこは統一しなくても設計書を上げるのは一つなんですから、一本の積算根拠になりますので、そこは全然問題じゃないと思います。再度答弁願います。
- 議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） 多分で申しわけないですけど、工事をする場合に当たって、人員とか、そういったものを詳しく設計をお願いしていないと思います。何平方メートルのこういったものをつくるのでということで、大枠で設計をお願いしちゅうので差が出てきているところがあると思うので、そういうところをうちのほうがきちんとしなければならぬと思っております。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） それができていなければ設計できません。そもそも設計書はできないということです。設計書がつくられているということは、それができているということです。それは理由にはならないですよ。あ、井上課長には振りませんので。よろしいですか、先ほども言いましたように、県も多くの市も取り入れているということはそういう問題をクリアされているんです。そこはクリアされています。なぜすぐに取り入れないんですかということです。
- 議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） 香美市はクリアされていないから取り入れていないということです。それで、クリアをしてから取り入れたいと思っております。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） だから今言ったように、クリアできていなければ設計書ができないんですよ。設計することが間違いですよ。問題ないから設計書を上げて、入札にかけているんじゃないですか。
- 議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） 先ほども言いましたけど、見積もっていただいた業者が個々に細かい部分が違うところがあります。それは香美市のほうが提示していないのが原因ではないかと思うところなんですけど、そういった細かいところを詰めてお願いしていなかったところはあります。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） どうもかみ合わないですね。どうも井上課長が答弁したいよ

うですから、井上課長に答弁いただきますか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 前管財課長の答弁のときと現在とは、多少積算と言いま
すか、設計の仕方が変わってきちゅうことも事実であります。見積書の中で、見積もり
をとった価格を今原則的には平均的な単価をとっていますし、設計書においてその価格
を公表しております。ただし、特に建築の場合となってきましたが、一式工事で一式何ぼ
の見積もり、公表はしていますけど、内容的なものでやはりやり方や一部材料が違うと
いう場合が中にはありますが、公表をしている単価の中で設計書をつくっているから、
設計書になっちゅうという甲藤議員の質問やと思いますので、今の設計の中ではある程
度の、まあ細部にわたって一式の部分がわからないこともありますけど、おおむね行政サ
イドとして積算ができるから、設計書で出しているものという認識であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 確かに建築の場合は一式工事というのは結構多いわけですね。
ただ、それも1,000万円、2,000万円であっても一式工事で上げてくる場合もある
わけですね。でも、それで設定をそのまますると業者は積算できんのですよ。わから
ない場合は質問が来るでしょう、そこで答えていくことで積算できるわけですよ、業者
は。それで、最低制限価格を設定しているところは、競争原理が働けばぴったりの金額
で落札するということですから、別に問題ないと思いますよ。そうじゃないです？最低
制限価格を設定するための条件が整っていないということにはならないと思います。第
一、エクセルでつくればすぐできるじゃないですか、最低制限価格は。実際、高知県な
んかも公表していないというたてりになってはいますけれども、これは国土交通省から示
されていますから、もう随分以前に建通新聞なんか全部載っていますので、業者は全
部そのソフトを持って積算しているんですから問題ないんですよ。じゃあ、なぜやらな
いんですかということ。昔の20年も30年も前の考え方を引きずっているからできて
いないんじゃないかということです。違います？

ちょっと市長に聞いてみます。

後の建築とか建設の請け負いのところにもかかってきますけれども、やっぱり香美市
というのはやり方が周回おくれだと私は思っています。もうどこもやっているわけです
から、ほとんどが。もう早急に取り入れるべきですし、確かに今の忙しい時期に4月1
日から施行するということになったら、それなりに忙しい思いをせないかんですけど、
できれば年度当初から私はやるべきだと思います。途中からやったら混乱しますので、
その辺ちょっと見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

昨日の答弁の繰り返しになりますけれども、管財課長のほうも、この件に関してはも

う前向きにやるべきという立場でこれまで発言をしてきたところだと思います。細部のお話に関しては少しそごがあったようでありますけれども、言われるように、これはダンプを許さないためにも、そして品質を確保していく上からも必要なことでもありますので、翻って考えれば、これはもう市のためにやるべきことでもありますので、しっかりと早く実施をするという方向であるべきだと思います。ただ、言われるように実施を途中からやるということは、大変混乱を招くもとでありますので、やるとすればそれは年度の始まりからやるべきだと思います。ただ、年度の頭からやるとしたら、差し支えがあるものもあるかもしれませんので、ここはきちんと調べた上で、やるべきものは年度の頭からやるということで努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） そうしたら、(2)の建築・建設工事業務の請負契約に係る最低制限価格制度について、ちょっとお伺いしたいと思っております。

このペーパーの裏面が建設工事の最低制限価格になっております。これも建設工事については全て導入されておりますけれども、それぞれ率が違うわけです。一番上の高知県につきましては、10分の7.5から10分の9.2までというのが範囲になっておりますけれども、これが平成31年3月に改定された最新版の数字になります。ほかの違う数字を挙げているところは、多分ここを変えていないだけだろうというふうに思います。ちなみに、本市におけます工事の請負契約に係る最低制限価格というのは、現時点では定率があって10分の7から10分の9の範囲ということになっております。県とか他市では、国の方針を取り入れて、計算式によって最低制限価格を算定するという方式を取り入れているところが多いと思います。仮にそういうやり方を導入しますと、これが現在の本市の最低制限価格の率よりも2%とか3%高くなる可能性はあります。これも同僚議員から昨日質問がありましたけれども、平成31年3月26日付で国は公共工事、それから業務のさらなる品質確保に向けて、低入札価格調査基準の範囲を10年ぶりに改定したということになっております。今回の改定につきましては、一つは工事、そして測量委託ですね、それから地質業務についての率の引き上げになっております。この①の近隣市の導入状況はということですが、これはもう先ほどお配りしていただいた表のとおりでございます。これを見ていただいたとおりですので、この①は割愛させていただきます。

②ですけれども、これも本市も定率ではなくて、改定された低入札価格調査基準の計算式に基づく最低制限価格制度を、早急に取り入れるべきと考えておりますけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 最低制限価格の範囲については、香美市契約規則第16条の規定により、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で設定することとなっております。本市においては、甲藤議員の御指摘のとおり、国から示された計算式では

なく、独自の算定により最低制限価格を設定しています。現在の算定方法は平成26年10月に見直しを行い、そのときのものを現在も使っております。国の計算式による算定への見直しについての御提案ですが、高知県内のほとんどの市において導入されていることもあり、本市においても導入する方向で検討していきたいと考えています。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） ぜひとも時間を置かずにやっていただけたらというふうに思います。

それでは、次の2番目の美術館収蔵庫についての質問でございます。

美術館の収蔵庫につきましては、新図書館建設に合わせて合築の計画となっておりますけれども、建設場所等いろいろな問題がありまして、現在の場所に建設される際に棚上げ状態になっているというふうに見ております。現在の収蔵庫につきましては既に満杯状態でありまして、問題が何も解決したわけではなく、収蔵品の展示の際には作品の入れかえに大変苦勞しているというふうにも聞いております。そこで、今後の収蔵庫の建築計画、あるいは収蔵品の取り扱いについて順次お聞きをしていきます。

まず、①ですが、具体的な建築計画、これは場所等が決まっておりますが、これについて検討はされているのでしょうか。例えば旧図書館跡とか、今できようとしている新図書館の東隣りとか、そういった計画があればお示しをください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在は具体的な計画はありません。生涯学習振興課内では増築や市有地への新築などを検討しましたが、今私が考えているのは、プラザ八王子内の施設を改修することが、費用対効果の面でも最もよいのではないかなど考えております。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 例えの話ですけど、プラザ八王子ということになると、スペース的には大丈夫なんですか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） スペース的に十分ということにはならないと考えておりますが、一時的にはクリアできるのではないかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 次、②です。

収蔵品についてお聞きしますけれども、台帳で管理をしていると思いますけれども、現時点でどのくらいの数の収蔵品があるのか、わかっておりましたらお答えください。もし、物部町の分もありましたら。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 物部町の分はちょっと調べておりませんが、現在香美市立美術館で所有している収蔵品は、日本画36点、油彩画などが272点、

ドローイングが84点、版画408点、陶芸2点、彫刻7点の合計809点になります。

- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） 合計が何点になったと言いましたか。
- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 809点です。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） 物部町の分は含まずに809点ということですね、わかりました。

それで、③ですけれども、過去10年間でわかっておればですが、寄贈の申し込みはどれくらいあったのか、お答えください。

- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 寄贈の申し込み件数は10年間で18件で、収蔵品の数は全部で120点になります。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） 18件で120点ですか、結構多いですね。

④です。

受託をしました美術品について、寄贈者からの返してくださいという請求に基づいて返還した事例というのはあるのでしょうか。

- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 寄贈者の遺族より希望がありまして、日本画2点を平成24年度に一度返還したことがあります。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） ⑤ですけれども、逆に美術館側の何らかの都合によって、寄贈者に引き取ってもらったという事例はございますか。

- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 返還した事例はありません。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） 仮に寄贈したいという申し入れがあった場合、その場合の受け入れの基準というのはあるのでしょうか。

- 議長（比与森光俊君） ⑥の質問でいいんですか。
- 4番（甲藤邦廣君） ⑥ですね。
- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 基準は、香美市立美術館作品収集方針に準じて収集しております。平成30年度からは寄贈品の受け入れはしておりません。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） 平成30年度からは受け入れしていないということですが、

もう入るところがないから受け入れていないということではないですか。

- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 御指摘のとおりです。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） ⑦にまいります。

実は、ここが今まで聞いてきたところの本丸にはなるんですけども、非常に質問するほうも度胸が要る質問になります。香美市にも結構投稿好きの方がおいでますから、また投稿されるかもわかりませんが、現在既に満杯状態にあるということは共通認識ですけども、今後ともやっぱり寄贈の申し込みというのは出てくると思うんです。仮にスペースがあった場合に、収蔵庫を改良するとか新築するとかで、スペースができた場合には、また受け入れるということになるんじゃないかと思えますけれども、そういうことを続けていくと未来永劫に収蔵品というのはふえ続けます。これはどうするかということなんですよ、幾つも収蔵庫が必要になりますから。

一つ提案ですけども、これはちょっと記憶は定かじゃないんですが、他県の例では収蔵品を、寄贈者が御存命であれば了解を得た上で、御存命でなければ御遺族の方の了解を得た上でオークションにかけて、美術館の運営費に充てるというふうなことがあったようにちらっと私記憶しています。今まで申し上げてきたことは、こういうことが念頭にあって質問してきたわけなんです、確かに自分の作品をどこかで皆さんに見ていただきたいという希望はもちろんありますわね。しかし、大勢の方がそうであると、やっぱり展示する場所もなくなりますので、そこの辺をどうやって解決していくかと考えた場合は、やはり評判が悪くても、一度そういうところを検討してみたらどうかというのが今回の質問の趣旨になります。どうお考えでしょうか。

- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） ふえ続ける収蔵品については、香美市の美術館だけの問題ではないと思います。現段階では処分とかオークションについては考えておりませんが、処分は言っていない、ごめんなさい。オークションとかについては考えておりませんが、これは日本全国公立の美術館では同じ共通の悩みだと思いますので、ほかの市町村の動向なども見ながら考えていきたいと思っています。
- 議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。
- 4番（甲藤邦廣君） なかなか聞きづらいところではあると思いますが、勇気を持って聞き取りをしてください。

以上で私の質問を終わります。

- 議長（比与森光俊君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は3月5日午前9時から開会いたします。本日の会議はこれで延会します。どうもお疲れさまでした。

（午後 3時25分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

2 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 4 号)

令 和 2 年 3 月 5 日 木 曜 日

令和2年香美市議会定例会2月定例会議会議録(第4号)

招集年月日 令和2年2月25日(火曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月5日木曜日(審議期間第10日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	西本恭久
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	森安伸	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	秋月建樹	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 寺田潔

【その他の部局】

監査委員長事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和2年香美市議会定例会2月定例会議議事日程

(審議期間第10日目 日程第4号)

令和2年3月5日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 12番 濱 田 百合子

② 14番 大 岸 眞 弓

③ 9番 爲 近 初 男

会議録署名議員

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

議事日程に入る前に、昨日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。

令和2年香美市議会定例会2月定例会議の運営に関し、議会として新型コロナウイルス感染リスク軽減に取り組む事項について昨日3月4日、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告いたします。

初めに、執行部から申入れがあり、新型コロナウイルス感染リスク軽減に関する研修を、3月11日水曜日午前9時より議場において開催することにしました。

次に、議会が取り組む事項として、今定例会議の会議時間短縮を図るため、可能な限り一括採決を行うこと、2点目として、委員長報告の簡素化を図るため、各常任委員会及び分科会委員長報告は書面で配付し読み上げは行わないこと、3点目として、決議案・意見書案は案文の朗読は行わない、また、その他の取り組みとして4点目、予算決算・総務・教育厚生・産業建設の各常任委員会・分科会は空間の広い議場において行うこと、5点目として、定例会議最終日の3月19日木曜日ですが、執行部の本会議への出席は、市長、副市長、教育長以外は追加議案を提案する関係課長のみとするということに決定をいたしました。このたびの2月定例会議においては、感染リスク軽減のため、このような対策をとることにいたしましたので、議員各位の格段の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

ただいま報告のありましたとおり、3月11日午前9時より議場におきまして開催されます研修への出席をよろしくお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） おはようございます。12番、濱田百合子です。新型コロナウイルスの感染が一日も早く終息して、住民の方々が通常の生活を取り戻すように願っております。

それでは、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

まず、最初に1番、地域医療を守る手だてをについて質問をいたします。

地域医療を守ることは地域住民の命を守るための重要課題です。2014年に医療機

関から都道府県への病床機能報告が制度化され、都道府県はそれをもとに地域医療構想を策定するようになりました。

地域医療構想は、各都道府県内の2次医療圏を原則とした全国339構想区域で、必要病床数を算出しています。厚生労働省は医療費抑制に向け、病床数の削減や病院の統合・再編を進めようと全国の公立・公的病院に対し、入院の病床数を全体で5万床減らす地域医療構想に即した改革プランを求めてきました。2025年度の医療の将来像を定めた地域医療構想の中で、医療機能を集約することが目的です。しかし、全国で病床再編がなかなか進まないことから、昨年9月26日、全国424病院を突然名指しして、プランを検証して、2020年9月までに再編・統合、機能移転、ベッド数縮減などの計画を具体化するように求めてきました。

お手元に資料を配付しております。資料1をごらんください。

これは、北海道から鹿児島県までの公立・公的病院424医療機関施設名です。病床規模別では199床以下が73%で、中小病院が7割を超えています。また、人口規模別では20万人以上50万人未満が40%、20万人未満が28%と、7割が地方の中小病院となっています。

今回、名指しされました424病院の特徴は、地方の中小規模公立・公的病院がそのほとんどを占めています。これらの病院の中に、感染症指定病院が多数あることが報告されています。今新型コロナウイルス対策が喫緊の課題となっています。このような事態を鑑みても、これ以上公立・公的病院の統廃合は許されません。高知県は診療実績が特に少ない基準Aに当たるとして、佐川町立高北国保病院、また、構想区域内に一定数以上の診療実績を有する医療機関が二つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している基準Bに当たるとして、JA高知病院、高知西病院、いの町立国保仁淀病院、土佐市立土佐市民病院が名指しされました。本市では、高知県の中央区域物部川部会において、地域医療構想調整会議が行われています。昨年9月議会の質問で、区域内の医療機関名の資料はいただいております。その中にJA高知病院も含まれています。このことを申し上げまして質問をいたします。

①です。

中央区域物部川部会区域の状況では、南国市のJA高知病院が名指しされました。ここにJA高知病院が毎月発行しております広報誌「あおぞら」があります。病院から、どなたでもお取りくださいということである広報誌なんですけれども、2月号に病院長の思いが載っていますから、少し抜粋して紹介したいと思います。

現在も年間延べ9万5,000人の外来患者さんと、約5万3,000人の入院患者のほかに、年間900台弱の救急車を受け入れ、約2,600人の患者さんを時間外診療しています。また、分娩も年間400件近く受け入れるなど、当院のような小・中規模病院が一次・二次の救急医療を担うことで、三次救急病院への患者集中を防ぐ防波堤となっています。今回の厚生労働省の分析は、ごく限られた期間の実績データをもとに機

械的に判断しただけで、一次・二次の救急患者を中心とした、まさに地域医療を下支えしている医療機関の実情が反映されたものになっていません。また、同等の機能を有する病院が20分以内の場所にあるという基準についても、高知県のように高齢者が多く、公共交通機関の少ない地域では、統合によって受診が困難になる方も出てくるのではないのでしょうか。急性期の病床数が多過ぎる実感は全くありませんと掲載されています。

昨年4月からこの院長先生は赴任されていますけど、土佐山田町の出身のようで私も親しみを感じたところです。JA高知病院の果たしている役割と、名指しされたことへの見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

JA高知病院の果たしている役割につきましては、高知県地域医療構想中央区域物部川部会におきましても、二次救急、災害拠点、二次周産期、小児救急の役割を担うなど、地域の中核病院としての役割を果たしているとの認識がなされております。香美市といたしましても、香美市民の医療を支える重要な病院の一つと認識しております。

また、見解ですが、今回の発表は、地域の実情を踏まえながら今後議論を尽くしてもらうための一つの参考資料として発表されたもので、この分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら、地域医療構想調整会議で議論を尽くしていくものという位置づけされております。すぐに再編や統廃合ありきで示されたものではないと会の中でも認識されておまして、香美市としましてもその方向でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

今回9月26日に名指しされましたけれども、その前後の調整会議の協議内容について伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

平成29年度第2回高知県地域医療構想調整会議は平成30年3月15日にありましたが、そのときは作成した公的医療機関等2025プランを踏まえた議論を求められているという説明がありました。また、平成30年度第1回目の地域医療構想調整会議随時会議の中では、JA高知病院の2025プランの状況について確認をしております。

また、発表後は令和元年度第1回の調整会議がありました。それは10月8日でしたが、そのときには公立・公的医療機関等の具体的対応方針の検証として、平成30年度末時点の高知県における協議状況は従来の方角と変わらず、JA高知病院も現状の役割と病床維持の方向性との報告がありました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） そうしたら、この 9 月 2 6 日の前の調整会議というのは、平成 3 1 年の第 1 回は 3 月頃でしょうか。

○ 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○ 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

平成 2 9 年度が平成 3 0 年 3 月 1 5 日で、平成 3 0 年度が平成 3 1 年 3 月 2 6 日です。

○ 議長（比与森光俊君） 1 2 番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） 3 月 2 6 日にあったときには、J A 高知病院の 2 0 2 5 プランの確認ということで、そのときは全く統合・編成とかいう話はなかったということで、そうしたら、9 月 2 6 日より後で一度 1 0 月 4 日に行われていると。

○ 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○ 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 今年度は 1 0 月 8 日の開催です。

○ 議長（比与森光俊君） 1 2 番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） 失礼しました。1 0 月 8 日に開催をされたということで、再編・統合なく現状でいくことが話されたということでございますね。この調整会議には、次の質問に移りますが、部会としては他の医療機関との協議の中に J A 高知病院も参加するのかわかると書いてはありますが、J A 高知病院も参加をして話し合われたと理解してよろしいでしょうか。

○ 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○ 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） そのとおりでございます。

○ 議長（比与森光俊君） 1 2 番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） ④に移ります。

官・民関係なく必要な医療の提供体制を維持し、充実を図っていくことが重要です。市には、市民の命と健康を守る役割があります。J A 高知病院は急性期 1 2 0 床、回復期 5 8 床ある地域の中核病院であり、先ほども申しましたように、災害拠点病院の役割も担っております。二次救急の拠点です。これは課長もそのようにおっしゃったと思うんですけども、地域ニーズを正確に把握し、体制強化していくことが提案されることを求めますが、見解を伺います。

○ 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○ 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 今回の再検証対象医療機関を含め、必要な医療体制の確保につきましては、今後も高知県地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や、地域の医療需要の推移等を踏まえ協議がなされるものと思いますので、本市といたしましても市民に必要な医療提供体制が維持されるよう、調整会議の中で地域の実情に考慮した検討がなされるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○ 議長（比与森光俊君） 1 2 番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） 私は非常にこの報道を見たときに、本当にびっくりした

わけです。香美市としては二次救急、急性期の病床というのはほとんどないんですよ。やっぱり身近ですぐ行けるとなると、前から割と皆さんが知っているJA高知病院に行かれる方が多いんじゃないかなと思いました。本当にそのように香美市からも医療体制を整えるように、市民の代弁をしていただきたいと思いますところでもあります。

⑤に移りますが、JA高知病院の職員であります、検査技師さん、看護師さんや助産師さんなどにお話を聞きに伺いました。病院がなくなったら大変、やめる選択肢はないと思う、嶺北からも産科に來られて出産をしている、産後ケアもする方向です、とにかく今困っているのは医師不足が深刻なことです、医師のなり手を増やすこと、研修医制度で若い医師が都会へ行ってしまい、帰ってこないから後継者不足になっていますなどと言われておりました。実際地域に医療ニーズがないのではなく、医師不足で提供ができなくて困っているのが実態ではないでしょうか。現制度の中では採算が取れない、それならその分野を担っていくのがまさに公的病院の役割だと思います。医師不足等については、病床縮減ではなく、必要な医療が受けられるように国が対策していくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 国は、団塊の世代が後期高齢者になる（後に「日本の高齢者人口がピークを迎えるとされる」と訂正あり）2040年に向けて、人材不足等新たな課題に対応するために、保健医療計画の一部であるこの地域医療構想の実現に向けた取り組み、それから、医療従事者の働き方改革、もう一つは医師偏在対策を推進して、総合的な医療提供体制を実施すると述べておられます。僻地の医療を確保していくという使命も香美市にはありますが、本市といたしましても国の動向、県の動向を注視しながら調整会議に参加していきたいと考えておられます。

また、市としてできることがあれば、いろいろ取り組みはしていきたいと思いますが、現在、県のほうでも在宅医療等におけるみとりの体制整備でありますとか、それから、市としては住民への医療の利用とか選択の仕方など、やはり病院を大切に受診していくという心構えといいますか、そういう啓発なんかにつきましてもやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 2040年に向けて、団塊の世代の方々が75歳以上に全員がなるというようなところで、市としてできることは取り組みたいと、もう本当にそのようにしていただきたいと思いますところなんですけれども、課長も先ほど少し言われましたけど、国全体としては、⑥に移ります。地域医療とともに、やっぱり地域包括ケアシステムをどうやってつくっていくかということに、大きな総合的な医療体制の中で、地域包括ケアシステムの充実と一緒に進んでいるというようなことだと思っておりますけれども、そういう地域包括ケアシステムを充実していくためにも、じゃあ、必要な医療がすぐ受

けられるような医療機関が安心してそばにある、近くにある、そして、介護が必要になればそれもきちっと受けられるというような地域包括ケアシステムですね、住み慣れたところにずっと住んでも安心できるというような。そういう地域包括ケアシステムを充実していくためにも、この調整会議の中でそういうことにも踏み込んだ、必要な医療がどうだから、必要な医療とはこうあるべきだみたいなところの議論を、南国市、香美市、香南市とありますけれども、それぞれの地域の実情をその場で、課長と地域包括の方が行かれている、2名参加されていると思うんですよね。本当に高齢医療のこと、そして介護ケアのことを一番わかっている中核の方なので、ぜひ日頃から住民の話もお聞きしながら、課内で調整会議へ行く前にはいろいろ話もされて、そういう話を持ってぜひ議論をしていただき、そして、より具体的な内容を地域包括の中でもしていただきたいと思います。具体化が必要ではないかというふうに思うんです。その辺りの見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

直近の調整会議と同時に、実は同じ会の中で日本一の健康長寿県構想南国・香南・香美地域推進会議というのが一緒に開かれております。その中では、地域包括ケアシステムの構築に向けた、本人、家族の視点で目指す4つの方向性とか、地域包括ケアシステムを後方支援する医療体制に関する方向性と、地域急性期病院等の後方支援による本人の意向を尊重した地域包括ケア体制の強化について、委員の中で協議が行われております。

具体的には、なかなか目に見えてすぐにわかるようなものは少ないかと思いますが、少しずつでも協議を重ねながら進んでいると思われれます。また、香美市のほうでも近隣の市町村との話し合いをいろいろする中で情報交換もしておりますし、やはり体制づくりというのは一遍にできるものではありませんが、地道に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の大きな質問に移りたいと思います。2番、米軍機の低空飛行中止を求めるについて質問をいたします。

12月議会でも米軍機の低空飛行が住民の不安を募らせている旨の質問を同僚議員が行いましたが、今回、飛行回数が減少してきていないことや、飛行ルートで南西から北東に向けての飛行が確認されていること、香北町の中心地からも目視されていることを受け質問をいたします。

私がお聞きをしています住民の声を聞いてください。

12月12日、香北支所近くにいた方から、午後6時頃から午後6時半頃、オスプレイかプロペラ機が鈍い音で飛んでいるのを見た。別の方から、12月13日、14日も香北町美良布で双発機の低空飛行を見た。今年1月になり、土日祝日や雨の日は飛ばな

いが、大体木曜日辺りに香北支所辺りを飛んでいる。暗くなった午後6時45分ぐらいから午後7時15分ぐらい。写真も撮りにくい。2月4日、5日、6日と3日連続でプロペラ機が飛んだ。本山の方と連絡を取り確認したら、5日はオスプレイで、6日は輸送機であった。2月27日午後7時前後、西から東へ飛んでいった。前に4つ後ろに2つの光があったがオスプレイなのか輸送機なのか。この方は北岸の五百蔵の方で、南側の物部川をさかのぼっているようだった、何でここを通るのかと話されていました。美良布や葦生野の住宅地の上空での確認であり、地域住民から不気味で怖いとの情報が入っています。

県は、昨年12月12日、防衛省と外務省に米軍機による低空飛行訓練についての要請を行っていますが、その後も飛行状況は変わっていません。香北町だけでなく、物部町でも同じように目撃されています。鈍い音と機体の光は住民生活に不安をもたらしています。

香北での写真が撮れませんでしたので、本山町で撮影された方の動画を少し見ていただきたいと思います（スクリーンを示しながら説明）。これは、本山町の方がたまたまこの動画を撮られていたのをいただいて、許可を得たものです。これと同時ぐらいの2月22日地元紙には、米軍輸送機超低空飛行との大きな見出しの記事で写真も掲載されていました。先ほどの動画にもありましたけれども、プロペラ機といいますか、輸送機のような感じですがけれども、私が葦生野の上空でちょうど北を向いていたときに見たのもこの輸送機と同じような機体で、本当にドキドキしまして、急いでスマホを出して写真を撮らなければと思ったんですが、ふとまた撮っている前を見ると、もう日ノ御子の里山のほう、ぎりぎりぐらいに大豊町のほうの方角に飛んでいきましたので、ちょっと写真も撮れなかった状況があります。

そこで、質問をいたします。①です。

市民からの通報の情報をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 市民の皆様方からの窓口及び電話での令和元年12月からの通報状況につきましては、12月が4、5、6、9、12、18日の計6日、通報件数12件、令和2年1月が2、9、13、16、21、23、27、29日の計8日、通報件数12件、2月は5、6、10、20日の計4日の通報件数4件となっており、合計18日、通報件数28件となっております。

機種につきましては、確認できておりますのがオスプレイ4件、それ以外は輸送機でありますけれども機種が不明で、時間帯はほぼ日没後となっております。

なお、数字は2月26日現在の数字となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 1月が8日、12件ということで、28件の通報が12

月、1月、2月であるということは、これは課長どうでしょうか、通常の今までの通報の回数としては私、多いような気がするんですけども、その辺りはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 12月からではなく、11月から非常に多くなっていると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、②にいきます。

市が把握している飛行データの開示をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 市では通報があり次第、平成27年4月14日の県からの米軍機の低空飛行訓練等に関する報告についての依頼に基づきまして、目撃情報が寄せられた場合遅滞なく県に報告しており、県のホームページで見ることができます。また、市におきましても、市のホームページで随時公表しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 先ほど課長がおっしゃいました、随時県に報告をしているということで、遅滞なく報告されているということはわかりましたが、これはその報告をしてくださいという通達が来ているのでしていると思うんですけども、去年の6月議会で私、また同じような質問をさせてもらったのですが、そのときには、こういった通達をしなければならないけれども、やはり嶺北4町村との連携が大事ではないかとお伝えしまして、連携も検討するという事で御答弁もいただきましたけれども、こういった先ほど言われました飛行データ、そして市民からの通報で28件もあっているわけですね。こういった情報の共有を含め、嶺北4町村との連携とかは取れているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 情報の共有とまではいっておりませんが、嶺北の町村と話した結果、嶺北4町村につきましても、県からの依頼により遅滞なく県への報告を随時していくという話になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それは県からの通達のようにしているということですよ。市民からの情報の中で、そういったお互いのやりとりみたいなことはないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 市と、あとほかの町村との間での情報共有はしてお

りません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③に移ります。

本市には物部町の物部支所と大西地域に騒音測定器が設置されています。香美市からもその都度、県に飛行状況について報告はしていると思いますが、飛行ルートも変わってきております。今は戦闘機ではなくオスプレイとか輸送機だとは思われますが、まるで物部川流域の偵察をしているかのような飛行状況です。地域住民は不安でたまりません。今後、あの爆音の戦闘機が飛行するのではないかという不安な声をお聞きしています。しかも落下物がないとは言い切れません。騒音測定器をぜひ設置していただきたいと思えますし、また、暗くなってから飛行しているのでしょうか、わざと見えないようにその時間帯にしているのじゃないかみたいな、住民からの本当に不安な声をたくさん聞いております。すぐになかなか写真が撮れないということですが、監視カメラも必要ではないでしょうか。香北支所への騒音測定器の設置や監視カメラの設置など求めますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 香美市の騒音測定器設置につきましては、平成27年当時、ジェット機による低空飛行が目撃されたことから物部地区に設置をしております。今般の目撃情報は、オスプレイやプロペラ機など大型輸送機で、ジェット機と比べますと騒音値は低いと考えられます。また、監視カメラにつきましては、一般的に飛行体は速度が速く、高度、空路が一定でないため、機種を正確に判別できるレベルの定点撮影は、レンズの性能上困難と考えられますことから、現在のところ考えておりません。市といたしましては、今後につきましても高知県に随時報告し、国に対応を願うようお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 騒音測定器ですけれども、戦闘機の場合に、物部町の大西と大栃に付いていて100デシベルぐらい、以前6月のときに開示をしていただいて、データをいただいたんですけども、その戦闘機の時には100デシベルぐらいでずっと80を超しておりましたけれども、私のほうでちょっとデータを取り寄せて見ているのですけれども、オスプレイも物部町大栃で昨年12月なんかでは76デシベルとか、それから84デシベル、低いときで58デシベルとかいうふうな、70、80デシベルというのがオスプレイのときだったり輸送機だったり、まだはっきりわからないから不明だというようなデータで出てきているんですよね。もちろん通常よりはずっと高くはなっているので、戦闘機でなければキャッチできないというようなことではないので、通常よりもその値もずっと上がるわけなんですよね。だから、それは飛んだ可能性があ

るというような位置データにもなるわけです。なおかつ、市民からの要望があれば、それはそうではないだろうかというようなことにもなるわけで、やはりデータとして出るということは信頼性も現実上がるのではないかなと思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 予算の関係もございますので、現在のところ設置につきましては考えておりません。引き続き県のほうに報告してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 市民の方々の本当に不安な声を聞くと、もちろん物部町へ行って、物部町のほうが70デシベル、80デシベルとあって、それでデータの的にはわかるんですけれども、飛行ルートが変わっていて、物部町のほうに行かずに日ノ御子とか朴ノ木、永野のほうから大豊、嶺北のほうに行っているわけですよ、向こうのほうに行かずにね。だから、大栃よりももう少しデシベルとしては高い音量がキャッチできる、私の思いですけれども、できるんじゃないかなと思うんです。もちろん予算を伴うことなんですけれども、どれくらいかかるのかわからないんですけれども、やはりその辺、課内で検討していく方向をと思っているところでございます。

このように県のほうに言っただけなんですけれども、これは電話連絡をされているということだと理解しているんですけれども、やはり県に出向いて行って、市のこんな実情がありますよ、市民のこんな訴えの話もありますよというようなことを、本市独自でもいいですし嶺北の町村の方々と連携して、直接県のほうへ出向いて住民の不安な心境を、知事初め関係各課に伝えて行ってほしいと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 機会がありましたら、そのようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。3番です。

災害時に妊産婦・乳幼児の福祉避難所について質問をいたします。

災害時の配慮が必要な方の避難先として福祉避難所の指定はしていますが、妊産婦や乳幼児とともに避難しなければならない家族の避難先が要るのではないのでしょうか。

この質問につきましては、初日に同僚議員が質問をしておりますので、②と③につきましては私のほうでは省かせていただきたいと思います。

①の質問をいたします。

本市には10カ所の福祉避難所が指定されております。障害者施設や高齢者施設と協

定を結んでおり、広域福祉避難所も6カ所あります。福祉避難所での防災訓練実施後にわかったことなど、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しております10施設のうち、これまで開設、運営訓練を実施した8施設において、訓練後の振り返りで課題として判明した主な事項は次のとおりでございます。

まず1つ目、3分の1の職員しか参集できないと予想されるので、主体的に行動できる体制整備が必要であること、2つ目、施設と住民のつながりが十分でないため、日頃から地域住民との顔つなぎが必要であること、3つ目、避難者に主体性を持たせる避難所運営が必要であること、4つ目、災害時は興奮を抑えるなど、特別な薬の確保が必要であり、薬剤師等の専門職との連携が必要であること、5つ目、施設と行政との間の通信手段の確保を含め、受け入れ前の訓練が必要であること。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） いろいろ課題が出てきたということは、今後につながれていくということによかったと思います。

それで、これらの避難所には受け入れできる人数が設定されていると思うんですが、通常の入所されている方もいますので、たくさん受け入れられない現状がありますよね。先ほども課長がおっしゃったように、なかなか体制整備をしなければ3分の1の職員しか来れていないという、当たり前のような気がするんです。それで、ふだんからなかなか接触のない方を急に受け入れても、戸惑うというようなことが確かにあるかと思うんです。その中で、対象として妊産婦とか乳幼児の方を受け入れるということは、ちょっと私なかなか難しいのじゃないかなというふうに感じると思うんですが、その辺りはどう感じられますか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

今現在、協定を結んでおります福祉避難所に移られる方というのは、やはり身体的な介護とかが必要な方、主に配慮が特別に必要な方を主としておりますので、乳幼児や妊産婦の方につきましては、一定指定避難所内の福祉避難スペースへ収容するというところを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 初日の同僚議員の質問でも、そのように指定避難所の中の福祉避難スペースを考えているということでございますね。

それでは、④のほうに移ります。

熊本地震後に、熊本市内に居住する未就学児を持つ女性約1,200人を対象にアンケート調査を実施しています。お手元に抜粋した資料を配付しております。

この熊本地震は2016年4月14日と16日に発生いたしました。この調査を実施したのは翌年の7月から8月です。結果を公表したのが2018年3月となっています。男女共同参画センター「はあもにい」というところが、このアンケート調査をしているんですが、この冊子を見ますと、より多くの人に熊本地震での教訓を知ってもらいたい。だから、こんな冊子にして、ホームページにも出ております。より広く知って教訓としてもらいたい旨だと思うんですけども。

まず、問4の抜粋している中の資料をちょっと説明いたします。避難先についての質問ですが、2回目の地震の直後はどこで生活をしていましたかについては、自宅敷地内でも指定避難所でも指定避難所以外の同じ区の避難所であっても、いずれも車で過ごした方が多くなっています。これを見ますと、やっぱり私は妊産婦は特にエコノミークラス症候群、妊産婦はなりやすいんですね、妊婦さんは特に。なので、俗称がそうですけど肺塞栓症ですね、これが非常に心配です。

それから、次に問4-4です。避難所での生活で不安・不便に感じたことは何ですかの質問については、集団生活によるストレスや衛生環境がよくない、子供が夜泣きする等で迷惑をかけることへの心配、子供が過ごす場所がないことが多くなっています。下に自由記載もありますから、お読みいただいたらと思います。

次に問4-6ですが、自宅または敷地内で過ごされた理由を教えてくださいについては、文面にもありますけれども、避難所に行きたかったにもかかわらずとどまったというケースでは、指定避難所では被災者が多く、全員を収容し切れなかった状況があったほか、問4-4にも関連していて、小さな子供がいるため、周囲に迷惑をかけると思ったからの45.6%などが気になります。また、乳幼児や要支援者、この要支援者の中には妊産婦も入っていると思うんですけども、が家族でいる場合、専用のコーナーや別室で対応することが必要とされていることがわかります。

問5ですが、2回目の地震直後に直面した困難については、子供や乳幼児を連れての避難が大変だったことがわかります。そのほかの自由記載には、ここにはちょっと下にプリントしていませんけれども、妊娠中でトイレを我慢するのがつらかった、避難所に行ったが乳幼児と障害児はとて入れなかった、子供の恐怖を鎮めることがそこでは大変だったというようなことなどが、自由記載にも書かれてありました。避難体制等はこのようなことを教訓とすべきではないでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

御紹介いただきました、熊本地震を経験した育児中の女性へのアンケート報告書には、今だから言える、私はこんな支援が欲しかったというサブタイトルがついておりますとおり、甚大な被害をもたらした熊本地震から1年を経て、それまで上げることのできな

かった声、子育て期にある女性の切実な要望・意見・証言が多数収録されております。被災地における男女共同参画の取り組みについて、大変参考となる貴重な資料であると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

妊産婦や乳幼児の避難所は広域連携での支援体制を再考することが必要ではないでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

御提言をいただきました広域連携を実現するためには、県による市町村間の調整が欠かせません。2019年度から2021年度までを計画期間とする高知県の第4期南海トラフ地震対策行動計画では、10項目の重点課題の一つとして、避難所の確保と運営体制の充実が挙げられております。これまで安芸、中央、高幡、幡多の県内4ブロックの全てにおきまして広域避難計画が策定されております。

今後の取り組み方針としまして、避難所確保の促進と避難所の体制整備の加速化が主な目標とされておりますので、妊産婦、乳幼児への配慮にも重点を置いた取り組みを要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ぜひ進めていてもらいたいし、広域連携でこのような方針がなされていますので、前向きに行くのかとは思いますが、県下の自治体の福祉避難所を見ましても、保育所とか保健福祉センターも指定避難所になっているところもあります。それで、2016年の内閣府のガイドラインでは、福祉避難所として利用可能な施設について、児童福祉施設、保育所など、保健センターも入っておりました。この2月3日に香美市の婦人会が中央公民館で開催しました、女性が考える避難所の講演会に私も参加させてもらったのですが、そのときのアンケートをちょっと見ましたら、福祉避難所を初めて知ったという30歳代の方、そして、また若い母親と乳幼児の避難を考える必要があるのではないかという記載をされていた60代の方もいらっしゃいました。これは香美市の声ですので、やはり周知することも非常に大事なことで、対応できる福祉避難所の体制、そして実際それも訓練をしていくということが、また訓練から次の課題が出てくるということもあるので、周知をして、そしてその体制を整えて、そこで実施訓練をしてというふうなことをしっかりしていく、その計画を立てていてもらいたい。県の指針があると思いますが、計画を早急に立てていてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

やはり福祉避難所を御利用される方というのは、要配慮者の中でも特に配慮が必要な方であるのは間違いないことですので、特にこういった方を災害時に取り残すことのないよう、日頃から情報提供を行い、確実に支援の手が差し伸べられる体制を整えることは、当然必要なことであると思いますので、今後もそういった取り組みを十分進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。4番です。

ひきこもり状態にある方への支援について質問をいたします。

厚生労働省の有識者検討会は、子供のひきこもりが長期化し、親も高齢化して行き詰まる8050問題など、住民の複合的な困り事にワンストップで対応する断らない相談窓口設置に向けて、市町村への財政支援を強化する検討を行い、希望する市町村を対象に、2021年度からの事業開始を目指すとの報道がありました。

2017年10月に視察研修に行きました滋賀県野洲市では、市民からの困り事に対応する窓口設置をしていました。相談者が1階の相談窓口に行き、そこから各課と連携し、支援・対応しているということでした。当事者や家族が社会的孤立から離脱する方策が求められていると思います。

そこで、質問をいたしますが、①です。

現状では、どのように対応されていますか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市では、社会福祉法人香美市社会福祉協議会に事業を委託した生活困窮者自立支援事業において、生活困窮者が抱える多岐にわたる相談に対応しております。相談者の属性や抱える課題にかかわらず、幅広く相談に応じており、ひきこもりなどの社会的孤立や精神面の不調、教育問題など、複合的な課題に対して柔軟に関係機関と連携し、課題解決に向けた支援を継続して展開しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私2017年12月に同じ質問をいたしました。そのときに、市内3カ所ございますあつたかふれあいセンターの地域サロン等の機能を活用して、居場所づくりをしたらどうかというような話をさせてもらったときに、当事者家族のために居場所づくりに貢献することができるか、社会福祉協議会とともに検討していくということで、なお一層民生委員さん、児童委員さん、そして保健師さん、関係各課とは連携を取っていくというような御答弁をいただいておりますが、居場所づくりとか、連携のほうは進んできておりますか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

結果的に、あったかふれあいセンター事業が居場所づくりに貢献しているといったことは現実あるかと考えます。

ただ、その連携強化という場面で、特に注力してきたかということではこの間なかったというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

地元紙の報道によりますと、県は2020年度からひきこもりの人に対する支援を抜本強化する、県下初の一斉実態調査で当事者数やそれぞれの状況を把握した上で相談体制や就労支援策を拡充する方針との記載がありました。まだ詳しくはそういった通達がないかと思えますけれども、どのような方法で調査をするのでしょうか、わかりましたらお願いします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

令和2年度に実施を予定しております、ひきこもり実態把握調査につきましては、県内の民生委員、児童委員を対象に、アンケート方式で調査を行うというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③に移ります。

そのような調査を県でも令和2年度にされるということで、それをした上で相談体制、就労支援策を今よりも拡充をしていきたいということだと思っておりますが、国のほうもこれは2021年度から事業化を目指したいと、断らない相談窓口も市町村に設置をしていく方向で、手挙げをするといいますか、希望するところを対象にというふうに言われていますけれども、本市として国や県の支援があれば相談窓口を新たに設置する意向があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

現行体制におきましても、断らない相談支援の機能は一定果たしているものと考えておりますので、新たに相談窓口を設置するのではなく、現状の体制において関係機関の連携強化による対応を考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 現状で十分果たしているということで、窓口が福祉事務

所に来られる方もいらっしゃるかとも思いますけれども、社会福祉協議会に委託している生活相談センター香美のほうでの窓口と理解をしているんですけれども、体制がとれているということですのでけれども、それをより充実させていく方向で対応をしていくことになりますかね。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

8050問題を初めといたしまして、制度が対象としない生活課題、複合的な課題を抱える世帯は今後ますます増加するものと予想されます。支援にかかわる人材の確保や育成などの課題につきましては、今後も解決を図らなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④に移ります。

やはり当事者や家族らの相談に対応するサポート体制が必要だと私は考えております。生活相談センター香美の方に少し前にお話をお聞きしましたが、中学校までは不登校や困難を抱えた家庭の子供にもある一定支援はあるけれど、高校になると高校中退や不登校、進学や就職問題がきっかけでひきこもって、支援が届きにくいというケースは、どうしようもないということではないけど、なかなかそういう方を見つけるのが、そういう方とつながるのが難しいというようなお話をされていました。

また、就職氷河期に当たる年齢層、35歳から45歳の方ともつながりにくいのではないかと考えるところです。居場所づくりや就労支援につなげるため、本市も積極的に取り組む必要があるのではと思いますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃられるとおり、それらの課題に積極的に取り組む必要があると認識しております。まず、本市における現状の課題としましては、市全体での実態の把握ができていないこと、マンパワーや支援の技術力不足から支援体制が十分でないこと、地域資源の不足もあり、社会参加や中間的就労へのつながりが難しいことであるとと考えております。これらを一気に解決することは現実的には困難でありますけれども、まず、来年度県の実施するひきこもり実態調査の結果が発表されましたら、状況分析を通じて適切なアセスメントにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） まずは実態調査を受けて、その結果を見て、香美市としてどういう方向で支援をしていけばいいのかを考えていくということだと思いますが、そのときに、報道でもありましたけれども、ひきこもり地域支援センターというのが県

の精神保健福祉センターの中にありますよね、そこに直接相談に行かれる方もいるかと思うんですけれども、この市町村の生活困窮者窓口を対象にした調査では、ひきこもりの人や家族が集う場所を設置しているのが18%と低いわけですよ。そういうこともあって、こういった調査も始められると思うんですけれども、本当にひきこもりの長期化が深刻になればなるほど、なかなか就労が難しくなるし、本人にとっても一番つらいし、家族にとってもつらいし、何でもっと早くというようなことになろうかと思うんです。だから、そこには財源や担い手不足がネックで浸透していないというような報道があったんですね。やっぱり人がいないと、生活相談センター香美の方もおっしゃっていましたが、1回や2回の面接や訪問で問題が解決するわけではなくて、何年も何年もかかりながらも、やはり気長くフォローしていく中で、やっと心を開いてくれて社会に出ることができた、非正規でも働くことができるようになった。それ一つ一つが喜びでもあり、その子が何とか社会の中で生き生きと働くようになるまでのフォローをしていきたい。そのためには、財源支援とそういう当たる人が要るんですよ。それに対して、やはり私は専門家のプロジェクトチームのようなものがあるんじゃないかと思うんです。学校の先生、保健師さん、社会福祉協議会の社会福祉士の方、それから、時によっては精神的な御病気の方もどうしてもいらっしゃいますので、医師の援助もいただかないと思いますし、そういった専門家も交えてのプロジェクトチームをつくって、課題を抱えた人のプランをつくってサポートしていけるような地域社会をつくっていく、そこに行ったら何か糸口が見つかるというような、やっぱり専門家の助言を気楽にいただけるようなプロジェクトチームをぜひつくってってもらいたいし、そのためにこの2021年度から事業の開始を目指す市町村に手挙げもしてもらって、いただけるものは補助金としてになるかもしれませんが、国や県の補助金も有効に使いながら、8050問題になる前に、支援の手を差し伸べていけるようなことを検討してってもらいたいと思うんですが、その辺りの見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

濱田議員がおっしゃられたとおり、やはりこの問題に関しましては、専門職を含めたマンパワーの充実といったことは欠かせない要件であろうと考えます。でき合いの対策を持ってきて、長年ひきこもっておられる方の対策をするというわけにはいきません。一人一人をハンドメイドでプラン作成して、よりよい方向に持っていくと。本当に気長い、息の長い伴走型の支援が必要であるというふうに考えております。そこをどう対処していくかといったことですが、御提案をいただいた国・県の制度等も今後取り入れる方向も模索しながら、香美市として何ができるかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 議長、すみません、少し休憩を。

- 議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
 （午前10時07分 休憩）
 （午前10時07分 再開）
- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。
 休憩前に引き続き会議を行います。
 一般質問を続けます。
 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。引き続き質問をさせていただきます。
 5番の質問に移ります。
 香美市吉井 勇記念館について質問をいたします。
 吉井 勇記念館では、歌碑巡りやコンサート、短歌大会など、記念館の取り組みを広く知ってもらう活動に取り組んでいます。地域と一緒に星祭も行ってきました。記念館や溪鬼荘周辺の草刈りなどは、地域の老人クラブの方たちが行っており、記念館の花壇の整備など、館長を初め職員の方々が行ってきています。イベントにも地域の協力は欠かせません。平成30年度の15周年企画展は、猪野々自治会との共催でした。市内の小中学校、そして山田高校の文芸部との短歌をよむ会などを通して、歌人としての吉井 勇の文化を知ってもらうとともに、文学に接するよい機会となっています。来年度から運営体制が変わるといふことで質問をいたします。
 ①です。
 吉井 勇記念館の位置づけをお伺いいたします。
- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 位置づけとしましては、博物館法に定める事業、館長や学芸員などの職員配置の要件を満たした規模の施設ではなくて、博物館法第10条の規定による、登録を受けていない博物館と同種の事業を行う施設という位置づけとなっております。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 登録を受けていない博物館法ということですね。吉井 勇記念館は生涯学習の場であると、社会教育として文化の発信地の場所であるということの認識は同じでいいでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 吉井 勇の業績を継承し、芸術・文化に関する市民の知識及び教養の向上を図ったり、市民文化の振興に寄与するため、吉井 勇に関する作品・資料などの収集、保管及び展示、作品資料等の専門的な調査研究や展覧会、講演会などを開催することを目的とした施設です。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

来年度は常勤の正職が館長を兼ねるということですが、運営体制はどのようなになるのか伺います。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在は特別職の非常勤職員の館長1名と、一般職の非常勤職員の1名の2名で運営しております。

来年度は、正職員が吉井 勇記念館の館長を兼務する予定と総務課から説明を受けておりますので、会計年度任用職員2名を配置するよう計画しております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、事務局的な役割を果たすのは教育委員会の香北分室となるかと思うんですが、週何回か支援に入ることになりますか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） そのように計画しております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 会計年度任用職員を2名雇用して、1日1人か2人体制で行うということですが、この8月までは非常勤の特別職の館長さんと、非常勤の職員さんと、一般職の職員の方1名で、2人体制だったと思うんですけども、臨時職員さんとか、学芸員さんは必要ではないということですけども、引き続きの募集等なんかはされていたのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 今年の8月以降も学芸員の募集は続けてしております。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 申し訳ありません。今年じゃなくて、今年の8月以降と訂正をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それで、募集をしたけれども体制的にはなかなかいなかったということで、来年度会計年度任用職員になるということで、もう新たに公募して、面接で2人を採用するという方向になったということの理解でいいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 間違いありません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それで、この吉井 勇記念館の運営審議会があると思うんですけども、この運営審議会でどのように話されたのか。そして、その委員の方からは何か意見がなかったのか。それと、地域の方々ともやはり話をしなければならないと思うんですけども、館長さんをもう置かないというようなことも、住民の方と話し

合いをされたと思うんですけども、住民のほうから何か意見とか、発言があったのかどうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 運営審議会のほうでも、審議する内容には当たらなかったかもしれませんが、館長の今後のことについて説明をさせていただきました。

また、今後吉井 勇記念館をいろいろな意味で変えていきたいなど、私なりに考えておりまして、吉井 勇記念館の今後についてということで、猪野々の集会所のほうで2回ほど住民の方の話を聞きました。記念館長には、皆さんからお世話になっている、もっと続けてほしいという意見はありました。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 続けてほしいという意見もあったということですがけれども、住民の方々の2回の話し合いの中ではもう致し方ないというか、そういう方向に最終的にはなって、理解を得られたということなのではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 最終的には了解を得たと感じております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③に移ります。

現館長は、吉井 勇記念館長就任後9年間吉井 勇の研究をし、さまざまな催しを企画し、市内外に記念館の文化的価値をアピールされました。体制が変わっても、このような生涯学習の拠点としての活動ができていくのか、少し心配もするところですが、展望をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現館長には、吉井 勇に関する調査研究、資料収集、吉井家や地元猪野々地区とのパイプ役など、大変重要な役割を担っていただき、吉井 勇記念館の発展に御尽力いただいたことは大変感謝しております。

新体制になりましたら、生涯学習振興課と香北分室が今以上に記念館の管理運営をバックアップするよう考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

午前10時30分まで休憩します。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

健康介護支援課長、宗石こずゑさんから発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 申し訳ございません。答弁の訂正をお願いいたします。

濱田百合子議員の地域医療を守る手だてをの質問の中で、⑤医師不足等についての回答で、私が、国は「団塊の世代が後期高齢者になる」2040年に向けてと申しましたが、実際に後期高齢者になるのは2025年ですので、発言を「日本の高齢者人口がピークを迎えるとされる」2040年に向けてに訂正していただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（比与森光俊君） ただいま健康介護支援課長、宗石こずゑさんから発言の訂正の申し出がございました。会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

一般質問を続けます。

次に、14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 14番、大岸真弓です。私は、住民こそが主人公の立場で一問一答方式で質問を行います。

まず、地球温暖化防止対策を緊急に行う必要があるとの思いからの質問であります。

世界の平均気温上昇を産業革命以来の2度未満に抑えるとするパリ協定が、2015年のCOP21で採択されました。同協定では、21世紀後半までに人間活動による温室効果ガスの排出量を実質ゼロ、これは排出する量と吸収量を均衡させるという意味合いでございますが、実質ゼロとする方針でした。ですが、国連のUNEPによりますと、2008年から2017年までの間に温室効果ガスの排出量が増え続けており、各国の削減計画は不十分だったとしております。このまま推移するとどうなるのでしょうか。国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCの特別報告書によると、世界の平均気温は既に1度上昇し、現在のペースで地球温暖化が進めば、2030年から2052年の間に1.5度に到達する可能性が高いと発表しております。気温が2度上がると、1.5度の場合よりアジアや北米などで強い降水現象や熱帯低気圧のリスクが高まると強調、1.5度に抑えるためには、二酸化炭素の排出量を2030年までに2010年度比で45%削減し、2050年には実質ゼロにする必要があるとしました。パリ協定の温暖化抑制目標を達成するには、石炭火力発電をとめるなど、思い切った対策が急務と指摘がされております。

以上述べてお聞きをいたします。

この国連の報告書をどのように受け止められるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今年2020年度から、パリ協定における各国の削減目標に向けた取り組みが実施さ

れます。お示しのとおり、国連の報告としては、現行のレベルから5倍以上の目標引き上げが必要であると言われており、昨年、C O P 2 5の開会式で国連の事務総長が、気候の非常事態に立ち向かうため、全ての政府に対し野心的な達成目標に見直すことを期待すると述べ、各国に温暖化対策でより高い目標を掲げるよう訴えています。このままでは、報告にあるように各国の目標、また日本の26%削減目標では、温暖化防止達成は困難であるかもしれません。現状、日本は脱石炭火力発電の政策には至っていませんが、諸外国におくれている洋上火力発電事業（後に「洋上風力発電事業」と訂正あり）なども現在進んでいる中、今後の革新的な技術の発展に期待するとともに、全国1,741市区町村の一つとして、0.1%でも自分たちにできる取り組みを実施していく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） この国連の報告書に関しまして今課長から御答弁をいただきました。市長にもお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。
- 市長（法光院晶一君） 詳しく課長が答弁をいたしましたので、私のほうからは特に申し上げるところはないわけでありましてけれども、議員が言われるように、パリ協定に関しては、我々は今しっかりと取り組みをしていかなきゃならないわけでありまして。けれども、なかなか世界がその方向に向かっていないというのは大変残念な状況であります。こうした取り組みの中で、しっかり今の環境の深刻な状況については、共通した課題でございますので取り組みを進めていく。そのために、我々も一人一人がこの取り組みに関与していかなきゃならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 環境上下水道課長（明石満雄君） 済みません。先ほどの答弁の中で、諸外国におくれていた「洋上火力発電事業」と言ってしまいましたが、「洋上風力発電事業」であります。ちょっと訂正させていただきます。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 市長からも深刻な状況であるということの御認識をお伺いをしましたので、次に②の質問に移ってまいります。

地球温暖化の影響は猛暑という形になっても現れております。暑さで人命が奪われる事態となっております。記録的な猛暑だった2018年7月の一月で、亡くなった方は1,000人を超えているとのこと。人的な損失とともに、経済的な損失も大きいのではないのでしょうか。C O P 2 5でドイツの環境NGOジャーマンウオッチは、過去1年間の異常気象で日本の損害額は約3兆9,400億円で、世界で最も気象災害が大きい国だったと発表しました。

本市においても、強力化する台風や豪雨被害への財政出動が増加しているのではない

でしょうか。近年の傾向をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 別添資料のほうをお願い申し上げます。

12月議会にて、久保議員の一般質問への回答に、農林課でやっておりますハウス等の施設災害復旧補助を加えたものです。過去5年間のものとなっているため、長いスパンでの検証とはならないかもしれません。この資料からはわかりにくいですが、考えも私的などころもあります。件数、金額とも増加傾向にあると思います。また、雨量、風速とも年々大きくなっているということから、被害規模も増大していると思います。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長のほうでつくっていただきました資料を、これは12月議会に久保議員の質問への答弁資料として出されたものに、農業施設の被害状況も加えてつくっていただきました。ありがとうございました。

これで見ますと、やはり平成30年が豪雨で突出した金額約17億9,400万円となっております。それから、平成29年のこの農業施設、強い台風でハウスの施設がたくさん被害を受けて、44件が査定となっておりますが、これはどれくらいのハウスが傷んだのだろうと思って、ちょっと保険の関係で直後に調査に入りましたJAさんにお伺いをしてみますと、百何十件かを優に超しております。大変な被害だったと思うわけでございます。気象庁の研究チームは、地球温暖化が進むと台風の移動速度がおそくなり、雨風の影響が長引くとのシミュレーション結果を発表しました。本市でも台風シーズンには何日も降り続く雨に戦々恐々としている状況です。このような災害が毎年のように襲来すれば、失わなくていい人命や財産が失われ、地域の活力を奪っていきます。その代償は余りにも大きいのではないのでしょうか。気候変動対策は経済・財政対策としても取り組むべきものと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

環境が及ぼす災害等ではありますが、国も、環境大臣、武田内閣府特命防災担当大臣と、あと有識者等を踏まえ、「気候変動×防災」という見地から意見交換などをし、今後メッセージを発信し、今後の政策立案等に生かしていきたいというような記者会見発表等もあります。これに期待して、今後どういう形でこの災害へつないでいくかというような方針が打ち出されると思いますので、それに注視して期待したいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、③の質問に移ります。

繰り返しになりますけれども、ここまで温暖化のリスクが大きくなったのは、温室効果ガス主要排出国の削減努力が不十分だったためだと言われております。国連環境計画

UNEPの報告では、危機的状況ではあるが、それでも各国政府は再生可能エネルギーや省エネの拡大、森林破壊の防止や植林などの対策を大幅に強化すれば、気温上昇を1.5度に抑制するパリ協定への目標達成は不可能ではないと分析をしております。まだまだ打つ手はある、絶望的ではないという見解を出して各国に呼びかけております。

以上述べてお聞きいたします。

温室効果ガスの主要な排出国が、これまでの政策の延長でなく、脱炭素社会の実現に向けて産業政策を根本から転換させる必要があるのではないのでしょうか。日本は世界第5位の排出国ですが、COP25で石炭火力を削減する具体的行動計画を示さず、化石大賞を受賞しました。世界から厳しい目が向けられています。地球温暖化が危機的な状況にある中で、国に本格的な対策を促すためにも、地方から温暖化防止に向けた対策を強化していく必要があるのではないのでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

昨年度末に環境大臣のメッセージとして、気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。先日、国内各所で甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、今も排出し続けている温室効果ガスの増加によって、今後、このような水害等のさらなる頻発化や激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや気候変動ではなく、私たち人類や全ての生き物にとって生存基盤を揺るがす、気候危機と表現すべき事態と考えていますと表明されております。これを受け、2050年度までの二酸化炭素排出量の実質、先ほど議員さんも言われました、実質ゼロ（ゼロカーボンシティー）への取り組みが必要であるとの見解を示しております。記憶に新しいところでは、オーストラリアの猛暑による森林火災、南極での20.75度の最高気温の記録、日本も記録的な暖冬による雪不足と異常気象が見られる中、温室効果ガス排出抑制による地球温暖化対策等、ゼロカーボンシティーに向けての取り組み等が重要な課題となっていると考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 危機的状況であることを本市でも共有をしていただいたということで、④の質問に移ります。

一般質問初日の同僚議員への答弁では、昨年1年間の市の取り組みとして、高知工科大学の学園祭やロビーでのパネル展、また、山田高校のエコマーケットへの協力を行ったとのことで、ちょっと間違っていたら後で訂正ください。この地球温暖化対策地域協議会が、協力ではなくて企画・立案して実行したものがあるかどうか、初日の答弁も受けてお聞きをしたいのですが、構いませんか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

山田高校のエコマーケットとかは、ちょっと今年取り組みたいなということです。なお、地球温暖化対策地域協議会のほうで取り組んだ内容につきましては、昔から実施しております、省エネに取り組むべく「CO₂CO₂（コツコツ）電気削減コンテスト」と、あと実際現在もやっています住宅用太陽光発電システムの補助金と、あと今実施しているのは生ごみ処理機の補助金と、またライトダウンキャンペーン等への参加、あとと言われるように昨年御協力いただきましたマイバッグキャンペーン、その他協議しながら実施しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ちょっと聞き取り違いをしていたようで失礼をいたしました。

今太陽光発電システムへの補助金とかいうふうな御答弁もありましたが、こうしたことも地球温暖化対策地域協議会の中で出されて実行していると、環境対策を協議会のほうで企画して実行しておる、こういう捉え方でよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

地球温暖化対策地域協議会にかけて、何をどうしたらいいかというような具体的な内容、ことし、今は住宅用太陽光発電システムの補助ですが、一般家庭のCO₂排出量の中で車社会の現状では、4分の1が車によるCO₂削減となっています。ことし電気自動車等の補助金の協議もしていただきたいと思います。協議会のほうでさらなる対策等を協議しながら実施していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 答弁をお聞きしました。いろいろに提案をして、やっただいていてということですが、私はこういう取り組みは可視化することがとても大事だと思っております。同僚議員の質問に対しまして、マイバッグキャンペーンが杉8万本の1年間の吸収量に匹敵したと、こういう話が非常にわかりやすく、市民の間にすっと取り組んでいきやすくなるんですね。

そこで、提案的にお伺いするのですが、これは土佐山田町の香美市のごみ分別の手引きという、こういう力作をつくっていただいております、非常にいい手引きになっております。総合窓口にも置いてくれておりますが、この中の最後のページのマイバッグのところに、コンビニ・量販店等でレジ袋を断った場合、以下のような二酸化炭素削減が見込まれますとあって、レジ袋1袋当たりの二酸化炭素排出原単位に、買い物の際レジ袋を断った回数を掛けて、それから買い物1回当たりのレジ袋使用平均枚数を掛けて、レジ袋を断ったことによる二酸化炭素削減量がキログラムで出ると。こういう可視化をした取り組みが大事ですし、それから、この協議会のほうで多分足りないのは、足りな

いという失礼かもしれませんが、何年までに何キロ減量するのか、そのためにどういう目標を立てたらいいのか、その辺りの協議を急いでやる必要があるというのが共通認識ですので、要るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

確かに、法でも、計画を立て、それを実施することに努めなければならないとうたわれております。おととも答弁させていただきましたが、やっぱり目標を立てることは大事ですので、そこら辺は十分考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長から、ぜひこの地球温暖化対策協議会のほうにそのように言っていただきたいと思っております。

それでは、次に、⑤の質問に移ります。

国内の幾つかの市や団体が、積極的に気候変動の危機と向き合い行動する、気候非常事態宣言を行っております。お手元に資料があると思っておりますので、ごらんになっていただければいいと思っておりますが、1枚ものの資料で日本の地図がありまして、気候非常事態を宣言した自治体と学会ということで、まだまだ少ないですけれども、こういうふうに地図で示されております。この中の一つの長野県白馬村では、高校生の請願をきっかけに、まず白馬村として非常事態宣言を行い、それが県議会での議会議決、長野県としての気候非常事態宣言へとつながりました。白馬村では、宣言の中で取り組む活動として、村民とともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向き合い、他自治体の取り組む規範となりますや、2050年における再生可能エネルギー自給率100%を目指しますなど、5項目を挙げております。2月13日の地元紙の報道によりますと、全国のスキー場が雪不足で今年本当に困りました。営業が成り立たないようになっている。そこで、白馬村のスキー場では高校生主催のグローバル気候マーチが行われました。地球温暖化を訴えるパネルを持ってゆっくとゲレンデを滑りおける、こういうふうな取り組みだったと思っておりますが、この取り組みによりまして、スキー場を運営する白馬観光会社の社長もこのアピールに共鳴し、節電とともに再生可能エネルギー由来の電力への切りかえを目指すとのことで、気候非常事態宣言が市民の関心を引き集めております。本市でもこうした緊急の宣言を行い、市民に呼びかけてはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

気候非常事態宣言につきましては、宣言を行うことにより気候変動への対策立案、計画、キャンペーンなどの対応を優先的にとるもので、地球温暖化対策として2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目標に、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、持続的

発展に向けて取り組むべく、各国や各自治体がゼロカーボンシティーの表明を最終的に
行っております。長野県の取り組みについても発端が高校生という形の中、昨年COP
25において、国の声として、長野県が台風19号災害等を受けたこともあわせ、今後
の取り組みとして日本を代表して宣言をしております。

現状としましては、平成22年に作成した香美市地球温暖化対策地域推進計画の今年
中期見直し年度となっていることから、先ほどの協議会等で内容の協議、見直し、実
施可能な地球温暖化対策の取り組みの検討の中で、このことについても研究・勉強を重
ね、検討課題として今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ検討していただきたいと思っております。ごらんになってい
ただきましたように、四国にはまだありません。けれども、南海トラフ地震を初め防災
対策なども喫緊の課題となる中で、ここで香美市がこの地図に載ることの影響は、四国
にも、それから日本全国にも波及効果は大きいと思っておりますので、ぜひ前向きに検討して
いただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。プラスチックごみを減らすために質問を行います。

①です。

初日の同僚議員の質問と重複する部分は読み上げることは除きます。私はプラごみの
材質の危険性についてまず述べたいと思っております。

資料をごらんになりながら聞いていただきたいと思っております。

プラスチックの問題というのは環境問題でありますけれども、人体への影響が非常に
大きいということです。問題は、プラスチック製品をつくる際に添加される化学物質で
す。プラスチックを柔らかくする可塑剤、劣化を防ぐ安定剤、酸化防止剤、燃えにくく
する難燃剤などがあり、それに熱や刺激が加わるとプラスチック素材というのは非常に
不安定で、こういう化学物質が溶け出しやすい。そして、この溶け出した添加物には環
境ホルモン作用があることが判明しております。環境ホルモンは人体の神経系、免疫な
どに悪影響を及ぼし、生殖機能や染色体に異常を来すことが指摘をされております。

例えば、カップめんに入った容器は食品トレーなどでよく使われる発泡スチロールで、
熱湯を注ぐと発がん性のある化学物質が溶け出すことはもう数十年前から報告をされて
おります。ですので、カップのまま食べると、一緒にこうした環境ホルモンも食べて体
内に取り込むこととなりますので、陶器などに移してから食べるよう進められておりま
す。最近紙のものも出ておりますけれども、紙の内側にはやはりプラスチックでコー
ティングをしておりますので、どうかと思うところです。

そして、ほかにも食品ラップや台所のスポンジから、また、フリースなどの化繊の衣
料品からも洗濯すればマイクロビーズ、こうした毎日の暮らしの中で影響を受け続けて
おります。日本から輸出されておりましたプラスチックごみが、中国やアジアの国から

返却されるようになり、処理に困ったことで海洋汚染やマイクロプラスチックの問題が注目され出しました。研究者や環境活動家の間では研究が進み、警告もされていましたが、影響が顕著に目に見えるようになり、やっと人の意識も変わりつつあるところではあります。

先日プラスチックフリーという翻訳本を出版しました、市内在住の服部雄一郎さんの講演を聞く機会がありました。服部さんは今引っ張りだこで、あちこちの講演活動をされています。私が参加した会場にもたくさんの方が訪れていました。今述べたような暮らしの中にあるプラスチックの脅威を知り、プラスチック製品をできるだけ避ける暮らし方、消費行動が必要だと話し合われたことをございました。参加した方からは早速台所のスポンジに代わりになるような、遊休農地にヘチマを植えて使おうとかいうふうな、具体的な話も出ていたわけです。持続可能な地球環境にするため、やはりまず知ることだと思います。

そこで、お聞きします。

専門家の知見を生かした環境問題に関する講演会を行ったり、広報等で特集記事を組むなどして啓発する必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現実、僕もこういう本で今ゼロから勉強し直しております。確かに言われたように、これが服部さんの本であります。現在海洋プラスチックごみの問題として、このままでは2050年までにプラスチックごみの重量が魚の重量を上回ることが予測されております。環境省においてもこういった問題の解決に向け、個人、企業、団体、行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取り組みを応援し、さらに広げていくため、プラスチック・スマートというキャンペーンを実施しております。市においてもこの取り組みに参加し、プラスチックごみ削減広報等での啓発を行っていきたいと考えています。

また、先ほど御紹介がありました服部さんですが、僕も山田高校のエコマーケットへ参加して講演を聞きました。実際、その後ちょっと直接お話しさせていただいて、今後協力をお願いできないかという話等もさせてもらっております。内容等につきまして、やっぱり直接この方は僕らと同じごみの担当としてゼロ・ウェイスト政策、ごみゼロという全国で8市町村の取り組みを、今宣言等を受けて、その中の一つとして現場で実践してきた方です。やっぱり本の中とかのお話を聞くと、大変勉強になります。それを踏まえて、先ほどのお話のように、講演等につきましても、実際うちのほうはできていない、香北支所と向こうさんがやってくれて、あとこどもエコクラブのほうで呼んで、講演してもらったりとかしております。新たなそういう形でそこら辺も検討させていただいて、実践していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に、②の質問に移ります。

今お話のありました、1月25日に山田高校の生徒さんがエコマーケットを開催してくれました。さすがにレジ袋やプラスチックの容器は使っておりませんでした。お客さんもマイ箸とか、お皿を持参して、ごみの量も学園祭の10分の1だったという報道もございました。また、食品ロスにも着目をしておりまして、規格外野菜のミネストローネも大変おいしかったです。何より高校生が企画したということで、お客さんも多く訪れ、素晴らしい取り組みだったと思います。

そこで、お聞きをします。

量販店や漁協、学校、団体などとも連携して、マイバッグキャンペーンにとどまらず、プラスチックごみの減量を全市的に進める取り組みができないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

CO₂ゼロ、またごみゼロに加えて、昨年から環境省、関係省庁と連携して、先ほど言いました食品ロスについて取り組みを考えております。ちょっとおとといの答弁ともかぶりますが、新年度、香美市オリジナルマイバッグを作成、活用して、ごみゼロ等、その他の取り組みを進めたいと考えております。本来であれば、先ほど言いました究極のごみゼロを目指すゼロ・ウェイスト政策の取り組みへの必要性がありますが、現在としては、一昨日も申しました、従来のリデュース（減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）のリサイクルありきの3R運動に加え、レジ袋等を断るリフューズ（断る、使わない）、ごみを最初から出さないという運動の推進に努めていき、今後も地球温暖化対策とその他について研究を続けていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 4Rは大事、課長のおっしゃるとおりです。ですが、一番大事なのは排出元を抑制すること、プラスチックを生産しないことです。それは私たちの力だけでは実現はしませんが、消費行動を通じてそこへ働きかけをしなければなりません。当面マイバッグキャンペーンを徹底すれば、かなりの削減効果ですので、課長がおっしゃったようにぜひ力を入れていただきたいです。

また、すぐできることとして、私はこの地球温暖化の危機という状況が言われ出してから、もう町の景色が変わるぐらい取り組まれないと、間に合わないだろうなという思いがあったのですが、相変わらずイベント等で、食べ物なんかを売るときは簡易ですのプラスチックの容器に入ってくる。それから、ビニール袋・レジ袋に入ってくることもあるわけです。それから、資料を入れる袋もビニール袋に大方入っておりますが、これも紙に転換するだけでも随分違うと思います。ただ、こうした取り組みには、市内の

各種団体、それからプラスチック容器を使う量販店さんの協力が欠かせませんので、こうした団体等に呼びかける、これをコーディネートする係が要ると思うんです。その具体策を講じられるかどうか、お聞きをします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 確かにそのとおりです。僕のほうも量販店等を回って、今現在レジ袋削減等がどういう形になっているか、マルナカさんのほうが3月1日からということで先駆けて実施されております。各コンビニ等でもいろんな取り組み、無料化でできるものを有料化で出すとか、いろんな形で取り組んでこられております。言うように、食品ロスに関しましても、全世界の食品援助量の、日本は何と1.7倍もの食料を実際1年間で捨てているというような統計も出ております。実際やっぱりそういうところに着目して、現場とかにも入って、それは実際できておりませんが、実情としては少ない人員の中、また日々の苦情対応に追われる中でありまして、なかなか前向きなことができていないのが実情であります。そこら辺も踏まえ、新しいことにチャレンジしていけるように、前向きに考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 地球温暖化対策地域協議会の中に、例えば量販店さんの代表を入れるとか、そういうことも検討していただきたいと思います。

それでは、次に、3点目のジェンダー平等の社会実現に向けてということでお聞きをします。

昨年4月、東京大学の入学式で、名誉教授の上野千鶴子さんが述べた祝辞が賛否両論ありました。それで、ちょっとした物議を醸しました。上野千鶴子さんは、冒頭、東京医科大学で男子学生に有利な採点をして、女子学生にはハードルを高くする入試差別があったという話を皮切りに、ジェンダーが個々人の趣向や社会の仕組みに深く組み込まれているという話をされました。

例えば合コンで、男子学生は東京大学と言うともてるけど、女子学生は東京大学と言うと相手が引くので、東京の大学というふうに自己紹介をしたりするのだそうです。その物議を醸した祝辞につきましては、あなたたちが大学の課程を終えて世に出る社会は、頑張っても報われないことが多々あるんだという話をされたので、祝辞にふさわしくないということで物議を醸したわけです。ただ、この件に関しまして、後日インタビューに答えた上野さんは、祝辞には共感も反発もあった。反発した人の中には、東京大学男子学生ら若い世代も多くいた。しかし、そのことに驚きはない。東京大学の学生のバックグラウンドを見ればその理由が見える。東京大学の学生は、出身校が中高一貫私立男子校の生徒が圧倒的に多数を占めている。専ら経済的に恵まれた家庭で、専業主婦の母親に全力でサポートされてきている。目の前に女子がいない環境で、父親と経済的に対等でない母親を見て育つ。偏った女性のイメージを上書きする機会がないまま、大学に

入ってきたのでしょうかと述べています。

また、競争社会の中で、女には専業主婦という逃げ道があるけれど、男はしんどくても降りる選択肢がないと、日本社会に根強くあるジェンダー差別の弊害を語りました。つまり、女性が生きづらい社会は男性も生きづらいということだと思えます。

また、性は男性、女性の2極ではなく、グラデーションと言われています。LGBT、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーに加え、SOGI、ソジという概念、どの性を好きになるか、自分の性をどう認識するかも、ありのままに受け入れられる社会にしようとする動きが広がっております。

そこで、お聞きします。

誰もが生きやすい社会をつくるには、多様な性のあり方やジェンダー平等への理解が欠かせないと考えます。あえて問題意識を持って、学校教育や生涯教育の場で学ぶ必要があるのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

香美市では、高知県が打ち出している基本方針の12の人権課題を元に、一人一人の人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会づくりを進めるために、幅広く人権課題を学習しております。本年度は多様な性のあり方、女性の人権をテーマに、生涯学習振興課主催の学習会を開催いたしました。また、学校現場でも学習の場を設けております。

今後も、様々な機会を用いて学習の場を設け、学習会で学んだ情報を地域や職場で広めていただけるよう、啓発に努めていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 学校教育でも既にやっていると、どのような学習をされておりますか。一般的な人権の問題として、いつも人権の問題というと高齢者やハンセン病の患者さんとか、そういう方々が出てきますけど、そういう捉え方の下でやっておられるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

学校教育の中では、中学校は3校、小学校で2校、この令和2年の2月の調査ではそういうことで報告を受けています。内容的には、人権の課題としてということと、それから保健体育の授業にもありまして、そこでも行っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） なぜ学校教育かといいますと、統計上では教室40人のクラスだと、三、四人の方が性的マイノリティーと言われる方々がいらっしゃる。ですので、学校生活の中で、人に言えず違和感を覚えながら過ごしている児童生徒がいると思

います。それで、多様な性を、学校でも家庭でも社会でも認識することが第一歩だと思うわけですね。学校教育の中でこうした機会をつくって、多様性を認め合うということをお学ばせれば、誰もが生きやすい社会につながる。また、そのことはいじめ防止にもつながっていくんだろうと私は思っております。

課長に1点お聞きしたいのですが、生涯学習振興課主催で学習会もされたということですが、課長御自身も多分受講されたと思うのですが、どんな感想を持たれたのか、率直な感想をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 率直に言うと、私自身が普通に考えていること、普通はということをお、時々いろんなことを考えるときに自分の価値観を普通として考えるんですけども、普通では説明できないいろんな考え方やいろんな思考もあるので、価値観は人によって全部違う。だから、私自身も決めてつけていろんなことを考えてはいけないなと感じました。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、②の質問に移りたいと思います。

さまざまな啓発とともに法令の整備も必要です。今全国の自治体で、同姓パートナーシップ条例制度を整備する自治体がふえております。私が持っている資料では、現在29自治体となっております。これよりふえているかもしれません。今年はお東京オリンピックの年ですが、オリンピック憲章では性的志向による差別を禁止しており、日本政府も対応を迫られておりますので、このことからお与野党でそれぞれ内容は少しずつ違いますが、法整備の動きがございます。本市におきましても、パートナーシップ条例制度導入の検討を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） ふれあい交流センター所長、横山和彦君。

○ふれあい交流センター所長（横山和彦君） お答えいたします。

現在、制度導入をしておる自治体は、都道府県レベルも合わせて34自治体になっておるとおいうふうに、1月22日現在ですけれども、おそういう数字になっておるとお考えております。

きょうの新聞にも、女性同士の同姓婚の破綻に關した訴訟についての記事が載っておりました。東京高裁は男女間の結婚に準じる關係にありたと認定したというおものです。パートナー制度を採用する自治体があらわれているということについても触れられておりました。

同性パートナーシップ条例というおのは、同性カップルを結婚に相当する關係と認め、パートナーとする証明書を発行することなどを定めた条例で、全国初となる東京都渋谷区のお渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例が、平成27年4月に施行されておいます。渋谷区のお場合は、区に在住する20歳以上の同性カップルに、任意後見契約と合意契約という公正証書の作成を条件として証明書を交付する、自治体による

初の同性間のパートナーシップを認める条例となっています。また、同年11月に始まった世田谷区の同性パートナーシップ宣誓制度については、世田谷区パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱により、該当する同性カップルが宣誓を行うことができることなどについて定められており、宣誓を行ったカップルには、收受印を表示した宣誓書の写しを交付し、希望するカップルには、双方に小型のパートナーシップ宣誓書受領証も添付されるという制度となっています。このような制度は公的に効力はありませんが、パートナーとする証明書を交付することなどにより、同性カップルの方の気持ちを受け止めようとする取り組みとなっております。

同性パートナーシップ制度の導入する地方自治体は、少しずつふえる傾向にありますが、LGBT、SOGIについての一般の理解もまだまだ進んでいない、また、憲法解釈との関係もあって、国内では同性婚に反対する考え方も根強いと感じております。今国会では与野党双方からLGBT理解増進法や、差別解消法といった法案の提出が進んでいるようですが、その動きも注視しながら、制度の導入について慎重な検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 反対する団体もある、いろいろな意見もあるということでありましてけれども、こういう状況がジェンダー平等指数、日本は世界で去年111位から121位まで下がったということがございます。こういう状況は一部の人たちが生きづらい社会でありますので、法整備をしてマイノリティーの方々に市民権を与えていくことは、とても大事なことだと思います。日本学術会議の副会長の三成美保さん、奈良女子大学の副学長ですが、これはやはりオリンピック憲章もそうですし、世界レベルに追いついていかなければならない。なぜなら、こういうカップル、こういうということはないですが、この新たなカップルが何ら社会的害悪をもたらさないわけでありまして。そして、これを制度化すれば、こういう方たちも生きやすい社会になるということを進めていかなければならないと思いますので、ぜひ研究、検討をお願いしたいと思います。民間企業のほうでも取り組まれておりまして、ライフネット生命、第一生命、日本生命が同性パートナーの保険金受け取りを指定でき、手続も簡素にしたとか、携帯電話の会社が家族割のサービスの対象にしたとか、また、自治体では証明だけではなく、親族同士を条件とする県営住宅への入居申請もできるようになった、それから、県立病院での面会、手術同意などもできるようになった。こういうふうに進んでいっておりますので、これはぜひ前向きに研究、検討をしていただきたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（比与森光俊君） ふれあい交流センター所長、横山和彦君。

○ふれあい交流センター所長（横山和彦君） お答えいたします。

ジェンダー平等は、人々の性別の違い、性差そのものは否定せず、どんな性を持つ人

も性によって差別されない社会を目指す考え方で、SDGsの目標とも一致しております。性的志向や性自認についても、特定の人々にのみ配慮が必要な課題として捉えるのではなく、全ての人の対等、平等、人権の尊重に根差した課題として捉えるべきであるという、国際的な潮流にのっとった考え方が広がっていけば、法整備にもつながり、さまざまな課題が解決されていくものと考えております。

香美市としても前向きといいますか、研究して検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に4点目の質問に移ります。

①です。

国保の都道府県化に伴い、健診の受診率やジェネリック医薬品使用などで医療費を下げた自治体には、保険者努力支援という交付金が交付される仕組みを導入したと同時に、赤字補填目的の一般会計からの繰り入れにはペナルティーがかかるなど、自治体に対して医療費総額を抑えよという政策がとられております。都道府県化以降、ほとんどの自治体で国保税の負担がましました。その中で、均等割の減免は子育て支援策としても有効であり、被保険者の負担軽減につながることはこれまでも述べてきたとおりであります。ここにきて実現の検討ができないか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

9月定例会の一般質問でお答えしましたように、慎重な対応が必要と考えております。今一番必要とされているのは、子供の均等割減免なのか、二十歳未満の被保険者が多いことによる特別調整交付金につきましては、国保事業費納付金の算定において減額調整されておりますので、さらなる軽減に係る財源をどうするのか、将来の国保運営はどうあるべきかなど、関係部署や関係機関に相談しながら検討しているところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 検討をさせていただいているということですが、特別調整交付金の減額を今でも受けていると、だから慎重な対応が必要ということですが、私はこの件に関しましては医療でございますので、やはり福祉的観点を中心に考えていただきたいということを強く申し述べたいと思います。

それで、子供の均等割減免の自治体では、令和2年度予算での実施予定も含めまして、今現在30自治体まで広がっております。なぜかと言いますと、国保税が余り上がって市民の負担がふえてきたので、それを何とかしようというふうに検討されたからであります。そして、その交付金の削減が起きないやり方をとっております。その根拠は、地方税法第717条の、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のための公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当

該水利地益税等を減免することができると、かたい文章でございますけれども、これには国保税も対象として税法上挙げられているからでございます。そして、減免をする自治体は、地方税法第717条の特別の事情の中に子供の均等割の減免を加え、国から交付金が減らされないような工夫をして、実施をしているということなのでございます。

課長の答弁は変わらないかもしれませんが、これを聞いた上で、本市にもその条例があって、天災などの事情は列挙されております。この中に子供の均等割、子育て支援策としても、また、負担軽減策としても、この事情の中に入れていただくような検討はいかがか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

一つ、私の答弁が伝わらなかったようなので、少し訂正させていただくんですけども、二十歳未満の被保険者が多いことによる特別調整交付金というのが県に来ておりまして、国保事業費納付金の算定において、既に香美市等は減額の算定をされておりますので、議員がおっしゃっている、香美市で言えば中学校卒業までに自己負担額をゼロにしていることによる減額とは、また違ったところの特別調整交付金のお話をさせていただきました。

議員がおっしゃいますように、条例化して減免するという方法は私どもも認識しておりまして、そういうことが可能かどうかというところはあるんですけども、やはり減額をするに当たっては、さらなる財源が必要になってきますので、そういったことも含めて検討を慎重にしていかなければならないと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長に昨年質問をいたしましたときに、国保税の引き下げを訴える市民の切実な声を聞いていただき、市民の苦しい思いは十分理解をいただいていると思います。それで、市長にも均等割減免への政策判断を求めたいところですが、課長と同様の答弁でしょうか、市長、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

どの質問も課長がしっかり答えてくださっていますので、もう私のほうから申し上げるところはないんですけども、ただ御承知のとおり、今値上げをさせていただいた中で、今後見通しがどういうふうになっていくか本当に微妙なところで、この1年の動き、そしてまたこれまでの取り組みの中で、どんなふうに財源が保てるのかというのが本当に微妙なところであります。御承知のとおり、使えるところは精いっぱい使ってきたということがございますので、言われることは十分わかっていますので、そういう余力とまではいきませんが、できる状況があれば、できるだけ厳しい負担に耐えておられる方の軽減に努めていく、その思いは変わりありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市民の思いは十分に受けとめていただいているということ
で伺いました。

具体的にちょっとお聞きしたいのですが、②の質問です。

本市で子供の均等割を免除した場合、予算はどれほどかかりますか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 令和2年2月1日時点の18歳以下の被保険者を対象として計算しましたところ、1,900万円余りでした。ただ、単純に対象者数に均等割の基礎分と後期高齢者支援金分を乗じたものですので、実際には低所得世帯に対する軽減などがあり、もう少し少ない金額になると思われま

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 都道府県化に伴い、また新たに別の、私たちがつかんでいたのと違う調整交付金の減額があるということ、今課長からお聞きしました。自治体のほうも苦慮されているというのは十分承知はいたしますが、まず市民の生活、大事な大事な医療を安定させていただきたい。このことを申し上げて5点目の最後の質問に移ります。

①です。

日本の難聴者率は65歳以上で6割近い率ですが、難聴者に占める補聴器の所有率は14.4%と低迷をしております。ヨーロッパでは4割から5割で、その違いは公的補助があるかどうかの差であるそうです。日本の場合、障害者手帳保持者などには限定的にありますが、加齢性難聴には適用されません。

そこで、お聞きをいたします。

耳が遠くて人前が出るのが嫌、困っているけど補聴器が高くて手が出ない、また、安いのを買ったけど、うまく聞こえなくてほとんど使っていないという方々がおられます。こうした方に補聴器購入費の助成を検討できないか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

補聴器の購入に対する現行の公的助成の対象は、大岸議員がおっしゃられたとおり、高度・重度の難聴者とされております。WHO世界保健機関では、両耳の聴力レベルが、41デシベル以上の中等度の方から補聴器をつけることを奨励しており、国においても平成30年度から、補聴器を用いた聴覚障害の補正による、認知機能低下予防の効果を検証するための研究を開始しており、また、一部の自治体では独自の助成制度を始めております。

現状では身体障害者以外の難聴者に対する補聴器購入の助成制度は、国・県による制度の創設と財政支援が欠かせないものと考えますけれども、先行事例の調査、研究に取り組みたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この質問に関しましては、昨年議会からも意見書として国に補聴器購入の助成をとということを送ることができました。先行自治体の事例を研究したいということでございますが、ぜひともどういう方法でやったのか、研究を進めていただきたいと思っております。助成を検討する場合に、どれくらいの補助が要るのか検討をしていく、可能ならば導入もしていく、そういう方向と受けとめてよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

今後社会が高齢化するといった中で、認知症の発症リスクの要因となる難聴に対して、手だてを講じなければならぬという大岸議員の御提案に対しましては、私も深く同意するところでございます。

ただ、これを市の施策として立案していくためには、やはり財政面、政策的な位置づけなど、次数を繰り上げた議論が欠かせないものでありますので、検討のお時間をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市としてまだ調査をしておりませんので、どれくらいの人数になるかわからないんですけども、件数的にはそんなにたくさんの方ではないというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の②の質問に移ります。

東日本大震災では、障害者の死亡率が高いという調査結果が出ております。宮城県沿岸部での震災による死亡率は、総人口に占める死亡率が1.03%、これに対して、障害者の死亡率が2.06%と倍になっております。そして、その中でも聴覚障害者が犠牲になれる割合が非常に高いということでもあります。

②のこの質問につきましては、一般質問の初日に答弁がございました。文字情報にして個別受信機に届くとのことですが、この個別受信機をつけられている対象は、障害者手帳保持者でございましょうか。そして、その保持者全員に個別受信機が配置をされておりますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 対象者は、聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた方となっております。あと、対象者数ですけども、平成31年3月末現在で81名おられます。その方を対象に案内文書を送付しまして、希望者について配付しているという状況になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

- 14番（大岸眞弓君） そうすると、つけられる方とつけている方との人数に若干ずれがあるということですか。
- 議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。
- 防災対策課長（一圓幹生君） 対象者数が合計で81名で、今現在つけておられる方につきましては11名となっております。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） これはちょっと非常に心配な状況と思いますが、災害のときにどうなるのかという、初日の質問にかかわってくるわけですが、だから、このためにマンパワーをふやして調査をすることになっている、それでよろしいですか。
- 議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。
- 防災対策課長（一圓幹生君） それで構いません。なお、設置を希望しない理由としまして、同居、もしくは近くに親族がお住まいの方については、不要という回答がかなりの件数あります。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 了解しました。この個別受信機におきましては、音声でなく文字に変換して聴覚障害者のもとに届くと。それは避難情報ですよ、こういう災害が来るから逃げなさいという情報がまず第一に届く、それを見て避難行動を促すということだと思っておりますが、その情報伝達がうまくキャッチされて、聴覚障害者の方がどうか避難行動を起こして避難所に着いたとします。それで、情報伝達というのは避難を促すだけではなくて、避難所について避難所での生活に困難を極めることが多くて、そこでの情報伝達がとても重要ということが言われております。初日の質問では、聴覚障害者の方はまずテレビに抱きついたという、本当に切実な状況、本当にそうだと思います。

私は岡山県倉敷市真備町の、このことに関します動画をちょっと見たのですが、真備町の経験では、避難所での情報伝達のほとんどが音声なので、聴覚障害者はとても困ったと。自分がどういう支援をしてもらいたいのかを伝えることもできない。それから、今外がどういう状況になっているかもわからない。それから、もう一例は、聴覚障害者が避難所に指定されていた体育館が浸水をして、本当は使えなくなっていた。そういう情報がうまく伝わっていなかった。でも、その聴覚障害者の方は自宅避難を選んだわけでありまして、そういうこともありますので、その動画の中でこの障害者の方は食事よりも情報をとっております。避難所の中での情報伝達というのはすごくこれは盲点だなと私も思ったのですが、まず、手話のできる人の手配、それから、支援の内容をイラストにして示すことなどが有効ということでございます。これは真備町が大学とも研究をしまして、支援の内容とか避難経路を音声でキャッチして避難する方は別にして、聴覚障害の方のために絵を描いて、避難路はこちらですというパネルを書いて、消防団員の方がそれを示して誘導する。これをやっておったので、大手のデパートで火災

があったときに、1万人の方が無事に避難できたという経験をもとに、こういうパネルを避難所にも置くことが非常に有効だということです。

今後の要配慮者の対策として、こうしたことは参考にできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 議員のおっしゃるとおり、文字情報、パネルにつきましては、今のところ検討している途中でございます。また、新たに手話通訳さんのことをお聞きいたしましたので、また検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、③の質問に移ります。

中年期以降の聴力低下、つまり加齢性難聴が認知症に関係すると、先ほども答弁の中にありましたし、そういう研究結果が出ております。誰もが高齢になっても豊かな社会生活を送ることを望んでおりますが、聴力の低下で人との会話が苦痛になり、家にひきこもったりするようになりますと社会参加が途切れます。認知症に進んでいきますと、今度は要介護となるかもしれず、それは本人だけでなく、地域や自治会にとってもマンパワーの損失を意味します。今自治会の参加者でいろんな行事とか草刈りなんかに出てきてくださる方は、ほとんど65歳以上の高齢者で支えられているという、高齢化によってそういう状況になっておりますので、本当にその地域のコミュニティーとかを維持するためにも、この聴覚障害の方がもう何か出ていきたくないというふうになって、家にひきこもるとかいうことは、もう非常に地域にとっても残念なことでございます。高齢者が難聴に早めに気づいて、健康寿命を保つためにも、健診項目の中に聴力検査を加えることはできないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

聴力検査には周りの音を遮る遮音室などの環境整備が必要となるため、集団健診にはなじまないと思われまますので、市での実現は難しいと考えております。また、ほかにも疾患がある場合も考えられますので、やはり個別で病院に受診されるのがよいかと思われまます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうですね、音を遮断した部屋で私も受けたことがありますけれど、ただ、その健診を受けることで、今補聴器が必要な段階ですよとか、生活、ライフスタイルを変えることで、これを進めるのをとめることができますよとか、そういう指導を健診のときにしていただけるんですよね。それで、補聴器になったときは補聴器の使い方も指導があるというふうなことで、じゃあ個別の健診をされる方への健診費用助成とかいうふうなことが、どこから引っ張ってこれないでしょうか。非常に健

診料が高いものですから、ちゅうちょされる方もいらっしゃるんじゃないかと思うのです。その辺りをお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

今のところ、そういう助成があるかどうか把握はできておりませんが、また調査してみたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、最後の④の質問に移ります。

本市の市民保険課の窓口に、聴覚障害者の聞こえを助けるヒアリンググループが設置されています。適切に運用されているでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

大岸議員から御指摘を受け、ヒアリンググループを取り扱える職員を確認しましたところ、残念なことに市民保険課では精通したものが皆無でございました。すぐに実施研修をいたしまして、皆が取り扱えるように研修をいたしました。今後職員異動もありますので、今後は定期的に研修を行い、耳の不自由な方が来られたときに御案内できるようにしておきます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私も一度聴覚障害の加齢性難聴の方をちょっと相談事で1階の市民保険課に伺ったときに、ヒアリンググループがあるじゃないかと思ったんですけど、職員の方がもう筆談にしますと言ってされて、多分そのほうが早いんだろうなとは思ったんですけども、せっかくこういう機器を導入していただいておりますので、ぜひとも使っていただきたいと思います。海外では、ヒアリンググループの設置が公的機関に義務づけられていたりするようです。それから、視察などで県外に行きますと、議場にヒアリンググループをつけているところもございました。なかなかまだなじみは薄いのですが、こういう機器を設置して、香美市は聴覚障害の方にも配慮した事務を行っておりますよというアピールにもなりますし、何より利便性が向上するわけでございますので、ぜひこれを、こういうのがありますということを当該者に呼びかけてもいただいて、使用していただきたいと思います。十分もう指導もしていただいているようですので、以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時51分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 9番、市民クラブの爲近初男です。通告に従いまして質問いたします。

まず、消防の充実についてであります。

日頃は、本市民の安心・安全の確保に向けて取り組んでいただいております消防署、また消防団の皆さんですが、それを総括する消防長にさらなる充実に向けての質問をいたします。

①です。

消防団の皆さんにおいては、高齢化が進んでいると思われる状況下において、高齢化等による団員の減少が心配される中で、団員確保に向けての対策をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

議員も御承知のことと存じますが、全国的に消防団を取り巻く環境は、過疎、少子高齢化や就業構造の変化、価値観の多様化などに伴い年々厳しくなっており、団員数の減少や高齢化に歯止めがかからない状況にあります。本市におきましても同様で、このままの状況が続きますと、将来にわたり地域の消防防災力を維持していくことが困難になりかねず、団員確保、中でも若い世代の入団促進は喫緊の課題と認識しております。

1月1日現在の団員数は、定数442人に対し実員372人、充足率84.2%となっております。消防団、消防本部ともこうした状況に危機感を持ちまして、従来からの団員により地道な勧誘活動に加え、女性団員、大学生団員の加入促進、イベント会場等でのPR活動、柔軟な組織運営等、さまざまな取り組みを行っていますが、いずれもすぐに効果が現れるようなものではなく、これといった決定打がないというのが実情ではあります。

今後こうした団員確保の取り組みを継続すること、屯所や装備の充実など、活動しやすい環境整備とともに、より魅力ややりがいを感じられるような組織、活動のあり方について検討が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 充足率が84.2%ということで非常に厳しい状況だと思いますが、機能別団員制度もありますが、これについてはどう考えていますか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

機能別団員制度は、主に消防団OBの方を対象に、火災など、災害出動のみに従事す

る団員を言いますけれども、これも現在のところ、全体で11名の方が機能別団員として活躍をさせていただいております。豊富な経験や知識をお持ちですので、火災を初めとした災害では大変頼りになると感じております。

ただし、OBの方ということで比較的高齢の方が多いというのも実情でありますので、今後は任期等につきましても現在検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 以前は、機能別団員で高知工科大生なんかも入ってくれたんじゃないかと思いますが、今の状況はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

工科大生につきましては、機能別団員ではなく一般基本団員として入団をさせていただいております、各種行事、また現場活動で活躍させていただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） なかなか難しい面もあると思いますが、地道な活動をしていただいて、団員確保に励んでもらいたいと思います。

②です。

本市の消防団において、女性団員の状況と今後どのような活動をしていこうとしているのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 女性団員についてお答えいたします。

現在、女性団員は全体で5名、消防団本部1名、分団所属の女性団員が4名となっております。なお、分団所属の4名につきましても、本部団員を兼任していただいております。

活動内容につきましては、各種行事、研修、訓練等への参加やイベント会場等でのPR活動等を行っております。今後の活動としましては、住宅火災の予防啓発、応急手当の普及啓発などを考えております。

また、現場活動を本人が希望する場合は、必要な技術、知識を習得した上、安全に活動ができると分団長等が判断すれば可能であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 女性団員の増員について努力してもらいたいと思いますが、見込みはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

まだ特に、女性団員の定数であるとか女性分団の創設といったところまでは、具体的に検討はしておりませんが、20名程度入っていただければありがたいなど、個人的には考えておるところで、今後も引き続き入団促進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 20名を目標にして早急に周知、また広報をお願いしたいと思っております。

③です。

分団員が減少している分団においては、火災発生時等の出動や日ごろの訓練、また操法大会出場などにおきまして、運営が大変ではないかと思われそうですが、今後どう考えているのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

本年度から、消防団組織の再編について、消防団本部と消防本部で具体的な検討を始めたところでございます。来年度末までには再編案を取りまとめる予定で考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） これはなかなか分団においては厳しいところがあると思うんですけど、団員が納得する形での話し合いを慎重に進めてもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 当然、団員の皆様が活動をしやすい、そして消防力を今後にもわたっても維持できる再編案にしたいと考えておりますので、各分団、方面隊等と協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 慎重かつスピーディーに、よろしくをお願いしたいと思います。

④です。

消防署員や消防団員におきまして、基礎技術の習得は非常に重要と考えますが、どのように取り組んでいるか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

消防署員につきましては、署内における研修、訓練としまして、3週間の勤務サイクルごとに火災防衛、救急、救助等の各種研修・訓練を計画的に実施しております。また、

風水害対応訓練、大規模地震対応訓練、集団救急事故対応訓練等を毎年または隔年で実施しております。また、消防学校の専科教育や各種研修会等への参加のほか、近隣消防本部との合同訓練等、さまざまな機会を捉え、技術、知識の習得に努めております。

消防団員につきましては、各分団内での先輩団員からの指導のもと、基礎訓練や方面隊ごとの演習訓練、消防署員指導のもとによる分団ごとの訓練等を実施しております。

また、消防学校での研修としまして、基礎教育や幹部課程への入校など行っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 操法大会の結果を見ましても、いい結果が出ているということは、消防署員の指導のもとで消防団員が一生懸命やられ、そしてまた連携もとられていると感じますが、全ての面で連携もとっていただいて、技術の向上が図られますようにお願いしたいと思います。

⑤です。

先月行われました防災士の研修会の講演では、雨の降り方が変わってきているということでした。雨の日の日数は減少しているものの、大雨の日がふえて豪雨化しているという話でした。また、南海地震においても30年以内の確率が70%から80%ということで、今後自主防災組織との連携が重要ではないかと考えますが、どう考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

自主防災組織との連携につきましては、消防職員及び一部の消防分団が消火訓練や応急手当の指導を行っております。将来的には、消防団員が地域の防災リーダーとなって、訓練指導等に当たっていただければと考えております。

また、災害発生時には、当然のことながら消防機関等と自主防災組織が、連携して対応しなければならないと考えております。今後、役割分担等について検討しておく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ふだんからのつながりが重要と考えます。連携の強化を提案したいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

また防災対策課等とも連携をして、自主防災組織との連携を深めていきたいと考えております。今年度、消防団員の中から希望者を募りまして、応急手当普及員の資格を取ってもらうように考えております。そういった方たちが、今後その自主防災組織等で応

急手当の指導に当たっていただくように考えておりますので、今後より緊密に連携をとって、ともに安心・安全のために協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ますます緊密な連携のもとで、いざというときの対応がスムーズにいきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

⑥です。

消防のさらなる充実に向けて、消防長として8年間やってこられました。どのように考えておられますか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

消防の充実を図るためには、消防庁舎、消防屯所、消防車両等の整備や適切な維持管理とともに、絶えず変化する社会環境に的確に対応できる組織体制の整備や、消防職・団員の各種災害対応力の向上が不可欠と考えております。今後は、消防団組織の再編、再編計画を踏まえた分団屯所の整備、市街地における耐震性貯水槽整備や既設防火水槽の耐震化や長寿命化、大規模災害対応能力の向上など、重要な課題について優先的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、8年間消防長を務めさせていただきましたけれども、私の力不足ということにはなりませんけれども、もう少しスピード感を持ってできていればと思っております。あとは、現在実施している事業、また今後計画している事業を着実に進めていくこと、組織力の強化及び消防職・団員の災害対応能力向上のためのさまざまな取り組みを継続していくことを、後任の消防長にしっかりと引き継ぎをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 消防署、消防団が頼りがいのある組織として継続していきまうように、引き継いでいってもらいたいと思います。消防長としての8年間、消防の充実に向けて尽力していただきましてありがとうございました。

次の質問に移ります。2の農業の振興です。

①です。

農業の振興において、農業後継者の確保は重要です。本市においてユズ栽培を目指して就農する人の状況は、平成29年と平成30年は合わせて5名が就農されました。内訳は、20歳から40歳代で、親の跡を継ぐ予定でUターンした者が2名、大阪などよりIターンした30歳から40歳代の者が2名、そして定年前に就農したものが1名となっています。

今後それぞれの分野へのアプローチが必要であり、関係機関との連携の強化を提案したいと思います。定年前で就農する場合には、国の支援制度は45歳未満を上

限として支援をしている状況の中で、三原村や北川村においては、60歳未満まで延長して、村独自の就農給付金制度や、ユズ園地の無償貸与や、住居の確保などの支援を行っています。北川村においては、国の就農給付金の45歳未満の要件に外れる方に対して、60歳未満まで延長して募集を行い、年間150万円を3年間支給する支援体制をとり後継者確保に努めています。

本市においても検討を始めていただければと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

本市の給付金につきましては、議員がおっしゃられたように、今現在は国の次世代人材投資事業を活用しておりますので、原則45歳、要件が整えば50歳未満までを対象としております。北川村では、ユズの後継者対策として、この給付金事業の年齢制限を60歳まで引き上げ、また、経営を継承した場合も対象とするなど、村単独の事業で拡大を図っております。

しかしながら、香美市ではユズ以外にもニラを初めとする他5品目の奨励作物もあることから、ユズに限定することはできず、また、60歳定年前に退職された方の就農事例もありますので、多額の予算が見込まれます。北川村の事業は研究させていただきたいと思いますが、現時点では国の事業を活用して支援していく方針です。

また、三原村では、新規就農者研修期間中に移住促進共同住宅を利用できるなど、住宅確保の支援を行っております。農政班におきましても、住宅支援については過去に検討したこともあります。実現には至りませんでした。空き家バンクの利用も勧めますが、農業従事者は住家はもとより農作業用倉庫も必要であり、希望に添った物件がなく、現在は生産部会を通じて個人的に探している状況です。このことから、新規就農者及び生産部会からも住宅確保の要望は上がっていますので、関係課と協議、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 自分の質問の内容がユズの後継者に限定したような質問になったんですけど、自分としたら香美市の農業後継者の確保に向けて、例を挙げての説明でしたが、そうするとまた予算が大きくなるということで厳しい面もあると思いますが、本市の重要な産業ですので、また検討をお願いしたいと思います。

また、住居とか、農舎とか、作業小屋とかいうようなものもやっぱり必要ですので、関係団体が連携して、何とかスムーズに確保できるような対応策をお願いしたいと思います。

次に移ります。

農業者の高齢化等により、農業地域の多面的機能の低下が懸念される状況におきまして、多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度とを併せて取り組まれている地域

があるとお聞きしましたが、その状況をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

両制度を実施する地域は16地区で、対象が重複する受益地は167ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） わかれば、土佐山田・香北・物部町の各地域の数を聞きたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

山田が。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午後 1時25分 休憩）

（午後 1時25分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

土佐山田町が7組織、香北町が7組織、物部町が2組織となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ありがとうございます。香北町、土佐山田町が7組織ということで、物部町がもうちょっと頑張って取り組んでもらったらえいんじゃないだろうかと思います。2組織ではちょっと少ないんじゃないだろうかと思います。

③です。

この二つの制度を併せて取り組むこととした背景をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

国も推進しておりまして、特に多面的機能支払制度については、農業者以外の方も含めた活動で地域の資源を守るものであり、高齢化と人口減少による地域の労働力不足を補完する制度であると考え、平成29年度に市内の全地区の自治会に案内を送り、興味のある自治会を対象に説明会を開き、周知を図ったものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） この制度は、老朽化が進んでいる水路を直せたり、また、舗装していない農道を舗装できるということで、その日当も支払える。そしてまた、農業者でない地域の人に声をかけて、その人にも参加をしてもらえるということで、地域がまとまり、そしてまた地域の活性化にもつながるといような、多くのメリットがある制度と思います。この広報、周知というものをもうちょっと強化してもらいたい気がするんですが、どうでしょうか。

○ 議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○ 農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

議員も御存じのとおり、中山間地域等特別支払交付金制度も来年度から第 5 期を迎えるに当たり、多面的機能支払交付金のほうも順次制度を説明して、参加していただくようにしております。

以上です。

○ 議長（比与森光俊君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 次に移ります。

本市の農業地域において高齢化等の現状があると感じますが、今後農地をどうしていくのかなどの調査が重要と思う中で計画はあるのか、お聞きいたします。

○ 議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○ 農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

昨年末に農地を所有している方に対して、今後の農地利用についての意向調査を実施しました。来年夏から秋にかけて、この意向調査をもとに 1 3 地区で座談会を開催する予定です。座談会では、集落、地域が抱える人と農地の問題解決のため話し合いを行い、地域の中心経営体や将来の農地の利用のあり方等を決めていただき、将来の農地の維持につなげていくものです。

以上です。

○ 議長（比与森光俊君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 1 3 地区へ入って調査をすると、聞き取りをするということですが、香美市全体ではない 1 3 地区に限ったことでしょうか。

○ 議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○ 農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

その 1 3 地区というのは、旧の町村単位で 1 3 地区でまとめたものであって、まずは 1 3 地区で人・農地プランの実質化を図っていき、それ以降につきましては、各集落ごとにそういう形で進めていければいいと考えております。

以上です。

○ 議長（比与森光俊君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） ぜひよろしくお願いたします。

次です。

本市の重要な産業であります農業の振興について、課長はどう考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

農家の高齢化、後継者不足、労働者不足を言われ続けていますが、基幹産業であります農業を守るために、国・県の補助事業を活用しつつ推進するとともに、先ほど申し上げました座談会を開催することで、地域の農業の現状が見えてくると思っていますので、実情に沿った支援を検討していければと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 課長は、産業振興課の課長として、また現農林課の課長として農業の振興に尽力してこられました。ありがとうございます。御苦労さまでした。

まだちょっと残っておりますが、次の質問に移ります。

ジェイアール四国バスの一部路線廃止について質問をいたします。

美良布・大柵間が4月1日より市営バスの運営にかかります。精いっぱい調整など、尽力していただいたとは思いますが、平日の便数が1便減となり、運行時間も変更になりました。その中で、大柵発と美良布から大柵行きの15時前後の便が、3時間近くない状況になっています。また、休日が4便減となり5便となっています。利用客への影響はどうなのでしょう、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 爲近議員の御質問にお答えいたします。

3月31日をもってジェイアール四国バス株式会社の路線バス美良布、大柵間が廃止となるため、4月1日から市営バス美良布・大柵線が新規運行となります。それに伴いまして運行時刻や便数が変更となっております。運行時刻は、土讃線のダイヤに乗り継ぎができるよう、ジェイアール四国バス株式会社が決定したダイヤに合わせて、市営バス美良布・大柵線のダイヤを決定しております。

なお、便数につきましては、平日が8便、土日祝日が5便となっております。ジェイアール四国バス株式会社の運行便数と比べますと、平日1便、土日祝日が4便減少しております。運転手のなり手不足や働き方改革などの影響のため、現在の状況では精いっぱいの便数となっております。住民の皆様には、減便による御不便をお掛けいたしますが、何卒御理解をいただきたいと存じます。

なお、先ほど午後3時以降が3時間ぐらいいているということでございましたが、その時間帯は利用者が少ない時間帯でございまして、影響は少ないと考えております。当初は、美良布を午後4時ぐらいの発着を予定しておりましたが、大宮小学校が4時頃に下校で児童が乗れなくなるということで、4時50分ぐらいい、1時間ずらしてやっておるところでございます。香北・物部の小・中学校と教育振興課と協議をした結果、下

校時間に合わせて調整をしておりますので影響は少ないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） バスは各停留所での乗り降りをお願いするという事でジェイアール四国バスが実施していたフリー乗降は行わないとなっています。また、利用料金は片道200円で75歳以上は無料となっています。小・中学校の運賃はどうなるのでしょうか。学校に通う場合と休日に利用する場合がありますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 学校へ通う場合、定期券を購入する場合につきましては、香美市小中学校通学費補助金交付要綱の補助対象者で、学校から減免申請があった場合には市営バスは減免となります。通学距離が小学校であれば4キロ以上、中学校であれば6キロ以上で、そういう定期を購入した場合には減免になります。

また、休日定期がなく普通に使う場合については、小学生は100円で、中学生以上は大人ということになりますので200円になります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） わかりました。またよろしく願いいたします。

②です。

山田高校などの通学において、本市の高等学校等通学費補助金を利用している場合、その都度バスの利用料金を支払う形ではなくて、簡素化していただき、定期券のようなものを考えられないか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 爲近議員の御質問にお答えいたします。

現在、香美市高等学校等通学費補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、定期券の購入実績により補助金を交付することから、手続の変更は考えておりません。

なお、令和2年4月からは市バス運行となる区間ができますので、この区間につきましては減免の手続をして、定期券で通学をしていただくようになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） そうしたら、山田高校等へ通う高校生は、大柝・美良布間が無料になるということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 現在、この交付金事業は行われておりまして、8キロを超える方について補助金が認められておりまして、その方につきましては定期券を購入していただき、その分の1万円を超える部分について補助を出ささせていただいてお

ります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） もう一つ何かあれですけど、そうしたら、美良布から山田高校へもし通う場合の定期は、1カ月は1万円以上要するということよね。1万円を超える部分に対して補助をするということですので、美良布から山田高校までの補助がない場合は、1万円以上かかっちゃうということですよ、現在。そうじゃないか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 例えば、美良布から山田までが幾らかという実金額はちょっとわかりませんが、例えば、1カ月に2万円かかったものであれば、1万円を超える部分ですので1万円補助をしているということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 爲近初男君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了いたします。

次の会議は3月6日午前9時から開会します。

（午後 1時40分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

2 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 5 号)

令 和 2 年 3 月 6 日 金 曜 日

令和2年香美市議会定例会2月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和2年2月25日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月6日金曜日（審議期間第11日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	15番	小松孝
5番	笹岡優	16番	依光美代子
6番	森田雄介	17番	村田珠美
7番	利根健二	18番	小松紀夫
8番	山本芳男	19番	島岡信彦
9番	爲近初男	20番	比与森光俊
10番	舟谷千幸		

欠席の議員

14番 大岸眞弓

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	西本恭久
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	森安伸	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	秋月建樹	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 寺田潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 2号 令和2年度香美市一般会計予算
- 議案第 3号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 8号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 9号 令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 10号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 11号 令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 12号 令和2年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 13号 令和2年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 14号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 15号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 16号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 議案第 17号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 18号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 20号 令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 21号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 22号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 28号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 35号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 36号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 議案第 42号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第 43号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第 44号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 45号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 46号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和2年香美市議会定例会2月定例会議議事日程

(審議期間第11日目 日程第5号)

令和2年3月6日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 2号 令和2年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 3号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第3 議案第 4号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第4	議案第	5号	令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第5	議案第	6号	令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第6	議案第	7号	令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第7	議案第	8号	令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第8	議案第	9号	令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第9	議案第	10号	令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第	11号	令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
日程第11	議案第	12号	令和2年度香美市水道事業会計予算
日程第12	議案第	13号	令和2年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第13	議案第	14号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第9号）
日程第14	議案第	15号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第	16号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
日程第16	議案第	17号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第	18号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
日程第18	議案第	20号	令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第19	議案第	21号	令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第	22号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	24号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	25号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	26号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	27号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	28号	香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第26 議案第 29号 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第27 議案第 30号 香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第 31号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第 32号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第 34号 香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第31 議案第 35号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第32 議案第 36号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第 37号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指
定について
- 日程第34 議案第 38号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第 39号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第 41号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第 42号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の
機関の事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第39 議案第 43号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第40 議案第 44号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退するこ
とに伴う財産処分について
- 日程第41 議案第 45号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホー
ム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第42 議案第 46号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

会議録署名議員

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開議)

○議長（比与森光俊君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告いたします。14番、大岸眞弓さんは、欠席との連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第2号、令和2年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第3号、令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第4号、令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第5号、令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第6号、令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第7号、令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第8号、令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第9号、令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第10号、令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案につ

いて質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第11号、令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第12号、令和2年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第13号、令和2年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第14号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第9号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第15号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第16号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第17号、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第18号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第20号、令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第21号、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第22号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第24号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第25号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 新旧対照表をいただいていますので、その12/61ページのところで、この内容で言えば、議案書25-3ページで追加した、基準省令第6条第2項に規定するというオペレーターはどういう方を指すのか、それを教えていただきたい。この新旧対照表で言えば、オペレーターの関係で12/61ページにあります、オペレーターは、看護師、介護福祉士、その後新しく「基準省令第6条第2項に規定する」となっていますが、これどういう方になるのかなというのをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 議案書25-3ページですね。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 議案書の25-3ページ、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての、3ページの下から5行目にあります「「その他」の次に」という。新旧対照表をいただいていますのでちょっと見よったら、新旧対照表の12ページの下から7行目にあります、オペレーターの夜間の体制に基づく内容でして、指定夜間対応型訪問介護の事業を行なう者のオペレーションセンターの関係なんですけど、この中に「オペレーターは、看護師、介護福祉士その他基準省令第6条第2項に規定する」とありますが、これはどういう方が当たるのかなと。わかれば。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） ちょっと調べてみます。申しわけないです。

○議長（比与森光俊君） 笹岡議員、よろしいですかね。後ほどよろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第26号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。

細部説明書238ページの下段の説明ですけれども、この中で、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、公営住宅制度に関係する改正も行われたことからということになっていますけれども、議案書のほうではどの部分、その債権関係の規定の見直しが行われたので、公営住宅制度に関係する改正も行われたということですが、その内容がこの議案書の26ページの1、2にわたって書かれているそのおのこの、これをこう改めるって書かれていますけど、それが全部関係しているというようなことになるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 全てがそういったものではございません。ちょっとその民法の改正の部分については、また後ほどお答えさせていただきたいと思ひます。済みません。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 連帯保証人が2人から1人になるということになったんですが、根保証という形になっていった場合に、今3カ月滞納したらもう明け渡しさせていますわね。ですから、今現在の保証人は2人ですわね、更新のときにはもう1人にするのか、今継続で2人のところはもうそのままいくということになるのかを含めて、根保証の関係等はどうかかな。そこをちょっと説明いただければ。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 更新のときに2人にするのか、もう随時1人にするのかというのは、ちょっと今協議をしているところです。根保証についても、先ほどの民法のこともありますので、後ほどお話しさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第27号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第28号、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第29号、香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第30号、香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第31号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第32号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第34号、香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 行政不服審査会条例が廃止になっていますが、議案第42号とはどういう関係になるのかなど。議案第42号にあります。それとの関係を高知県との関係も含めてちょっと説明いただきたいですが。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 笹岡議員の御質問にお答えします。

行政不服審査会の条例というのを香美市で設けていますが、その業務を高知県に委託することができるようになりましたので、今回この条例の廃止案を提案させていただいています。施行期日は8月1日からという形になります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第35号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32、議案第36号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33、議案第37号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第34、議案第38号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第39号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第36、議案第40号、大井平体験実習館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第37、議案第41号、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第38、議案第42号、香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第39、議案第43号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第40、議案第44号、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第41、議案第45号、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第42、議案第46号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第2号から日程第42、議案第46号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

お諮りします。付託しました各案件は、3月18日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託案件は、3月18日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

先ほどの質疑の中での答弁を、今、健康介護支援課長と管財課長が準備してくれていますので、9時40分まで休憩します。

（午前 9時24分 休憩）

（午前 9時39分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど質疑がありました、その答弁をお願いしたいと思います。

議案第25号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、笹岡議員から質疑のありました答弁を健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

該当する職種は、医師、保健師、准看護師、社会福祉士または介護支援専門員となっております。それにつけ加えまして、1年以上訪問介護サービス提供責任者として従事した者となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 次に、議案第26号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての答弁を管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 濱田議員と笹岡議員の質問に対するお答えをいたしたい
と思います。

まず、濱田議員の細部説明書の民法の一部を改正する法律はどの部分かという御質問
ですが、ちょっとこの細部説明書の書き方が、民法の一部を改正する法律で全てをとい
う感じなんです、その部分については、議案書 26-2 ページの「第 43 条第 3 項中
「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。」という部分しかないんですが、
ほかに笹岡議員が質問された根保証とかいう話の債権の極度額については、別途規則で
定める予定になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 答弁が終わりました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は 3 月 19 日午前 9 時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 9 時 42 分 散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

2 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 6 号)

令 和 2 年 3 月 1 9 日 木 曜 日

令和2年香美市議会定例会2月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和2年2月25日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月19日木曜日（審議期間第24日） 午前 9時48分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	総務課長	川田学
副市長	今田博明	健康介護支援課長	宗石こずゑ

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	猪野高廣	議会事務局書記	吉川るり
議会事務局書記	一圓まどか		

市長提出議案の題目

議案第2号	令和2年度香美市一般会計予算
議案第3号	令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算
議案第4号	令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算
議案第5号	令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

- 議案第 6号 令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 8号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 9号 令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 10号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 11号 令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 12号 令和2年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 13号 令和2年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 14号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 15号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 16号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 議案第 17号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 18号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 20号 令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 21号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 22号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 32号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 35号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 36号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 議案第 42号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務
の委託に関する規約の制定について
- 議案第 43号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高
知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 44号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財
産処分について
- 議案第 45号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱
退することに伴う財産処分について
- 議案第 46号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 47号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5
号）
- 議案第 48号 香美市山田小学校第三児童クラブの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

- 決議案第 1号 米軍機による超低空飛行に対する抗議決議案について
- 意見書案第 1号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出に
ついて
- 意見書案第 2号 地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統
合は行わないことを求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 「桜を見る会」の疑惑について徹底解明を求める意見書の提出につ
いて
- 意見書案第 4号 会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書の提出につ
いて
- 意見書案第 5号 教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必
要な財源措置を講ずるよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 6号 実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整
備を求める意見書の提出について

議事日程

令和2年香美市議会定例会2月定例会議議事日程

(審議期間第24日目 日程第6号)

令和2年3月19日(木) 午前9時30分開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第1 | 議案第 | 2号 | 令和2年度香美市一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第 | 3号 | 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第 | 4号 | 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第 | 5号 | 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第 | 6号 | 令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第 | 7号 | 令和2年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算 |
| 日程第7 | 議案第 | 8号 | 令和2年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算 |
| 日程第8 | 議案第 | 9号 | 令和2年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算 |
| 日程第9 | 議案第 | 10号 | 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 | 11号 | 令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 | 12号 | 令和2年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第 | 13号 | 令和2年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第 | 14号 | 令和元年度香美市一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第14 | 議案第 | 15号 | 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第15 | 議案第 | 16号 | 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号) |
| 日程第16 | 議案第 | 17号 | 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第17 | 議案第 | 18号 | 令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号) |
| 日程第18 | 議案第 | 20号 | 令和元年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号) |
| 日程第19 | 議案第 | 21号 | 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第20 | 議案第 | 22号 | 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第 | 24号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第22 議案第 25号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 26号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 27号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 28号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第 29号 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第 30号 香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第 31号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第 32号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第 34号 香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第31 議案第 35号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第32 議案第 36号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第 37号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第 38号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第 39号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第 40号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第 41号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第 42号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第39 議案第 43号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第40 議案第 44号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第41 議案第 45号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第42 議案第 46号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第 47号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）

- 日程第44 議案第 48号 香美市山田小学校第三児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第45 決議案第 1号 米軍機による超低空飛行に対する抗議決議案について
- 日程第46 意見書案第 1号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について
- 日程第47 意見書案第 2号 地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書の提出について
- 日程第48 意見書案第 3号 「桜を見る会」の疑惑について徹底解明を求める意見書の提出について
- 日程第49 意見書案第 4号 会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書の提出について
- 日程第50 意見書案第 5号 教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう求める意見書の提出について
- 日程第51 意見書案第 6号 実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求める意見書の提出について

日程第52 議員派遣の件

会議録署名議員

5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時48分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 大変申しわけございませんが、議案の一部訂正をお願いいたします。

議案第22号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案22-1です。その中の一番下の行の附則、この条例は「公布の日からから」になってますので、「公布の日から」施行すると訂正をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） お諮りします。ただいま申し出のありました、議案第22号の一部訂正を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号の一部訂正を許可することに決定しました。

次に、執行部から細部説明書の差しかえの申し出がっております。説明を求めます。健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 本日追加議案で出しております、議案第47号ですが、議案細部説明書を本日差しかえさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

○議長（比与森光俊君） お諮りします。ただいま申し出のありました、議案細部説明書の差しかえを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、議案細部説明書の差しかえを許可することに決定しました。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告をお願いします。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根健二です。本日の会議の運営等につきまして、本日議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果を御報告いたします。

まず、追加議案等につきましては、議案2件、決議案1件、意見書案6件が提出されていますので、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。なお、決議案、意見書案について、今回は案文の朗読は行わないことといたしました。

次に、各常任委員会で可決された、議案第2号から議案第46号につきまして、初日採決の3件、議案第19号、第23号、第33号を除く42件を一括採決することといたしました。

次に、6月定例会議の審議期間等につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定いたしましたので、予定表をお配りしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第2号、令和2年度香美市一般会計予算から日程第42、議案第46号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてまで、以上42件を一括議題とします。

初めに、3月6日、9日、10日、17日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生・産業建設の各常任委員会の審査結果であります委員長報告書は、お手元に配付のとおりであります。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、議案第何号でしょう。

○14番（大岸眞弓君） 議案第2号。

○議長（比与森光俊君） 議案第2号について討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

○議長（比与森光俊君） 反対討論がないようですので、次に、議案第2号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありますか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。私は、議案第2号、令和2年度香美市一般会計予算に賛成の討論を行います。

令和2年度の一般会計予算の総額は、前年度より0.7%減で、185億3,500万円が計上されました。国の地方財政計画では、地方交付税等の一般財源総額は令和元年度を上回る額を確保するとなっておりますが、本市におきましては、昨年につき全体の予算規模を抑制した予算編成となりました。抑制した予算規模ながら、長年の懸案でありました児童クラブの専用施設は、それぞれに工事請負費の予算化、実施設計に係る予算も計上され、軌道に乗るようになりました。

また、令和2年度より始まる会計年度任用職員制度は、保育所の給食調理員以外ほぼ体制が整ったことが予算決算常任委員会教育厚生分科会の質疑で明らかになりました。

会計年度任用職員に採用される方々は、これまで非正規であっても、その方々がいないと仕事が回らない、場合によっては正職員同様の責任を負って公務を担ってきました。その方々が正当に評価され、より安定的に働けるよう、制度運用の中でなお改善を進めてほしいと思います。

次に、教育予算ですが、新規事業として小・中学校の高速大容量ネットワークと、児童・生徒1人1台のタブレット端末が整備される費用が計上されました。初期投資に国の予算が50%投入されますが、残りは市費となりますので、まず後年度の維持管理費が心配をされます。このGIGAスクール構想は、国が経済対策として2019年に急遽2,318億円の補正を組んだものです。学校のネット環境を整備するにはよい機会だと思いますが、公表することを想定していない児童・生徒の機微な情報を不正アクセスからどう守るのか、端末機を使用する時間の制限は必要ないのかなど、気がかりな点が幾つかあります。運用に当たっては、教育的観点、また児童・生徒の発達段階に応じた使い方など保健の観点からも最大の配慮をお願いします。

昨日の地元紙の夕刊には、ネットの人権侵害がふえているとの記事が載っておりました。学校のネット環境のセキュリティーは、基本的に教育委員会において責任を持つことになっておりますので、万全の対策をとり、細心の注意を払って運用されるように申し述べまして、令和2年度香美市一般会計予算への賛成討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ただいま、議案第2号について、原案に賛成の討論がありました。

議案第2号に関し、ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論がないようですから、これで、議案第2号についての討論を終わります。

次に、議案第2号以外に討論はありませんか。

討論がありますので、議案第何号ですか。

○5番（笹岡 優君） 議案第7号。

○議長（比与森光俊君） 議案第7号について討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） ないようですので、次に、議案第7号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、笹岡 優です。私は日本共産党を代表して、議案第7号、令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に賛成の立場で討論を行います。

さきの予算決算常任委員会教育厚生分科会の質疑で明らかになったことは、県の国民健康保険特別会計へ納めるべき事業費納付金が、令和元年度より5,730万円減額と

なりました。その理由として、令和元年度の決算見込みに医療費の伸び率を掛けていましたが、令和元年度の医療給付費そのものが、平成30年度の大きくなっていた医療給付費を根拠にしていたために、事業費納付金を大きく見積もっていたとのことでした。もう一つの理由として、事業費納付金の歳出に大きく影響する前期高齢者交付金が、平成30年度の精算によって、追加される交付金がかなりの金額で入ってきたとのことでした。

また、昨年2月に説明がありました、県の予算見込みの違いによる不足分を、県の財政調整基金を取り崩して穴埋めしました。当初の計画は、その分を令和3年度から返済する計画だったのですが、さきの前期高齢者交付金の増額で、本予算の令和2年度事業納付金に入れており、終了するとのことでした。

今回、国民健康保険財政調整基金からの繰り入れも、584万6,000円と少額になっています。令和元年の決算見込みを考慮すれば、国民健康保険特別会計は黒字で運営できる見通しがついてきたのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえて、本予算の執行に当たっては、国からの保険者努力支援分の削減ペナルティーの対象にならない国民健康保険法第77条、地方税法第717条に基づき、子供にも課税される均等割の減免など、子育て世代の応援、そして市民の負担軽減に一層努力されるよう求めて、賛成討論とします。

○議長（比与森光俊君） ただいま、議案第7号について、原案に賛成の討論がありました。

議案第7号に関し、ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論がないようですから、これで、議案第7号についての討論を終わります。

次に、ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

これから、議案第2号から議案第18号まで、議案第20号から議案第22号まで、議案第24号から議案第32号まで、議案第34号から議案第46号までの42件を一括採決いたします。

以上42議案に対する委員長の報告は可決であります。

42議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第2号ほか41件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第43、議案第47号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保

険事業勘定)補正予算(第5号)から日程第51、意見書案第6号、実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求める意見書の提出についてまでの9件は、追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 異議なしと認めます。よって、日程第43、議案第47号から日程第51、意見書案第6号までの9件の案件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、日程第43、議案第47号、令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長(宗石こずゑ君) それでは、議案第47号、令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)について説明をいたします。

令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)

令和元年度香美市の介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月19日提出、香美市長 法光院晶一

議案の概要につきましては、議案細部説明書にお示ししているとおりで、補足説明はございません。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(比与森光俊君) 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第44、議案第48号、香美市山田小学校第三児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 議案第48号、香美市山田小学校第三児童クラブの指定管理者の指定について御説明させていただきます。

議案第48号、香美市山田小学校第三児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり香美市山田小学校第三児童クラブの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 香美市山田小学校第三児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の名称 特定非営利活動法人かみっこベース
- 3 指定管理者となる団体の所在 香美市土佐山田町781番地8
- 4 指定の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年3月19日提出、香美市長 法光院晶一

資料につきましては2ページをごらんください。詳細につきましては、細部説明書のとおりです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 1点だけお聞きします。この新しく指定管理をする第三児童クラブです。その指定管理をするに当たりまして、事業内容を定めて協定を結ぶようになると思うのですが、例えば今回のような不測の事態ですね、新型コロナウイルス対策でほかの児童クラブの運営時間とか、それから人の体制とかを急遽変えることになったんですけど、どういう協議を行ったのか。また、こういう不測の事態に備えて、協定内容にどこか一言でも、不測の場合はこういう対応をすとかいうことは書き込んでおかななくてもよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症に伴います臨時的な開設につきましては、かみっこベースのほうともよく協議をしまして開設をしたところです。それによります協定書につきましては、基本的な協定書というのは5年ないし、今回の分でしたら4年間の分を締結するのですけれども、年次の協定書というのも交わしておりますので、その中で変更になったところなどは変更を加えて、行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 確認ですが、この指定期間が令和2年4月1日ということになっていきますけど、新しくできた施設から第三児童クラブをくっつけるのではなくて、旧の今の場所で受け入れをするということでしょうか。そのときに、広さであったり指導員なんかの確保は十分足りていますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

初日にもお話をさせていただきましたとおり、山田小学校の児童クラブ2つでは賄い切れない人数の希望が出ているので、第三児童クラブを立ち上げるということになりました。その際に、4月1日から受け入れができるように、今のところは広さ的には大丈夫ですので若干修繕をまず行いまして、新しく建ちましたら引っ越しをするということにさせていただきたいと思っております。

今回、かみっこベースさんに指定管理をお願いしますので、その指導員体制というのも、全体を見ながら回していけるようになっておりますので大丈夫だと思っております。以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これが令和6年3月31日までだから、今までの他の児童クラブとの関係で令和6年3月31日で1回終了して、それからまた5年なり3年なり指定管理を結ぶわけですが、そのときにもう一括の指定管理ということを含めて検討する必要も、かみっこベースで相手と同じですよ、継続するのであれば。ですから、今一つ一つ全部指定管理を児童クラブでやっていますが、それももう一括でできるという方向も含めて検討すべきじゃないかと思うんですが、そこはどうかということと、先ほどちょっと大岸議員の質問にありましたが、国の今回の新型コロナウイルスの関係で、財政措置としてはどういう形が来たのかなということも含めて、その延長してやることについてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

指定管理につきましては、始まったばかりですので、検証しながら検討していきたいと思っております。

今回の臨時的な開設の費用につきましては、国費で100%賄っていただけると聞いております。歳入は臨時議会で上程をさせていただくように予定はしております。歳出につきましては、予備費で対応する予定をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 済みません、答弁の訂正をお願いします。「臨時議会」ではなく「臨時会議」でした。よろしくをお願いします。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第45、決議案第1号、米軍機による超低空飛行に対する抗議決議案についてを議題とします。

決議案の提案理由の説明及び決議文の朗読につきましては、議会運営委員会での決定どおり、割愛することにいたします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号から第6号までを議題といたしますが、この6件につきましても、議会運営委員会での決定のとおり、提案理由の説明及び案文の朗読は割愛することといたします。

日程第46、意見書案第1号、精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第47、意見書案第2号、地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第48、意見書案第3号、「桜を見る会」の疑惑について徹底解明を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長(比与森光俊君) ないようですので、次に、原案に賛成の方の討論を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番(大岸眞弓君) 14番、大岸眞弓です。私は日本共産党を代表して、意見書案第3号、「桜を見る会」の疑惑について徹底解明を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

国民の中には、桜を見る会は野党がいくら追及しても疑惑の解明ができないではないか、また、もう飽きたなどの声があります。しかし、国会の議論が時に停滞したように見えるのは、安倍首相の不誠実きわまりない答弁に責任があると言わなければなりません。

内閣総理大臣が主催する桜を見る会は1952年から行われており、各界において功労、功績のあった方々を招いて、日ごろの苦労を慰労し、親しく懇談する公的事業です。

この会自体は意味はあると思います。出席者には酒類や菓子、食事が振る舞われ、招待客の参加費や新宿御苑の入園料は無料であり、費用は全て税金から賄われております。

桜を見る会は安倍内閣になって規模も予算も膨れ上がり、2015年には特定商取引法違反で家宅捜索を受けた、ジャパンライフの会長が招待されていたことも判明しました。反社会勢力と言われているこの会社は、首相からの招待状をマルチ商法の宣伝に悪用しておりました。首相が会長と面識があったことも明らかになったにもかかわらず、招待者の取りまとめには関与していないと述べたことが、虚偽答弁ではないかとの疑いが持たれています。

また、前夜祭の問題では、後援会行事でありながら、ホテルと800人の参加者が個別に契約を結んで参加費を支払ったと言いますが、領収書は一枚も見つかっておらず、法に抵触する疑念に対して全く説明責任を果たせておりません。

政府の文書管理の問題では、各省庁の招待者名簿は保管されているにもかかわらず、内閣府だけは保存期間1年未満として名簿を廃棄しておりました。公文書がいつも簡単に廃棄され、バックアップデータの復元も拒否するなど、到底納得できない話であります。現在、確定申告の真っ最中ですが。国民には5年も何年も資料保存を義務化しながら、公文書の管理が現在のようなことでいいのでしょうか。国民に対して納得のいく説明を行う必要があります。

国会議員であれ地方議員であれ、公職選挙法と政治資金規正法への違反は地位の根幹にかかわる問題です。先日は高知県のある現職町長が、政治資金規正法に定める収支報告書を提出しなかった責任をとって辞職をいたしました。

政府が一体となって、国権の最高機関である国会における説明責任をないがしろにすることは決して許されません。政治への信頼を取り戻すためにも、疑惑の徹底解明を求め、賛成討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第3号は、否決されました。

次に、日程第49、意見書案第4号、会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第50、意見書案第5号、教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） ないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎晃子です。私は、意見書案第5号、教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう求める意見書に賛成の討論を行います。

教員の多忙化が社会問題となって何年にもなります。過労死や健康被害、定年を待たずしての早期退職など、当事者だけでなく、子供たちへの影響も心配されるところです。最近では、部活に外部の指導者を入れる、定時で帰る日を設けるなどの取り組みは始められていますが、なお改善にはほど遠い状況にあることがわかりました。昨年10月にオーテピアで行われた「せんせいの働き方とゆきとどいた教育を考えるシンポジウム」に寄せられた現職教員の声を紹介します。

小学校の50代の先生は、最近ずっと高学年を担当していますが、空き時間がありません。やりたいこととやらなければいけないことが勤務時間にほとんどできず、次の日の教材研究は17時以降となり、準備をして気づいたら20時、21時となり、そのときの家族の時間はもう悲惨です。しかも実家の母は要介護者です。時間が欲しいです。人が欲しいです。

また、30代の先生は、公開授業を行う前の週に、1週間で50時間ほどの時間外勤務を行いました。学年団の先生も、持ち帰り仕事を含めると40時間ほど時間外に働いていたように思います。私は風邪を引いていたわけでもないのに、頭にはもやがかかっ

たようにぼうっとして、なかなか思考がまとまらず、学校にいる間は頭痛もありました。同僚の初任者の先生は、1学期、夜寝る前に、あしたは学校に行けるだろうかと不安な思いを抱えながら眠りについたと記述しています。

同様の声が全部で42件寄せられています。いずれも生徒たちにもっと丁寧にかかわりたい、そのために先生をふやしてほしいというものです。シンポジウムの講師を務めた渡辺弁護士は、教員は労働基準法の対象から除外され、教職員調整手当のみで定額働かせ放題が蔓延している実態がある。教員採用試験の倍率が低下しており、県外に広げて募集すると多くの出願者はあるが、1次審査をパスしても2桁の人は2次審査に来ないなどの実態を報告しました。

来年度からは英語の教科化で、小学校3年から6年生の授業時間数が週1コマ、年間35時間増加します。このような状況からも、不要不急の事務の改善と、正職の先生の増員が求められます。

2020年度の文部科学省の予算では、4月から小学校で新学習指導要領全面実施に伴い、小学校の英語の専科指導や中学校の生徒指導、支援体制の強化として、3,726人の加配定数の増員を行うとしていますが、そのうち2,000人は、算数や理科で行われているティーム・ティーチング4,000人の中から、英語専科指導へ振りかえるもので、差し引き1,726人の改善にしかありません。しかも、少子化、学校統廃合に伴う教職員の自然減を3,925人と見込んでおり、実質は2,199人の減となる見込みです。

今、深刻になっている教員の多忙化を解消して、子供たちに行き届いた教育を進めるためには、教職員の定数増を行うことです。国にその財源措置を求める本意見書案に賛成の意を表明して、討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第5号は、否決されました。

次に、日程第51、意見書案第6号、実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） ないようですので、原案に賛成の方の発言を許します。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。意見書案第6号、実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

この問題の核心部分は、道路運送車両法において、安全性の確保を担保する法律の中で、農耕用トラクターを大型特殊自動車として該当させる条文がないことです。特殊自動車の種類で口類に入る農耕用トラクターなど、農耕作業用自動車に関してはいくら大きくても小型特殊自動車であるとされてきました。

もう一つ矛盾する点は、道路交通法との関係です。道路交通法は、平成29年から新設された準中型免許など、法改正で平成19年6月1日までに普通免許を取得している者は、車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満、乗員定数10人以下と、これまでより乗れる自動車の範囲を拡大し、大きくしています。この普通免許で乗れる、例えば4トントラックでも、車両幅は2.49メートルもあります。ところが、トラクターの場合、ロータリー幅が1.7メートル以上だと大型になると規制すること自体違和感があり、整合性が担保されていません。交通安全対策の面でも、今回、ロータリー等の装着によって、後ろから方向指示器などの灯火器類を見やすくするなど改善されており、普通免許で乗れる交通安全対策は施されています。

以上のように、道路運送車両法では小型特殊自動車であるのに、道路交通法では大型特殊自動車の中で農耕作業用自動車と一くくりにされていることによって、普通免許で乗れる自動車の車両幅に一貫性、整合性を欠くことになっています。そもそも多くの道路整備は、農家の方々の協力によって農地が提供されて進んできました。しかし、そのことによって安心、安定的に農業ができなくなることは皮肉なことと言わざるを得ません。

本市のように小規模農家が多く、田んぼや畑が点在していることを考慮すれば、この春から代かき作業などで、免許停止や免許取り消しなどになれば死活問題になります。今、政府がやるべきことは、指摘されている問題点を明確にし、家族農業を応援する早急な法整備ではないでしょうか。実効性のある早急な法整備を求めて、賛成討論とします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第6号は、否決されました。

日程第52、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で今期定例会議に付されました事件は全て議了しました。

定例会議終了に当たり一言御挨拶申し上げます。

開会しましたころには少し肌寒さも感じていましたが、春を思わせる気候となり、暖かな日差しを感じるきょうこのごろでございます。季節の変わり目です。寒暖差には十分注意し、健康第一で体調管理に努めていきたいと思っております。

2月25日に開会しました令和2年香美市議会定例会2月定例会議は、本日までの24日間でしたが、追加議案2件を含め、議案47件、報告1件、同意1件、決議案1件、意見書案5件、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。令和2年度香美市一般会計予算も可決されたところであります。執行部におかれましては、市政発展、市民生活向上を目指し、誠実に積極的に取り組んでいただきたく思います。

一般質問では、14名の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣に質問がなされました。執行部におかれましては、しっかり精査していただき、行政運営に生かしていただきたく思います。

本日で2月定例会議は閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして各段の御協力を賜り、予定の日程どおり閉会できますことに感謝とお礼を申し上げます。

さて、本日までの24日間、本定例会議期間中には、新型コロナウイルスによる肺炎COVID-19感染症の拡大により、市内小・中学校の休校とともに、卒業式の縮小などさまざまな対策が打ち出されました。香美市新型コロナウイルス感染症対策本部も設置されたところであります。感染症の拡大が心配される状況ではありますが、手洗いやうがいなど感染症対策をしっかりとっていただきますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶

一君。

○市長（法光院晶一君） 令和２年香美市議会定例会２月定例会議閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本定例会議に提案を申し上げました全議案につきまして、それぞれ慎重に審議を尽くしていただき、かつ適切に御決定を賜りました。厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、議会の皆様には、通年議会を初め、香美市議会の改革・刷新について懸命に取り組んでおられます。県下はもとより、広く関係者の注目を集めているところであり、その御努力に対して深く敬意を表するものです。その改革の取り組みは、本日の会議の執行部席にも反映されております。これまでの議会運営になれ親しんできた立場からすれば、少々戸惑いを感じる方もいると思いますが、私は行政に対しても深く配慮いただいているものであると理解しており、ありがたく感じているところであります。

一般質問では、１４名の議員の皆様が高齢者対策を初め幅広く質問をされました。議会では、定例会議に当たり全員協議会を開かれ、事前に一般質問に対する通告、質問のあり方についても確認をされたとお聞きをしております。執行部としましては、質問通告をいただいた上は詳しく丁寧に答弁を行い、そして、より理解を深めていただこうという立場であります。議会の皆さんの思いはしっかり受けとめて対応しなければならない、議会改革の充実、改革には啐啄同時に努めるべきと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

春分の日を前に寒さも和らぎ、桜の話題も聞かれるようになりましたが、新型コロナウイルス感染の収束の兆しは一向に見えません。まだまだ感染予防の闘いは続きそうあります。地域の経済、市民生活も大変心配であります。感染予防の闘いととも、地域経済と市民の暮らしを守る取り組みが、今後、香美市にとりまして大きな大きな課題になると考えております。通年議会制度のもと、行政・議会が連携、力を合わせて、迅速・的確に対応していかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

終わりにになりましたが、議員の皆様のみすますの御活躍を心より御祈念申し上げます。閉会に当たりましての私からの御挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） ありがとうございました。

以上をもちまして、２月定例会議を終了し、令和２年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前１０時４０分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年香美市議会定例会

2 月定例会議会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和2年香美市議会定例会2月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等	
	2月 20日(木)		議会運営委員会
第1日	25日(火)	本会議	会議録署名議員の指名、審議期間の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで
		散会后	全員協議会
第2日	26日(水)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)・抽選(午前11時)】 議案精査のため
第3日	27日(木)	休 会	議案精査のため
第4日	28日(金)	休 会	〃
第5日	29日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第6日	3月 1日(日)	休 会	〃 (山田高校卒業式)
第7日	2日(月)	休 会	議案精査のため
第8日	3日(火)		議会運営委員会
		本会議	一般質問①
第9日	4日(水)	本会議	一般質問②、議会改革推進特別委員会、議会運営委員会
第10日	5日(木)	本会議	一般質問③、会派代表者会議
第11日	6日(金)	本会議	議案質疑 ～委員会付託、予算決算常任委員会、総務常任委員会・分科会
第12日	7日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第13日	8日(日)	休 会	〃
第14日	9日(月)	休 会	教育厚生常任委員会・分科会
第15日	10日(火)	休 会	産業建設常任委員会・分科会
第16日	11日(水)	休 会	議案審査整理のため
第17日	12日(木)	休 会	〃
第18日	13日(金)	休 会	〃 (各中学校卒業式)
第19日	14日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第20日	15日(日)	休 会	〃
第21日	16日(月)	休 会	議案審査整理のため
第22日	17日(火)	休 会	予算決算常任委員会
第23日	18日(水)	休 会	議案審査整理のため (工科大卒業式)
第24日	19日(木)		議会運営委員会
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決)
		閉会后	全員協議会

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第2号	令和2年度香美市一般会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第3号	令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第4号	令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第5号	令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第6号	令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第7号	令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第8号	令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第9号	令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第11号	令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	令和2年度香美市水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第13号	令和2年度香美市工業用水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第14号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第9号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第15号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第20号	令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第21号	令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第22号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第24号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第25号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第26号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第29号	香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第30号	香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第35号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第36号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第37号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第38号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第39号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第40号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第41号	香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第42号	香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第43号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第44号	高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第45号	高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第46号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

決議案第1号

米軍機による超低空飛行に対する抗議決議案について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

令和2年3月19日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 島 岡 信 彦

賛成者 香美市議会議員 萩 野 義 和 賛成者 香美市議会議員 舟 谷 千 幸

賛成者 // 山 口 学 賛成者 // 山 崎 晃 子

賛成者 // 久 保 和 昭 賛成者 // 濱 田 百合子

賛成者 // 甲 藤 邦 廣 賛成者 // 山 崎 龍太郎

賛成者 // 笹 岡 優 賛成者 // 大 岸 眞 弓

賛成者 // 森 田 雄 介 賛成者 // 小 松 孝

賛成者 // 利 根 健 二 賛成者 // 依 光 美代子

賛成者 // 山 本 芳 男 賛成者 // 村 田 珠 美

賛成者 // 爲 近 初 男 賛成者 // 小 松 紀 夫

米軍機による超低空飛行に対する抗議決議（案）

高知県・香美市は、米軍の飛行訓練ルートとされる「オレンジルート」下にあり、超低空飛行による爆音被害を受けてきました。

超低空飛行訓練が行われている本市においては、医療救急活動等のための消防防災ヘリやドクターヘリが日常的に飛行していることから、万が一の衝突事故への不安も強くあります。

昨年12月12日には、高知県知事が「危険性の極めて高い超低空飛行訓練や夜間における訓練など、異常な訓練は行わない」ことや「訓練ルートや訓練が行われる時期についての事前情報提供」などを求め、「こうした危険性が高く、強い恐怖と不安を抱かせる訓練が続けられていることは、県民の安全・安心を守る立場の者として誠に遺憾である」と抗議しています。

しかしながら、今年の11月頃から現在まで、南西から北東に向けての飛行ルートで訓練が実施されており、土・日・祝日を除く18時45分から19時15分の間の飛行が多く確認されています。

香北町の美良布や葦生野の住宅地の上空を、オスプレイを含むプロペラ機による飛行が増加しています。配慮あるべき夜間における飛行や、子どもが怖がるような超低空飛行も確認されていることから、住民の不安は増大しています。

香美市議会は、市民生活に不安と恐怖をもたらす米軍の超低空飛行について強く抗議します。

以上、決議します。

令和2年3月19日

高知県香美市議会

意見書案第 1 号

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 19 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 " 依 光 美代子

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

障害者基本法は、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同じ「障がい者」として定義されており、障がい者の自立及び社会参加支援等に向けた基本理念を定めています。障がい者の自立や社会参加を促進するためには、公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は J R、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路などを対象に、障がい者に対する交通運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っています。

しかし、精神障がい者については、現在もなお J R や高速道路など交通運賃割引制度の対象から除外されているものもあり、精神障がい者の社会参加を促す上で大きな課題となっています。

精神障がい者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会が実施したアンケート調査結果（回答者約 4,800 人）によると、精神障がい者の 1 カ月の平均収入は約 6 万円、そして無年金者は約 20%にも及びます。当然のこととして、交通費の負

担が大きく「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」など社会参加に程遠い深刻な実態が明らかになっています。

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成26年2月に国連障害者権利条約が発効しました。条約第20条では「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」及び第4条では「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適切な措置をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。」と定めています。

一連の国内法や条約に照らせば、障がい者の交通運賃割引制度から精神障がい者を除外するような状況は、一刻も早く是正されなければならない問題です。

昨年、同趣旨の請願が第198回通常国会の衆参両院の国土交通委員会で採択されていますが、国におかれては、請願の内容に沿い早期に精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
国土交通大臣	赤羽一嘉	殿

香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第2号

地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は
行わないことを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和2年3月19日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 〃 依 光 美代子

賛成者 〃 甲 藤 邦 廣

地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は
行わないことを求める意見書（案）

厚生労働省は昨年9月26日、市町村の公立病院と日本赤十字社や済生会などの公
的病院の約3割にあたる全国424病院名を公表し、その廃止や一部診療科を他の病
院に移すなどの再編・統合を進めると発表しました。

今年1月17日には、リストを修正し、7病院を除外、約20病院を追加し、約4
40病院になりました。

高知県では、JA高知病院、佐川町立高北国保病院、(地)高知西病院、いの町立国
保仁淀病院、土佐市立土佐市民病院が対象施設として発表されました。

厚生労働省は2017年の診療実績をもとに、公立・公的病院の中で重症者向け高
度急性期、一般的な手術をする急性期に対応できる1,455病院を調査して、特に「診
療実績が少ない」「診療実績が類似かつ近接で20分以内の距離に競合する病院があ

る」などの基準を設けて再編・統合が必要であると判断しました。

しかし、この一律の基準では、あまりに地方の置かれた医療事情を無視したものと
言わざるを得ません。高知県の深刻な医師不足の実態、公共交通機関の不足、高齢化
の進展などを加味すれば、受療状況や診療実績は大きく変化する可能性があります。
本市においては、急性期の病床は少なく、特に産婦人科・小児科の診療入院施設がな
いことから、近隣の J A 高知病院に大きく依拠しています。

全国知事会では、「地域の医療機関がなくなれば、命や健康は誰が守るのか」「本来
ならリストを返上してもらいたい」と厚生労働省に強く説明責任を求めています。

このように公立・公的病院の統合や廃止は、地域での役割や地方における医療の実
態をさまざまな角度から慎重に検討する必要があります。さらに命に直結することか
ら、地域住民の方々の十分なコンセンサスを得ることが大前提です。

よって、政府におかれては、地方における公立・公的病院を取り巻く深刻な医療事
情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないよう強
く要望します。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 1 9 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第3号

「桜を見る会」の疑惑について徹底解明を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和2年3月19日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 " 森 田 雄 介

賛成者 " 大 岸 眞 弓

「桜を見る会」の疑惑について徹底解明を求める意見書（案）

「桜を見る会」の疑惑はまともな解明が今もなお、なされていません。

第一に、招待客の問題です。功労、功績の有無にかかわらず安倍晋三後援会が多数招待されていました。税金の私物化の疑念が広がっています。

第二に「桜を見る会」と一体となっていた安倍後援会の「前夜祭」会費の問題があります。一流ホテルでの会費5,000円のパーティーは安すぎるのではないか、「前夜祭」は後援会行事とされており、公職選挙法違反の疑いもあります。また開催経費の収支詳細も不明のまま、政治資金収支報告書にも記載されておらず、政治資金規正法違反の疑いもあります。

第三は、政府の公文書管理の問題です。「桜を見る会」は政府の公的行事であり政府としての説明責任がありますが、疑問に答えず、はぐらかし、関係文書を隠蔽していると考えられ、証拠隠滅の疑いがあります。

「桜を見る会」には多額の税金が使われております。招待客は2013年以降年々

増加し、2019年には1万8,200人に膨れ上がりました。年間1,760万円の予算に対し、2018年には5,200万円余と3倍の支出となっております。

世論調査でも国民の8割以上が、説明責任が果たされていないとの声を上げております。

政治への信頼を取り戻すためにも、政府におかれては自ら説明責任を果たすこと、国会においては疑惑の徹底解明を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
内閣官房長官	菅義偉殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第 4 号

会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 19 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 濱 田 百合子

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書（案）

令和 2 年度より地方自治体の雇用の適正化を図る会計年度任用職員制度が運用されます。国はそのための財源措置として 1,690 億円を普通交付税の基準財政需要額として計上するとしています。

本市が制度移行にかかる経費を試算したところ、初年度においては、対平成 30 年度比 9,173 万円の負担増、翌令和 3 年度以降は 1 億 3,482 万円の負担増になりました。

経費の増加は期末手当支給分に限られたものではなく、保険料や退職金の事業所負担分を加味しなければ対応できません。

よって政府におかれては、制度の施行に伴い必要となる経費は適切に確保するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
内閣官房長官	菅義偉殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第 5 号

教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な
財源措置を講ずるよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 19 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 晃 子

賛成者 " 濱 田 百合子

教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な
財源措置を講ずるよう求める意見書（案）

いま、教員の長時間労働が社会問題になっています。平成 30 年の文部科学省の実
態調査によれば 1 カ月の時間外勤務が 80 時間を超える教員は小学校で 5 人に 1 人、
中学校では 2 人に 1 人となっています。時間外勤務の主な業務は、「担任業務」が最も
多く、次に「分掌業務」「教科業務」であり、年齢層では 30 歳以下の教員の勤務時間
が長くなっているなどの調査結果が出ています。

本市においても「夜遅くまで学校に電気がついている」「家に持ち帰って仕事をし
ている」などの話をよく聞きます。学校では近年、精神疾患による休職者や過労死も
発生しており、見過ごすことの出来ない状況です。今、働き方改革として、業務の見
直しなどに着手されていますが、それと共に、やはり先生の定数を増やすことが必要
ではないでしょうか。

過労死ラインを超える労働時間を是正し、子どもとふれあえる時間を確保すること、また先生自身の健康や家庭生活も保持できていく状態を作り出すことが、教育環境の整備につながっていくと考えます。

よって、政府におかれては、教員の多忙化の解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
文部科学大臣	萩生田光一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第 6 号

実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする
法整備を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 19 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 笹 岡 優

賛成者 " 森 田 雄 介

賛成者 " 山 崎 晃 子

実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする
法整備を求める意見書（案）

政府は、これまで道路運送車両法により作業機付きトラクターの公道走行を認めて
きませんでした。

それが、昨年 4 月に規制改革推進会議の「農作業効率化を進める」との答申をう
けて、方向指示器を見やすくするなどの条件付きで走行を認める改革を行いました。

日本の農業は、耕作面積も小さく、分散しているために農地の移動には公道を利用
することが多く、今回の方向には家族農業を支える積極的な面もあります。しかし、
作業機がトラクター幅より広く、車幅が 1.7 メートルを超えると「大型特殊自動車」
に区分され、大型特殊免許が必要とされることに疑問と困惑が広がっています。

特殊自動車は、作業機を取り付けた車両で走行や運搬よりも、その作業機を使うこ
とが目的です。

それが、道路運送車両法の「ロ」の分類でありながら、道路交通法では農耕トラクターは農耕用特殊自動車とひとくくりで、車体の大きさの除外規定もないなど大きな矛盾が生じています。

よって政府におかれては、小規模の農業がベースである日本農業の実情と機種の特門性からも公道を走ることが目的ではないことを考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	森まさこ殿
農林水産大臣	江藤拓殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿
内閣官房長官	菅義偉殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

令和2年香美市議会定例会2月定例会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 2 号	令和2年度香美市一般会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 3 号	令和2年度香美市簡易水道事業特別会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 4 号	令和2年度香美市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 5 号	令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 6 号	令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 7 号	令和2年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 8 号	令和2年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定) 予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 9 号	令和2年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 10 号	令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 11 号	令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 12 号	令和2年度香美市水道事業会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 13 号	令和2年度香美市工業用水道事業会計予算	原案可決	2. 3. 19
議案 第 14 号	令和元年度香美市一般会計補正予算(第9号)	原案可決	2. 3. 19
議案 第 15 号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決	2. 3. 19
議案 第 16 号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)	原案可決	2. 3. 19
議案 第 17 号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	2. 3. 19
議案 第 18 号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第4号)	原案可決	2. 3. 19

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 19 号	令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	原案可決	2. 2. 25
議案 第 20 号	令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	2. 3. 19
議案 第 21 号	令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決	2. 3. 19
議案 第 22 号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 23 号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 2. 25
議案 第 24 号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 25 号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 26 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 27 号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 28 号	香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 29 号	香美市住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 30 号	香美市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 31 号	香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 32 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 33 号	香美市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について	原案可決	2. 2. 25
議案 第 34 号	香美市行政不服審査会条例を廃止する条例の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 35 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	2. 3. 19

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 36 号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 37 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 38 号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 39 号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 40 号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 41 号	香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 42 号	香美市と高知県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約の制定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 43 号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 44 号	高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 45 号	高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 46 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	原案可決	2. 3. 19
議案 第 47 号	令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 5 号）	原案可決	2. 3. 19
議案 第 48 号	香美市山田小学校第三児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	2. 3. 19
同意 第 1 号	教育委員会委員の任命について	原案同意	2. 2. 25
決議 第 1 号	米軍機による超低空飛行に対する抗議決議案について	原案可決	2. 3. 19
意見書案 第 1 号	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について	原案可決	2. 3. 19
意見書案 第 2 号	地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求める意見書の提出について	原案可決	2. 3. 19

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
意見書案 第 3 号	「桜を見る会」の疑惑について徹底解明を求める意見書の提出について	原案否決	2. 3. 19
意見書案 第 4 号	会計年度任用職員制度に必要な財源措置を求める意見書の提出について	原案可決	2. 3. 19
意見書案 第 5 号	教員の多忙化解消と、行き届いた教育のため、教職員の定数増に必要な財源措置を講ずるよう求める意見書の提出について	原案否決	2. 3. 19
意見書案 第 6 号	実情を考慮した作業機付きトラクターの公道走行を可能とする法整備を求める意見書の提出について	原案否決	2. 3. 19